

## 平成29年第1回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○平成29年第1回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	4

### 第1号 (3月3日)

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	6
○出席議員	6
○欠席議員	7
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	7
○議会事務局職員	7
○開会及び開議の宣告	8
○諸般の報告	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○請願第2号の委員会審査報告、質疑、討論、採決	9
○市長の施政方針	13
○発言の訂正	24
○議案第1号～議案第33号の一括上程、説明	24
○散会の宣告	31

### 第2号 (3月7日)

○議事日程	33
○本日の会議に付した事件	33
○出席議員	33
○欠席議員	33
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	33
○議会事務局職員	34
○開議の宣告	35
○諸般の報告	35
○一般質問	35

#### 11番 萩谷俊行君

区域指定後の取り組みについて	36
----------------	----

12番 勝村晃夫君	
有害鳥獣対策	47
農業用溜池について	52
防火貯水槽について	54
オストメイト用トイレについて	56
16番 遠藤実君	
自治会制度について	58
貧困対策について	70
17番 福田耕四郎君	
イオンの進出計画について	74
那珂インター周辺の整備について	78
○発言の訂正	85
14番 助川則夫君	
学校運営について	86
自主防災組織について	92
かわまちづくり支援事業について	94
有害鳥獣（イノシシ）被害と捕獲について	96
○散会の宣告	100

### 第 3 号 （3月8日）

○議事日程	101
○本日の会議に付した事件	102
○出席議員	102
○欠席議員	103
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	103
○議会事務局職員	103
○開議の宣告	104
○諸般の報告	104
○一般質問	104

#### 7番 小宅清史君

区域指定を考える	105
幼稚園の統廃合について、一度立ち止まって考える	111
「あまやプロジェクト」について考える	116
自治会の考察	121

#### 3番 花島進君

インフラ整備計画について	1 2 4
茨城租税債権管理機構について	1 2 7
水戸市池上団地近くの中台地区の地盤損壊問題について	1 2 4
工業団地に誘致した企業の中の労働条件等について	1 2 8
シルバー人材センターについて	1 2 9
高齢などで体が不自由な人たちの交通手段について	1 3 1
図書館の蔵書選択について	1 3 2
ソーラー発電所の問題について	1 3 5
本米崎小学校跡の利用について	1 3 6
6 番 寺 門 厚 君	
高齢運転者への対応について	1 3 8
平成 2 9 年度施政方針について	1 4 8
1 3 番 笹 島 猛 君	
有害鳥獣被害対策について	1 5 4
平成 2 9 年度予算の特徴と今後の財政状況について	1 5 9
1 0 番 古 川 洋 一 君	
認知症対策について	1 7 3
救命について	1 7 7
ペーパーレス会議について	1 8 0
教育環境の整備について	1 8 2
職員の仕事について	1 8 8
○議案の質疑	1 9 1
○議案等の委員会付託	1 9 1
○請願陳情の委員会付託	1 9 1
○発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 2
○選任第 1 号について	1 9 3
○選挙第 1 号の上程、採決	1 9 3
○散会の宣告	1 9 4

#### 第 4 号 (3月23日)

○議事日程	1 9 5
○本日の会議に付した事件	1 9 6
○出席議員	1 9 6
○欠席議員	1 9 7
○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定に基づき説明のため出席した者	1 9 7

○議会事務局職員	197
○開議の宣告	198
○諸般の報告	198
○災害対応調査特別委員会調査事項	198
○議案第1号～議案第33号及び請願第1号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決	199
○議案第34号の上程、説明、採決	215
○議案第35号の上程、説明、採決	216
○議案第36号の上程、説明、採決	217
○議案第37号の上程、説明、採決	219
○委員会の閉会中の継続調査申出について	221
○閉会の宣告	221
○署名議員	225

那珂市告示第 2 1 号

平成 2 9 年第 1 回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

平成 2 9 年 2 月 2 4 日

那珂市長 海 野 徹

記

1. 期 日 平成 2 9 年 3 月 3 日 (金)

2. 場 所 那珂市議会議場

平成29年第1回那珂市議会定例会会期日程

(会期21日間)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘要
第1日	3月3日	金	午前10時	本会議	1. 開会 2. 諸般の報告 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 議案の上程・説明
第2日	3月4日	土		休会	
第3日	3月5日	日		休会	
第4日	3月6日	月		休会	(議案調査) (議案質疑通告締切、正午まで)
第5日	3月7日	火	午前10時	本会議	1. 一般質問
第6日	3月8日	水	午前10時	本会議	1. 一般質問 2. 議案質疑 3. 議案の委員会付託 4. 請願の委員会付託
第7日	3月9日	木		休会	(議事整理)
第8日	3月10日	金		休会	(議事整理)
第9日	3月11日	土		休会	
第10日	3月12日	日		休会	
第11日	3月13日	月	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第12日	3月14日	火	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第13日	3月15日	水	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第14日	3月16日	木	午前10時	委員会	1. 原子力安全対策常任委員会
第15日	3月17日	金		休会	(議事整理)
第16日	3月18日	土		休会	
第17日	3月19日	日		休会	
第18日	3月20日	月		休会	(春分の日)
第19日	3月21日	火		休会	(議事整理)
第20日	3月22日	水	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)
			午前10時	全員協議会	1. 全員協議会 (討論通告締切、正午まで)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘要
					(追加議案の質疑・討論通告締切は午後5時まで)
第21日	3月23日	木	午前10時	本会議	1. 委員長報告及び質疑・討論・採決 2. 閉会

○応招・不応招議員

応招議員（17名）

1番	大和田 和 男 君	2番	富 山 豪 君
3番	花 島 進 君	4番	中 崎 政 長 君
5番	筒 井 かよ子 君	6番	寺 門 厚 君
7番	小 宅 清 史 君	8番	綿 引 孝 光 君
9番	木 野 広 宣 君	10番	古 川 洋 一 君
11番	萩 谷 俊 行 君	12番	勝 村 晃 夫 君
13番	笹 島 猛 君	14番	助 川 則 夫 君
15番	君 嶋 寿 男 君	16番	遠 藤 実 君
17番	福 田 耕四郎 君		

不応招議員（なし）

平成29年第1回定例会

# 那珂市議会会議録

第1号（3月3日）

## 平成29年第1回那珂市議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成29年3月3日(金曜日)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 請願第 2号 「那珂市民の安全確保のために日本原電と茨城県及び東海村等が締結した『原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書』の見直しを求める行動を要請する意見書」の採択を求める請願
- 日程第 4 施政方針説明
- 日程第 5 議案等説明
- 議案第 1号 那珂市公文書開示・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
- 議案第 2号 那珂市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 3号 那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 4号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 5号 那珂市税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第 6号 那珂市税条例等の一部を改正する条例
- 議案第 7号 那珂市地区交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 8号 那珂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 9号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 那珂市公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 那珂市空き家等の適正管理に関する条例
- 議案第12号 那珂市障害支援区分認定審査会条例
- 議案第13号 那珂市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例
- 議案第14号 那珂市水道事業の剰余金の処分等に関する条例
- 議案第15号 平成28年度那珂市一般会計補正予算(第10号)
- 議案第16号 平成28年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算

(第4号)

- 議案第17号 平成28年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第18号 平成28年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第19号 平成28年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第4号)
- 議案第20号 平成28年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第21号 平成28年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第22号 平成29年度那珂市一般会計予算
- 議案第23号 平成29年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算
- 議案第24号 平成29年度那珂市下水道事業特別会計予算
- 議案第25号 平成29年度那珂市公園墓地事業特別会計予算
- 議案第26号 平成29年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計予算
- 議案第27号 平成29年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算
- 議案第28号 平成29年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第29号 平成29年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第30号 平成29年度那珂市水道事業会計予算
- 議案第31号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 議案第32号 市道路線の認定について
- 議案第33号 市道路線の変更について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

## 出席議員(17名)

- |     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 大和田 和 男 君 | 2番  | 富 山 豪 君   |
| 3番  | 花 島 進 君   | 4番  | 中 崎 政 長 君 |
| 5番  | 筒 井 かよ子 君 | 6番  | 寺 門 厚 君   |
| 7番  | 小 宅 清 史 君 | 8番  | 綿 引 孝 光 君 |
| 9番  | 木 野 広 宣 君 | 10番 | 古 川 洋 一 君 |
| 11番 | 萩 谷 俊 行 君 | 12番 | 勝 村 晃 夫 君 |
| 13番 | 笹 島 猛 君   | 14番 | 助 川 則 夫 君 |
| 15番 | 君 嶋 寿 男 君 | 16番 | 遠 藤 実 君   |

17番 福田 耕四郎 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野 徹 君	副市長	宮本 俊美 君
教育長	秋山 和衛 君	企画部長	関根 芳則 君
総務部長	川崎 薫 君	市民生活部長	石川 透 君
保健福祉部長	大部 公男 君	産業部長	佐々木 恒行 君
建設部長	小泉 正之 君	上下水道部長	石井 亨 君
教育部長	会沢 直 君	消防長	寺門 忠 君
会計管理者	綿引 智 君	行財政改革推進室長	大森 信之 君
危機管理監	小橋 洋司 君	農業委員会事務局長	山田 甲一 君
総務部次長	川田 俊昭 君		

---

議会事務局職員

事務局長	深谷 忍 君	書記	小田部 信人 君
書記	萩谷 将司 君		

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（中崎政長君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員はおりません。定足数に達しておりますので、ただいまより平成29年第1回那珂市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（中崎政長君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、別紙出席者名簿のとおり、市長、副市長、教育長、ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程及び閉会中の議長職務執行報告を、別紙のとおりお手元に配付をしております。

市長から行政概要報告が別紙のとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

監査委員から平成28年12月分、平成29年1月、2月分の月例現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（中崎政長君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、15番、君嶋寿男議員、16番、遠藤 実議員を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（中崎政長君） 日程第2、会期の日程を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月23日までの21日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月23日までの21日間に決定いたしました。

なお、会期中の審議日程等については、議会運営委員会、君嶋寿男委員長から同委員会の決定事項として報告されております。その決定事項に従った会期日程表を配付しております。

---

◎請願第2号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

○議長（中崎政長君） 日程第3、請願第2号 「那珂市民の安全確保のために日本原電と茨城県及び東海村等が締結した『原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書』の見直しを求める行動を要請する意見書」の採択を求める請願を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

原子力安全対策常任委員会、笹島 猛委員長、登壇願います。

〔原子力安全対策常任委員会委員長 笹島 猛君 登壇〕

○原子力安全対策常任委員会委員長（笹島 猛君） 原子力安全対策常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

請願第2号 「那珂市民の安全確保のために日本原電と茨城県及び東海村等が締結した『原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書』の見直しを求める行動を要請する意見書」の採択を求める請願の1件でございます。

次に、結果でございます。

本件は、全会一致で不採択とすべきとなりました。

理由でございます。

本件は、昨年の第3回定例会に提出されてから、当委員会にて3回にわたり審議を行ってまいりました。これまでの審議にて周辺自治体の採択状況を確認したところ、採択状況については、原子力不在地域首長懇談会構成市村のうち、水戸市と東海村は未提出、常陸太田、日立、ひたちなか市は不採択のことでした。

また、これまでの原子力所在地域首長懇談会での日本原子力発電株式会社東海第二発電所の再稼働の判断に関する権限拡大の要求については、昨年12月21日の懇談会における原電側の答弁は、丁寧な説明に努める、真摯に対応するというものであり、進展はなかったとのことです。

この請願の内容に対し、委員会からは、既に執行部から繰り返し要求が行われていること、要求は日本原子力発電株式会社に直接行うべきであること、周辺自治体と足並みをそろえなくては十分な効果が望めないなどを理由として、不採択すべきであるという意見が多数出さ

れました。採決の結果、全会一致で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（中崎政長君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長報告に対する質疑の回数は1人3回までといたします。

質疑ありませんか。

寺門議員。

○6番（寺門 厚君） ただいま委員長のほうからご報告をいただきましたけれども、審議の過程でこれは全会一致で不採択ということでございますが、これに対する賛成意見、反対意見、どのような討論がされたのか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 笹島委員長。

○原子力安全対策常任委員会委員長（笹島 猛君） 今、説明したとおりなんですけれども、原電からの答弁は、丁寧な説明に努めて真摯に対応するというものは進展なかったということで、首長懇談会でなすべきものであって、我々議員からしてみればそれに追随するわけではございませんが、そのような形をとっていかなければ、他の市町村ともそういう意見が出たということで、そういう結果になりました。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） もう1点伺います。

では、周辺自治体の意向を確認してからということでございますけれども、今回については、那珂市独自でどう判断するんですかという、そういう請願でございました。

これについては、この那珂市で、じゃどうすべきかということを中心に考えたいと思いますか、討論というようなことはなかったんでしょうか。

○議長（中崎政長君） 笹島委員長。

○原子力安全対策常任委員会委員長（笹島 猛君） ございませんでした。やはり、あくまでもこの問題に対しては広域的なものであって、首長懇談会の市町村と県とのあれであって、我々、一議会の那珂市としてはそのようなことはないということで意見は出ませんでした。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 外にございませんか。

花島議員。

○3番（花島 進君） 報告では、原電が真摯に対応するというふうに言っているというお話なんですけれども、そもそも安全協定の見直しの話が出てから、これまで一体どれぐらいの期間がたっていて、それに対して委員会の中で真摯に対応している中身がどれだけ真摯なのか、議論がなされたのかどうか、それをお伺いしたいです。

○議長（中崎政長君） 笹島委員長。

○原子力安全対策常任委員会委員長（笹島 猛君） あくまで真摯に対応するというので、

あくまでも我々はそれを信じるほかないということで、その細部についての質問等はございませんでした。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 外にないようですので、続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

花島議員。

○3番（花島 進君） 真摯に対応しているからといって、それをそのまま信じるというのは余りにも判断が正しくないと思います。そもそもこの安全協定の見直しの必要性というのは、感じていらっしゃると思うんです。そこはちょっと質問しなかったんですが、私は感じています。

言うまでもないことですが、東海村の東海第二原発が大きな事故を起こせば、東海村だけに被害がとどまるだけでなく、当然、周辺の市町村にだって危うい。それは福島第一の事故で見ればわかると思います。福島第一の事故では3つの原子炉、4ついかれたんですけれども、3つが運転中に近い状態で、それで大量の放射能を出したわけですが、東海第二原発1基でその3基分の出力が十分あるんです。だから、たとえ1基でも東海第二原発が大きな事故を起こせば、周辺に同じように被害がある、あるいはもっと大きな被害があるかもしれないわけです。

そういう問題に対して、安全協定を持つてる安全協定の中で運転の停止等にかかわる権限を持つのはごく自然な発想だと思います。それに対して、日本原電が真摯に対応しておっしゃっているけれども、何年も見直しに具体的な中身の話もせずにいるというのは、どう見たって真摯な対応とは思えないです。それを議会として交渉を後押ししてほしいというのが請願の趣旨かと私は思います。別に議会が後押ししなくても首長懇でやるとは思いますが、ですけれども議会がそれを後押しすることで若干の力添えになると私は思っていますので、原子力安全対策委員会の報告どおりに採択しないということには、私は反対で、むしろ積極的に採択すべきだと考えます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 花島議員に申し上げます。

討論の場合は、最初に反対、賛成を言って、その理由を話していただければありがたいと思います。

外にございませんか。

寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 原子力安全常任委員会の不採択ということについては、私は反対の立場から討論をしたいと思います。

今、花島議員からもありましたように、福島第一原発事故、これは起きました。我々、那珂市に住む者にとりましても、やはり原子力発電所は安全ではないと、事故が起きるんだと

いうことは実感されて身にしみているかと思います。これ、JCOの事故もありました。あれからも十数年たちますけれども、この事実を踏まえて、じゃその安全を確保していくにはどうすればいいのだというところで、当那珂市においても、きちっとこの那珂市としてどうするのだというところを結論というか、やはり持っていかなくてはならない。それにはその安全協定の見直しが必要、これが一番最短経路だと思います。といいますのは、安全協定というのは、原子力発電所が稼働する稼働しないにかかわらず、絶えず常に安全、市民の安心・安全を守るためには必要なことでございます。

今回、その安全協定については、再稼働その他、重大事項に関わることについては、権限は東海村と茨城県にしかございません。周辺自治体にはなんら決定の権限はないと。ましてや市民、多くの市民の方々がいますけれども、その方々も意見を言うことは、その稼働もしくは安全に関する重大事項について決定権がないということでは、東海村はじめ、この周辺自治体30キロまで入れますと90万人、100万人近い方がいます。この安全を守るためには、やはりこの周辺自治体にも各市民一人一人が賛成反対を言うことができる安全協定の見直し、権限を拡大すると、周辺自治体にも権限を拡大するというところでこの請願は出されております。

首長懇談会で、6市村でやればよいということではなくて、30キロ圏内にも今広がっておりますし、くしくもこの2月1日の常任委員会が開催された日に、東京新聞茨城版には東海第二原電さんの本音が載っておりました。再稼働してからでも安全協定の見直しはすればいいじゃないかという内容でございました。これは関係機関等々、確認をしましたがけれども、本音であるということでございます。

こういうことから、その真摯な対応ということをやっておりますけれども、じゃこの4年間ずっと回答を先延ばしにしてなんら回答もしない。ましてや、もう再稼働してからでもいいんじゃないかと、こういうことでは全く我々周辺自治体もそうですし、立地である東海村の住民の皆さんも、本当に安心といえるのか、安全確保のためには、やはりこの協定の見直しをきちっと周辺自治体に広げていただくという決定をされるというのが大変ベターな決断であるというふうに思います。それを支援するのが首長懇談会の協定見直しの覚書、そしてそれを議会でも応援しましょうということによって今回請願を出させていただいた次第でございます。

ということで、私は、不採択ということについては反対といたします。

以上です。

○議長（中崎政長君） 外にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 討論を終結いたします。

これより請願第2号を採決いたします。本件は起立による採決を行います。

採決の前に、議員各位にあらかじめ申し上げます。本件に対する委員長の報告は不採択と

すべきものであります。

念のため申し上げます。これから行います請願第2号の採決は、委員長報告に対するものではなく、請願第2号を採択にするか、不採択にするかを問うものでございます。

お諮りいたします。この請願第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中崎政長君） 起立少数であります。

よって、請願第2号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定をいたしました。

---

### ◎市長の施政方針

○議長（中崎政長君） 日程第4、平成29年度施政方針について市長より説明を願います。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 平成29年第1回那珂市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご参集を賜り、まことにありがとうございます。

また、議員各位におかれましては、日ごろより、市政の進展と行政運営の円滑な推進のために格別なるご高配を賜っており、心から感謝を申し上げます。

先月の27日になりますが、復興庁の務台政務官が市役所においでになりました。東日本大震災に係る県内の被災状況を視察する中、わざわざ時間を割いて那珂市にも立ち寄ってくださったという経緯でございます。1階にある放射性物質検査室も見させていただきましたが、いまだに風評被害に苦しんでいる現状についてご理解をいただけたのではないかと思います。

私としましては、国に対して直接、那珂市の被災状況を説明する貴重な機会でありましたので、要望もあわせて那珂市の状況をお伝えしたところでございます。

東日本大震災で被災してから、間もなく6年が経過し、町並みも日常ももとに戻りつつあります。しかしながら、災害については、いつ、いかなる時に起こるかわかりません。東日本大震災を風化させることなく、防災・減災のため、準備を怠らないよう再認識をしたところであります。

議員の皆様におかれましても、3月11日には、東日本大震災で犠牲となられました方々のために、黙禱のご協力をお願い申し上げます。

本定例会におきましては、平成29年度当初予算についてご審議をいただくことになっております。議案等の説明に先立ち、私の市政運営に臨む所信の一端を明らかにし、新年度に取り組む主要施策の概要等について述べさせていただきたいと存じます。

お手元の平成29年度施政方針をごらんいただきたいと思います。

平成29年度施政方針。

平成29年度那珂市一般会計をはじめ、各種特別会計及び水道事業会計の当初予算のご審議をお願いするにあたり、市政運営の基本方針と新年度における主要な施策の概要を申し上げ、議員各位をはじめ、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

現在、第3次安倍内閣では、アベノミクスの第2ステージとして、「一億総活躍社会」を目指すと宣言しています。少子高齢化に歯どめをかけ、50年後も人口1億人を維持し、一人一人が個性と多様性を尊重され、家庭で、地域で、職場で、それぞれの希望どおりに、それぞれの能力を発揮し、それぞれが生きがいを感じることができる社会を目指しています。アベノミクスの新しい「三本の矢」を軸に経済成長、子育て支援、安定した社会保障の実現のため、強い経済の実現に向けた取り組みを通じて得られる成長の果実によって、子育て支援や社会保障の基盤を強化し、そして、さらに経済を強くするという「成長と分配の好循環」を生み出す新たな経済社会システムの構築を目指しております。平成29年1月の月例経済報告においては、「景気は、一部に改善の遅れもみられるが、緩やかな回復基調が続いている」と発表されております。しかしながら、地方においては実感するまでには至ってなく、地方経済を活性化することが、国全体の経済の強化につながるものであり、雇用の創出、魅力ある地域の創造などの取り組みが必要であります。

本市におきましては、「那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、「安定した雇用の創出戦略」「那珂市への人口還流戦略」「結婚・出産・子育て応援戦略」「時代に合った地域の創造戦略」の4つの基本目標に沿った具体的な施策をさらに加速させ、本市が持つ「住みよさ」という強みを生かしながら、地域の活性化、移住・定住の促進を図るとともに、人口減少の抑制につながる効果的な施策について、引き続き全庁を挙げた横断的な取り組みが必要であります。そのためにも、私と職員がともに一丸となり、迅速に課題解決に取り組み、より高品質の行政サービスを市民の皆様にご提供することが、私に与えられた使命であると考えております。

私は、市民の皆様のご負託に応え、愛されるふるさと那珂市をつくるべく、いかなる困難な課題にも挑戦してまいり所存であります。そして、那珂市の発展のため、今後も各種施策を展開してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

以上、市政運営の基本的な考え方について申し上げます。

次に、平成29年度当初予算の概要について申し上げます。

那珂市予算は、歳入では、根幹である市税については、家屋の新築等による固定資産税の増や、個人市民税においては、雇用環境の改善等による納税義務者の増など、若干の増収要因にあるものの、普通地方交付税が国の概算要求において減額となっていること、さらには合併算定替が段階的に縮減されることから、財源不足分について財政調整基金等からの繰入金で充ち、必要な財源を確保しました。

また、歳出では、前年度に引き続き両宮排水路整備事業や菅谷市毛線等の街路整備事業、

道路改良舗装事業、下菅谷地区まちづくり事業に加え、新たに公立幼稚園建設事業などに重点的な配分を図る一方、社会福祉費などの扶助費や各種特別会計への繰出金が増加しており、普通地方交付税における合併算定替の縮減など将来的にも厳しい財政状況が見込まれます。これらを見据えた中で、歳入に見合った歳出の原則に立ち、徹底した経費の節減と事務事業の見直しを進めた中で、財源の効率的な配分に努めた予算編成を行いました。

その結果、一般会計については前年度比1.6%増の186億8,000万円、特別会計については、国民健康保険特別会計（事業勘定）が前年度比0.7%減の68億5,500万円、下水道事業特別会計は前年度比1.2%増の20億6,100万円、公園墓地事業特別会計が前年度比14.3%減の1,200万円、農業集落排水整備事業特別会計が前年度比24.4%増の11億5,200万円、介護保険特別会計（保険事業勘定）が前年度比4.6%増の46億9,100万円、上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計が前年度比9.4%減の1億2,600万円、後期高齢者医療特別会計が前年度比10.7%増の5億9,200万円となりました。

水道事業会計につきましては、収益的収入が前年度比0.8%増の12億475万9,000円、収益的支出が前年度比4.7%増の11億9,207万円、資本的収入が前年度比18.2%増の5億6,802万6,000円、資本的支出が前年度比12.6%増の10億4,800万8,000円となりました。

次に、重点的に取り組む主要施策の概要につきまして、第1次那珂市総合計画に掲げる施策体系に沿って申し上げます。

#### 第1章、市民との協働のまちづくり。

協働のまちづくりの推進につきましては、市民との協働体制の確立に向け、引き続き地区まちづくり委員会、自治会及び市民活動団体の活動を支援するとともに、市民一人一人がまちづくりの主体であることを認識し、進んでまちづくりに参加できるよう、まちづくりリーダー養成講座や協働のまちづくり推進フォーラム等を通して、学習機会の提供や啓発を行ってまいります。

また、市が元気になる活動を心から応援してくれる市民や市外の人で組織する「いい那珂暮らし応援団」を結成し、本市のさらなる知名度アップと活力あるまちづくりを推進してまいります。

広報事業につきましては、広報紙や市ホームページを通して、わかりやすい市政情報の提供に努めるとともに、フェイスブックやツイッター等のソーシャルネットワーキングサービスや情報メール一斉配信サービス等を活用して、積極的・効果的な情報発信を行います。また、本市の魅力である「住みよさ」を市内外に広めるため、シティプロモーション指針に基づき、今後の取り組む内容を示したシティプロモーション行動計画を推進します。計画において掲げた各種施策を全庁的に取り組み、市の知名度の向上や交流人口の増加を図り、さらには定住人口や移住人口の確保につなげてまいります。

広聴事業につきましては、開かれた市政の実現を目指し、市民相談室の窓口をはじめ「市民ボックス」や「市長への手紙」により、引き続き広く市民の意見・要望の聴取に努めてま

います。また、市の計画等の立案にあたりましては、パブリックコメントを実施するほか、「市長と話そうふれあい座談会」を継続して実施し、市民の皆様との対話や意見交換を通して市民のニーズを把握し、市政運営に反映してまいります。

男女共同参画の推進につきましては、男女共同参画プラン後期実施計画に基づき、女性活動団体等と連携を図りながら、さまざまな取り組みを総合的かつ計画的に推進してまいります。あわせて、本年度で後期実施計画期間が終了するため、次期計画の策定に取り組んでまいります。

人権尊重の啓発につきましては、一人一人の人格が尊重される社会をつくるため、人権問題についての啓発・教育の推進に取り組んでまいります。また、平和事業につきましては、戦争や平和について学び、考える機会を提供するため、原爆や戦争に関するパネル展等を開催いたします。戦争の悲惨さや平和の尊さは、特に若い世代に語り継ぐことが重要であることから、引き続き学校を通して児童・生徒に周知してまいります。

## 第2章、安全で快適な住みよいまちづくり。

防災対策につきましては、自主防災組織が結成されている自治会に対しては、定期的な防災訓練の実施を呼びかけ、組織の運営強化を推進するとともに、組織及び地域の防災力向上の担い手として、防災士育成を図るため、新たに補助を実施します。未結成の自治会に対しては、災害に備える重要性を説明し、認識を深めてもらうことにより、引き続き結成の促進を図ります。また、地域防災計画に基づき災害に強いまちづくりを推進するため、食糧や飲料水等非常用食糧の備蓄を進めるとともに、情報伝達手段の適切な管理を図るなど、災害時における市民の安全確保に努めてまいります。さらに、防災訓練につきましては、自主防災組織を中心とした住民参加型の総合防災訓練を実施してまいります。

原子力の防災対策につきましては、地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、防災体制の整備・充実に努めるとともに、広域避難計画の策定に取り組んでまいります。また、東海第二発電所の再稼働を含めた取り組みについては、事業所や国の動向に注視しながら、県及び近隣市町村と連携を図るとともに、議会及び市民の意見を尊重して対応してまいります。

木造住宅の耐震化につきましては、旧耐震基準で建築された住宅（昭和56年5月31日以前着工の木造住宅）でございますけれども、それを対象に耐震診断及び耐震改修工事に要する費用の補助を行い、耐震化の促進を図ってまいります。

消防行政につきましては、複雑多様化する各種災害に対応するため、消防本部において電気設備及び出動サイレン警音器の改修工事を行い、消防防災拠点である消防施設の充実強化を図ります。

救急業務につきましては、救急需要に対応するために、東消防署の高規格救急車を更新整備し、救命率の向上を図るほか、救急救命講習会等の開催を推進し応急手当ての普及啓発に努めてまいります。また、火災予防につきましては、住宅用火災警報器の設置促進や査察指導において、特定防火対象物における消防用設備等の設置、消防訓練の実施や避難経路の維

持管理等、指導の強化及び防火管理者の育成指導を行います。

消防団につきましては、消防団の装備の基準に基づき装備品を整備し、消防団員の安全を確保するとともに、迅速な消防活動ができるよう消防力の充実強化を図ります。

防犯対策につきましては、防犯灯設置の補助や空き家条例を制定し適正管理をすることにより、地域の安全確保に努めてまいります。また、犯罪のない安全で安心なまちづくりの取り組みとして、警察や防犯協会等と連携した防犯パトロールの充実を図り、地域と一体となった防犯活動を進めてまいります。

空き家対策につきましては、所有者に対し、適切に維持管理するよう働きかけてまいります。また、空き家の売却や賃貸を希望する所有者からの申し込みにより、空き家情報を登録するとともに、利用希望者に空き家の情報を提供する「空き家バンク」を開始し、定住の促進に活用してまいります。

消費者行政につきましては、近年、情報化や高齢化の進展により消費者を取り巻く環境が大きく変化し、消費者トラブルも悪質かつ巧妙化しています。これらの消費者問題に適切に対応するため、引き続き消費生活センターにおける相談・あっせん・情報提供の充実を図るとともに、市ホームページや出前講座等により消費者の意識啓発に努め、被害の未然防止を図ってまいります。

交通安全対策につきましては、警察等関係機関との連携により、季節ごとに交通事故防止運動を展開し、高齢者や子供の事故、自転車事故等の未然防止に努めてまいります。また、飲酒運転や夜間の交通事故防止等の広報啓発活動を実施し、交通マナーの向上を図るとともに、高齢者や児童・生徒に重点をおいた交通安全教育を実施してまいります。

環境行政につきましては、第2次環境基本計画に基づき自然と調和した豊かな環境の確保に努めます。省エネルギーや環境保全、ごみの減量化とリサイクルの推進を図るため、出前講座の開催や広報等を通じた啓発を行うとともに、市民との協働による環境に優しいまちづくりを目指します。

市道整備につきましては、生活道路としての利便性の向上と安全な交通環境の確保を図るため、緊急性と必要性を考慮しつつ、あわせて地域の要望を総合的に勘案し、継続的に道路の新設や改良、維持補修を実施し、舗装率の向上に努めてまいります。

橋梁の維持管理につきましては、できる限り長く利用するといった予防保全型の維持管理へと転換するため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき最適な維持修繕を計画的に実施してまいります。

排水路整備事業につきましては、両宮排水路の全体整備計画区間の約90%が完成しましたが、引き続き未整備となっている中間部につきましても年次計画に基づいて整備を実施し、大雨等による冠水被害の防止に努めてまいります。

都市計画道路につきましては、菅谷市毛線（第3期、延長1,400メートル）及び上宿大木内線（延長440メートル）について、引き続き計画的に整備を進めてまいります。

地域公共交通につきましては、高齢者や障害者等の日常生活に不便を来たしている市民の交通手段を確保するため、ひまわりタクシーやひまわりバスの運行を引き続き実施してまいります。また、本年度はJR水郡線常陸鴻巣駅に駐輪場を整備し、利用環境の向上を図るとともに、県・近隣市町村と連携を図りながら公共交通の利用促進に努めてまいります。

地籍調査事業につきましては、南酒出（Ⅲ）地区の成果の閲覧と認証の作業を行うとともに、南酒出（Ⅳ）及び額田北郷（Ⅰ）地区の道路、水路等の長狭物・一筆地の調査を実施してまいります。

市街地の整備につきましては、下菅谷地区まちづくり事業における街区道路等の整備を地区まちづくり協議会と協議の上、進めてまいります。

また、上菅谷駅前地区土地区画整理事業につきましては、本年度末の竣工に向けた換地関係業務を実施してまいります。

上水道事業につきましては、安全でより安定した水の供給を図るため、既存施設の適正な維持管理に努めてまいります。また、配水管網整備計画に基づき、安全で効率的な水の供給が出来るように配水管の整備及び老朽管の更新を積極的に行ってまいります。木崎浄水場につきましては、平成27年度からⅠ期更新事業に着手し、平成29年度は、ろ過池新設工事、電気計装設備工事及び木崎浄水場系送水管布設工事を行ない、平成34年度の完成に向けて計画的に進めてまいります。

公共下水道事業につきましては、第1次整備優先地区のⅠ期地区である額田、後台地区及びⅡ期地区の後台、戸多、中里地区の污水管布設工事を進めてまいります。

農業集落排水整備事業につきましては、酒出地区の污水管布設工事及び処理場建設を進めてまいります。

合併処理浄化槽の設置につきましては、下水道の認可区域以外の区域において、引き続き行ってまいります。

### 第3章、健やかで生きがいをもって暮らせるまちづくり。

地域福祉につきましては、地域福祉計画に基づき、社会福祉協議会、民生委員、児童委員等の関係機関との連携を図り、要支援者の支援体制を強化するとともに、お互いを認め支え合う地域社会の構築を目指してまいります。

生活保護につきましては、生活保護法に基づき保護費の適正化を進めるとともに、受給者の自立を促すため、就労支援等に努めるとともに、生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図ってまいります。

高齢者福祉につきましては、高齢者保健福祉計画に基づき、本年度新たに開始する介護予防・生活支援サービス事業の推進、並びに平成30年4月の開始に向けた認知症初期集中支援チームによる認知症対策事業及び在宅医療・介護連携推進事業の準備を行ってまいります。

また、本年度は平成30年度から3年の計画期間となっている高齢者保健福祉計画の策定年度に当るため、高齢者の自立支援と尊厳の保持を基本に、健康づくりや介護予防事業の効果

的な実施、介護保険事業の円滑な運営、高齢者福祉事業の充実等、高齢者の保健・福祉・介護施策に総合的に取り組むため、次期計画策定を行ってまいります。

さらに、市内3圏域にある地域包括支援センターや社会福祉協議会等の関係機関と緊密に連携を図り、高齢者が住みなれた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援してまいります。

障害者福祉につきましては、障がい者プランに基づき、障害の有無に関わらず地域の誰もがかけがえのない個人として尊重され、自立と自己決定により社会に参加・参画しながら、地域で安心して暮らしていけるよう、支援を必要とする方に対し、適切な障害福祉サービス等の提供に努めてまいります。

結婚・少子化対策につきましては、結婚を個人の問題ではなく地域全体の問題と捉え、結婚を希望する男女の出会いの場を提供する「ふれあいパーティー」を開催いたします。

母子保健につきましては、乳児全戸訪問や妊婦及び乳幼児の健康相談・健康診査により育児不安の解消に努めるほか、定期予防接種の勧奨、任意予防接種の助成により感染症の蔓延と重篤化を防止するなどして、安心して出産・子育てできる体制を進めてまいります。

また、不妊治療費につきましても、県補助金への上乗せ助成を行うとともに、男性不妊治療も助成対象として経済的負担の軽減を図り、子供を産みたい方が産めるような環境づくりに引き続き取り組んでまいります。

子育て支援につきましては、子ども・子育て支援計画に基づき、子育て世帯の負担軽減を図るとともに、放課後学童保育事業の受け入れ学年の引き上げと定員の拡充を図り、子育て環境の充実に努めてまいります。また、子育て世帯を社会全体で支援していく体制を構築するため、地域子育て支援センター「つぼみ」や民間保育所等での子育て支援事業の充実とファミリーサポートセンターの利用促進とともに地域との交流事業を進めてまいります。

子供の発達に不安や悩みを抱える保護者を支援するため、こども発達相談センター「すまいる」の相談・支援事業を充実するとともに、関係する機関との連携を図ってまいります。

児童虐待への対応やひとり親家庭の相談体制の充実と自立支援のため、家庭児童相談室では、引き続き関係機関との連携を図ってまいります。

国民健康保険及び後期高齢者医療保険につきましては、事業の健全運営に努めるとともに、平成30年度から国民健康保険制度改革に向けて準備を進めてまいります。また、生活習慣病の早期発見・早期治療のため、特定健診及び高齢者健診の受診促進、人間ドック等の助成事業を実施するとともに、残薬解消のきっかけづくりとしてお薬エコバッグを配布するなど、医療費の適正化に努めてまいります。

成人保健につきましては、健康寿命の延伸とともに平均寿命、健康寿命の差を短縮することを目標に、疾病の早期発見のため、定期健診・がん検診等を進めるとともに、きめ細やかな保健指導を実施して生活習慣の改善に取り組むなど、健康づくりを進めてまいります。

また、水戸市を中心とする茨城県央地域定住自立圏形成協定に基づき、初期救急医療の充

実や医師及び看護師等の確保に向けた取り組みを推進してまいります。

#### 第4章、豊かな心と文化を育む教育のまちづくり。

学校教育につきましては、個性と創造性を育む学校教育の充実を図ることを目標に、児童・生徒の基礎的・基本的な知識と技能の習得に努めるとともに、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」「自分らしい生き方や自立」の育成を図ってまいります。そのため、8年生及び9年生については、市独自に35人学級を継続するほか、引き続き障害児学習指導員等を配置して、生徒一人一人のニーズに合せたきめ細やかな指導を行ってまいります。また、小学校においてALT（外国語指導助手）による英語教育の拡充強化を図り、早期に外国人とのコミュニケーションや外国文化に触れる機会をふやすことにより、グローバルな社会を見据えた人間形成を図ってまいります。

個に応じた一貫したきめ細かな指導による、教育効果の向上を目指した小中一貫教育は、3年目を迎え、今後も教職員の研修強化による指導力強化と、専科教員による授業の推進や小学校と中学校の連携を進めた系統的な指導を図りながら、さらに推進してまいります。また、平成28年度からコミュニティ・スクールの指定を行った白鳥学園瓜連小・中学校につきましては、今後も研究成果を踏まえた活動を続けてまいります。

いじめ問題につきましては、いじめ防止に向け、いじめ問題対策連絡協議会において今後も関係機関と連携を密にし、地域社会と一体となり、いじめ問題の克服を目指して取り組んでまいります。また、学校生活への悩みを持つ児童・生徒及び保護者並びに教員の多様な教育相談に応じるため、教育支援センター機能の充実を図るとともに、心の教室相談員やスクールカウンセラー等による指導・支援を行ってまいります。

幼児教育につきましては、引き続き市立幼稚園教育振興計画に基づき、特別支援教育の充実や預かり保育等を推進し、幼稚園教育の一層の充実を努めてまいります。また、私立及び公立の幼稚園、保育所、小学校が協力し、カリキュラムの作成や合同研修を実施することで幼児教育のさらなる充実を図ってまいります。

新公立幼稚園の建設につきましては、基本設計及び実施設計を行い、平成31年度の開園に向け工事を進めていく予定です。

学校施設につきましては、地域住民の災害時の緊急避難場所としても活用される校舎や屋内運動場及び柔剣道場の耐震補強工事は全て終了いたしました。今後は、校舎や屋内運動場等の大規模改修工事等を計画的に進め、長寿命化と教育環境の充実を進めてまいります。

中央公民館につきましては、市民の意向を反映した講座の充実や自主事業の積極的な展開等、多様化する市民ニーズに対応するとともに、各地区まちづくり委員会との連携を深め、地域における生涯学習活動を推進してまいります。

市立図書館につきましては、読書活動推進計画に基づき、市民が読書に親しむ機会の提供及び充実を努めてまいります。また、地域や学校等の関係機関と連携・協力し、子供たちの読書活動を支援してまいります。さらに、読書活動の意義や重要性について、広く普及・啓

発を図ってまいります。

スポーツの推進につきましては、スポーツ振興基本計画に基づき、生涯にわたるスポーツの推進による市民の健康づくりを実施するとともに、スポーツ振興の中核を担っている体育協会の活動を支援してまいります。また、那珂総合公園を活用して、市民のニーズに応じた魅力あるスポーツ教室を開講し、スポーツに親しむきっかけづくりやともに楽しむ仲間づくりの場を提供し、市民の健康の維持・増進に努めてまいります。

第74回国民体育大会につきましては、平成31年9月下旬より「いきいき茨城ゆめ国体」が開催されます。本市においても開催に向け、いきいき茨城ゆめ国体那珂市実行委員会を設立いたしました。今後は本大会を成功に導くために、市民・関係団体と連携し諸準備を進めてまいります。

青少年健全育成につきましては、家庭教育力の向上に努めるとともに、家庭・学校・地域・ボランティアなどの関係機関との連携を一層深め、子供たちが健やかに育つ環境づくりを推進してまいります。また、ふるさと教室等における体験事業の充実により、小学生のふるさとを愛する心と社会性の涵養を図ってまいります。

歴史遺産・伝統文化につきましては、歴史民俗資料館を拠点として季節展や企画展を充実するとともに、市史編さん事業を進めてまいります。また、市民との協働により、額田城跡の保存管理をはじめ、各種の歴史遺産の保存活動を進めてまいります。

国際交流につきましては、国際交流協会と連携し、異なる文化や生活習慣を互いに理解し合える多文化共生の推進に努めるとともに、国際親善姉妹都市であるアメリカ合衆国オークリッジ市との交流を通して、国際的感覚を持ち、グローバル社会に対応できる人材を育成してまいります。

市民交流事業につきましては、友好都市である秋田県横手市との交流を通して、異なる風土や文化、生活習慣等に触れ、市民及び市民団体の友好関係が継続・発展できるよう交流活動を支援してまいります。あわせて、市民がさまざまな文化に親しみ、見聞を広められるような新しい都市交流を検討してまいります。

第5章、活力があり賑わいのあるまちづくり。

農業振興につきましては、米の消費拡大と高収益作物への転換に取り組むとともに、農産物の生産及び販路拡大に向けた新たな企画を展開し、都市交流や各イベント等での出品など、関係課と連携して積極的に進めてまいります。農業者の所得向上と産地強化のため、農業の6次産業化と農商工連携による特色あるアグリビジネスを支援してまいります。

農業従事者の減少は、農地の利活用や地域経済に大きな影響を及ぼしています。地域農業の将来を見据え、若年農業者や農業関係学校など、それぞれが持つ個性を十分に生かすとともに、将来の地域農業の担い手となる人材として、新規就農者や定年帰農者及び女性農業者など多様な担い手の育成に取り組んでまいります。

農地につきましては、地域農業の中心となる担い手への農地利用集積を図るとともに、耕

作放棄地の再生利用、農業委員会その他関係機関と連携を図り、取り組んでまいります。農業・農村の多面的機能の維持・発揮のため、地域での共同活動への支援を通じ、農地農業用施設など、農業生産基盤の適切な保全管理を推進してまいります。

農業基盤の整備につきましては、引き続き有ヶ池地区及び芳野地区において県営事業を実施するとともに、既存施設の長寿命化や更新を進めてまいります。担い手等への農地集積を進めながら、新木崎地区など県営でのほ場整備計画を推進してまいります。

今後においても、農作物への被害軽減など、農業従事者が安定して経営できる施策の充実を図るとともに、力強い農業の実現と消費者への安心・安全な食料供給のため、県及びJA常陸、農業団体、食品関連事業者、消費者などと連携して取り組んでまいります。

商工業の振興につきましては、商工業振興計画に基づき、商工業の活性化に向けて取り組むとともに、自治・振興金融制度による事業資金の融資支援及び雇用対策としての就職活動の支援のほか、産業祭の開催、特産品ブランド化推進事業、さらには中小企業・小規模事業者からの相談や支援に対応するための窓口として、企業コーディネーターを配置したよろず相談事業に取り組んでまいります。

また、産業競争力強化法による創業支援事業計画に基づき、市と民間の事業者が連携を強化し、開業率の向上と雇用の確保を目指してまいります。

企業誘致につきましては、製造業に限らず多様な業種について誘致の可能性を図るとともに、県や関係機関等との連携や情報収集に努めてまいります。また、引き続き固定資産税の優遇や緑地面積率の緩和措置等を生かした誘致活動に取り組むとともに、既存企業への支援を行ってまいります。

観光振興につきましては、観光振興計画に基づき、市の歴史、文化、自然、人などの地域資源を生かし、交流人口の拡大を図るため、静峰ふるさと公園の再整備工事、清水洞の上公園の拡張工事を実施してまいります。

また、観光と商業・農業などの地域産業が連携する仕組みをつくることにより、地域経済の活性化を図るほか、観光協会はじめ関係機関と連携し、市の魅力や情報を積極的に発信して市のイメージアップに努めてまいります。

ふるさと大使につきましては、それぞれの仕事や活動の機会を通して、全国各地で本市の魅力を広めていただいているところであります。市としましても、ふるさと大使の活動を支援するため、引き続き各種イベントや市政の情報を積極的に提供するとともに、情報交換会を開催し、市政への意見や助言を聴取してまいります。あわせて、本市にゆかりがあり、さまざまな分野で活躍されている方の発掘に努めます。

#### 第6章、行財政運営の効率化による自立したまちづくり。

広域連携につきましては、県央地域全体で必要な生活機能を確保し、圏域への人口定住を促進するため、茨城県央地域定住自立圏共生ビジョンの取り組み方針に基づき、医療・福祉など各政策分野において連携を図ってまいります。

マイナンバー制度につきましては、昨年1月からマイナンバーの利用が開始され、本年7月からは地方公共団体間の情報連携及びインターネットサイト「マイナポータル」の本格運用が開始されます。「マイナポータル」では、自分のマイナンバーを含む個人情報に、いつ、誰が、どのような目的でアクセスしたのかを確認できます。さらに、「マイナポータル」を活用した子育てワンストップサービスを導入し、子育て支援等の住民サービスの向上を図ってまいります。

住民票の写し等のコンビニ交付につきましても、本年1月4日から運用を開始いたしました。今後も市民の利便性を大きく向上することができるマイナンバーカードの普及を図ってまいります。

行財政改革につきましては、第3次行財政改革大綱に基づき、効率的な市政運営に向けた取り組みを引き続き進めてまいります。

職員研修につきましては、人材育成基本方針に基づき、「信頼される職員」「自立する職員」「創造性あふれる職員」の育成を目指し、それぞれの役職階層において求められる知識や能力をはじめ、政策形成能力や行政経営能力、危機管理能力等の専門的能力の育成に向け、職員一人一人の意識改革や資質・能力の向上を図ってまいります。

人事評価制度につきましては、平成28年度から本施行しました。本年度は、評価結果の公平性などについて分析をとりながら、人材育成などの人事管理に活用してまいります。処遇反映については平成30年度から実施できるよう努めてまいります。

職員数につきましては、平成28年度に定員管理計画目標の483人を達成しました。今後も、退職職員の再任用、職員の適材適所への配置、退職補充の新規採用職員の確保など、業務の継続性を確保しながら、適正に定員管理を行ってまいります。

市税等につきましては、今後も効果的・効率的な取り組みにより、収納率の向上を図り、住民サービスの基盤である自主財源の確保に努めてまいります。

指定金融機関につきましては、常陽銀行と筑波銀行の2行による3年ごとの輪番制を採用し、昨年10月に筑波銀行からスタートいたしました。今後、競争原理が働き、市民へのサービスや地域貢献がさらに向上することを期待しています。

窓口業務サービスにつきましては、市民生活の利便性の確保、市民顧客主義の観点に基づき、日曜開庁や木曜日の窓口業務の延長を引き続き実施してまいります。窓口サービスについては今後も、利便性向上に向け、改善をしてまいります。

以上、平成29年度の市政運営にあたっての、基本的な考え方と主要施策の概要について申し上げます。地方自治体を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、那珂市の発展をさらに確実なものにし、輝ける未来を創造するため、さきに述べた各種施策を一つ一つ確実に推進しながら、市民生活において真の豊かさが実感できるよう全力を挙げて取り組んでまいります。

ここに、議員各位をはじめ市民の皆様のより一層のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

げ、施政方針といたします。

平成29年3月3日、那珂市長。

○議長（中崎政長君） 暫時休憩をいたします。再開を11時15分といたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

---

#### ◎発言の訂正

○議長（中崎政長君） 先ほどの請願に対して訂正がありますので、花島議員。

○3番（花島 進君） 先ほどの私の発言で、若干誤解を招いた向きもあるかと思いましたが、確認のためにお話しいたします。

まず、私が述べたのは請願の趣旨に賛成の立場の発言です。

委員会報告には反対という意味です。

以上です。

○議長（中崎政長君） 続いて、寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 先ほどの討論は、請願に対しましては賛成という立場で討論をいたしました。

で、紛らわしいということで、不採択に対して反対ということで申し上げました。

以上です。

---

#### ◎議案第1号～議案第33号の一括上程、説明

○議長（中崎政長君） 日程第5、議案第1号から議案第33号までの以上33件を一括して議題といたします。

市長から提案の説明理由を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 平成29年第1回那珂市議会定例会の開催にあたり、提出いたしました議案の概要についてご説明を申し上げます。

初めに、今定例会に提出いたしました議案は、条例の一部改正が10件、条例の制定が4件、平成28年度各種会計補正予算が7件、平成29年度各種会計予算が9件、その他が3件の計33件でございます。

続きまして、それぞれの概要についてご説明いたします。

議案書をごらんいただきたいと思います。

まず、条例の一部改正についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

議案第1号 那珂市公文書開示・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例。

行政不服審査法の抜本的な改正に伴い、改正した那珂市公文書の開示等に関する条例及び那珂市個人情報保護条例の条文を引用する那珂市公文書開示・個人情報保護審査会条例第2条において、条ずれが生じたため、当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、5ページをお開きいただきたいと思います。

議案第2号 那珂市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例。

国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の取り扱いを踏まえ、人事院規則が改正されたことに伴い、再度の配偶者同行休業の延長を可能とする事由について定めようとするものでございます。

続いて、10ページをお開きください。

議案第3号 那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

児童福祉法の改正に伴い、文言及び条項の修正を要することから、改正しようとするものでございます。

続いて、14ページをお開きいただきたいと思います。

議案第4号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

職務給の原則の徹底の時流に沿うよう、高齢者給与制度を国、県に合せる制度の改正をするとともに、職員の能力の一層の涵養を図る目的で、人事交流をより促進できるよう大都市部への職員派遣のための地域手当の制度改正を行おうとするものでございます。

続いて、21ページをお開きください。

議案第5号 那珂市税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例。

地方税の規定による延滞金の額との均衡を失わないよう、国税及び地方税の延滞金の割合に合わせ、延滞金の割合を引き下げするため、那珂市税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正するものでございます。

続いて、27ページになります。

議案第6号 那珂市税条例等の一部を改正する条例。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が、平成28年11月28日に公布された

ことに伴い、那珂市税条例等の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、消費税率10%への引き上げ時期が平成31年10月1日に変更されたことに伴い、個人住民税の住宅借入金等特別控除制度の適用期限を平成33年12月31日まで延長し、また、軽自動車税の環境性能割の導入時期、法人市民税の法人税割の税率引き下げの時期をそれぞれ平成31年10月1日に延長するものでございます。

続いて、68ページをお開きいただきたいと思います。

議案第7号 那珂市地区交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

旧戸多小学校校舎の一部を改修し、戸多地区交流センターとして、平成29年4月1日から供用を開始するため、那珂市地区交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

続いて、72ページをお開きください。

議案第8号 那珂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

学校教育法の一部が改正されたのに伴い、那珂市放課後児童健全育成の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、放課後児童支援員資格研修受講要件に新たに義務教育学校の教諭となる資格を有する者を加えるものでございます。

続いて、76ページになります。

議案第9号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例。

介護保険法施行令の一部が改正されたことから、那珂市介護保険条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、介護認定審査会の委員の任期について、2年を超え3年以下の期間で、市町村が条例で定めることができることとなったため、任期を3年とするものでございます。

続いて、80ページになります。

議案第10号 那珂市公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例。

地方税の規定による延滞金の額との均衡を失わないよう、国税及び地方税の延滞金の割合に合わせ、公共下水道事業受益者負担金の延滞金の割合を引き下げるため、那珂市公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正するものでございます。

続いて、条例の制定についてご説明をいたします。

86ページになります。

議案第11号 那珂市空き家等の適正管理に関する条例。

適正に管理がされていない空き家等が年々増加している中、所有者等に対して空き家等の適正管理を促すとともに、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼさないよう、安全で安心なまちづくりを推進することを目的として、条例を制定するものでございます。

続いて、91ページをお開きいただきたいと思います。

議案第12号 那珂市障害支援区分認定審査会条例。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第5条の規定により那珂市障害支援区分認定審査会の委員の任期を2年としていましたが、平成29年4月1日より3年と変更することとし、任期を3年とする場合は、同条の規定により条例に定める必要があるため、既存の那珂市障害支援区分認定審査会の委員の定数を定める条例を廃止し、改めて那珂市障害支援区分認定審査会条例を制定して委員の定数及び任期を定めるものでございます。

続いて、93ページになります。

議案第13号 那珂市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例。

都市計画法第34条第12号の規定に基づき、市街化調整区域内にあらかじめ指定する区域の指定基準を定めることに伴い、那珂市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の全部を改正するものでございます。

続いて、102ページになります。

議案第14号 那珂市水道事業の剰余金の処分等に関する条例。

これまで地方公営企業法により行っていた剰余金の処分及び欠損金の処理について、水道事業の経営基盤を確立し、健全な運営に資することを目的に条例を制定するものでございます。

主な内容は、収益的収支において、水道料金の減収や木崎浄水場更新事業等の減価償却費の増加を原因とし、欠損金が発生することが予想され、その欠損金に備えるため、新たに利益積立金を設けることを目的とするものでございます。

続いて、平成28年度各種会計補正予算についてご説明をいたします。

補正予算の予算書をごらんいただきたいと思います。

議案第15号 平成28年度那珂市一般会計補正予算（第10号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ6億1,706万9,000円を追加し、193億3,538万4,000円とするものでございます。

歳出のうち、減額補正については、各事業において契約額、所要額が確定したことなどにより事業費を減額するものでございます。

増額補正をする主な事業は、民生費については、障害福祉サービス給付事業において給付費を、国の経済対策分としての臨時福祉給付金支給事業において臨時福祉給付金を、民間保育所等児童入所事業において委託料を、国民健康保険特別会計繰出金において繰出金をそれぞれ増額するものでございます。

商工費については、静峰ふるさと公園魅力向上事業において、委託料や工事請負費等を増額するものでございます。

土木費については、道路改良舗装事業において工事請負費を、上菅谷駅前地区まちづくり事業及び菅谷市毛線街路整備事業において、公有財産購入費をそれぞれ増額するものでござ

います。

諸支出金については、国県負担金等返納金において、平成27年度生活保護費の確定清算に伴う国庫負担金等返納金を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、市税、地方交付税、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入及び市債をそれぞれ増額し、繰入金を減額するものでございます。

さらに、繰越明許費としまして、瓜連中学校校舎耐震補強事業のほか9事業において、各事業諸般の理由により、事業費の一部を翌年度に繰り越すものでございます。

続いて、議案第16号をごらんいただきたいと思います。

議案第16号 平成28年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）。

予算総額から、歳入歳出それぞれ1億4,819万9,000円を減額し、67億7,301万4,000円とするものでございます。

歳出の主な内容としては、保険給付費については、一般被保険者高額介護合算療養費において負担金を増額し、同じく保険給付費のうち、退職被保険者等療養給付費及び出産育児一時金においては負担金をそれぞれ減額するものでございます。

共同事業拠出金については、高額医療費共同事業医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金において負担金をそれぞれ減額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰入金及び繰越金をそれぞれ増額し、国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費等交付金、県支出金及び共同事業交付金をそれぞれ減額するものでございます。

続いて、議案第17号になります。

議案第17号 平成28年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ237万4,000円を追加し、20億4,403万1,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、下水道建設費について、那珂久慈流域下水道事業において負担金を増額し、総務費について、公営企業会計適用推進事業において、契約額の確定により委託料を減額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰越金を増額し、県支出金、繰入金及び市債をそれぞれ減額するものでございます。

さらに、繰越明許費としまして、公共下水道整備事業及び那珂久慈流域下水道事業において、各事業諸般の理由により、事業費の一部を翌年度に繰り越すものでございます。

続いて、議案第18号をごらんいただきたいと思います。

議案第18号 平成28年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第4号）。

予算総額から、歳入歳出それぞれ2,078万5,000円を減額し、9億481万4,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、総務費について、基金積立事業において積立金を増額し、公営企業会計適用推進事業においては契約額の確定により委託料を、農業集落排水処理施設維持管理費においては需用費をそれぞれ減額するものでございます。また、農業集落排水整備事業費について、農業集落排水整備事業において、契約額の確定により工事請負費を減額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰越金を増額し、市債を減額するものでございます。

さらに、繰越明許費としまして、農業集落排水整備事業において、事業諸般の理由により、事業費の一部を翌年度に繰り越すものでございます。

続いて、議案第19号になります。

議案第19号 平成28年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）。

予算総額から、歳入歳出それぞれ8,280万1,000円を減額して、44億5,952万7,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、基金積立金について、介護給付費準備基金積立事業において積立金を、諸支出金について、利用者負担額軽減支援事業において補助金をそれぞれ増額し、保険給付費については、介護サービス給付事業において、負担金及び交付金を減額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金をそれぞれ減額し、繰越金を増額するものでございます。

続いて、議案第20号になります。

議案第20号 平成28年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）。

予算総額から、歳入歳出それぞれ195万1,000円を減額し、1億3,700万円とするものでございます。

歳出の主な内容として、公債費について、起債償還元金において、元金償還額を増額し、区画整理事業費について、区画整理事業費において契約額の確定により委託料を減額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰入金を減額し、繰越金を増額するものでございます。

続いて、議案第21号をごらんいただきたいと思います。

議案第21号 平成28年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ1,163万1,000円を追加し、5億4,663万1,000円とするものでございます。

歳出の主な内容としては、分担金及び負担金について、広域連合納付金において、保険料納付金を増額するものです。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、保険料及び繰越金をそれぞれ増額し、繰入金を減額するものでございます。

続きまして、平成29年度の各種会計予算についてご説明をいたします。

これからご説明いたします議案第22号から議案第29号につきましては、地方自治法の規定に基づき提出するものとなります。

それでは、予算書の3ページをお開きいただきたいと思います。

議案第22号 平成29年度那珂市一般会計予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ186億8,000万円で、前年度比1.6%の増となっております。

続いて、予算書の185ページをお開きいただきたいと思います。

議案第23号 平成29年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ68億5,500万円で、前年度比0.7%の減となっております。

続いて、予算書の215ページをお開きいただきたいと思います。

議案第24号 平成29年度那珂市下水道事業特別会計予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億6,100万円で、前年度比1.2%の増となっております。

続いて、予算書の237ページになります。

議案第25号 平成29年度那珂市公園墓地事業特別会計予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,200万円で、前年度比14.3%減となっております。

続いて、予算書の247ページをお開きいただきたいと思います。

議案第26号 平成29年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億5,200万円で、前年度比24.4%増となっております。

続いて、予算書の267ページをお開きいただきたいと思います。

議案第27号 平成29年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46億9,100万円で、前年度比4.6%の増となっております。

続いて、予算書の295ページになります。

議案第28号 平成29年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,600万円で、前年度比9.4%の減となっております。

続いて、予算書の313ページになります。

議案第29号 平成29年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億9,200万円で、前年度比10.7%の増となっております。

続いて、水道事業会計の予算書をごらんいただきたいと思います。

議案第30号 平成29年度那珂市水道事業会計予算。

提案理由でございます。

地方公営企業法第24条第2項に基づいて提出するものでございます。

続いて、その他の議案についてご説明いたします。議案書の106ページをお開きいただきたいと思います。

議案第31号 公の施設の広域利用に関する協議について。

公の施設の広域利用に関する協定について、このたび、対象施設の削除及び変更に伴い、改めて協議し、協定を締結したいので、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

続いて、115ページをお開きいただきたいと思います。

議案第32号 市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経て、市道路線の認定を行うものでございます。

続きまして、121ページをお開きいただきたいと思います。

議案第33号 市道路線の変更について。

道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を経て、市道路線の変更を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

---

### ◎散会の宣告

○議長（中崎政長君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午前11時42分

平成29年第1回定例会

# 那珂市議会会議録

第2号（3月7日）

平成29年第1回那珂市議会定例会

議事日程(第2号)

平成29年3月7日(火曜日)

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員(17名)

1番	大和田 和 男 君	2番	富 山 豪 君
3番	花 島 進 君	4番	中 崎 政 長 君
5番	筒 井 かよ子 君	6番	寺 門 厚 君
7番	小 宅 清 史 君	8番	綿 引 孝 光 君
9番	木 野 広 宣 君	10番	古 川 洋 一 君
11番	萩 谷 俊 行 君	12番	勝 村 晃 夫 君
13番	笹 島 猛 君	14番	助 川 則 夫 君
15番	君 嶋 寿 男 君	16番	遠 藤 実 君
17番	福 田 耕四郎 君		

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	海 野 徹 君	副 市 長	宮 本 俊 美 君
教 育 長	秋 山 和 衛 君	企 画 部 長	関 根 芳 則 君
総 務 部 長	川 崎 薫 君	市 民 生 活 部 長	石 川 透 君
保 健 福 祉 部 長	大 部 公 男 君	産 業 部 長	佐々木 恒 行 君
建 設 部 長	小 泉 正 之 君	上 下 水 道 部 長	石 井 亨 君
教 育 部 長	会 沢 直 君	消 防 長	寺 門 忠 君
会 計 管 理 者	綿 引 智 君	行 財 政 改 革 推 進 室 長	大 森 信 之 君
危 機 管 理 監	小 橋 洋 司 君	農 業 委 員 会 長	山 田 甲 一 君
総 務 部 次 長	川 田 俊 昭 君	農 事 務 局 長	

---

議会議務局職員

事務局長 深谷 忍 君 書記 小田部 信 人 君

書記 萩 谷 将 司 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（中崎政長君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員はおりません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（中崎政長君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場  
に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程につきましては、別紙のとおりお手元に配付しております。

---

◎一般質問

○議長（中崎政長君） 日程第1、一般質問を行います。

質問事項については、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

質問者の質問時間は1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆様にお知らせいたします。

会期日程の中に一般質問者の順番及び期日を定めました。したがって、今期定例会の  
一般質問は、本日は通告1番から5番までの議員が行います。また、明日8日には通告6番  
から10番までの議員が行います。

以上、ご理解の上、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

---

◇ 萩谷俊行君

○議長（中崎政長君） 通告1番、萩谷俊行議員。

質問事項 1. 区域指定後の取り組みについて。

萩谷俊行議員、登壇願います。

萩谷議員。

〔11番 萩谷俊行君 登壇〕

○11番（萩谷俊行君） 議席番号11番、萩谷俊行でございます。

通告に従いまして、一般質問をいたします。

今年は酉年ということでございますけれども、酉は夜明け、また明るさをあらわすということ。29年度の最初の定例会でのトップバッターとして、那珂市がこれから輝くまちなればの思いで質問を行います。

平成26年12月の定例会において、人口減少の歯どめの1つの方策として区域指定を導入してはと質問をいたしました。区域指定導入については、昨年6月の定例会において、執行部から区域指定の導入方針が示され、9月定例会では導入方針や指定基準、指定要件に基づいた14カ所の指定対象集落（案）が示されました。この区域指定については、私の地元、額田地区においても区域指定をされると地区の人がふえ活気づく。どの辺が指定されるのかなどと非常に興味を持っている方が多く、昨年10月、市が開催しました地区説明会では61名の参加者があり、活発な意見が取り交わされました。説明会に参加した方々は、市からの説明を受けた中では、最初考えた場所など若干違っていたところがあり、戸惑っていた面もありました。しかし、やりとりをしている中で、区域指定は、よくも悪くもこんなものかと半信半疑ながら理解をしていたように感じました。また、説明会の終盤では、区域指定後についての要望や意見が出ております。

今回の一般質問は、区域指定導入後の取り組みを中心として伺いたいと思いますが、その前に、私は昨年2月の定例会の質問において、区域指定の導入スケジュールについて質問をいたしました。執行部では今年に入り、区域指定（案）と14集落の指定区域（案）に関するパブリックコメントや住民説明会を開催するなど、ここまではスケジュールどおりに進んでいると見ております。そこで、再度区域指定導入時期について伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

区域指定の導入に関します基本方針、基本要件及び指定基準を定めました那珂市区域指定についてということで、14カ所の区域指定（案）に関しますパブリックコメントを、本年1月5日から2月6日まで実施しました。あわせまして、1月22日、再度住民説明会を行ってまいりました。

パブリックコメントと住民説明会等の実施結果を踏まえまして、本定例会にお諮りしたいと思っております。なお、区域指定に関します指定要件、指定基準、及び指定集落の告示等に関する手続に関します那珂市都市計画法の規定に関する開発行為の許可等の基準に関する条例、これにつきまして全面改正を行いまして、ご審議をしていただきたいと思います。

なお、平成29年4月より指定集落を告示し、区域指定の施行開始を予定しているところで

ございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 萩谷議員。

○11番（萩谷俊行君） 次に、区域指定制度の市内、市外への周知及びPRについてですけれども、区域指定は4月から導入するとのことですが、市内、市外の方々に、この制度をどのように周知するのか、考えを伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えします。

区域指定導入後におきまして、那珂市内外の方々への周知方法ですが、まず、市のホームページで閲覧できるように、導入方針や指定基準を定めました那珂市区域指定についてと、指定する14集落の区域指定図を掲載いたします。また、広報「なか」によりまして、制度概要等を周知したいと考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 萩谷議員。

○11番（萩谷俊行君） 区域指定を周知する方法として、市のホームページや広報を利用するということですが、例えば市内の公共施設である中央公民館やらぼーる、また交流センター、図書館などに掲示して知っていただくことも一つの方法だろうと思いますので、1人でも多くの方に那珂市民になって頂けるよう、区域指定制度の継続的な周知をお願いしたいと思います。

次に、住民説明会で出た意見ですが、14地区、590ヘクタールを指定するわけですから、指定しても外の地区にとられてしまう、住んでくれる人がいないのではないかと地元では危惧をしております。そこで、ここはいいところですよというような地元のPRをしてくれるのかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

現在、本市におきましても「いい那珂暮らし」のキャッチコピーをもとに、シティプロモーションに取り組んでおります。市民や市外の人に情報を発信しているところでございます。

特に、市外の人に区域指定をする区域に興味を持ってもらうことが必要だと考えております。それぞれのニーズやライフステージに応じたPRを展開してまいりたいと考えております。

なお、シティプロモーションを展開する上で、全庁的な取り組みはもとより、行政からの情報発信だけでなく、4月から始まる「いい那珂暮らし応援団」の取り組みを活用した、官民協働のプロモーション活動が必要であると考えております。

地域の方にもPRを進めていただく上で、応援団へのご登録と取り組みへのご協力をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（中崎政長君） 萩谷議員。

○11番（萩谷俊行君） 今、部長から、シティプロモーションに取り組むと。また、官民協働のプロモーション活動が必要であるという答弁があったわけですが、これは私自身が勉強不足というか、シティプロモーションということの意味とといいますか、言葉の意味がちょっとよくわからなくて、ちょっと調べてきたわけですが、シティプロモーション、少し長いんですけども要約して確認のために聞きたいと思います。

まず、シティプロモーションというのは地域再生、観光振興、住民協働などのさまざまな概念が含まれていますと、まずはなっております。その中でいろいろ長いんですけども、ポイントといいますか、その中で、そういうことをするにはということで、そこに住む地域住民の愛着度の形成と考えますとか、地域の売り込みや自治体知名度の向上となると。また、地域のイメージを高め、経営資源の獲得を目指す活動と。また、営業という要素が多くあるため民間企業等の活動を学ぶとか、また、自治体と、それを後方支援していく民間企業との交流の場が必要と考えられると、こうなっているんですけども、私が調べたところで、こういうことが書いてあったんですけども、こういうことでシティプロモーションというのはよろしいんでしょうかね。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） ただいま議員がおっしゃられましたように、観光とか、そういったものをあわせた中で、この区域指定でもって、誰でも居住が可能ですよと、そういったようなPRをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 萩谷議員。

○11番（萩谷俊行君） としますと、やっぱりこれに入っていますよね、市民や市外の人に情報発信するとか、いろいろありますけれども、1つは、なかなか難しいなと思うのは、民間企業等の活動を学ぶとか、自治体とそれを後援していく民間企業との交流が必要だと、こうなっておりますけれども、これができれば本当によいのかなと思います。これからいろいろと、これから仕組みの中でやっていくのかと思いますけれども、次の項があったので、少し入れてしまいましたけれども、いずれにしても一生懸命やっていただくということだと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それで、飛ばしておくれさせましたけれども、例えば額田地区のよさは、神社、寺院、額田城跡、また古民家と。その外にまた3年に1度の額田大祭とかあります。しかし、そういう文化財があるわけですが、外の地域にも、こんなところが有名だとか、こういう特色があるというようなコマーシャルなどをして、那珂地区外、特にそういう人らに那珂市に住んでもらえる、よさをPRをお願ひしたいと思うんですが、そういう面でも、これからそういうものに力を入れてやっていってほしいなと思いますが、どうぞよろしくお願ひいたし

ます。

それでは次に、2、指定区域内の道路行政についてですけれども、区域指定内の道路、これは国道、県道に面しているところは、おおむね整っていると思いますが、国道とか県道から一步入った市道を見ますと、私のところもそうなんですけれども、救急車、また消防車などが入れないような本当に狭隘な道路があるんですよね。また砂利道だったり、まだまだ市道整備が大変おこなわれていると感じております。このような状態では、いくら新しい人に住んでもらおうということを施策としても、なかなか嫌がられてしまって住んでくれないのではないかなと思っております。

そういう中で、ここで指定区域後に、市道について、どのような考えで整備をしていくかということをお伺いたします。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えします。

昨年10月に開催しました住民説明会や常任委員会でのご意見やご指摘を踏まえまして、区域指定導入後のマネジメントを効果的に推進していくために、フォローアップの方針を追加しております。その中で、区域指定内の道路整備についても定めております。

その内容としまして、区域指定区域内には、先ほど議員がおっしゃられたように、国道、県道等の主要な道路が適宜配置されておりますが、ご指摘のように、4メートル未満の狭隘な道路や砂利道なども現在にはございます。このような指定区域内にあります狭隘道路につきましては、区域指定後に市が優先的に拡幅整備するものではございませんが、道路の利用状況、周辺の道路状況等により、車両の通行上等、支障がある場合、地区住民の道路拡幅の要望を踏まえまして、地区の実情に応じて整備したいと考えております。

具体的には、自治会長さんと代表者の方の連名で、市道拡幅改良整備事前協議等を、窓口であります土木課に申請していただき、現地調査の上、道路整備審査会で採択の可否を決定し進めるものとしております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 萩谷議員。

○11番（萩谷俊行君） 道路整備は大変大事なことだと私は思っているんですけれども、那珂市全体としても、かなりそういう道路が多いのかなと思いますけれども、特に、いつも言っちゃうんですが、私どもの額田は大変おこなわれていまして、本当に道路整備が急務だなと思っておりますけれども、そういう意味で、道路整備について、狭隘道路整備審査会において採択された道路から整備するということなんですけれども、採択された道路が今回区域指定された14集落内にあった場合、採択された中でも優先して整備していくべきだと考えているんですけれども、それについてはどうでしょうか。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えします。

新規道路の路線の選定にあたりましては、地区まちづくり委員会等にご相談して事業を実施することとしております。このようなことから、これまでどおり各地区の意向に沿って進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 萩谷議員。

○11番（萩谷俊行君） 各地区の意向ということですが、確かにまちづくり委員会、自治会等からの要望が出て、それに沿って進めていくということですが、特に、やはり区域指定をされた地域ですか、これはやっぱり優先的にやらないと、やはり先ほど申したように消防車とか救急車が入れないという道路であれば、やっぱり指定されても、その地域内に住んでもらえないということになってしまうんじゃないかと思うんですよ。そういう道路は結構あると思うんですけれども、やはり整備というか、区域指定された地域内、それをどうしても優先していくということではないかと、くどいようですが、せっかく区域指定しても、幹線道路に沿ったところはいいでしょうけれども、そういうところは余りあいていないわけですね、どちらかというと連坦されて家が連なっているという、その中に入った、指定された細い道の側に、うちを建てるといふ形の空き地があるんじゃないかと、こう考えているんですけれども、そういう意味では、やはり指定された地域は、やはり先ほど申し上げました狹隘道路整備審査会を通った、採択された道路、そういうところを、外の道路というか、そうされないところには申しわけありませんけれども、特に優先して整備していくと。

また、公共下水道なんかもありますよね。区域指定されて、どこでも公共下水道が入っているところがあるかもしれません。そういうところを那珂市として、できるだけ早く公共下水道を整備するとか、いろいろな面で、これらからせっかく区域指定というものを導入するとなれば、やっていくべきかなと思うんですけれども、くどいようですが、そういうことについてお考えをもう一度、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） 区域指定にあたりましては、現状の中で住宅等が建築できるという条件のもとに指定しております。おっしゃられるように、その指定区域内におきまして、まだ整備されない道路もございますが、仮に区域指定がされない場合でも、出身者とかいう方ですと建築確認がおりるわけです。そのような条件のもとに指定しておりますので、基本的には指定したから優先的という考えではなくて、整備にあたりましては、先ほど申しましたように、地域の方と相談しながら、地域として、そこを優先的に整備していただきたいというような意向が固まれば、そういった方向にもなるかと思うんですが、基本的には新たな整備が必要じゃない、本来であれば整備したほうがいいんでしょうけれども、ただ、基準法上は、家等ができるような地域について指定しておりますので、指定したから優先的に道路を整備するというような形ではなくて、地元の意向に沿って整備スケジュールは組ん

でいきますという考えでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 萩谷議員。

○11番（萩谷俊行君） ちょっと、いい答弁を頂けなくて残念なわけですけども、いずれにしても、当然、区域指定されない道路も整備していくということは、当然やるべきだろうと思っています。

しかしながら、やはり区域指定したということによって、そこがやっぱり整備されないでおくれていくとなれば、やはり先ほど申したように、家を建てようかという気持ちにもならないということは、やっぱり区域指定制度をとっても、なかなか家がふえないんじゃないかなと、こういう心配があるわけです。そういうことで、今後とも前向きに検討していただきたいと思います。

それでは次に、区域指定制度における定住促進策について、どのように考えているのかを伺います。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

人口減少社会におきましては、転入者の増加や定住を促進させるためには、本市の魅力であります豊かな自然と生活利便性の高い快適な住環境により、市街地や周辺集落への人口の誘導を図ることが非常に重要でございます。

このようなことから、今回、まち・ひと・しごと総合戦略の時代に合った地域の創造戦略におきまして、活力あるまちづくりを推進する施策として、区域指定制度の導入を位置づけたところでございます。

区域指定制度導入後は、居住に関する要件が緩和されることにより、自分のライフスタイルに合った、希望する地域への移住・定住が可能となり、選択肢の幅が広がるものと考えてございます。

これらを踏まえまして、昨年7月に導入いたしました、本市に初めて住宅を取得した方に対する支援といたしまして、子育て世帯等住宅取得助成制度を活用するとともに、指定された区域の空き家についても改修し、利活用が可能となりますので、さらなる定住の促進につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 萩谷議員。

○11番（萩谷俊行君） 今、部長より、子育て世帯等住宅取得助成制度があるということですけれども、これは助成金とか、例えば月々いくらかくらいずつ何年間支給するとか、まとめて資金を1回で終わっちゃうとか、また1年にまとめて何年かやるとかというのはどうなっているか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

子育て世帯等住宅取得助成制度でございますが、昨年7月1日から運用を開始をいたしているところでございます。初めて住宅を取得する場合が対象となります。対象者の世帯でございますけれども、中学生以下の子供と同居すること、または結婚後5年以内の夫婦で、夫婦のいずれかが40歳以下の世帯がまず対象になってきます。平成28年7月以降に、銀行等の金融機関の住宅ローンの金銭消費貸借契約を10年以上結ぶという条件がございます。みずから居住用として平成28年10月以降に住宅を取得して、所有権の保存、移転登記が済んでいるということに、また取得価格については500万円以上ということになってございます。

取得金額に対する助成でございますけれども、1回限りということでございます。市外から転入される方につきましては20万円、市内の転居する場合、これに関しましては10万円の助成金を交付いたしているところでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中崎政長君） 萩谷議員。

○11番（萩谷俊行君） わかりました。後でしますけれども、他地区ではいろんな施策はしているわけですが、少しはやっぱり20万円で果たしてどうかという嫌いはありますけれども、あと、出さないよりは出したほうが、やっぱり子育て支援に何とかなるとは思います。今後ともいろいろな面で、いろいろ考えていただいて、よりよい形になってくれればと思います。

それで、区域指定以外のソフト面の定住促進策について、どのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

区域指定制度を導入しただけでは、那珂市を選んでいただき、移住・定住してもらえとは限りません。移住・定住を促進するためには、安心して働ける環境、結婚、出産、子育てや教育まで、幅広い支援をしていくことが大切であり、総合戦略におきましても、区域指定制度の導入の外、さまざまな施策を展開しているところでございます。

まず、雇用に関しましてでございますけれども、企業コーディネーターを配置し、企業とのマッチングや創業支援を行っており、地元企業への就職支援といたしまして、就職相談会の開催をいたしたところでございます。

移住・定住に関しましては、平成29年度から、企画部政策企画課内に相談窓口を開設することといたしてございます。

子育て支援に関しましては、結婚支援といたしまして、ふれあいパーティーの開催及び結婚新生活支援の補助制度の創設や不妊治療費の助成制度の拡充などを行ってまいりました。

また、子育て世帯に対する施策といたしまして、多子世帯に対する保育料の軽減、それから昨年10月からは、小児マル福制度の所得制限の撤廃を行うことにより、経済的な負担の軽

減を図ってきたところでございます。

さらに、子育て環境の整備といたしましては、低年齢児保育の受け入れ枠拡大、学童保育所の定員枠拡大など、ワークライフバランスの促進を図ってきたところでございます。

このような取り組みを今後も継続し、拡充していくとともに、奨学資金やインターンシップ、移住・定住対策といたしまして、空き家バンクの設置や住宅改修助成制度などについても、まち・ひと・しごと創生有識者会議のご意見を踏まえながら、創生本部会議において検討を行い、那珂市の住みよさのブラッシュアップをして、さらなる移住・定住の促進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 萩谷議員。

○11番（萩谷俊行君） 確かにいろんな施策ですか、やってきているということですけども、空き家バンクなんかは、これから、今年空き家バンクというのはやりますよね。そういうことで、少しでもいいのかなと思うんですが、那珂市と、例えば常陸太田市、あと常陸大宮とか大子、この近在ありますよね。しかし、那珂市の場合には一番南側で那珂台地ということで住みよさもいいということですけども、ただ、なかなかいくら競争しても、イタチごっこでお互いにどんどんエスカレートするということもあるんでしょうけれども、1月12日、皆さんも見たと思うんですが、大子町、新聞に載りました。本当に大々的に、皆さんも見たと思うんですが、これは広いものでお見せしませんが、妊娠前、妊娠、出産、幼児期、学童期、思春期という形で、ずっといろんな施策を出しました。部長も見られたと思うんですけども、この中、常陸太田もそうなんですけれども、物すごく細かくいろいろやっていますよね。

それで例えば常陸太田もそうなんですけれども、私、以前、茨城県信の出産の祝いのお話したことがありますけれども、大子はたしか財政的にはよくないと私は思っているんですけども、それがいろんな施策ですか、その中にも新生児すくすく祝い金を支給というのが始まるということなんですよね。これは第1子10万円、第2子20万円、第3子以降30万円ということなんですよね。これを例えば大子でできて、まずはこれ1つですけども、那珂市できないはずはないですよ。これを全部やれとか、この施策をという意味じゃなくて、大子町はやっぱり本当の、以前は聞くところによりますと4万3,000ぐらいいたと。今は1万8,000台ぐらいですよ。だから必死になっているというのは、よくわかりますけれども、いずれにしても、那珂市は人口減少は思ったより今のところ下がり度合いは少ないんですよ。だからこそ、魅力、茨城県ですか、3位という市ですよ、魅力度ランキングは。

今、逆に、ここまでしなくてもいいということではないですけども、ある程度の今、この時期に手当てをしていけば、流動人口というんですか、移住者は、なおさら区域指定をしたり、少しでも役立つ施策も含めて子育て支援もそうですけれども、那珂市の場合、かなり人口減少に対して、2040年でしたっけ、当初3万5,000か8,000ぐらいになるだろうとい

う見込みだったんですけれども、今のところ少し緩やかに下がりがげんということですよ。そういう意味では、やはり企画部の役割といいますか、大変だと思うんですけれども、先ほど出た中で、奨学金の話が出ましたよね。奨学金なんかも、今、日本で、政府も奨学金を無償でという話も出ていますけれども、奨学金なんかは、本当に、これは大子でもやっているんですよ、教育の助成、就学支援、大学等へ就学にあたり教育ローンの借り入れを行った方に、最大100万円を助成するというのも、今度はやるということですよ。そういう意味で、やっぱり大子町的なことを、先ほど言ったようにできないはずはない。また、給食費は1食250円だけれども、高校あたりも提供していると、無料ですね。とにかくいろんな意味で施策をやっています。

那珂市は、先ほど言ったように有利な条件にあります、この近在では。特に那珂市以北では。だから、今こそ頑張れば、ふえるところまではいなくても、人口減少の歯どめには相当なるんじゃないかなと思っていますし、そういう面で、本当にこれはすごいですよね、総務部長も、今、何か新聞、ちょっと見てみたいですし、持ってきたみたいで、相当すごい部分がいっぱいあります。

そういう意味では、これからいろんな施策、今、取り入れるなら取り入れるでいいんですけれども入れて、それが那珂市にとって、どれが一番メリットがあるのかということも検討していただきながら進めていっていただきたいと思うんですけれども、そういうことで、1つは、まずは私もそうですけれども、那珂市に生まれて、ここに育つと。また、移住してきて、皆さんが、いや、ここ那珂市は本当にいいところだよと。住んでみて、また子供さんができて、皆さんがいいというようなまちづくりをしていかなければならないのかなと思います。いろいろな施策も大事ですよ。

さっき、シティプロモーションの話で、ちょっと私も認識不足だったんですけれども、調べた中に、やはり地域の愛着度の形成と1つうたっていますね、頭のほうで。そこに住む地域住民の愛着度の形成と考えますという、シティプロモーションとしての中で。そういう意味では、やはりまちづくり委員会、また自治会、それになりまして、各地域で、そういう地域地域をどうしたら、地域間ですけれどもよくしようと皆さんがなれば、那珂市全体もよくなるわけですよ。もちろん、お金とか施策も大事ですけれども、そういう、市長も出前講座とか行ったりして、各地域で座談会を開いているということですよ、そういうことをいろいろ取り組みながら、これから定住促進も含め、やってほしいなと、こう思っているわけですよ。そういう意味では、部長も含めて、皆さん一生懸命捉えるであろうと。さっきも建設部長なんかもいろいろお話がありましたけれども、もっともっと前向きにやっていただきたいと、こう思っております。

その中で、最後に市長には本当の思いを、区域指定導入についても含めて、今、私がちょっとお話ししましたような、那珂市を本当に住みよいまちにしたいという思いを、最後に所見をお伺いをしたいと思うんですが。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

市民の方々が将来にわたって、住みよさを実感して頂けるように、市街化調整区域においても、宅地の拡散防止と地域拠点の維持とのための緩やかな誘導を図り、豊かな田園環境のもとで、ゆとりある居住が可能となる区域指定制度を導入しようとするものでございます。

加えて、人口減少に対応し、それぞれの地域で快適で住みよい環境が確保できるよう、まち・ひと・しごと創生総合戦略のもとに、区域指定導入後につきましても、庁内横断的に連携を図り、移住・定住を促進するために、さまざまな取り組みを進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（中崎政長君） 萩谷議員。

○11番（萩谷俊行君） 今、確かにさまざまな取り組みを進めていきたいということです。

確かにどこもやっているわけですね。施策として、どうしても出生率が低いわけですので、どうしても地域間で、結局、区域指定をやるということは奪い合いですね。だから、そういう奪い合いの中で、やはりとりあえずは出生率を上げる施策とか必要だと思うんですね。それにはやっぱり子育て支援とか、いろんなまた就学に対する支援、例えば大子町、先ほどは言わなかったんですけども、給食無料化とかやっていますよね。

だから、そういう子供さんが育てる、何でかという、私が思うのに、少子化になっている原因は、私のちょっと勝手な持論ですけども、やはり進学ということが物すごく負担になっているのではないかと考えているんですよ、特に大学ですね。大学を出すのには、やはり昔みたいに何人ものお子さんを産めないという状況から、やはり2人、3人くらいまでとかなってしまう。また結婚されない方もいるし、結婚しても子供さんが生まれない方もいるわけですね。そういう意味で、やはり子育て支援とかは、もっともっと力を入れて、例えば先ほど申しましたけれども、財政の問題もあると思いますが、給食のとか、いろんな問題があると思うんですが、市長にもちょっとあれですが、その辺についてもう一度伺います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 子育て支援と申しますか、その前に、まず結婚をしてもらおうということで、そういう事業も展開しております。それから子供ができない方に不妊治療等の助成もしております。

いずれにしても、いろんな施策を展開しながら、子育て支援、それからそういったものを進めていきたいというふうに思っております。

大子町とか、特に常陸太田なんか、すごい政策と申しますか、あれを展開しているわけですけども、それだけ人口減少が激しいということだと思っただけですね。那珂市は幸いにして、住みよさがいいということで、そちらの方面から移ってくる方も多いわけですね、もち

ろん、外へ出ていく方も多いんですけれども、なるべく外に行かないような政策とか、そういったものを展開していきたいというふうに思っております。

○議長（中崎政長君） 萩谷議員。

○11番（萩谷俊行君） 今、市長からもありましたけれども、何ですか、昔で言えば仲人さんですね、1つは、みたいな形でやっているということで、何か去年は20組、40名の方ですか、それで4組、結婚されたというふうに聞いています。そういう意味では、そういう施策も、まずは結婚してもらわないことには、お子さんが生まれないわけですから、生まれないということはないかもしれませんが、一応、結婚して子供が生まれるというのが常識論ですので、お見合いのあれですけれども、これは今年度ですか、もっと強化していくという考えはあるんでしょうかね。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

平成28年、本年度からふれあいパーティーの事業を新規で立ち上げまして、本年度は3回ほど実施しまして、来年度も同様に継続して、引き続き事業を実施してまいりたいというふうに考えております。いろんな形で出会いの機会というのを、やはり市のほうでも積極的につくっていくという施策が必要なのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 萩谷議員。

○11番（萩谷俊行君） いずれにしても、本当にいろいろな、先ほど市長が申したように有利な点があるわけですよ。だから、北のほうから那珂市に住んでくれる有利点があるということですが、その有利点を生かすためには、やはり負けなくても、多分来ちゃうかもしれないかもしれませんが、市長の言うような感じに。でも、やっぱりしっかりとやらないと、やっぱり外のところに住まれちゃう、そういうふうになるということだと思わないので、やっぱりここ一、二年というのは物すごく大事だと思うんですよ。もう極端に、常陸太田もまだレベルアップするようなものを駅前には大きい看板を出して、こういうことをやります、こういうことをやりますと、物すごい活動をやっていますよね、施策に対して。だから、大子もこうやる。だから、那珂市もそういうのも少し内外的にPRをしていくことも、1つは方法だと思うんですけれども、いずれにしても区域指定後のフォローアップが非常に大事だと思います。この区域指定を実のあるものにするために、整備がおくれている道路や下水道への対応や、市内外への周知やPR活動などを、人口減少を抑えるため、市役所内の各部署との連携をとっていただいて、これからはしっかりとやっていただくことを要望しまして、私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 以上で通告1番、萩谷俊行議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を11時といたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

---

◇ 勝 村 晃 夫 君

○議長（中崎政長君） 通告2番、勝村晃夫議員。

質問事項 1. 有害鳥獣対策。2. 農業用溜池について。3. 防火貯水槽について。4. オストメイト用トイレについて。

勝村晃夫議員、登壇願います。

勝村議員。

〔12番 勝村晃夫君 登壇〕

○12番（勝村晃夫君） 議席番号12番、勝村晃夫でございます。

質問通告に従いまして質問させていただきます。

まず、有害鳥獣対策ということで、大変捕獲隊の皆さん方には、いつも大変なご尽力をいただいて、特にイノシシについてはご尽力いただきまして、捕獲数も大変ふえているようでございます。

資料で見ますと、イノシシは、現在、茨城県内で1万5,000頭ぐらい生息しているのではないかなというような状況でございます。27年度の茨城県のイノシシの捕獲頭数は、その中で6,069頭という数になっております。こういったことございまして、大変被害がふえているというか、一番困るのが農作物の被害と、そして今、道路を横断するイノシシがふえているということで、そういった車との衝突事故、こういったものが懸念されておりまして、交通事故も結構ふえているような状況ということでございます。

そういった中で、那珂市において、農作物の被害状況についてですが、26年、27年、28年については、どのくらいの被害があったのかをお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

農作物の被害状況ということでございますけれども、平成26年度が、水稻の被害面積160アール、平成27年度は、水稻の被害面積41アール、カンショにつきましては、被害面積が35アールとなっております。

今年度、平成28年度につきましては、イノシシ出没等の情報は聞いております。ただ、具体的な被害面積については、例年、年度末に集計するということになっておりまして、まだ

確たる数字が出ておりません。現時点では把握していない状況です。

以上です。

○議長（中崎政長君） 勝村議員。

○12番（勝村晃夫君） 26年度は水稻の被害だけでありましたが、これは届けが出たものだけですけども、27年度は水稻は減って、カンショの被害面積が新たに出てきたということは、カンショは額田とか横堀とか、そういったところのほうまで、イノシシが進出してきているということが言えると思います。

その中で、常磐自動車道より北側、西部側といいますか、そちらのほうは捕獲隊が駆除しているということが出ていると思いますが、それで、捕獲頭数について、平成26年、27年、28年の捕獲実績はどんなものかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

イノシシの捕獲実績といたしまして、平成26年度が142頭、平成27年度が133頭、平成28年度は162頭となっております。

また、捕獲頭数が多い地区でございますけれども、平成28年度では田崎地区が最多の36頭、続いて静地区33頭、下江戸が27頭、古徳21頭、戸崎18頭となっております。被害については、この捕獲したところに比例しているというふうに見ております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 勝村議員。

○12番（勝村晃夫君） 年々この捕獲実績といいますか、余り実績がないんですが、ふえていくと。近隣市町村を見ましても、太田が26年度は約1,000頭、27年度がやはり同じく1,000頭近いですね、950、常陸大宮市が約400、27年度が700というような数になっております。これだけ駆除しても減らないというのは、繁殖力が高いということですね。基本的に2回、1回と言われておりますか、何か最近はいノブタというようになって、2回産むのではないかと。1回に四、五頭産むと。先日、新聞でも出ておりましたが、隣の城里町においては、箱ワナの中に一度に、ウリボウも含めて9頭入っていたと、そのぐらいの一つの家族でそのぐらいの数になるわけですから、いくら6,000頭も27年度に捕獲しても、まず1万5,000頭ぐらいの数というのは減らないんじゃないかというように言われております。

こういった中で、那珂市においては、これからどうやっていくのかということですが、まず、餌があるからそこに来るとというのが動物の習性です。これはもう全て餌がなければ来ないわけですが、現実には田畑を耕作しているわけですから、これはそこに餌があるのは当然でございます。やっぱり被害を少なくするには捕獲するしかないのかなと考えますが、具体的な対策が捕獲でございますが、市の捕獲体制はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

イノシシの捕獲につきましては、茨城県猟友会那珂支部に委託しております。那珂支部長を隊長として、有害鳥獣捕獲隊を編成して実施しているというところです。

捕獲活動に対する支援といたしましては、国の補助金を活用して、捕獲1頭につき8,000円の補助や、捕獲に使用するくくりわなを隊員に貸し出しているというところで捕獲を実施しているというようなことでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 勝村議員。

○12番（勝村晃夫君） 猟友会那珂支部にお願いをしているということですが、現在17名でしたっけ、捕獲隊の数がですね、常陸大宮市は42人で対応していると。常陸太田市が58人で対応、城里町が32人の人数でやっているんですが、広さですよ、常陸大宮市とか常陸太田市、城里町のほうは、あれだけ山林があるんですから、42人とか58人とか、こういった数になってくると思いますが、それからいきますと、この那珂市の人数は適正なのかなと思いますが、もう少しこれをふやして頂ければなというふうに考えております。

そしてまた、この駆除隊員の方には、もっともっと頑張ってもらって、なかなか高齢化になってできないというような方もいらっしゃるかと思いますが、そんな中ですが頑張ってもらいたいと思います。

また、申し上げましたように、常陸太田とか常陸大宮市では、捕獲の補助とは別に、市独自で狩猟期間に捕獲したイノシシについても、1頭当たり1万円程度の助成をしていることがありますが、これを那珂市でも市の助成として取り入れることはできないかお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、近隣の市では、独自の助成を行っているとは承知しております。

本市でも同様の制度の導入について検討はいたしました。本市の場合、イノシシの生息域の大部分が、県民の森を中心とした鳥獣保護区に指定されております。このため狩猟期間中であっても、一般の狩猟者は狩猟を行うことができませんので、特別に許可を得た捕獲隊の方々に取り組んでもらう必要があります。こうしたことから、市単独の捕獲助成を行うということは難しいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 勝村議員。

○12番（勝村晃夫君） そうなんですよ、ここ那珂市は鳥獣保護区に指定されていますので、狩猟期間というのがないと、そういったことで、年間を通じてといたしますか、6月から9月の3カ月、そしてまた12月から2月までの間だけの特別な県の許可を得て捕獲隊を結成しているということですが、難しいのはわかっております。ただ、2月の新聞に出

ましたが、県が鳥獣保護区を見直すと。イノシシを一時的に解除するような条例を、これは3月中には、これをきちんとしていたというような新聞報道があります。こういった中で、この狩猟期間、狩猟ができるかどうか、那珂市の場合には、鉄砲、銃で撃つというのは、なかなか民家が近いということでできないかなと思いますが、この辺を県のほうと協議をしていただいて、できるだけ、空砲でも撃てば、イノシシはそんなに近づかないようなことも考えられますので、その辺も考えていただきたいと思います。

これは県のほうのことですので、まだ、市のほうにはきちんとしたものが、この一時解禁は出てきていないようでございますが、こういったことで対策をとって頂ければと思います。

また、近隣、常陸大宮とか常陸太田、城里町のほうでは、このようなことでやっておりますが、この有害鳥獣駆除については、これは広域的にやらなければ、那珂市だけでやっても常陸大宮、常陸太田、城里、隣接地と一緒にやっているだけでは、まだまだ隣、栃木県のほうからもやってくるわけでございます。こういったことで、広域的な対策をやらなければできないかと思いますが、近隣市町村と連携して、一斉捕獲などの取り組みを行っているのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

議員からお話がありました、広域的に対応するということは重要と考えております。具体的な取り組みといたしましては、茨城県と栃木県、両県の関係15市町による茨城栃木鳥獣害広域対策協議会として、一斉捕獲実施期間を定めております。

そういったことによりまして、計画的な駆除に取り組んでいるところです。

なお、平成28年度の実施期間につきましては、9月1日から9月30日までの30日間ということで体制をとったところです。

以上です。

○議長（中崎政長君） 勝村議員。

○12番（勝村晃夫君） 9月1日から30日までの30日間が一斉捕獲実施期間ということで連携をしているということですが、それでは、この被害をまず減らしていくために、市としては今後どうしていくのかということをお聞きしたいと思うんですが、まず、全国的な取り組みをしているかと思いますが、今はイノシシについては。そういったことで、また放射能の関係がありまして、昔は食べていたんですが、食べなくなったからふえたんじやなんかなんていうことも出てきております。

このイノシシの被害といいますか、これを減らすためには、市としては、今後、どうやっていくのか、基本的な考え方をお願いいたします。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

イノシシの被害を減らしていくということにつきましては、3つの大きなポイントがある

と思っております。

まず1つ目は、近づかせないということだと思います。2つ目に、侵入させない、3つ目が捕獲するということかと思っております。

1つ目の近づかせないためには、イノシシの餌となるものを放置しない。イノシシに人間の活動範囲がわかるような田畑周辺や里山といった地域環境を荒れさせないということが重要かと思っております。これにつきましては、引き続き市民への周知を図っていくということとともに、多面的機能支払交付金制度を有効に活用して頂ければなというふうに考えております。

2つ目の侵入させないということにつきましては、農地の田畑への侵入を防ぐための防御柵として電気柵や牧柵の設置を推奨するというので、市としましては補助制度を設けているところでございます。

最後、3つ目になりますけれども、やむを得ない場合につきましては、やはり捕獲していくということになると思います。1つ目、2つ目の取り組みに引き続き、今後とも地域の方が一体的に取り組んでいただくということが重要というふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 勝村議員。

○12番（勝村晃夫君） 当然、これは近づかせない、侵入させない、そして最終的な手段として捕獲するということですが、まず、1つ目の近づかせないというためのことで、多面的機能支払交付金制度、これをもって田畑をきれいにしていくということ、これも重要。そして今、部長が言いましたように里山の保全、昔からイノシシはいたわけですから、我々が生まれる前からいたわけで、私の子供のころから、イノシシはおりました。でも、そのころは前回のイノシシ対策についても申し上げたと思うんですが、里山の整備、まず山をきれいにしなければ、そこにイノシシは住みつく。隠れる場所があるから、そこにいるわけです。

ですから、部長が今言いましたように、地域として取り組んでいただきたいということ、これは山の下刈りとか、そういったことをきちんとやっていく、これが地域としてできれば、自治会さん、全体で考えていく、こういったものではないかと思っております。

私は山の整備、昨年ですか、一昨年ですか、寺門議員も言っておりますが、市内一斉清掃もいいけれども、市内一斉山掃除、こういったものも取り入れていくことも必要ではないか。少しずつでも、そういったものを広げていって、山がきれいになっていけば、そこには来ない、山がもう本当に今、民家近くにまで雑草が生い茂って、そこにイノシシがいるから、そこですぐ目の前に餌があるわけですから、すぐ来ちゃいますね。やはり距離を置く、これが必要ではないかなと思っておりますので、その辺もこれからの一考にしていきたいと思っております。

また、猟友会の方々には大変ご苦勞ではございますけれども、これからますます頑張っていて、またこの捕獲隊の人数も、もっとふやせるものであれば、ふやしていただいて、

やっていただきたいと思います。

また、イノシシの今ここでやっているのは、ほとんどククリワナ、下江戸のほうでハコワナを使っている方がいるようですが、ククリワナのほうは、何か市のほうで貸与しているんですよね、これはあれですか、産業部のほうで貸し出しをしているんですか。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えします。

農政課のほうで担当してお貸ししているということです。

以上です。

○議長（中崎政長君） 勝村議員。

○12番（勝村晃夫君） 何かこのククリワナも、人によっていろいろ自分の何というんですか、形に合ったものを使いたいと。なかなか使ってくれない方もいるようですが、それだけ皆さん方、一生懸命やっているんじゃないかなと思っております。

まず、最後の近づかせない、侵入させない、そして捕獲するということですので、まず1つ目の近づかせない、これが一番であると思いますので、どうか、その辺を近づかせないように、里山の整備、これをまず第1番目にやっていただいて、それから、先に進めていけるようお願いをしておきます。

以上でイノシシについては終わりにいたします。

続いて、農業用ため池の整備ですが、市内のため池の数、かなりあるんですよね。一つのため池でもなんか分断されていると2つになっちゃうとか、そういったことで数を数えていくと59もあると。何でこれは資料をいただいたのに、何で瓜連に6個もあつたのかなと思ったら分かれているということで、その中で農業用として活用されているため池が、本来は1個1個数えていくと46になるんでしょうが、名前のついているところで33個ということになっておりますが、この農業用の旧那珂町のほうは、大変平坦地ということで、ため池、そして調整池ということで大変な数になっているわけですが、そんな中で、農業用として活用しているため池が33個、そのうちのこういった整備をしているわけですが、この整備等の基準はどのようになっているのかをお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

農業用ため池の改修整備等の基準でございますが、農業用水として安定した水量を確保して、農業経営の安定化を図ることが一番の目的として整備を進めております。

そういうこともありますので、受益地の関係、それから堤体の漏水、ため池の設備であります取水の機能の不備等が改修や整備の基準ということになっております。

しかしながら、東日本大震災を踏まえまして、防災・減災の観点から、ため池点検チェックリストを毎年作成して、点検管理も実施しながら、計画的に老朽化のため池の再整備を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 勝村議員。

○12番（勝村晃夫君） 農業用ですから、農業経営の安定化を図ることが第一の目的であると。その設備の不備とか漏水とか、それが整備の基準であると。特にこうなったらこうだということはないと。目視やそういったもので点検をしながらやっている。また、点検のチェックリストを毎年作成して、点検、そして管理をしながら計画的にやっていくというような趣旨であると思います。

それでは、溜池を整備するためには、多額の費用がかかるわけです。国とか県とか補助金もたくさん必要になってくるかと思いませんか、この溜池の整備事業の採択要件というのはどのようなようになっておりますか伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

溜池整備には多額の費用がかかるということもあります。そういったことから補助事業を活用しているところです。事業といたしましては、国の補助がある国庫補助事業や県単独の県単事業ということになります。

それぞれの採択要件ですが、国庫補助事業につきましては、受益面積が10ヘクタール以上となっております。県単の事業につきましては、農業用排水ため池施設台帳記載というものが要件となっておりますが、農業用としての活用や農村地域の防災減災等が要件となっているというところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 勝村議員。

○12番（勝村晃夫君） 補助事業には、国と県と大変国の補助事業ですと、国が50%、県が25%、県単の事業ですと県が50%、那珂市は国の場合には25%、県の場合だと50%の負担が必要になってくるということで、大変な金額がかかるかと思いますが、実は今回、これを質問させていただいたのは、古徳のため池、私、古徳に住んでおりますので、古徳のため池が東側のほうは堤防ですよ、堤体が東側は震災、3.11の6年前の震災で崩れまして、整備をなされました。ただ、南側と西側が大分水による浸食作用といいますか、浸食で大分崩れております。こういったことで、その古徳のため池については、整備ができるのかどうかということでございますので、この古徳のため池の整備ができるかどうかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

古徳溜池につきましては、いつごろできたかということ是不明ですが、瓜連町史を見ますと、水量が豊富だったと、江戸時代に堤体を整備したと。当時は48町歩ぐらいの受益面積があったというような記録がございます。

しかしながら、現在は、那珂中部幹線水路が整備されまして、古徳溜池の直接取水面積

につきましては1.5ヘクタールとなっております、農業用用水としての受益面積は少なくなっております。

また、東日本大震災での震災復旧事業としまして、そのとき被災しましたので整備したと。堤体と護岸、それと、あとは取水設備などを改修しております。そういったこともありますので、本堤につきましては改修済みということです。

議員のお話がありました山林側の整備とか、それ以外のところにつきましては、整備の予定ということは現在持っておりません。

以上です。

○議長（中崎政長君） 勝村議員。

○12番（勝村晃夫君） 確かに逆に言うと、古徳ため溜は自然を残して、ただいま現在、白鳥がたくさん飛来しているわけですが、あそこに来ているカメラマンの方、また、白鳥を見にくる方は、自然が残っていていいねということで、かえって、あそこが余りきれいになってもどうなのかなという方もいるようでございますが、やはり南側の山林は私有地でございますので、私有地が浸食されて、またカワウの営巣地にもなってきておりまして、木が枯れて倒れ、またさらに浸食されていくというような現状でございますので、その辺も踏まえて、今、部長がお答えになりましたように、受益面積が少ないんですよ、確かに1.5ヘクタールしかないですからね。10ヘクタール以上でないと、ちょっと無理よというようなことがあります。どのような形でやっていくか、これからまた部長さんと相談しながら、この古徳の溜池をどうやっていくか、またご相談をしたいと思いますので、そのときはよろしく願いいたします。

それでは続いて、今度は消防のほうに移ります。

防火水槽についてですけれども、今は、那珂市においても、どこでもそうでしょうけれども、防火、消防水利、防火設備としては消火栓が主流でございます。消火栓を各地、各所に配置をしていると。今現在、那珂市では資料をいただきまして、消火栓の個数が那珂市内1,323カ所に施設を消火栓の個数があると。また今年度予算書にも出ておりましたが、772万2,000円の予算をもって13カ所に設置をしていくというようなことでございます。

この消火栓、もっともっと数をふやせばいいというものではないんですが、その中で、あの消火栓も水道管から取るわけですから、末端のほうに行くと、使用人数が少ないということで、一番末端のほうは管径が75ミリですか、75ミリの管ですと、やはり今の何というんですか、消防ポンプが排出する量というのはすごい。1分間で約1トン放出できるというようなことですので、この75ミリの細い管のほうから取った場合には、なかなか水の勢がないというようなことがあります。そしてまた、近くに防火水槽があれば、その防火水槽を使うということですが、防火水槽の数が、20立方メートル以上が那珂市には39個、そして40立方メートル以上が247、合計286の防火水槽が設置されているということを資料でいただいております。

ただ、先ほど申し上げましたように、水を消火栓のほうから取る場合には、細い管のほうというのは、大体水を使う人口が少ないところというようになっています。そういったところに、必ず防火水槽があるのか、または大きなところがあるのか。以前に小さい、この20立方メートル以上にもならないような水槽が近くにそこにありました。8立方という8分でもう水槽が空になってしまう。これは20立方でも20分で放水すれば、もう空になってしまう。この消火栓と併用して使えば何とかかなるのかなとは思いますが、この小さいところ、また新規でやる場合には、今では現在は40立方メートルが最低の小さいもので一体型らしいんですね、今ね。こういったものが、これはいただいたんですが、一体型でできているということで、今は40立方メートルが一番最低の小さなもので、それ以上の40、60、80というようなことになっているかと思いますが、こういった防火貯水槽、小さいところは、できるだけ20立方ぐらいのところは、近くにそういったことで消火栓をつけて順次やっているわけですが、この新規にやるということは、貯水槽の新規設置、また大型化といいますか、新規設置について、できるかどうか消防長にお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 消防長。

○消防長（寺門 忠君） お答えいたします。

防火貯水槽40立方メートルの新規設置計画はございませんが、自治会からの要望を受けまして、公有地または建設可能な借地としての土地が確保でき、さらには、建設するための大型車両が進入できる等の道路状況であることを前提にしまして、実施計画を作成し、予算を計上してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 勝村議員。

○12番（勝村晃夫君） この建設可能な土地があればいいということですね。それと大型車両が入って工事ができればやりますよというようなことだと思います。

もう一回確認ですけれども、自治会からの要望があつて、土地がある、そして大型の車両、建設可能な場所であれば、この新規設置もできますよということでもよろしいのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 消防長。

○消防長（寺門 忠君） お答え申し上げます。

ただいまの条件等がそろいましたらば、先ほど言いましたように、実施計画にのせまして、予算を計上してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 勝村議員。

○12番（勝村晃夫君） 大体、末端の水道管が細いようなところというのは、道路も狭いか、いろんなことがあるかと思いますが、防火水槽ですから火を出さないのが一番ですけれども、まず防火、消火するには、やっぱり水が必要であるということですので、この建設するのに大型車両、大変大きなのが必要であるということも重々承知はしておりますが、現在

の技術をもってやれば、ある程度分解もしてやっていけるのではないかなと思いますので、その辺も自治会からの要望がありましたら、その辺のところをもっと検討していただいて、新規設置についてもお願いをしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。前向きなご答弁、ありがとうございました。

それでは続いて、オストメイト用トイレについてでございますが、市役所等、公共施設には設置すべきではないかなと考えております。

オストメイトというのは、皆さん、ご存じでしょうが、人工肛門をつけている方でございます。そういった方のトイレは、なぜ、それが必要なのかということを申し上げますと、普通のトイレでございますと、排便したものを、いっぱいになったときに流す、捨てる必要があります。そしてそれを洗浄する必要があります。その捨てるというか、排出するところ、そこが自分の腰近くまであればいいんですが、通常ですとずっと低い、そこに捨てるというと、下手するとポチャンとしぶきが戻ってきてしまう、そういったことがあるんだよということを言われています。最近ではオストメイト用のトイレというものが、最近ではもう一体型になって、どこでもそういった大型、多目的トイレには、それが設置をされているということでございます。

去年、障害者差別解消法が施行されて、那珂市ではすぐに、その取り組みを始めて、茨城大学の有賀先生ですか、お呼びして、講師として迎えて、職員の方がその差別解消法について勉強したと。また、今年3月になって、3月1日でしたっけ、また再度講習を開いたと。議会においても昨年7月に、この障害者差別解消法についての勉強会をさせていただきました。これはその障害者の方も、ここで今、暮らしているところ、そこで健常者となんら変わりなく、一緒に暮らしていくということが前提であるということで、この差別解消法が施行されたわけでございます。その中で有賀先生も言うておられましたが、那珂市は非常にこういったことに取り組んですばらしいと。しかしながら、1つ、ソフトはいいんだけど、ハードの面でもうちょっとやって頂ければありがたいなというようなお言葉もありました。

戻りますが、そのオストメイト用のトイレ、まずは市役所と思います。今、私、確認したところでは、中央図書館には、このオストメイト用のトイレがございまして、市役所の多目的トイレには、これがないので、設置すべきではないのかなということで、総務部長にお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

現状といたしまして、市役所本庁舎1階にございます障害者用トイレを、オストメイト利用者の方も使用できるよう、数年前に一部改造をいたしております。

ただし、もともとのスペースの関係もございまして、オストメイト専用の流し場を設けることができず、シャワーを設置して利用していただいております。少し使いづらいこともあるかとは思いますが、身障者用と併用という形になっておりますので、車椅子が回転をす

るスペースを確保いたしますと、これ以上の改造は難しいと思われまので、現状での利用をお願いしてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 勝村議員。

○12番（勝村晃夫君） 数年前に洗浄、シャワーですか、これを設置したということですが、このストーマ利用者ですが、今、那珂市においては利用者総数が77名という資料をいただいております。これは把握しているだけで、もっといるのではないかと思いますけれども、これで全部ですか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

ただいま議員のほうからありました77名、これが障害者として認定している中でのオストメイト使用者ということになります。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 勝村議員。

○12番（勝村晃夫君） 把握しているところでこれだけだということですが、登録しない人も中にはいるのかなと思いますと、100名ぐらいになってしまうのかなと思います。今現在の市役所内の多目的トイレですが、このシャワーを設置していただきましたけれども、シャワーの位置が、これはもう水道管とか、そういったものの関係でしょうが、そのシャワーが、手洗い台のすぐ隣にあるというような状況、これはしようがないのかなと、今、部長が言ったように使いづらいなどは思います。先日も職員の方とお話をしたときには、今現在、もっと、何というんですか、便器というんですか、排出するもの、それが大きくてだめだと。これからいろんな、そういった改良もされていくかと思いますが、そういった中で、もしできればそういった方のためにも幅広く情報を入れていただいて、そういったトイレの改造をひとつお願いしたいと思います。

けさ、たまたまNHKでやっておりましたが、トイレで社会を変えていくというような報道もありました。そういった中で、このオストメイト使用者の利便性を図っていただきたいと思いますので、今後もよろしく願いをいたします。

以上をもちまして、私の質問、終わりとさせていただきます。

○議長（中崎政長君） 以上で、通告2番、勝村晃夫議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

---

◇ 遠 藤 実 君

○議長（中崎政長君） 通告3番、遠藤 実議員。

質問事項 1. 自治会制度について。2. 貧困対策について。

遠藤 実議員、登壇願います。

遠藤議員。

〔16番 遠藤 実君 登壇〕

○16番（遠藤 実君） 議席番号16番、遠藤 実です。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目の項目、自治会制度について取り上げます。

ここ数年、地域を歩きますと、一番切実な声としてお伺いするのは自治会のお話です。若い人がなかなか自治会に入ってくれない。高齢のため班長ができないので自治会を抜けるしかない。防犯灯の管理費は自治会が払っているのに、自治会に入らない人はその恩恵を受けていながら経費を払わず不公平だなどなど、私もこれまで市の自治会加入への対応改善を現場レベルでしてきましたが、一方で非常に悩ましい問題だとも認識をしてきました。

私は、那珂市総合開発審議会の委員ですが、前回の会議資料で地区別座談会のご意見というものがありまして、その中で自治会に関する多くの意見が出ていました。例えば、最近越してきた方が挨拶に来たが、役所に住民票を移したときに自治会に入るよう言われたかと質問したら、何も言われてないということだった。窓口ではそれなりの対応をしてほしいというものがあり、市の回答として、市では自治会に入ってくださいとお願いする扱いになっていますが、まだ不十分なようですということ。その外にも、自治会加入促進への要望が複数ありました。これは、いろいろな地域の自治会でのご要望でございました。市の回答では、市も当事者意識を持った上で一緒になって取り組む姿勢で臨むことが肝心、諦めないで継続して活動を根気強くやっていく、市も責任を持って考えていく、自治会やまちづくり委員会の皆さんと一緒に考えていくということでした。これは、ただ、過去に何回も聞いている答弁なんです。しかし、現状は一体どうなっているのか。

今回も議長に許可をいただきまして、皆様に資料を配付させていただいております。こちらです。お手元の資料1をごらんください。

これは、平成28年2月2日現在の那珂市内全自治会の加入率です。これを見ますと、地区別に神崎、額田、菅谷、五台、戸多、この「多」は多いほうの「多」でございまして。間違えました。あと芳野、木崎、瓜連と、こう地区で出ておりまして、ずっと一番下の合計のところを見ていただきますと、これが那珂市トータル全体で72.09%、これが全体の加入率です。

ただ、これ見ますと、地域によってかなり差がございまして、例えばまさにこの戸多地区などはトータルでも95.94%、非常に高い加入率です。ただ、菅谷地区などはトータルで見ても61.33%と低い加入率になっています。特に一番、これを見ますと、地区名、自治会名とあって、その加入世帯数というのが実際に入っている世帯であって、そのわきの住基世帯数というのが分母です。これがトータル、その地区の全部の世帯数。ですから、加入世帯数で住基世帯数を割ると組合加入率が出ると、そういう数字になっているわけですが、例えば市内で一番戸数の大きい自治会はどこかといいますと、この住基世帯数の欄の中で一番大きいところを見ていただければいいのですが、それは菅谷の東組です。東組1,310世帯ございしますが、入っているのが552ということで42%、半分を割り込んでいます。例えば、あとその世帯加入率で見ると、外に半分を割り込んでいるのは仲之内です。745世帯のうち363世帯、48.72%ということで非常に低い加入率になっています。これが平成28年、昨年のデータでございしますが、この加入率は、ここ数年でどのような傾向になっていますでしょうか。

○議長（中崎政長君） ちょっとお待ちください。傍聴者の皆様をお願いを申し上げます。お寒い中、傍聴に来ていただいてありがとうございます。携帯電話をもう一度お確かめいただきたい。それから傍聴席は脱帽の上、お願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。ありがとうございます。

市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

28年2月1日現在の数値は、ただいま議員ご指摘のとおり72.09%でございします。ここ数年でどのような傾向かということですので、過去5カ年間の数字を申し上げますと、平成23年、いずれも2月1日現在でございしますが、平成23年が75.11%、平成24年が75.16、平成25年が74.34、平成26年が73.74、平成27年が72.72ということで、年々少しずつ減少しているという流れでございします。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 今のご答弁ですと、ここ数年、ここ5年、きれいに1%ずつ落ちていくというようなことで、今72%です。

では、これに対応するために、現在、市ではどのようなことを行って自治会への加入を促進しているのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

まず、転入者の方に対しましては、市民課の窓口で入会の案内といたしまして自治会加入届をお渡ししますが、そのとき一緒に自治会にぜひ加入してくださいというチラシをお配りしております。その他のパンフレットを同封して配布しているところもございします。また、口頭で自治会加入のお願いをしているとともに、市民課の待合室にモニターがございしますが、

ここで自治会加入の促進動画も配信しているところがございます。

それから、自治会の未加入世帯に対しましては、年度末に環境課のほうでごみの収集日のお知らせやそれから健康推進課の健康診断の日程等々とともに、自治会にぜひ加入してくださいというチラシを同封いたしまして、各戸郵送しているところがございます。その外には、まちづくりや自治会活動に参加するきっかけを提供するというを目的としまして、市のホームページに市民自治組織情報掲示板を開設しております外、カフェという、誰でも気軽に立ち寄れる場を通しまして、多様な団体がまちづくりに取り組んでいるということを広く市民にPRいたしまして、より多くの市民にまちづくりに参加してもらうため、各地区まちづくり委員会と協力いたしまして、協まち・カフェというものを実施しているところがございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 今、市でもこのように多種多様な方策をとっているということがわかります。

皆さん、お手元の資料2をごらんください。

めくっていただきますと、これですね、これが、今、市で今答弁ありました自治会に加入してくださいというチラシです。自治会とはということが書いてあって、自治会に加入するとどうなるのかというようなことで、いろいろなメリットがうたわれているわけです。しかし、ただ、先ほどの冒頭の地域の方の声をお聞きしますと、現状では、これ現状でもあるわけです。あるんですけども、これを呼びかける職員によって差ができていないのではないのでしょうか。熱心に呼びかける職員もいれば、呼びかけていない職員の方もいる。こういうことではないのでしょうか。市全体の方針としては、自治会にぜひ加入してくださいなんですね、このとおり。なので、新しく那珂市に引っ越してこられる方に対して、どの職員も熱意を持ってぜひ入ってくださいと訴えかけていただきたい。そして、その訴え方、タイミング、言葉の選び方を徹底させるためにも、職員の方向けに自治会加入促進マニュアルを策定してはいかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

自治会の皆様向けのマニュアルとしては昨年12月に作成したところがございますが、職員向けのマニュアルというものは現在作成しておりません。自治会加入促進につきましては、現在は市民協働課が一手に担当しているところがございます。今後、外の課の職員とどのように連携していくか、よく探った上で策定を考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） やっぱこれも徹底していかなきゃいけないということだと思いま

す。これもずっと何年も前からこういう話は地域で聞いております。職員の方でちゃんと呼びかけをしてくれと言っても、なかなか、なかなかというところなんだと思います。また、これ職員の方にも異動がありますから、新しく転居してこられる方が多いのは、それでまた特にこの3月から4月にかけてということで、この異動の時期と重なります。それでも、新しく市に来られる方というのは働きかけとしては、この1年で最もこの3月、4月がチャンスなんですね。ぜひその時期にもうなってきますから、早急に対応していただきたいと思います。

ただ、そもそも現状どのようにして転入者は自治会に加入する流れになっているのでしょうか。どのような書類をどこでもらって、どこに行って、どのような手続をしなければならないのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

他の市町村から那珂市に転入される方が、まず市民課の窓口で転入の手続に来られます。その際に、自治会の加入届をお配りしております。それに記入していただきましたら、班長にお渡ししていただきまして、班長が自治会長に届けまして、自治会長から市に届けるというような流れになってございます。なお、自分の住所がどの自治会に属するかわからないという場合には、市民協働課までおいでいただきまして、自治会名をお教えするとともに、詳細なお知らせをしているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） では、1階の市民課でその加入届をお渡しはしていても、その自分の自治会がわからない場合は、わざわざ2階の市民協働課まで行って聞かなきゃいけない、こういうことなんですね、今の答弁は。それは、かなり不便ではないかなと思います。通常の手続において、自治会の加入目的以外で2階の市民協働課に行くことはないんですよ。そもそも積極的に自治会に入る方が余りいないのに、わざわざ2階まで行って市民協働課にいろいろな詳細な情報を聞きに行くという人が果たしてどれだけいらっしゃるか、ここらだと思わんです、やっぱり。加入促進のまずその細かいところかもしれませんが、ここらまず運用面、那珂市に新しく入ってこられる方というのは、自分の自治会をわかっていない方というのがやっぱり多いと思いますから、この情報はやっぱり1階の市民課で教える必要があると思います。転入者目線、こういうことで考えていただきたいと思います。

転入者の利便性を高めるためには、例えば全国的には横浜市の都筑区などは、ホームページで住所から自治会を検索できるようですけれども、那珂市の市民課でも転入者の所属する自治会を教えてさしあげて、転入者にその場で記入していただいてはいかがでしょうか。どうですか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） 転入者の方が加入すべき自治会については、市民課のほうでも窓口でわかる範囲ではお教えさせて、お答えさせていただいているところがございます。現時点でございますが、それを加入申込書に記入してもらいまして、自治会長や班長に届けていただいているところがございます。

議員のご意見、ご指摘はその場で記入していただいた加入届を市のほうで預かって、自治会長や班長に渡してはどうかということかと思えます。これは、転入者にとりましては大変便利になるかと思えますが、一方、その自治会長や班長、この市から加入申込書を受け取りました自治会長や班長につきましては、その加入者のところへ出向いて行ったり、連絡をとったりといった作業が発生するわけでございますので、今後、自治会長や班長にそういった旨をご了解、ご理解を得られるかどうか、慎重に判断してまいりたいと思えます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） まさしく自治会さんのほうとも話はしなきゃいけないと思えます。ただ、冒頭、市のほうもまちづくり委員会、自治会とも協働してやっていくというふうなことでございますので、ぜひ転入者目線で考えていただきたいと思えます。

その場で書いていただくことができれば、それを自治会さんのほうに郵送して、新規加入者が出ましたよということをお伝えいただくと、できるだけ市のほうも簡素化していただきたい。そういうふうなことでできませんでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） 郵送するというところでございますが、これも先ほどご答弁申し上げましたように、自治会長や班長の方にご理解が得られるかどうか、よくお話しして慎重に判断させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 本当に運用の問題でございます。また、先ほどの横浜の都筑区では、メールでそういう用紙を出してはいるんですが、メールで受け付けもしていると、加入申し込みを。こういうふうなこともやっぱり考えられるんじゃないかなと、ネット環境になれている方であれば、むしろ便利かなというふうにも思いますけれども、そこらはいかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） メールでの受け付けということでございますが、市でもホームページ上に加入届の様式を記載しておりますので、それに必要事項を記入してもらってメールで送り返すというと、市で受け取るということは可能だと思いますが、これも先ほど答弁させていただきましたように、やはり自治会長や班長さんのご協力をいただく、お手間をとらせるということになりますので、これもご理解いただけるかどうか慎重に判断させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） まさしく地域の方も本当に加入率が厳しくなっているから、加入率の向上に力を貸してもらいたいと、これは五台地区の方のご意見でございましたが、地域でこういう声が出ている以上、市のほうでも、じゃ、こういうことができますよということでお互いに歩み寄りをし、少しでも自治会加入率を上げるということは、ぜひ協働でやっていただきたいというふうに思います。

では、次に、宅建業界と提携して、不動産物件の新規契約時や更新時に自治会への加入促進を促す仕組みをつくってはどうかと考えます。これは住宅契約段階での加入促進であります。例えば全国的な例として、横浜市旭区では、神奈川県宅地建物取引業界と連携し、会員の不動産会社が管理する物件の新規契約時や更新時に加入を促す仕組みを導入しています。また、同じく横浜市港北区では、防犯協会、警察署と提携して連合町内会と協力をし、賃貸オーナーに町内会費を払ってもらう仕組みを導入しておるということです。このように、不動産会社や賃貸オーナーに協力していただく手法も有効と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） 不動産業界の件でございますが、市内の不動産を扱っている業者につきましては把握できると思いますが、市内のそういった不動産物件を管理しておりますのは市内の不動産業者ばかりではなく、市外の業者もございまして、全国展開している業者もございまして、ですので、どのような方法でどこまでの範囲にするかなど、今後よく調査検討した上で考えてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） これは有効だと思うんですね、本当に。ぜひ考えていただきたい。また、アパート、マンションに入っている方に対しても、こういうやり方をぜひ検討してください。

次に、未加入者への加入促進施策について取り上げます。

今でも、先ほどのご答弁のとおり、環境課でごみ収集日のチラシと一緒に同封しているということですが、このようにいろいろな機会を捉えて積極的にPRするということが大事です。そういう意味で、特に若い方への加入促進施策として、母子手帳交付や1歳児健診、3歳児健診のときにも担当課に協力していただいて、お渡しをしてはいかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答え申し上げます。

これにつきましては、母子手帳の交付のときですとか、子供の健診時、そういったときにその加入案内をすることが妥当なのかどうか、あるいはその他の機会に案内したほうがよいのかなど、よく検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 環境課でやるごみのときに一緒やるのはオーケーで、何でこのこっちのほうの若い方用のこども課のほうはだめなんですか。ここらは、私の意図は、いろいろな機会を捉えてPRしてくださいよということなので、それはぜひ積極的に考えていただきたいというふうに思います。

また、現在、那珂市には207名の外国人の方も市民としてお住まいになっております。その方々も大切な地域コミュニティの一員であると考えます。さらに3.11のときのように、大規模災害時などは避難行動要支援者になり、行政としても地域としても支援の手を差し伸べるべき対象になりますので、ふだんから顔の見えるおつき合いをしていたほうがよいに違いありません。そのためには、まず自治会に加入していただくことは有効との考えから、この方々への自治会加入を促すために、外国版の促進チラシを作成してはいかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） これにつきましては、まず市内に居住しております外国人ですが、これは多い順にフィリピン、中国、韓国、その他というふうになっております。ですので、それぞれの言葉に対応しましたチラシの作成を今後検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） これは広島市でやっております。ぜひ研究してください。

では、現在でも可能な方策について提言してまいりましたが、今は地域の人間関係が希薄化し、コミュニティ存続が危ぶまれている状態です。この状態は、本当に危惧すべき状態です。何とかしてコミュニティの結びつきを強固なものにしていかなければなりません。防災・防犯上も、みんなで自分たちの住む地域をつくっていくということが重要になります。その意味でも、自治会には何とか地域の皆さんで加入していただきたい。ちなみに、これは強制的に加入していただくことは法令上できないのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） 強制加入が法令上可能かどうかというご質問でございます。

これにつきましては、平成17年4月の最高裁の判例では、県営住宅の自治会の事例でございますが、自治会はいわゆる強制加入団体ではなく、いつでも自治会に対する一方的意思表示により、これを退会することができることとされた判例がございました。また、平成26年2月の福岡高裁におきましては、自治会への加入を明確に拒否しているにもかかわらず、執拗に加入を求めたことによりまして、不法行為に基づく慰謝料請求が認容されたといった裁判例もございます。こうした判例から判断しますと、強制加入させることはできないというふうに判断しております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） そういう答弁でございますが、ただ、一方で、私の知る限りでは、その自治会に強制的に加入させることを禁止する法令もないですね。ただ、しかし、今の答弁のとおり、最高裁の判例が出ているということですから、判例は準法律的な扱いを持ちますから、相当な重きを置いて考えなきゃいけないというふうには確かに思います。しかし、厳密に言うと、自治会加入義務を禁止する法令はないです。ここらの感覚に、これから多分メスを入れていかないと、いつまでたってもなかなか自治会に入ってくれないという繰り返しのかなど、もう時代の要請としてそういう感じがいたします。

そこで、一足飛びに自治会加入義務条例とはいかなくても、自治会加入促進条例を制定してはどうでしょうか。全国的には既にいくつかの自治体で条例が制定されています。お手元の資料3をごらんください。こちらです。

全国的にはこのようにいろいろな自治会への参加を促進する条例というのが制定されておりました。これを見ると、本当にこの問題というのは那珂市だけじゃなくて、全国的に深刻な課題であるというのがわかります。これは、制定順に上からずっと並べてみましたが、このうち、これどういう条例なのかということで、この後に資料4として例えば塩尻市のみんなで支える自治会条例というのをつけておきました。また、資料5として宮崎市の条例をつけておきました。

このように、それぞれいろいろな自治会において、住民としての役割を果たしていただきたいというふうになっているわけです。例えば、塩尻市などは第5条で市民の役割ということで、市民は、基本理念にのっとり、自らが居住する地域の自治会に加入するものとする。加入するものとするというんだから、これはかなり強い条文ですね。宮崎市のほうなんかを見ますと、第3条のほうに市民の役割ということで、市民は、地域社会の重要性を理解し、その一員として、居住する地域の自治会への加入並びに自治会活動及び地域まちづくり推進活動への積極的な参加に努めるものとするという努力義務になっておりますが、このように制定をしているわけです。

那珂市でもこういう条例が制定されれば、いろいろな場面で転入者もしくは未加入者に対して訴えやすくなるんじゃないでしょうか。先ほどの話、市の方、職員の方が訴えるにあたって、那珂市にはこういう自治会加入促進条例がありますからというふうなフレーズも使えますし、地域で自治会役員の方がお願いに行くにあたって、言いやすくなるんじゃないかなというふうに思います。ぜひこういう条例を制定していただいてはどうでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

まず、自治会の法的性格につきましては、先ほど答弁申し上げましたように、強制加入団体ではないというふうに判じされておりますことから、加入促進条例とりわけ住民に加入を

求める規程につきましては、否定的な意見が寄せられることが少なくないというふうに感じております。これからしますと、加入促進条例というのは、あくまでも自治会への加入と自治会の行う事業への参画をお願いするものになると思います。

一方、那珂市では、那珂市協働のまちづくり推進基本条例というものを制定しております。この第8条第2項におきましては、市民は、市民自治組織に積極的に加入し、これを守り育てなければならないというふうに努力義務として規定しておりますので、改めて制定する必要はないのではないかと感じております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 今ご答弁にありました那珂市協働のまちづくり推進基本条例、これも実はこの後、資料6としてお出しをしております。これちょっと条文が長いので、中略としてポイントのところだけ裏表で出しておりますけれども、この中で、この裏側のほうですね、今ご答弁いただいたように、第8条に市民の役割ということで、その第2項にこのようにあります。市民は、市民自治組織いわゆる今の自治会だと思いますが、自治会に積極的に加入し、これを守り育てなければならない。これもちょっと努力規定というか、見方によっては義務規定のようにも見えなくはないんですが、ただ、これがあるから必要ないよという今の答弁ですが、やっぱり見ていただくとちょっと違うんです、意味合いが。例えば何が違うかという、市の役割としてなんです、例えば資料5の宮崎の条例を見ていただきますと、宮崎の条例で言うと、市の役割は、裏側ひっくり返して第8条に市の役割というのが載っております。これを見ますと、市の役割、宮崎のほうでは、市は、市民に対し、自治会への加入並びに自治会活動及び地域まちづくり推進活動への参加が図られるよう情報の提供その他必要な措置を行うものとする。ですから、市民の方が自治会に入っていくように積極的に動きますよと書いてあるんです、市はね。

じゃ、那珂市のほうの条例はどう書いてあるんですか。那珂市のほうの資料6の表のほう、第7条に市の役割というのがのっています。市は、まちづくりの基本原則にのっとり、総合的かつ計画的な市政運営に努めなければならない。第2項、市は、政策を形成するに当たって、市民の意見を広く反映させるため、市民参画の機会の確保に努めなければならない。3、市は、公平かつ効率的に職務を執行するとともに、市民、市民自治組織、市民活動団体及び事業者と連携を強化し、協働のまちづくりを推進しなければならない。

自治会に入ってくださいよということは一言もうたわれていない、市の役割として。これが違うんです。やっぱり特化するというのは、そういう意味なんです。今これだけ全国的に自治会に入らなきゃいけないよ、入るためにどうすればいいかと悩んでいるところですから、皆さんね、こういうふうな特化した条例をつくることに意味が本当にないかどうか。

さらに申し上げますと、先ほどの宮崎の資料5に戻りますと、この7条を見ていただきたいんですけども、これ先ほど私が不動産業者、業界と提携してはというものがそのまま条

文になっております。市内における住宅の販売、賃貸又は管理を業として行う者は、当該住宅に入居しようとする者の自治会への加入を勧めるよう努めるものとする、こういう具体的な条文も入っているんです。これがやっぱり具体的な条文のつくり方なんです。やっぱりこういうふうにしかりと市の役割、市民の役割、また事業者の役割も書いてありながら、さらに加入を促進させるための具体的な案として、これもちゃんと条例に入れて、市の理念を明確にする、これが大事だろうと思うわけです。

ただ、しかし、今の那珂市のまちづくり基本条例は、これ基本条例ですからいいですよ。これはこのままで結構です。幅広く市民の皆さんとともに手を携えて、まちづくりをどうやっていこうか、これを基本的な理念条例としてつくっている、これは結構です。ただし、さらに自治会に加入を促進させるための方策として、ぜひ特化してつくる必要があるんじゃないか、これを那珂市として示す必要があるんじゃないか、こういうご提案でございます。なので、再度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

ただいま議員からご提案をいただいたところでございますので、この場で即答することとはいたしかねるところでございます。仮に条例を制定することになれば、どこまで踏み込んだものにするかとか、あるいは条例制定のための検討委員会のようなものを立ち上げる必要があるかなど、よく精査した上で判断させていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 私の思いはそういうことでございますので、ぜひ酌み取っていただいて、やっぱり自治会の皆さん、役員の皆さんというのは、地域でご苦労されておられます。そういったところで、市としてもやっぱり一緒に歩んでいくんだよという姿勢を見せるのが条例制定です。しっかりそういったところを考えていただいて、踏み込んでいただきたいと思います。しかも、これ義務化させるわけでもありませんから、法令に違反するわけでもありませんから、ぜひお考えいただきたいと思います。

それにしましても、本来は、地域に住んで、地域の皆さんと挨拶を交わし、一緒に汗を流して作業をし、地域の子供たちを見守り育てながら、みんなで楽しく生活をする。そういう古きよき時代は確かにありました。私も、地域のおじちゃん、おばちゃんにかわいがってもらったり、時には厳しく叱ってもらったりして育ててもらったなという思いがあります。しかし、それと全く同じことを期待することは、本当に難しい時代になってしまいました。しかし、大震災のときには、ふだんお話ししない方とも水・食料を分け合いながら一緒に助け合うことができました。いろいろなところできずなを改めて感じることもできたと思います。ですから、その古きよき時代への回顧は、決して単なる幻想ではないと信じます。しかし、今の時代に合せてそれなりの工夫は必要かなとも思っております。

そこで、地域の核である自治会に入っていただくことへのメリットは、お示したこの資料2のチラシにも書いてはありますが、もう少しわかりやすくすることが必要かなと思います。例えば、この自治会に加入すれば、災害時には水・食料を1日分は全世帯に配布しますとか、希望する方には日常の見守り体制を強化します、希望する方には災害時に避難を支援しますというふうに宣伝してはどうでしょうか。自治会に入ってください。しかし、その代りこれをお約束しますということを市として政策的にバックアップをするんです。こういう自治会運営を今後求められていくのではないかなと思っておりませんが、いかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

自治会というものの法的性格は任意団体でございます。したがって、災害時に伴う政策で、自治会の加入、未加入の別で対応が異なるということとはできないというふうに考えております。

一方、自治会に加入するメリットを政策的にどのようにつくるのかという質問かと思いますが、まず日常生活におけるメリットのほうがあるのではないかと考えております。具体的に申しますと、1つ目が、地域の皆さんと顔見知りになることによりまして、地域の犯罪の抑止力が高まることですか、2つ目としては、地域の皆さんの家族構成などの情報を共有することによりまして、災害時の迅速な対応や安否確認が可能になること、それからさらには3つ目としまして、地域の皆さんとの交流や親交が図られまして、仲間意識あるいは連帯感といったものが強まって、さらには環境美化ですとか世代を超えた交流イベントなど、活力ある地域づくりが可能になると、そういったことがメリットとして挙げられるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 部長、ですから、それは今でもやっておられるんでしょう。今でもやっていること。それで自治会の加入率が上がっているんですか。上がっていない。むしろ下がっている。ここにやっぱり地域で苦勞されている自治会役員の皆さんの苦悩があるわけだと思えます。今と同じ対策をとっているだけでは、冒頭申したとおり、毎年きれいに1%ずつ下がっている。ましてやこれから那珂市は、まち・ひと・しごと総合戦略を策定をし、新しい課題にどんどんおいでいただきたいわけでしょう。しかもおそらくは子育て世代、若い方々が、また一方で地域においては高齢化率がどんどん上がっていて、このままではもう具体的に自治会にいるメリットを感じてもらえなければ、打ち出せなければ抜けていく方がどんどんふえる可能性があるわけです。そういった意味では、やはり自治会加入率がまだまだ加速的に今度は下がっていきますよ。具体的な今までと違うやり方をとっていかないと。

今のご答弁、任意団体だからその区別ができない、任意団体なんで、自治会に入っている入っていないで区別ができないよというご答弁だったと思いますが、じゃ、その自治会に今

でも交付金を出しているのはどうなんですか。これ区別にならないんですか。問題ないんですか。問題ないと思うんですけども、問題ないのであれば、その交付金の中に、その中に私が今具体的に提案をした防災備蓄品、これをふやして交付すれば何の問題もないんじゃないんですかという提案なんです。これを自治会に入っている人が使えるということなんですから、こういうやり方だと問題ないんじゃないかなというふうに思っています。少なくとも、このままじゃいけないと、何かしら今と違う方法を考えないといけないよということを、私は訴えたいわけで、今回ご提案をさせていただいておりますので、いま一度ご答弁をお願いいたします。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたしたいと思います。

議員ご指摘の点は重々理解させていただいております。ただ、繰り返しになってしまいますが、自治会の加入、非加入によって住民を区別するといったことは、これを行政が制度として設けるということは、やはり問題があるのではないかというふうに考えております。

ただ、じゃ、行政としてどこまでなら可能なのか、先ほど備蓄品云々の話もございましたが、これについても、今、自主防災組織と自治会のほうで結成していただいて、それに対する備蓄品、防災活動備品ですね、こういったものに対する補助というのは、これまでもやってまいりました。そういった形で行政としてどこまで可能なのかということをいろいろな多角的な見地から検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） ぜひ多角的に検討していただきたいと思います。例えば本当に災害の折など、今おそらく市の備蓄品はどこに、じゃ、あるのかということを考えますと、やっぱり数カ所にしかないんです。もしくは拠点的なところにしかない。本当に大災害、大震災があったときに、各地域の人がそれをとりにこれますか。皆さんが全部それ地域に配って歩けますか。そういうことですよ。ですから、それを地域の集会所、類似公民館、そういったところにもうあらかじめ渡しておく。それもやはり基本は自治会に入っている人だ。そういうふうなことで、やっぱり具体的にやっていかないといけないんじゃないかなと思っております。今回は、加入促進についての質問でございますけれども、ぜひそういう外の、いわゆるこれはもう防災の関係にはなりますが、そういったところも含めて、ぜひ今後の地域のコミュニティのあり方というものを考えていただきたいなというふうに思いますので、お願いをいたします。

最後に、市長より見解を伺います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 自治組織には祭りとか行事などのイベントがありまして、それに参加することで自然に近所づき合いが始まっていました。しかし、生活環境が充実したライフス

タイプが多様化した結果、自治会に無関心になり退会する方や加入しない方がふえ、自治会の加入率は減少するばかりで、助け合いの心を失いかけているのではないかと危惧をしているところでもあります。

自治会の必要性を再認識して、なぜ自治会が必要なのか、なぜ自治会に加入していただきたいのかをしっかりと伝えることがこれからますます大事になってくると思われまます。先ほど議員からいろいろなご提案をいただいた案件については、市としてどこまで可能か、取り組むことが可能かよく精査した上で、取り組めるものは取り組み、自治会加入率の低下に歯どめをかけていきたいというふうに思っております。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 確かに簡単な問題ではないというふうに認識はしております。しかし、逆に言えば、那珂市に移り住んできたい魅力の一つに、那珂市は地域のコミュニティがこれだけしっかりしている、安心だと、安心だと、子育てにおいても防災においてもここだったら安心して住めるよ、これを政策的につくっていくことが大事だと思うんです。いつまでも外のところがつくった住みよきランキング的なものにしがみついているのではなく、政策的に、那珂市は、だから住みやすいんだと、これをつくっていただきたいんですよ。ぜひお願いしたいと思ひまして、この1つ目の項目を終わります。

続きまして、2つ目の項目、貧困対策について取り上げます。

今、日本における子供の貧困率は、先進諸国と比較しても深刻な状況にあり、平成24年において相対的貧困率が16%、つまり6人に1人が平均的な所得の半分以下の世帯で生活していることが国民生活基礎調査によって示されました。子供の貧困対策は、国を挙げて対応すべき課題となってきております。この法律も制定をされ、大綱も示されました。

また、一方、昨年日本財団の調査によりますと、では、この茨城県の子供の貧困率はどうかというところと12%、そして県内で貧困状態にある子供たちは約3万5,000人という数字が出ております。この数字は、実はお隣の東海村の人口に匹敵する数字です。驚くべき数字です。もう今や、一億総中流社会と言われていた時代は、もうあっという間に過ぎ去ってしまひまして、経済的な二極化が急激に進んでいると、これはもう認識せざるを得ないのであります。茨城県においてもこの5カ年計画を策定し、その基本方針に教育支援、生活支援、就労支援、経済的支援、この4つの柱を掲げております。この貧困対策しっかりとっていくことは、私ももう以前から何回も提案し取り上げてきていた、いわゆる自殺対策にも直結すると考えておりますので、しっかりと今回は取り上げていきたいと思ひます。しかし、ちょっと余りにも裾野が広いので、今回は特に教育支援について取り上げます。

まず、基本的なところで、那珂市における貧困率というものは出ますか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

那珂市における貧困率というご質問でございますが、こちらの数字につきましては、市単

独では持っていないというところでございます。

貧困率は、先ほど議員のほうからも出ましたように、厚生労働省が所管する統計調査の一つであります国民生活基礎調査の集計結果に、OECD経済協力開発機構ですね、これの基準を用いまして算出をされているというところでございます。その中で、指標としましては、相対的貧困率、子供の貧困率、子供がいる現役世帯の貧困率というものがございます。最新の数値でございますが、こちらにつきましては平成24年現在の数値となっております、日本全体で相対的貧困率が16.1%、子供の貧困率が16.3%、子供がいる現役世帯の貧困率が15.1%となっております。また、子供がいる現役世帯の貧困率のうち大人が2人以上いる世帯の貧困率は12.4%、大人が1人のみの世帯では54.6%という状況になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 市においてはそういう率は出していないということですが、今、るデータのご紹介がございました。今のでちょっと衝撃的だなと思うのは、いわゆる子供がいる世帯の貧困率、現役世帯の貧困率でいわゆるひとり親世帯の貧困率はもう54%、ですから、ひとり親のもう過半数は貧困世帯だということなんですね。

じゃ、一方で、那珂市における生活困窮世帯がどれくらいあるかはわかると思います。いわゆる要保護、準要保護世帯ですね、教えてください。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

就学援助の対象となります要保護、準要保護の世帯でございますが、過去3年間の数値で、平成26年度においては要保護世帯が10世帯、準要保護世帯が115世帯で、計125世帯、184名でございます。続いて27年度でございますが、要保護世帯が6世帯、準要保護世帯が188世帯、計194世帯で289人でございます。最後に28年度でございますが、要保護世帯が5世帯、準要保護世帯が214世帯、計219世帯で312人となっております、準要保護世帯については増加しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 対象の子供の数がふえていますね。この3年間でも26年度が184、27年度が289、28年度は312人、急激にふえています。深刻な状況だと思います。では、那珂市では、この困窮世帯に対して現在どのような支援をしていますか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

生活困窮世帯に対しての支援ということでございますが、これにつきましては平成27年に施行されました生活困窮者自立支援法に基づく支援事業がございます。生活保護に至る前の

段階の自立支援策として、生活困窮者に対し包括的な支援を提供する取り組みとしまして自立相談支援事業などの、これは必須事業、必ずやらなければならない事業ですが、それ以外に任意事業といたしまして、子供に対する学習支援事業などの事業が国において創設をされております。本市において必須事業としましては、相談内容に基づきプランを作成し、就労や生活の支援体制につなげ、生活困窮からの脱却を目指す自立相談支援事業、それから居住地を失うおそれのある者に対して家賃を支援する住居確保給付金などを行っております。また、任意事業としましては、居住地を失った生活困窮者に対して一時的にはございますが、居住場所を提供する一時生活支援事業などの事業を行っております。

また、29年度、この4月からでございますが、生活困窮者及び生活保護受給者を早期就労につなげるため、生活保護者等就労支援事業を委託事業として実施しまして、生活困窮の最大の要因である低収入等を解消するため支援をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） わかりました。

では、学習支援について言うと、県においては、生活困窮世帯の子供に対する学習支援事業というものをやっております。目的は、学習支援、助言を行うことによって、児童・生徒の学習習慣、生活習慣の確立や学習意欲の向上を図るということです。支援対象世帯は、生活保護受給世帯、準要保護世帯、その他非課税世帯等です。原則的には、小学校4年生から中学校3年生までの子供に対して、週1回程度、例えば毎週土曜とか日曜日に公民館や集会場の一室で1回あたり20名程度の子供を対象に勉強を教えるということ、教えるのは教員OBなどのボランティアの方、福祉事務所のない町村は、県が実施主体となって県内全市町村で実施しています。なお、東海村のみ独自に社会福祉協議会で実施しております。そして福祉事務所のある市に関しては、実施主体は市であり、これもかなりの市で実施しております。お手元の資料7でございまして、こちらのほうがこの事業の実施状況ということになります。町村では、東海村を含めて全てです。市では15市が実施をしております。そのやり方、数字を見ますと、それぞれの地域でできる範囲から始めていくということで、去年からかなりいろいろなところでやっております。

あと、わかりやすく見てもらうために、この地図を出しまして、県内44市町村のうちやっているところの市は黄色、町村は紫、独自の東海は青という形で染めてみました。急速に広がっておりますので、生活困窮世帯の子供たちに対してぜひこの事業をやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） ご答弁申し上げます。

ただいま議員から生活困窮者の学習支援事業を実施してはということでございますが、昨今、生活保護世帯や要保護、準要保護世帯の増加、それから非正規雇用労働者の増加、ひと

り親世帯の増加と、社会的要因を含めて貧困率は増加の傾向にございまして、またその実態は深刻なものであるというふうには考えております。また、貧困を起因とする学力不振、生活習慣の乱れ等も指摘されているというところでございます。

本市としましては、生活困窮世帯の子供への学習支援につきましては、貧困の連鎖の防止や子供の居場所づくりなど、有益な事業であるということは認識してございます。事業の実施につきましては、プライバシーの問題や実施場所の問題等、課題も多いところがありますので、新年度、平成29年度より事業を実施する近隣市町村もございまして、その動向を注視しながら実施に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 実施に向けて検討していくということで、大変心強いと思います。

これは国庫補助が2分の1ありますから、市の持ち出しは半分で済みます。利用者の利用負担はただということなんで、ぜひ来年から実施してほしいなど、これは既に、まだやっていないところでも当初予算でもう既に組んでいる市がたくさんあります。ぜひびりにならないように、ぜひ早期をお願いをしたいと思います。今回、学習支援ということで取り上げました。今後、生活支援含めて取り上げてまいりたいと思います。

以上で一般質問を終了いたします。

○議長（中崎政長君） 以上で通告3番、遠藤 実議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を14時15分といたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時15分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

---

◇ 福 田 耕 四 郎 君

○議長（中崎政長君） 通告4番、福田耕四郎議員。

質問事項 1. イオンの進出計画について。2. 那珂インター周辺の整備について。

福田耕四郎議員、登壇願います。

福田議員。

〔17番 福田耕四郎君 登壇〕

○17番（福田耕四郎君） 17番、福田耕四郎でございます。

通告のとおり順次質問を進めてまいりたいと思いますので、しばしの時間、ご清聴を賜りたい。また、執行部におかれましても、ひとつ前向きな答弁をご期待を申し上げながら進めてまいりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

まず冒頭、6年前、あの大きな震災、ちょうど我々も定例会を開催している、そしてまた常任委員会、このときに起きたあの震災、これは本当に月日が早いもので、間もなく6年ということ、ただ、やはりこれを風化することなく、いかにこの災害に強いまちづくりを進めていくかということを実際に痛切に感じている次第でございます。

まず、最初でございますが、いろいろフェイスブックあるいはいろいろネット関係を見ますと、これからいわゆる次世代を担う、いわゆる中学生あるいは高校生あるいは大学生ですか、こういう方が本当にこの地方の地方創生に関心を持っている、そういう方がおられるということ、これには私も感動をさせられ、そしてまた、これからの日本に対するこの思い、こういうことを本当に心打たれた、こういうことが一つあります。いわゆる地方創生のシンポジウムということで、東京都内に住んでいる高校生が立ち上がって、そしてこの茨城の魅力、残念ながら都道府県では最下位ということで本当に寂しい思いをする、そういう中でこの高校生が立ち上がって、そしてこの地方創生シンポジウム、中には茨城に情熱を持つ学生たちのプレゼンテーション、これが開催されるという、非常に私は関心を持って、また当日、水戸で開催されるということですから、足を延ばしてこの次世代の方々の思いを聞いてみたい、こういうことを思っているところでございます。これは行政にとっても、これは本当に大事な、次世代の方々がこれからの日本をどうしていくかということ、こういうことというのは本当にすばらしいということを実際に印象を受けております。ぜひ時間がありましたら、3月25日、水戸のほうで開催するということですので、どうか執行部の方々も、土曜日ですから時間はあるかと思えます。

そういう中で、私もこの地方創生これについて、やはりいかに本市をこれから次世代の方々に引き継ぐ、そういう大事な、そういうことを思いを込めて質問をさせていただきたい、こういうことで通告をさせていただきました。どうぞよろしく願いをいたします。

まず、最初でございます。このイオンの進出計画ということを通告しておりますが、本市において核融合の跡地にガス発電、これができる。大分立派なあれで、今、工事が着々と進んでいる。あれが完成しますと、那珂市において本市において税収にはどれぐらいの効果があらわれるのか、これ通告していないかと思うんですが、おおむねどれぐらいの税収につながりますか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

ただいま議員からご指摘のございました核融合研究所、今、向山工業団地の西地区になりますけれども、そちらのほうに発電能力10.9万キロワットのガス発電所が今建設中でございます。事業費で申し上げますと100億以上の投資があるかというふうに思っています。

詳しくこれは個別の企業のお話でございますので、税額については試算はしてございませんけれども、一般的に100億以上の投資額ということになりますと、億単位の税収が期待できるというようなことも考えられるのかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 福田議員。

○17番（福田耕四郎君） 今のお話を聞きますと、いかに企業が進出することによって税収にどれだけ結びつくかということが、おおむねわかるかと思えます。やはり今、本市においては、私もこの前の改選では、選挙戦で地方創生の一環としての区域指定制度ということを訴えてまいりました。それを取り上げていただいて、今この本市で区域指定制度を14カ所指定をされた。これからスタートです。いかに過疎化に歯どめをかけるか、あるいは人口増、一般住民、これはもとよりやはり企業がどれだけ張りつくかによって、いかに財政が豊かになるかということを今の答弁でおおむね、おそらく想像はしたんだろうと思えます。

そういう意味で、このイオンのこの進出ということ、いわゆる寄居地区に出店が計画されていますイオンについては、平成18年、もう11年経過しております。出店計画が出されて以来、11年が経過しようとしております。大型商業施設が進出するメリットとしては、第1次総合計画の中にもある活力がある潤いのあるまちづくりの創出、また工業地域として指定されて以来、なんら利用されていない土地の有効活用、固定資産税等の税収の確保、雇用の確保等が挙げられております。そういった中で、なかなか進んでいないイオンの出店計画が進まない。

まず、最初に、お伺いをしたいのは、イオンのこの出店計画の概要、それから、その後の経緯について、まず企画部長にお尋ねをいたします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

イオンの出店計画につきましては、先ほど議員からもお話しございましたとおり、平成18年5月に菅谷寄居地区に計画したいという申し入れがあったところでございます。計画の概要といたしましては、敷地面積が約17ヘクタール、建物延べ床面積は約8万6,000平方メートルでございます。なお、出店申し入れの以降、既に先ほど議員のほうからもお話がございましたとおり、既にもう11年が経過するわけでございますが、計画が計画どおりにできるのかどうか危惧するような声もございますけれども、イオンからは、現在においても出店の意向には変わりはないというように報告を受けているところでございます。

また、その後の経緯でございますけれども、大規模商業施設として立地する上で課題となります都市計画の手法や農地転用等につきまして整理をし、関東農政局や茨城県からの指導を受けながら、農地転用の手続及び農業振興地域の除外の手続について調整を行ってきたという経緯がございます。その結果、農地転用につきましては平成24年12月に事前協議を済ませております。また、農業振興地域の除外についても、平成25年4月に終了したという経

緯がございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 福田議員。

○17番（福田耕四郎君） 聞くところによりますと、平成27年ですか、27年4月に瓜連のらぼ一、あそこにイオンとは本当にかかわりの深い国会議員である岡田先生が見えたと。これは、先輩議員の何か、きょうはいらっしゃいますか。石川元議員がいろいろなにお骨折りをいただいて、このイオンの件について、らぼ一に来てくれたということを私ちょっと耳にしているんです。私は、当日、行きはしませんでした、部長は行って聞いておりますか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

私は出席をいたしておりません。

以上でございます。

○17番（福田耕四郎君） 出向いた方、行政では誰もいない。市長、行っているんですか。市長、そのときのことをちょっと、時間がありませんので……

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 会合については、ちょっと会合の名称は忘れましたが、元石川議員のほうからご紹介をされまして、岡田社長の弟さんですね、国会議員の岡田先生にぜひ進めていただきたいという旨をお話ししたことを覚えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 福田議員。

○17番（福田耕四郎君） そういう経緯もございます。それにはいろいろな経過を見ますと、全体の流れですか、これを見ますと、やはり平成24年ですか、これやっぱり農振除外、農振地域が一部、田んぼですか、これの除外の申請をしていると。そして、平成25年1月にはこれが変更の許可が出たという経緯もありますね。ただ、あそこはいわゆる寄居地区、工業地帯、工業地帯であっても、このような大型ショッピングセンター、これは可能なんですね、いろいろと問題点はあるかもわかりませんが、クリアはできると。ただ、私の認識では、この工業地域ということには、学校あるいは病院、こういうものはだめですね。それでいて、この大型ショッピングセンターができる、そういう手法というのはあるわけでしょう。

そこで、いわゆるこのイオンのいろいろな出店に関しまして、いろいろな調整もされてきた、あるいはそういう認可も受けてきた、そういうことがクリアされてきている。

ただ、聞くところによると、ただ、今回のこのイオンに関しましては、我々公の者が公の場でどこまで突っ込んだ話ができるのか、いわゆるプライバシー的なこともかかわってきますね。ですから、その辺を濁した言い方も文言の中にあるかと思えます。今、地権者との合意、これは私もいろいろ聞き取りもしてまいりました。中には、いわゆる地権者とイオン側、そこで契約書、契約書にうたわれていない部分が出てきているのが今の現状だろうと。それ

は、1つには、何か埋蔵文化財がある、塚が3つぐらいある、こういうことも聞いています。すると、そういうことにはいわゆる契約書にはうたわれていない。そういうことをこれから進めるんだよと。しかも今、進めている最中だよと。いわゆる契約書にうたわれていない部分を、ある地権者はいわゆる公証役場、ここに今お願いをしている。1月末に双方が提出をしたと。その中身については公正証書の中身は、事業用定地に関する借地権の覚書、これを今作成して公証役場のほうに提出している。おおむね合意をしている。お互いが合意をした上で、この公証役場に証書を提出しているというのが今の現状と私は聞いているんですが、どうですか、部長のほうはそういうことをお耳にしていないですか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申します。

イオンと各地権者との契約等々については、当然民民のお話でございますので、市が介入するということにはございませんけれども、イオン側から、地権者39名ほどいらっしゃるそうでございますけれども、その地権者からの同意については、昨年8月ごろになりますけれども、おおむね見通しが立ったというようなお話は聞いてございます。そういった意味で、市としては、その辺でこの先、イオンの出店計画については進めることが可能なのかなというふうに判断をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 福田議員。

○17番（福田耕四郎君） ただ、これは非常に難しい、また我々としても、言葉に出すのは非常に、どういった表現をすればいいのかということでもちょっと頭を痛めているのは、先ほど言ったこの17ヘクタール、その17ヘクタールの中で約0.5ヘクタールぐらい、約5反歩というのかな、0.5ヘクタールぐらい、イオンが独自で売買契約を結んで買い受けた土地があるでしょう。これご存じですね。そこを、その買い受けた土地をあるところに売りに出している、買ってくださいますと。こういう話を聞いていないですか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

イオンで、イオンは基本的にこの出店計画に関しましては、借地という方式で敷地の確保をするという形で進んでおります。ただいま議員からお話がありました一部の土地について取得したという情報は知っておりましたけれども、その後、それが転売にかかっているという情報については、私ども承知はしておりませんでした。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 福田議員。

○17番（福田耕四郎君） 情報遅いですね。私はそういうことを聞いています。ということは、これから進めていく、出店に対して着々と進めていく。それで逆行している。ちょっと何か首かしげる点が、私は感じている。そういう中でも大丈夫なんですかね。これ一つの例

を言うと、この震災後、まだ3年前ぐらいですか、福島県のいわき市小名浜、あそこに水族館がありますね、大きい。あのちょうど道路を挟んで反対側にイオンモールが進出して、今、工事を着々と進めて、来年の夏オープン、あそこは今回の震災でえらい被害を受けたところなんです。そこに今、建設しております。4階建てだったです。そういうふうに企業というのは、ここにいきつけたらば、素早く開店に結びつける、それがビジネスですよ。

那珂市のこの場合には11年経過して、それにはその契約の段階ということで、大分時間はかかった。その中で疑問点がいくつもある。果たしてどうなんだろう。私は、そういう心配をしている。ですから、これからのこのイオン、課題がたくさんあると思います。まず、商工会、商工会ともまだ合意はできていないでしょう。反対の書面が行政のほうへ来ているんじゃないですか。それもまだクリアはできていないですよ。その外にも何通かの反対の、そういうこともあったでしょう。これもまだ話し合いはされていない。課題はたくさんあると思います。でも、イオンが先ほどの答弁では進めていくということであるとするならば、あるんですね。ですから、これは行政としても、先ほど申したように、民民の問題でありながらも、ここまでは踏み込んだことができるということは、部長よくわかりでしょうから、ぜひこれは進めていただきたいなど、私はそういうふうに思うんです。いろいろ問題はあるかと思いますが、あれだけの規模ですから。

ただ、やっぱり地元の商店街としては、いわゆるイオンモールができて、あそこの中に出店をしたいといっても、なかなかこういう大手というのは、聞くところによるとテナント料というのが大分高いということ、そういうハードルもあるかと思いますが、ただ、やっぱり中へ出店するばかりが出店じゃないですね。近くに張りつくということも一つのビジネス、そういうこともあるかと思いますが、いろいろお聞きしたいことありますけれども、時間もあれなものですから、通告してあることを省略をさせていただいてよろしいですか。結構ですか。ぜひ頑張って、ひとつ行政も後押しをしていただきたいなと思います。これは市民の皆さん、期待しているんです。期待をしていますから、ですから、ぜひ行政としても頑張っていたいただきたいなど、こういうふうに思います。

時間の関係上、ちょっと飛ばしますけれども、そういうことで恐縮には思いますけれども、続いて、このインター周辺、これについて質問をさせていただきたいと思います。

2番目のこの通告の那珂インター周辺の整備について、常磐自動車道那珂インターチェンジについては昭和59年に開通し、当時から那珂市あるいは県北の玄関として位置づけをされてきました。また、那珂インター周辺整備についても、以前から執行部では調査研究をし、議会でも一般質問等いろいろと議論を重ねた経緯がございます。合併前ではありますが、土地利用構想検討委員会あるいは那珂IC周辺開発検討委員会の中で流通業務施設あるいは、当時ですよ、道の駅を整備する構想もありました。特に私は、頭に鮮明に残っているのは、那珂町議会、当時ですね、那珂インター周辺の開発ということで特別委員会を設置しました。そして、いろいろ視察を兼ねながら調査研究をいたしました。にもかかわらず、凍結という

結果がされました。それ以来、凍結されてもう既に二十何年間放りっぱなし、進展が全くない。その間、いろいろな議員からも質問もありました。中にはそういう中で、総合計画これにもうたわれていない。これ10年間ですか、この総合計画、その中に見直しがあるでしょう、ローリングが。そのローリングにもうたわれていない。それで現在まできている。これ非常に私は残念、こういうふうに思います。しかしながら、常磐自動車道が那珂インターまで開通してから30年以上が経過した現在も、開通当時となんらかわりばえがない、これが今の那珂インターでございます。

そういう中で、一体どのような問題点があって、インター周辺の開発が進まないのか。あの周辺は、ご存じのとおり、あの地図をお配りさせていただきました。黄色く塗られているところが執行部カラーじゃなかったと思うんですが、黄色く塗られているところが、いわゆる農業専用区域、農振地域、あとの白紙のところは調整区域、一目であの周辺、周りが農振地域、これではなかなか企業が来てくれません。それが今の現状じゃないですか。

でも、先ほど通告したこのイオンの問題、内原のイオン周辺あるいは昨年オープンした常陸太田の道の駅の例をとるまでもなく、そのような場所であっても、開発が進んでいるところがあるんです。これは、この地域をどうしたらいいのかという市の考え方、これにかかってくるだろうと思うんです。那珂インター周辺は、あれだけの非常に恵まれた立地条件でありながら、しかも県北の玄関口としてのアクセスを考えれば、相当の可能性を秘めているのは皆さんもご承知のとおり、那珂市発展のためにも努力をお願いしたいということで、私は、今回で5回目です、これ、那珂インターで質問で登壇するのは。その外に数名の方が登壇しています。そのときの当時の議事録を持っています。どういうことを言っていましたか。やはり絵に描いた餅では、これはいかなものかなと私は思います。そういう思いを込めて、今回、再度登壇をして、前向きのある回答をご期待をしながら、冷や汗をかきながら、大きい声で質問をさせていただきます。よろしいですか。

まず、この県北の玄関であるという那珂インター周辺の現状、それから今後の整備についてまず伺いたいと思うんですが、皆さんの記憶に新しい今年の那珂市の賀詞交歓会、国会議員の先生方が祝辞を述べてくれましたね。その中で、来た方全部の方が県北の玄関と言っていましたよね。どういう意味を言っているんですかね。私は個人的に、あそこに期待をしているんだらうと、県北の玄関と、そういうふうに解釈をしている。これは皆さんの考え方、いろいろあるかと思います。ですから、そういう思いで、今回こういうことで今後の整備について、まずお尋ねをいたします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答えを申し上げます。

先ほど議員のほうからもるるご説明がございましたけれども、那珂インター周辺につきましては、平成3年になりますか、生産活動拠点、流通情報拠点、生活拠点、緑化活動拠点の複合開発の整備構想がありまして、那珂I C周辺地区整備基本計画が策定され、平成6年に

は土地利用構想検討委員会においても、先ほどご説明ございましたように、流通業務や道の駅という構想が出たところでございます。また、平成9年8月には、那珂I C周辺の地区の開発検討委員会が設置されまして、開発手法や導入機能の方向、それから整備手法等が検討されるなど、那珂市の玄関口、県北の玄関口としてふさわしい開発について検討されたという経緯がございます。

しかしながら、さまざまな検討が重ねられましたけれども、農地転用が困難であること、それから民間活力含めた事業主体、こちらが不在だと、それから排水路等の雨水排水対策の社会的なインフラの問題、経済状況等の悪化等により、実現が至らないまま現在に至っているというのが現状でございます。また、先ほどお話がありましたように、第1次那珂市総合計画、平成20年から29年までの10カ年の計画でございますけれども、その基本構想の中にも位置づけがされていないということがございます。

そういったことを踏まえまして、この那珂I C周辺の整備につきましては、改めて整理をして第2次那珂市総合計画を今策定中でございます。その中で那珂インターの周辺につきましては、広域交通網の結節点であると、周辺都市または県内外の都市との連携強化や交流促進を図るための土地利用の可能性が非常に高いエリアだろうというふうに考えておりますので、そのような位置づけをしながら、そこについて検討してまいりたいというふうに、かように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 福田議員。

○17番（福田耕四郎君） 本当にあそこは確かに排水の問題がありましたけれども、これはあそこの排水というのは大井川から早戸川、早戸川は整備されましたね。今は大井川が整備される目鼻がついたわけでしょう。ですから、それに鑑み、このインターもこの排水の雨水排水の問題点はクリアができるだろうと、こういうふうに思うんです。

それと、やはりあの地域いわゆる企業が来るのを待っている、またエリア1キロ圏内、流通業務は緩和をされて、これは流通関係は立地可能だということですが、まず第一にクリアしなくちゃならないのが農振除外でしょう。そこまでやって進出する業者というのはいないですよ。ですから、そのいわゆる突破口を開くというのが、私は行政であるだろうと、こう思うんです。

これ、ちなみにまだ数日前に開通した圏央道、常総市、あそこはもう既にあそこの区画整理組合、それとゼネコン、某ゼネコンと一緒に50ヘクタール、今、開発、これの許可が出たでしょう。何かそういうふうに聞いている。また、今、途中かもわかりません。50ヘクタールですよ。それはどういう設備なのかと、施設なのかというと、やっぱりあの辺は農業ということで、いわゆる地元の特産物、農業、野菜関係とか、それが主流みたいです。そして、その外にいろいろな業種、いわゆる、だから商業施設というんですか、それで今展開をしている。ですから、那珂市の場合には遅いんですけれども、本当に行政がやっていくと、あそ

これを位置づけをしていくというのであれば遅くないです。それには、この農振地域ということ、これが非常に問題点、一番の問題点はそこだろうと思う。でも、本当に行政がやっていくというのであれば、県の各担当部署、あるいは関係機関、金は出せませんが、そのことについてはなんら惜しみなく協力をしていきますということをいただいています。力強いんじゃないですか。ですから、那珂市が本当に立ち上がって、那珂市が事業主体になって、そしてそういう関係機関の皆さんのご協力を得て、さらには平成27年6月の定例会で市長答弁しているように、常陸大宮あるいは大子町あるいは常陸太田、県北の玄関ということで位置づけをしている首長間でのいろいろな一つの会合を開いて、そして首長同士が県・国に足並みをそろえて、そういうことが今求められるんじゃないですか。

27年のときに、市長は連携を組んでやりますよということをおっしゃってましたね。ここに答弁書あるんです。これはアンダーライン引いてあります、大事なことです。それと同時に、この29年度の施政方針、数日前にありました。ここにうたわれているこの文言というのは、私は非常に心強く感じているんです。各議員も持っているかと思うんですけども、ここにあります。いわゆる那珂市というのは、住みよさというこの強みを持っているということ、これが若干災いをしているようにも感じられるんです。人口減少は余り進んでいない。でも、県北なんかはひどいですね。ああいうふうには人口減少が進んできちゃってれば、歯どめというのはかからなくなってくるんです。いかに推移をしているときに維持をさせる、ふやすことを考える、これが手法じゃないですか。病気で言えば、初期に対応する、末期になってからでは効果がない。こういうことが大事だろうと思うんです。ここではいかなる困難な課題にも挑戦してまいる所存です。これ、力強いです。どうですか、各議員もそう思うでしょう。ですから、その意気込みをまずこのインター周辺にぶつけていただきたい、そういうことで私は声を大にしてお願いを申し上げたい、質問をしたい。いかがなものですか、企画部長。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

当然のことながら、市長が開発、周辺の整備につきまして事業を進めるというようなご判断をされた場合には、当然のことながら、私ども職員全てでございますけれども、企画部が中心になろうかと思っておりますけれども、そういった中でその推進体制を整えた上で整備を進めていくということになろうかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 福田議員。

○17番（福田耕四郎君） 今の企画部長の答弁、市長、これ責任重大、市長の答弁をまずご期待をしながらお願いをいたします。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） これ最後の答弁になるんですか、私が最後の答弁になっちゃうんです

か、これ。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

○市長（海野 徹君） ああ、そうですか。

先ほど議員のほうから冒頭に震災のお話がありました。あの当時、本当に、今半分以下になってしまったんですけれども、議員の皆様、本当に助けていただきまして、復旧が速やかに済んだというふうに思っております。改めて、当時いらっしゃった議員の方に御礼を申し上げたいと思います。

それから本題に入りますけれども、那珂インター周辺については、過去において部長のほうからもお話がありましたけれども、さまざまな開発の検討が重ねられてきた経緯がございます。結果として、実現に至らなかったことは、私としても大変残念に思っているところでございます。議員のおっしゃるように、那珂インター周辺につきましては、県北地域の玄関口でもあり、那珂市を含む県北地域の活性化にとって大変重要な地区であると思っております。

一方、当該地区につきましては、インフラの整備、道路とかそれから事業主体の確保などの課題があります。今後につきましては、県北地域の市町とも連携をして、連携を強化し、社会的基盤として重要な都市計画道路・河川の整備を積極的に県に要望していくとともに、実現性の高い具体的な開発計画の可能性を検討してまいりたいと思います。

なお、先ほど議員のほうからお話がありました菅谷飯田線ですか、これの4車線、それと大井川の河川改修、これは先般、県の土木部長にお願いに行ったところでございます。要望に行ったところでございます。

いずれにしても、那珂市はもとより県北地域の活性化のために、那珂インター周辺の有効な土地利用が図れるように進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 福田議員。

○17番（福田耕四郎君） 今の市長の答弁、企画部長どういうふうに感じましたか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

市長のほうからは、当然インフラの整備については、積極的に沿線市町と連携強化を図りながら県に要望していくというようなことを踏まえながら、実現性の高い具体的な開発計画の検討をするという市長のほうの答弁でございます。そういった意味で、那珂インター周辺の有効な土地利用を進めていくというような方向性が示されたものだというふうに、かように思っております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 福田議員。

○17番（福田耕四郎君） 進めていくということはやっていくよということ、こういうふうに解釈をいたします、前向きに。それで、なぜこういうことかという、これ市長が一番ご

存じだろと思うんですが、今度JA常陸は大きく合併されて、県北、北茨城からこっちはどこですか、笠間までですか、合併されて広範囲になりました。このJA常陸が理事会で決定したのがありましたね。本所を那珂市ということで決定をされた、こういうこともある理事から私も直接耳にいたしました。ただ、場所については、これはいろいろな問題点がありますから、なかなか位置づけは我々の耳には届いてこないと思うんです。そういうことを鑑みても、やはりあそこにカントリーエレベーターもございます。ということは、ある程度どの辺かなという想像は各自あるかと、これは想像にお任せするとしても、やはりこのインター周辺がこのように網がかぶっている状態では、いつになっても現状のままですよ。それに先立って市が、那珂市が事業主体となることは、決してなんら無理も何もないわけでしょう、進めていくのに。

例えば、今回、この間の産業建設常任委員会、執行部から説明がありました。どこですか、静峰公園、これは執行部が努力をして、いわゆる地方創生拠点交付金でしたか、間違いないですね、拠点交付金、これ約1億弱ぐらい来るんじゃないですか。そういう地方創生拠点交付金なんかというのだから、今回の那珂インター、こういうのにだって該当するでしょう、しないですか、一つの案ですよ。今回は那珂市としては、あそこにこのお金を生かしたいという考えなんだろうということで、我々に説明があったんだろうと思います。

でも、そういう交付金なんかも、拠点交付金であっても那珂インターの開発にかけると、これだって一つの手法なんです。なんら問題ないと思います。そうでしょう。どうですか、企画部長。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答えを申し上げます。

ただいま議員からお話がありました交付金については、地方創生拠点整備交付金のことだというふうに思います。これにつきましては、国の平成28年度の補正予算によりまして措置がされたということでございまして、いわゆる那珂市におきましては計画上では1億8,700万、交付金2分の1でございまして、9,350万円の交付金が支給されるということでございます。この交付金については、28年度限りということでございますので、この先についてはその交付金の制度については、引き続きこの交付金制度があるということにはなっておりません。ただ、地方創生につきましては、国のほうでもいろいろ財源手当てをしていくということになってございますので、また29年度以降についても、28年度と同様、地方創生推進交付金というソフト事業を中心とした交付金制度は29年度も継続してあります。いわゆる地域おこしですとか、観光の振興ですとか、交流人口の増加、そういった地方創生に絡む、あとは稼ぐ力、いわゆる雇用とかそういった部分のソフト事業に対しては、地方創生推進交付金が使えるということでございますので、具体的な事業計画がどのようなものかということが、具体的に現在、今の状況ではわかりませんが、その中でソフト事業とかそういったものを組み合わせていくということは、その事業計画の内容によっては可能なことも

考えられるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 福田議員。

○17番（福田耕四郎君） 答弁いただきましたけれども、私が言っているのは、いわゆるこの28年度で終わりかもわからないと。それはわかりますよ。でも、その今回出たやつ、出たその9,300万という金だって、例えばですよ、用途については拠点交付金ですから、地方創生の、那珂インターにかけたって別に手法的には問題はないでしょうということを言っているの。それを、そこにかけるということを言っているんじゃないですよ。該当するでしょうということを今申し上げた。該当しますよね。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

この那珂インター周辺の開発計画の中でどのような事業内容になっていくかということによりますけれども、その事業内容によっては、そこに拠点整備交付金ではありませんけれども、28年度で拠点整備交付金はなくなりますけれども、それ以外の地方創生推進交付金ないし地方創生拠点整備に代る交付金制度ができた場合には、そういった制度については当然取り入れられるものがある可能性はあると思います。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 福田議員。

○17番（福田耕四郎君） 私は、こういうのだから該当すると思うんです。那珂市が事業主体となってやっていく分には、この拠点交付金というのは該当すると思うんです。用途についてはなんら問題がないと思う。それをお尋ねをしたんです。例えばの話ですよ。それをこっちにやってくれということじゃないです。ですから、そういうことを生かしながら、やっぱり事業主体となって、これね、企業が、我々の同業者でもおります。那珂インターって、いや、あそこはだめだ。何でだめなんだ。農振地域だ。頭からそういう答えが出てきちゃうんです。ですから、それにはどうしたらいいかということを探した中で、私は、那珂市が事業主体になればいくらでもできる。いわゆる企業で言えば、企業で言えばですよ、設備投資です。行政で言えば、先行投資と違いますか。その先行投資が、一時的には負担があっても、それが数年後には税収アップにつながる。これが大事じゃないですか。先ほども言ったんじゃないですか。このガス発電のあれも、そういう企業がいかに来てくれるかということで、住民負担が軽減されるんです。違いますか。それを期待しながら、私は、今回こういう通告をさせていただいたというのが私の本音でございます。住民に負担をかける、いかに企業を誘致をして、そして法人税、そういった税収を上げる。そのことによって市民の皆さんに軽減される。そういう政策というのは大事じゃないですか。私は、そう思うんです。ですから、今回のこのインターという恵まれたこれをさらに生かす、そして事業主体となって、そして企業を導く、こういうことに努力をしていただきたい。どうですか、市長、もう一度

心強い答弁を期待をして。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 先ほど、常総の事例を話しされましたけれども、実は五霞町の道の駅の近くに、やっぱりゼネコンが入って開発した事例がありますので、そういったものをすぐにでも調査に行って、なるべくコストが少なくて開発ができるような形の方向性を見出したいと思います。また、先ほど企画部長が話していましたけれども、その外にもいろいろな補助金とかそういったものがあるかもしれません。そういったものについてはよく調べて、適用できるものは適用してやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 福田議員。

○17番（福田耕四郎君） 市長のほうから、これから進めてまいりますという前向きの建設的な答弁がございました。ひとつそういうことで進めていただきたいなど、それには我々のやはりいろいろな能力、こういうことには惜しみなく協力をして、そしてやっぱり次の次世代につないでいこうじゃないですか。これが大事だろうと思うんです。各議員もいろいろと弱者の問題とか、いろいろなことを通告して、そしてやっぱり次の世代のことを求めているわけがございますから、ひとつ我々も、決して金を使えということじゃないです、金はないんだから。金がなければ頭を使いましょう。これは別に経済的に負担かからないです。精神的には負担がかかるかもわかりませんが、我々みたく頭がない者は汗をかきますから、お互いにそこはやっぱり努力を重ねて、そしてさらなる那珂市の発展、それから今答弁をいただいた部分について期待をしながら、私の一般質問をこれで終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中崎政長君） 以上で通告4番、福田耕四郎議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を15時30分といたします。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時30分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

---

#### ◎発言の訂正

○議長（中崎政長君） 遠藤議員及び市民生活部長からの発言の訂正を求められておりますので、これを許します。

遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 先ほど私の一般質問におきまして、那珂市の協働まちづくり基本条例条文で、私、第8条と申し上げたかと思いますが、第7条に訂正をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） 同じく、私も、第8条と申し上げてしまいました。正しくは第7条の2が正しい条文ですので、おわびして訂正申し上げます。

---

#### ◇ 助 川 則 夫 君

○議長（中崎政長君） 通告5番、助川則夫議員。

質問事項 1. 学校運営について。 2. 自主防災組織について。 3. かわまちづくりの支援事業について。 4. 有害鳥獣（イノシシ）被害と捕獲について。

助川則夫議員、登壇願います。

助川議員。

〔14番 助川則夫君 登壇〕

○14番（助川則夫君） 議席番号14番、助川則夫でございます。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今日、我が国は、さまざまな社会要因が起因して人口減少の時代に突入しておることは周知のとおりであります。本市においても、住民基本台帳による人口動態を見ますと、合併初年度の平成17年には、4月1日現在5万6,607人から今年の平成29年1月31日現在5万5,401人と、実に合併12年の間に1,200人余りが減少をしております。人口減は、自治体にとりまして活力減退の重要な要因の一つであります。市においては、少子化による人口減少に歯どめをかけようといくつかの施策を実施されておりますが、目に見えた効果があらわれていないのが現状であります。そんなことを踏まえて、順次質問をさせていただきます。

初めに、学校運営について。

本日、議長の許可をいただき、資料を配付させていただいております。適宜ごらんをいただき、ご参照いただければと思います。

今日、少子・高齢化の時代到来が叫ばれている中、本市の平成29年度見込まれている小学校児童数は2,703名、中学校生徒数は1,445名で、合計いたしますと4,148名であります。合併初年度、平成17年度そして5年後、平成22年度、さらに5年後、平成27年度のそれぞれの人数はどのような推移をされておられたのか。また、その後の5年度の平成32年度はどのくらいになるのか、まずお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

児童・生徒数の5年ごとの推移でございますけれども、平成17年度につきましては、小学生が3,203名、中学生が1,692名の合計4,895名でございます。平成22年度につきましては、小学生が3,093名、中学生は1,527名、合計で4,620名でございます。また平成27年度につきましては、小学生が2,826名、中学生が1,494名、合計としまして4,320名と減少傾向になってございます。また、5年後ということで平成32年度の中学生の生徒数でございますけれども、現在の小学校の児童数から予想しますと1,394名となる見込みとなっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） ただいま各年ごとの5年後の、そしてまた最終年度5年後の人数等を報告いただきましたけれども、今後も着実に減少傾向が続くのは想定していかなければならないと考えます。そんな中でも、未来を背負う子供たちが健やかで健全な成長をするために、学校教育の環境向上については適宜、適切に進めていかなければならないと考えております。

そこで、今般、緑桜学園、那珂市立第三中学校において、平成31年度より部活動の改廃について進めておると伺いました。初めに、中学校5校の部活動の数をお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

各中学校における現在の部活動の状況でございますけれども、運動部と文化部を含めまして、まず第一中学校におきましては12部、二中におきましては9部、三中が11部、四中が14部、瓜連中学校が8部となっております。

なお、中学校の部活動の種類や数につきましては、部員数や学校に配置されております教員の関係もございまして、各校ごとに異なっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） 三中の今年部活動を改廃するにあたって、平成29年、今年度までの経過について、改廃をするにあたって今日までの経過についてをお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

三中におきましては、生徒数や教職員数の減少によりまして、部活動の顧問の確保ができず、そして生徒の部活動中の安全確保も保てなくなるということから、今後の部活動について平成27年から2年間にわたって毎月の職員会議、そして随時の部活動顧問会議等で検討を行ってまいりました。さらに、平成29年度、来年度は生徒数が16名減となりまして、クラス数も1減となるという状況でございます。

こうしたことから、今後の部活動につきまして3つまとめてございます。1つ目といたし

ましては、平成29年度から部活について全員加入制から原則として希望制に変更する。2つ目としまして、男子と女子のバスケットボール部、そして女子テニス部を廃部として、部活動を11から8へ減少すると。そして、3つ目につきましては、平成29年度より3つの廃部対象の新入部員の募集をしないという、こうした3つをまとめまして、こうした内容につきましてはPTAの専門委員会やPTA会長、役員への説明、そしてPTA運営委員会等で説明をいたしまして、ご理解をいただきながら進めてきたというものでございます。

最終的には、昨年11月1日に全校集会で生徒に説明をするとともに、各家庭にも文書で周知を図ってございます。その後、廃部となります3部の保護者に対しまして、PTA会長、副会長同席のもとに説明会を実施したということで伺っております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） 三中では、平成28年度現在、部活動加入については昨年度まで全員加入制から、今年度、29年度より原則希望制に改めるということでございますけれども、他中学校4校の現状はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢直君） お答えいたします。

各中学校の部活動の状況でございますけれども、現在、希望制の加入となっている中学校は3校でございます。その開始年度は、那珂二中が平成18年から、四中が平成14年から、瓜連中学校が平成22年からとなっております。一中と三中につきましては、平成29年度から全員加入制から希望制に変更すると、そういう予定と伺っております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） 一中と三中は全員加入制、他校は任意加入制をとっておられたわけですが、中学校の部活動の任意加入制をとっておる加入率はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢直君） お答えいたします。

各中学校の部活動の加入状況でございますけれども、ただいまの一中と三中につきましては、全員加入となっております。また、希望制の中学校の二中と四中につきましては、93%、そして瓜連中学校は95%の加入状況となっております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） 部活動は運動部と文化部とありますが、それぞれ子供たちの抜き出した素材を見出し、磨き上げる場でもあります。2020年に決定いたしております東京オリンピック、その前年には本県が国体の開催地とされて決定をいたしております。そのような

中で、スポーツにおいてもスポーツのアスリートとして活躍する者が出るかもしれません。また、音楽、芸術などを生かして身を立てる者もおられるかもしれません。部活動の改廃においては、当事者である生徒、応援する保護者、指導される先生方、そしてまたボランティアで協力をいただける方々との徹底した話し合いのもとに、慎重に決定をしていかなければならないと考えております。

三中では、部活動改廃を決定するにあたっては、平成29年度、平成30年度と引き続き定期的に部活動運営の検討会議を開催していくと伺っておりますが、どのような検討をされていくのかお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

今後も生徒の部活の加入状況によりましては、部員数の減少により団体競技の規定人数に満たない部活動が発生することが懸念されております。一方で、小学生段階での活発なスポーツ活動状況の変化などもあるかと思えます。こうした先を見据えた部活動の運営状況の把握と、教職員の減少に伴う生徒の部活動中の安全確保の体制づくりなどに対応していくために、引き続き検討会議を開催いたしまして、部活動のあり方について今後も進めていくというものでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） 今までの経過を保護者の方からお話等を伺いますと、今年、平成29年1月10日には、ソフトテニス代表者である保護者の方々5名が、廃部とされないよう要望書の提出、そしてまた平成29年1月27日には、芳野地区バスケットボール指導者2名の方が1,400名余りの署名簿を持参し、廃部とならないよう学校に届けられたと伺っております。

今回、廃部としようとする女子バスケットボール、男子バスケットボール、そして女子ソフトテニス部、3部の関係保護者の理解が得られていないから、このような行動が起きてしまっているのではないかと考えます。

言うまでもなく、本市の教育方針は、個人に応じたきめ細かな指導による教育効果の向上を目指すため、小中一貫教育を始めております。そして3年目に入ります。この事業に関しましても、そういったものを生かしながら、改正改革に関しては常に透明性を重視し、決定していかなければならないと考えるわけでございます。今回の三中の部活動改廃においても、学校側と関係者の理解を得るべくさらに協議の回数を重ねていくべきだと考えますが、今後の対応も含め部長の考えをお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

今回の部活動の廃止にあたりましては、学校といたしましては、生徒数や教職員の減少、部活動中の安全確保など、さまざまな面から検討を進めてまいりました。当然ながら、生徒

が夢や希望を持って、本人が望む部活動を行えることが最優先されるべきものと考えておりますけれども、顧問の先生が確保できないということで、その存続自体が危ぶまれているところでございます。現在の三中の部活動の顧問の配置状況でございますけれども、5人の先生が副顧問を掛け持ちをしている状況でございます。これにつきましては、市内の他の学校でも一部ではございますけれども、非常に厳しい運営状況となっております。

こうした中、三中におきましては、PTAの役員等に現在の学校や先生の窮状を説明いたしまして、理解をいただきながら苦渋の決断ということで部活動の再編を進めてきたというふうに聞いてございます。また、今回の要望につきましては、保護者や小学校、地元の少年団、スポーツ団体等、そうした学校の状況について事前にお知らせがされていなかったということによるものと考えてございます。

今後につきましては、学校の部活動の改廃が子供や地域に与える影響というものを十分に認識をいたしまして、学校の状況や学校の課題点を事前にお伝えをしながら、地域の皆様にも学校運営に対してご理解あるいはご協力を求めていくということも必要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） 皆さん方のほうのお手元に資料を配付しておりますけれども、同規模校ということで人数的には三中は、那珂二中、そして瓜連中、三中とほぼ生徒数が2017年、今年2月の数字ですと同規模の形の学校になるわけではありますが、そのような中で、三中が部活の数が今まで11、スポーツのクラブが9つ、文化部が2というような数でありました。那珂二中そして瓜連中におきましては9つと8つというような形で、部活動の数が那珂三中に比べて少なかったわけではありますが、今回このように一度に3つの部活動を廃止せざるを得ないというようなことを決定するにあたって、当事者であります生徒あるいはまたその関係する保護者の皆さん方から、最初の時点から相談をかける、そして学校の窮状をしっかりとお伝えするという段階の手順が、途中から方向性をほぼ決定したものを学校側からお示しをされたというようなことで、保護者の方々はそういう決め方は今の時代に合っていないであろうということで、私どものほうにそういう学校運営のあり方はおかしいであろうということで、私も話を伺った次第であります。

そのようなことから、署名活動なども起こってしまっている現況でありますので、さらにその方々への今までの説明を抜けてしまった箇所、あるいはまたご理解をいただけなかった部分の謝罪等も含め、そういう会議を持っていただきながらご理解をいただくのが最善の形なのではないかなというふうに感じますが、部長の考えを伺います。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） 先ほどもご答弁申し上げましたけれども、やはりこういった部活動に対しては子供たちが夢、希望を持って入学してきますので、こういった芽を摘まないよ

うにしていくことが十分必要だというふうに思っております。そういった中で、やむを得ず廃部に至るということもケースとしてはやむを得ない場合もあるかと思っておりますけれども、そういったことにつきましては、十分に事前に保護者そして関係者等々に詳細な説明が必要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） どうぞご理解をいただけるような回数を重ねた上で決定をされるよう、よろしく願いをいたしたいと思っております。

さらに、学校の窮状を緩和するために、今年の2月19日の読売新聞に載っておりましたけれども、部活動の外部指導の件なんです、これを職員扱いということで4月から法制化をするというような記事が載っておりました。このようなことも先生方の引率、今回のこの件に関しましては引率等をお願いする一般の方々に対しての職員扱いというような法整備の改正のようでございますけれども、このようなことも先生方の負担を軽減する上で大変大事な事業であると思っておりますので、こういったことも取り上げながら、部活動の減少にできるだけ歯どめをかけていただけるような施策であると思っておりますので、小学校児童、中学校生徒数の減少傾向が続く中、もう想定されることであると思っておりますので、部活動の減少はもう待たなしの事業にこれからも想定される事業になっていると考えます。そういうこともあわせて、教員の先生方の長時間労働を是正するため、先ほど申しましたように、そういった事業が施行するにのっとり、積極的に地域スポーツ指導者の導入をしていただき、部活動の減少に歯止めをかけることを今後期待できるものか、そしてまた、それが一つの事業に加えられるのか、その辺も含めて教育長のお考えをお伺いいたしたいと思っております。

○議長（中崎政長君） 教育長。

○教育長（秋山和衛君） ただいま助川議員のほうからご指摘がありましたとおり、これまで外部指導員については学校教育法施行規則に規定がございませんでしたが、今年の4月からは外部人材の方々が単独で部活動を指導、引率できるような部活動指導員というのが位置づけられることになりました。これによりまして、これまで部活動が学校管理下の活動である以上、対外試合などでも責任者として学校の教職員が引率をしなければなりませんという規定がございましたけれども、今後、大会規則の見直し等を含めまして、部活動の指導員でも引率可能となる見込みでございます。

現在、那珂市におきましては、一中、二中、三中、四中と4つの中学校におきまして、柔道、剣道、サッカーなどの部活動に外部指導員を派遣し、技術的な指導をお願いし、熱心な指導をいただいているところでございます。部活動指導員につきまして導入をするということになりますと、平日の放課後の指導を全てその方に担っていただくというのは非常に難しい面もあるかと思っておりますけれども、教職員の負担軽減を図りながら、部活動の維持や生徒の技術向上などにつなげるものでありますので、今後も活用を図っていききたいというふうに考

えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） どうぞそのような法改正もされるようでありますので、子供たちの選択肢をできるだけ狭めない部活動の種類を保っていただくためにも、ぜひともそういった事業も取り入れながら知恵を絞っていただきまして、部活動の運営には最新の注意を払っていただきながら、原則それにかかわる生徒たち、そしてまた保護者の方々のご理解を得る、それをさておいて学校側の考えだけをお知らせすればご理解をいただけるという今までの考えは外していただきまして、最初の時点から生徒あるいは保護者の皆さん方のそういった、さらにはボランティアのそういう団体さん、携わっておられます指導者の方々も含め、しっかりと会議を、意見を交換しながら、このような混乱が生じないようにぜひともお願いしたいと要望をいたしまして、この項の質問を終わらせていただきます。

続きまして、自主防災組織についてお伺いをいたします。

近年、地球温暖化が傾向しているのか、ゲリラ豪雨、突風、竜巻、そして地震の多発化、加えて平常時でも大雨による洪水、火災、そして本市は原発の過酷事故等をも想定しながら生活をしていかなければならない地域でございます。このような災害発生の際、市民の皆さんが困難、パニックを起こすことなく、冷静沈着、速やかな行動ができて、そしてまた活動いただく組織であると考えます。

そこで、平成28年度現在、自主防災組織数はいくつになったのか、まずお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 危機管理監。

○危機管理監（小橋洋司君） お答え申し上げます。

市内69自治会のうち、現在62自治会が自主防災組織を結成してございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） 市内では初めて立ち上げられてから、既に10年がたっておるようですが、自主防災組織は現在どのような活動内容をされているのかお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 危機管理監。

○危機管理監（小橋洋司君） お答え申し上げます。

平常時から災害に対する認識を共有し、防災訓練を実施するだけでなく、地域の避難場所や避難経路の確認、防災資機材の点検等を行うなど、有事に備えた活動を行ってございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） そのような中で、仮に2013年、3.11のような大震災が発災いたし

た場合、そしてまた市内全域にかかわる大災害が発生したような場合は、自主防災組織に対してどのような役割をお願いしようとしているのかお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 危機管理監。

○危機管理監（小橋洋司君） お答え申し上げます。

災害が発生した場合、被害の拡大を防ぐためには、市、消防、その他公共機関の公助だけで対応するには限界があります。また、自主防災組織の地域の力、いわゆる共助に頼るところが多くございます。そこで、減災のための最も有効な手段である共助により、有事の際には、応急対策活動、情報収集と提供、安否確認、避難誘導、避難所運営及び生活支援などの役割を担っていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） 災害が発災いたしたときには、何よりも最優先しなければならないのは命の安全を確保することが第一だと考えます。行政と連携を密にし、市民が冷静沈着、的確な初期行動が大変重要であると考えます。今後、そのような組織になるよう期待をするわけではありますが、今後、市の支援は、どのように立ち上げられておられる自主防災組織に支援をされていくのかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 危機管理監。

○危機管理監（小橋洋司君） お答え申し上げます。

平成29年度から自主防災組織の結成補助から運営補助へ補助内容を変更いたします。その中で、地域の防災力向上のため、災害時における地域住民による初期対応や避難体制等の整備強化を図るための費用の一部を補助し、災害に強いまちづくりを図ってまいります。

また、地域における防災力の向上の担い手となる人材育成の養成を促進するため、防災士の資格取得に要するに費用について補助を行い、各自主防災組織内で活躍することを期待し、支援を行ってまいります。補助の内訳につきましては、資格取得に係る教材費、受験料、登録料等への補助となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） 本年先月ではありますが、2月26日には私の地元の大内自主防災組織の結成、そして訓練がされました。また、その2週間前には中谷原自主防災組織も結成され、あわせて訓練も行われました。その際、住民の方から現在各家庭で所持をしておられる、あるいはまた設置をされておられる火災のときに初期消火に使います消火器に対して、適正な準備をしておくために消火剤の詰めかえ等は、地域の消防団の皆さん方に、一定年月ごとに訪問してやっていただけないのかなというようなお話がございました。この2自治会におきましては、それぞれがやっておる自治会とやられておられない自治会があったわけですが、聞くところによりますと、消防規則の消火器の規則によるんですか、そういったもの

の改正もあったようですが、法律上の観点から、この消防団によりそういった詰めかえ作業をされるにあたって法律上問題ないのかどうか、まず、そのところをお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 消防長。

○消防長（寺門 忠君） お答え申し上げます。

消火器の薬剤詰めかえにつきましては、消防設備士の免許所有者が行うものでありますので、消防団が地域住民の要請により詰めかえ業者との仲介を取りまとめる行為につきましては、問題はありません。また、消火器につきましては、平成23年の法律改正により、製造年から10年を経過したものについては、別途3年に一度の水圧検査が必要となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） 平成23年1月から消火器にかかわる規則が変わったようでありますので、消防団に対しましては、適正にやっていただくよう消防本部のほうからよろしく指導のほどをお願いしたいと思います。

とりあえず自主防災組織に関しましては、訓練の内容は、火災の初期的な行動あるいは煙体験等、そしてまた自主防災組織のさまざまな機材の使用法等々の訓練があったようであります。まずは、そういう発災、大規模災害が発災したときに、市民の皆さん方がまずは冷静になって、初期の行動をどうすればいいか、その判断を常に行動が適正な判断のもとに行動されることが一番自主防災組織の最初の動きの動き出しをしていただく、そういう話し合いの場になっていただければという思いも持っております。そのようなことから、そういう初期の行動も含めて、自主防災組織に関しましては、今後もそういう訓練もしていただければというふうに思いまして、そのことをお願いをいたして、この項の質問を終わらせていただきます。

次に、かわまちづくり支援事業についてお伺いをいたします。

那珂市は、1級河川の東に久慈川、西に那珂川が流れる恒久に利用することができる河川敷などの潜在資源を有した地形であります。その資源を有効利活用し、そして利用団体、地域、行政が連携し、活力を生み出す事業とするのが狙いであると考えます。このかわまちづくり支援事業についての登録申請は、いつされたのか、まずお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

登録申請につきましては、本年29年1月16日付で常陸河川国道事務所を通しまして国土交通省へ提出をしてございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） 認可決定はいつごろになるのかお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 実は、国土交通省のホームページがありまして、本日ちょうどタイミングよく、戸多地区かわまちづくりですか、これが新規登録されました。これにつきましては、梶山代議士、それから県の楠田副知事、大変お力をいただいております。議場からありますけれども、感謝の意を表したいと思います。

以上です。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） わかりました。ただいま今日ですか、その市長、決定は。そうですか。わかりました。そうしますと、全国で何件ぐらいの件数があったんですかと、さらに、また不認可になるようなことはないのでしょうかということの質問も用意しておったんですが、その心配はないということですね。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 全体で12件なんですけれども、もう袖にされることはないと思います。

以上です。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） わかりました。

本年度の予算の内示の資料にも新規事業として会議費等の予算計上がされておられたようでありまして、事業認可が決定されたということで、その事業にあたっての整備終了、そしてまた供用開始までのスケジュール等はどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

当初予算では、登録申請まで至っていなかったということで、決定まで至っていなかったということで、設計等に係る経費は計上しておりませんけれども、本日決定されたということをもちまして、平成29年度を国と市でそれぞれ現地測量とか設計に入る計画でございます。こうした関係上、6月の補正を現在考えているところでございます。そして、設計が固まり次第、市のほうで施工分については平成31年に施工に入りまして、平成34年度から供用開始を目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） この事業は認可決定後、利用する団体、さらには地域、そして行政がしっかりと調整を図りながら、利用しやすい垣根の低い事業にすることが大変重要な事業であると考えております。魂の入った事業にするため、今後どのように協議等を進めていかれるのか、今後の進め方、そしてどのような効果を考えておられるか、市長の考えをお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） この事業を進めるにあたりましては、平成28年4月に那珂市かわまちづくり支援制度推進協議会を設立しまして、申請する計画書作成までに3回の協議を重ねております。また、地域や利用予定団体との意見交換を計画書に反映するため3回のワークショップを行い、その外に展示等を行うことで事業周知を図ってまいりました。

登録がされましたならば、整備内容や利活用について引き続き協議会やワークショップ等で協議を行い、利用者の利便性を考慮した施設とするよう努めていきたいと思っております。

また、今回の計画地が県植物園や総合公園、それから静峰ふるさと公園に近いこともあり、相互連携での利用活用を図ることで、交流人口の増加につなげ、にぎわいを創出していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） 利用者の団体の皆さん方、さらには地域の活力の一つのポイントになるかなというふうなこともあわせて考えますと、地域あるいは利用者団体、関係団体の方々が大変待ちに待った事業であると思っておりますので、どうぞ今後しっかりとした意見を交換しながら、魂の入ったそしてまた市の活力の全体に影響するような事業になることをご期待を申し上げまして、この項の質問を終わります。

最後に、有害鳥獣の被害と捕獲について質問をさせていただきます。

今回は、3人が有害鳥獣の件の質問が提出された関係上、答弁が重複するものを除きながら質問をさせていただきたいと思っております。

農作物の米、イモ類等に被害もたらして困るという地域住民の要請を受け、わな猟による駆除を那珂市猟友会に委託され、事業されておりますが、今年まで平成21年度から28年度まで8年間にわたって事業を進められてきた事業でございます。この事業に関しましては、茨城県猟友会那珂支部の皆さん方に委託をし実施している事業でございますが、大変な猟友会の皆さん方にはご苦勞をいただきながら、農作物の被害の拡大を防ぐための事業として地道な作業を行っていただいております。

そのような中、毎年、平成21年から始まった事業の実績というか、今までの駆除数を見ますと、平成21年が11頭、平成22年度が20頭、平成23年度が77頭、24年度が86等、25年度が131頭、26年度が142頭、平成27年度が133頭、平成28年度が既に162頭となっておりますのでございます。この事業に関しましては、毎年、駆除日数、時期の設定等においては、鳥獣害対策協議会を開催され意見交換をし、期間の決定などをされております。

組織の構成員は、どのような団体で、それぞれ人数は何名で、総数は現在何名おられるのかお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

平成28年度の市の鳥獣害対策協議会の構成員につきましては、会長を私、産業部長が務めております。副会長が市の農業委員会会長となっております。また、委員といたしましては、被害地区の住民代表として神崎地区、額田地区、戸多地区、芳野地区、木崎地区、瓜連地区からそれぞれ1名、県の鳥獣保護委員が1名、JA常陸那珂営農センター長、それから茨城県農業共済事務組合の那珂東部支所長、県の猟友会那珂支部長、茨城県の県央農林事務所地域普及第三課長、そして市の内部として市民生活部長の14名で構成しております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） 鳥獣害対策協議会での意見を踏まえて、毎年駆除日数等を事業の日数等を決められておるようでありますけれども、どうなんでしょうか、実際もう8年目になっておりますけれども、市内の動体頭数の数というのは現状ふえているんでしょうか、減っているんでしょうか。これだけの駆除されておられてきておるわけではありますが、どのように捉えておられるのか、執行部の考えをお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

ただいまのご質問、平成28年度から捕獲期間につきましては、1カ月延長して7カ月といたしました。このことから、先ほど議員から数字の説明がございました捕獲頭数が過去最高となったというふうに捉えております。

イノシシの生息数につきましては、正確な調査等が行われておりません。ですから、捕獲活動に従事されている捕獲隊の方々からの感想とか、その中でのイノシシの足跡から数は減っているのではないかというようなお話を聞いております。

しかしながら、捕獲活動を緩めるということになれば、またふえてくるということが懸念あります。しばらくは現在の体制を継続していくということが被害防止につきましては、必要というふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） 先ほど勝村議員のほうから、被害面積、農作物の被害面積等の数値等の紹介もあったようでありますけれども、実際に被害の申告の面積だろうと思うんですが、24年度からちょっと減少傾向にあるんですけれども、これは多分、私の感覚としては、被害を受けてしまっておると、その水田にしても畑地にしても、作付の意欲をなくしてしまって、それで作付をされておられないところが出てきてしまっておるというようなことから、こういう数字が出てきてしまっておるのではないかというふうに感じるわけではありますが、その辺のところはどういうふうに、部長、考えられますか。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） 私どもで被害状況として把握しているのは、茨城北農業共済の

ほうでの数字ということで、確かに議員さんおっしゃるとおり、これは一部の被害ということで捉えております。実態としては、種まいたときとか、その収穫に至ってからでの被害の数字ではなくて、その前後ということもあるとは思いますが。これにつきましては、なかなか実態把握ということも難しいということで、被害面積が減っているというような傾向になっていると思います。平成28年度につきましては、イノシシの出没等の情報が届いておりますけれども、具体的な被害面積等については、今年度末ということにはなっております。27年度と比較するとか、その外の見撃情報等の中から被害の実態というのは総括していこうというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） 農作物被害防止のために、一番の有効な手だては電気牧柵が一番有効な手だてになるというようなことから、平成24年度あたりから補助金の交付をされて、それを利用される方があるわけでありましてけれども、その年度ごとの24年からどのぐらいの利用者、補助金の交付の実績があるのか、各年ごとの数字をお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

市の補助金として電気牧柵、防護柵に対して補助を出しております。平成24年度からの実績でございますが、25件で26万7,000円、25年度、18万1,000円、17件です。平成26年度が17件で21万2,000円、平成27年度が18件で17万6,000円、今年度につきましては3月いっぱいまでですので、2月末の数字でございますと、申請11件で9万5,000円というような補助金の交付実績でございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） この補助金の交付に関しましては、同一の場所については1回の補助金をいただきますと、何年間、補助の対象にならないというような規定があるわけですね。これは何年間でしたか。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

3年程度と考えていますけれども、その柵の耐用年数とかもありますので、その辺は予算の範囲で実態に合せてというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） この電気牧柵等に関しましても、当初始められた年度のときは多かったようでありましてけれども、補助申請が多かったようでありましてけれども、徐々に減りつつある傾向が見えますけれども、この補助申請の減少傾向はどのように捉えていますか。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

先ほどの被害金額と比例していると言いたいところでございますけれども、先ほど議員さんからお話がありました、被害に遭ってつくれなくなったというところで諦めているというのもあるかもしれません。こういった助成制度が有効であるということを認識してもらうということで、PRしたいと思います。その前に地域ぐるみで、そういった人家周り、農地周りに来ないように対策というの必要ですし、こういった農地の中に入らないようなという対策、あわせてPRしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） イノシシの有害駆除に関しましては、その捕獲の期日を延長すると、それに見合った形で捕獲頭数がふえていくというような状況でありますので、動き回る、市内を動き回るイノシシ自体は、全体的に見て同じぐらいの数が常に市内を動き回っているのかなというふうな感じを持つわけでございまして、現に私のところは水戸市さんとの隣接になっていきますから、うちの近くにやはり水戸市さんの猟友会の方がおられて、よく家にもおいでいただくんですが、イノシシに関しては常にとにかく緩めないでわな猟の捕獲と、そして駆除に関して、あるいはまた農作物の被害のその対応と、あわせ持った事業をしながら、今の時代はしていかなくちやならない地域になってしまっておることから、水戸市さんなども期間に関しまして、期間を延長した形でやらざるを得ない事業になっているというように伺っております。

そのようなことから、今後も地道な駆除に関しましては形をやらざるを得ないというふう感じておるわけでございます。それで、この事業に関しまして、せんだって茨城新聞にも出ておりましたけれども、県指定の鳥獣保護区を一時解除し、駆除の効率を上げる旨の記事掲載がされておりました。この施策実施については、詳細どのような内容であるのか、さらには、またこの事業に対してはメリット、デメリットも伴った事業であると思っております。そして、本市においてこの施策が取り入れ可能な事業になるのか、その辺のところを情報等が市のほうにもたらされておられると思っておりますので、その辺のところをお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

これにつきましては、イノシシによる被害が発生しております鳥獣保護区のうちで、特にその数を減少させて被害を軽減する必要があるという区域については、被害を軽減するまでの間、一時的に区域を解除いたしまして、その区域をイノシシだけは捕獲できるという狩猟鳥獣捕獲禁止区域というものに指定することによりまして、鳥獣保護区の目的と農業被害軽減という両方の目的を達成すると、両立を目指すというものでございます。

この狩猟鳥獣捕獲禁止区域に指定するには、地元の自治会長などから要望があったエリア

で、期間は最長3年間ということになります。イノシシの捕獲が進めば、再び鳥獣保護区に戻すということを前提としているということでございます。区域の指定につきましては、有害鳥獣捕獲の実施状況やイノシシによる被害状況などの実態を踏まえて慎重に検討していくということでございます。

メリットとして考えられるのは、狩猟期間中であればイノシシの銃による捕獲が可能となります。ただ、デメリットといたしましては、銃による狩猟が可能となるわけでございますので、わな猟実施の方やあるいは一般の方に対しまして、その狩猟事故の不安というものが増すのではないかとということが考えられます。

また、現在、那珂市、当市の鳥獣保護区の指定区域内には、県民の森ですとか鳥獣センターあるいは茨城県の植物園、それから平野台団地、あるいは古徳沼、そういったものが含まれております。解除あるいは一時解除といったものに関しましては、総合的に考えると環境等への生活環境への影響が大きいということから、難しいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） この事業に関しましては、県のほうでのそういう施策を一部解除できるような、一時的に解除できるような施策であると思っておりますので、これは山間地帯の深い山の地域あるいはそういった場所に限定をされる事業なのかなという感じも持つわけですが、とにかくこの事業に関しましては、安全を確保しながら、生活を脅かされる農作物被害等を食いとめることが、安心・安全を常に掲げながらやっていただけるような事業であると思っておりますので、この事業に関しましては当市には向かないということならば、今までの事業を継続してやっていかなければならないというふうに考えておりますので、その辺のところもしっかりと今後もやっていただくようお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中崎政長君） 以上で通告5番、助川則夫議員の質問を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○議長（中崎政長君） 本日は議事の都合によりこれにて終了し、残余の一般質問は明日3月8日水曜日に行くことといたします。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時21分

平成29年第1回定例会

# 那珂市議会会議録

第3号（3月8日）

## 平成29年第1回那珂市議会定例会

### 議事日程(第3号)

平成29年3月8日(水曜日)

日程第1 一般質問

日程第2 議案の質疑

議案第1号 那珂市公文書開示・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

議案第2号 那珂市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第4号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号 那珂市税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例

議案第6号 那珂市税条例等の一部を改正する条例

議案第7号 那珂市地区交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第8号 那珂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第9号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第10号 那珂市公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例

議案第11号 那珂市空き家等の適正管理に関する条例

議案第12号 那珂市障害支援区分認定審査会条例

議案第13号 那珂市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例

議案第14号 那珂市水道事業の剰余金の処分等に関する条例

議案第15号 平成28年度那珂市一般会計補正予算(第10号)

議案第16号 平成28年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)

議案第17号 平成28年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第4号)

議案第18号 平成28年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第4号)

議案第19号 平成28年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第4号)

- 議案第20号 平成28年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第21号 平成28年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第22号 平成29年度那珂市一般会計予算
- 議案第23号 平成29年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算
- 議案第24号 平成29年度那珂市下水道事業特別会計予算
- 議案第25号 平成29年度那珂市公園墓地事業特別会計予算
- 議案第26号 平成29年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計予算
- 議案第27号 平成29年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算
- 議案第28号 平成29年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第29号 平成29年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第30号 平成29年度那珂市水道事業会計予算
- 議案第31号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 議案第32号 市道路線の認定について
- 議案第33号 市道路線の変更について

- 日程第3 議案等の委員会付託
- 日程第4 請願陳情の委員会付託
- 日程第5 発議第1号 那珂市議会基本条例の一部を改正する条例
- 日程第6 選任第1号 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第7 選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

## 出席議員(17名)

- |     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 大和田 和 男 君 | 2番  | 富 山 豪 君   |
| 3番  | 花 島 進 君   | 4番  | 中 崎 政 長 君 |
| 5番  | 筒 井 かよ子 君 | 6番  | 寺 門 厚 君   |
| 7番  | 小 宅 清 史 君 | 8番  | 綿 引 孝 光 君 |
| 9番  | 木 野 広 宣 君 | 10番 | 古 川 洋 一 君 |
| 11番 | 萩 谷 俊 行 君 | 12番 | 勝 村 晃 夫 君 |
| 13番 | 笹 島 猛 君   | 14番 | 助 川 則 夫 君 |
| 15番 | 君 嶋 寿 男 君 | 16番 | 遠 藤 実 君   |
| 17番 | 福 田 耕四郎 君 |     |           |

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野 徹 君	副市長	宮本 俊美 君
教育長	秋山 和衛 君	企画部長	関根 芳則 君
総務部長	川崎 薫 君	市民生活部長	石川 透 君
保健福祉部長	大部 公男 君	産業部長	佐々木 恒行 君
建設部長	小泉 正之 君	上下水道部長	石井 亨 君
教育部長	会沢 直 君	消防長	寺門 忠 君
会計管理者	綿引 智 君	行財政改革推進室長	大森 信之 君
危機管理監	小橋 洋司 君	農業委員会事務局長	山田 甲一 君
総務部次長	川田 俊昭 君		

---

議会事務局職員

事務局長	深谷 忍 君	書記	小田部 信人 君
書記	萩谷 将司 君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（中崎政長君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員は、おりません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（中崎政長君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場  
に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

---

◎一般質問

○議長（中崎政長君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

これより順次発言を許します。

---

◇ 小 宅 清 史 君

○議長（中崎政長君） 通告6番、小宅清史議員。

質問事項 1. 区域指定を考える。2. 幼稚園の統廃合について、一度立ち止まって考える。3. 「あまやプロジェクト」について考える。4. 自治会の考察。

小宅清史議員、登壇願います。

小宅清史議員。

〔7番 小宅清史君 登壇〕

○7番（小宅清史君） 議席番号7番、小宅清史でございます。

平成29年度第1回定例会、今回におきましては、重要な案件がいくつか協議されるわけ  
でございますが、私の所属する委員会、総務生活常任委員会ですが、ここで所管ではない案件  
につきましては、私のほうで発言する機会、余りございませんので、この一般質問の場をお

かりまして、いくつか質問をしていきたいというふうに考えております。執行部におかれましては、誠意あるご答弁をお願いできればと、ご期待いたします。

それでは、通告にほぼ従いまして、質問を行ってまいります。

まずは、区域指定について考えるでございます。

昨年から議論になっております通称区域指定でございます。議員の多くが賛成か、反対か、まだ私個人的に聞いたわけではございませんが、何となく総論賛成、各論反対というのが多いのかなという印象を受けております。

しかし、私は、総論反対でございますので、まずきょうは、その証明をしていきたいなというふうに考えております。

かねてより、私は一般質問の場におきまして、人が住みやすい住環境を整えていくためには、ある程度、まちをコンパクト化していくということが重要だということを言っていました。これから人口減社会がやってくるということは、紛れもない事実でございます。そういった中で、まちをコンパクト化していくことが持続可能なまちづくりということで、今はやりの言葉でいえばサステイナビリティというソサイエティを形成していくことが政治の役目といっても過言ではないと考えております。

インフラや施設整備には予算も時間も多くかかるわけで、安易に居住地区を広げると、予算も時間も追いつかなくなっていくというわけでございます。

そもそもまず、この区域指定を実施するということで、目的は何なのかお聞きしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

本市におきましては、市街化を促進するおそれのない都市計画法第34条第12号の規定に基づきます区域（住居系市街化区域から1キロを超えた区域）指定を考えております。

区域指定の導入、目的でございますが、法に定める第12号の趣旨のとおり、近年の少子・高齢化に伴う人口減少を背景としたコミュニティの確保、既存集落の維持、保全を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 目的は、既存集落の維持、保全ということでございます。果たして既存集落を維持するための特効薬となるのでしょうか。

まず、那珂市のおかれた状況を見てみましょう。南に水戸市、東にひたちなか市、そして東北東のほうには東海村、日立市と那珂市は皆さんご存じのとおり、これらの地区へ通勤、通学する方の多いベッドタウンとして、住みやすさランキングでも上位に位置してまいりました。当然これらには、水戸市やひたちなか市の病院や買い物施設などの立地が加味されているということにあります。

菅谷、瓜連という市街地に人口を誘導して、都市計画を定め、住みよさを安定的に供給するというので、ここまで那珂市は来たわけでございます。一言でいえば、そのバランスを崩そうとするのが、この区域指定であるわけでございます。

区域指定を行った場合、流入人口の分散があらわれます。水戸市、ひたちなか市、那珂市菅谷、もしくは瓜連、条件の違いはあるでしょうけれども、これらの中で家を求めたいというふうに考えた場合、一番条件によって違いますけれども、土地を割とリーズナブルに求められるということで、菅谷、瓜連というところを選んでこられたというところ、ここに調整区域という選択肢ができてしまうわけでございます。

そこで、質問でございます。

人口増につなげるとした場合、それをした場合としなかった場合、流入人口の違いはどのぐらい出ると試算しておりますか。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えします。

第12号区域を指定することによりまして、多少なりとも、人口減少の抑制効果につながると考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 私はそうは考えておりません。これは菅谷や瓜連に住むはずの人が調整区域に流れてしまうというだけのことであって、那珂市の人口増加には直接結びつかないというふうに私は考えております。

なので、さらに執行部にお聞きしたいのですが、人口増、これを実施することによってどのぐらいと試算されていらっしゃるでしょうか。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えします。

制度導入後の人口につきまして具体的な試算はしておりませんが、しかしある程度、人口減少の抑制効果は期待できると考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 実際はふえないと思うんですね。だから、具体的な試算、見通しもこれ立てられないんですね。もしできれば大学ですとか、シンクタンクに試算してもらってください。そこに引っ越してくる方、いるかとは思いますが、いるとは思いますがけれども、市街地に住むはずだった人がそちらに流れるということも非常に大いに考えられることだと思います。その辺を考えると、人口増というところの効果で考えると、プラス・マイナスゼロ、田舎暮らしをしたいというところで引っ越してくるという場合、果たして50連坦の中途半端な田舎というところを選択するのかという疑問も私の中にはあります。

これで流入人口がふえるというふうな根拠を何かあれば示してもらいたいと思うんですけども、何かございますでしょうか。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えします。

先ほど議員さんのほうから、人口バランスを崩すんじゃないかというお話もあったわけなんですけど、今の調整区域の人口を考えますと、離れている部分でかなりの人口減が見られます。そういった中で、区域指定されたところであれば、今までの出身要件等を問うことがなく、誰でもが住宅を中心とした開発許可が可能になります。そういった12号区域指定区域内におきましては、開発許可の件数がふえてくるだろうと考えられます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 例えば調整区域に土地があったとして、その土地を地主さんから直接売買で若者が買う。若者じゃなくてもいいんですけども、市外の人が買うというシチュエーションは余り考えられないと思うんですね。当然何かしらの仲介業者が入るとというのが普通だろうというふうに考えます。

それは、後から論じるとしまして、まず、茨城県内で実施している自治体いくつかございます。こちらどのように制定をしておりますか。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えします。

平成27年末の時点でございますが、区域指定可能な自治体33自治体ございまして、そのうち18自治体で区域指定を行っております。そのうち、常総市をはじめ14の市町村が11号、12号の両方を導入しております。また、水戸市を含めた4市町村が11号のみの指定を行っております。

なお、導入していない市町村につきましては、5市町村がございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 今回、那珂市は12号のみということで、これは県内ではないということですよ。12号だけというのはないとしても、外の実施しているところですね。こちら成果は出ていますか。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えします。

実施しております自治体に聞くとところによりますと、開発許可件数が導入前と比べ増加したと伺っておりますので、一定の成果があったのではないかと考えられます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） かもしれないですけども、やはり水戸市と隣接、ひたちなか市と隣

接、それでベッドタウンである那珂市と、こういう条件で区域指定というのは、私には到底理解ができません。例えば茨城町が区域指定しました。水戸市と隣接はしておりますけれども、若干ちょっと那珂市とは状況が違うように思います。人口がふえてはいません。減少に歯どめがかかっていると言われればかかっている、そこはちょっと何とも言えないんですけども、人口分布が広がったということにすぎないんじゃないかなというふうに感じます。

水戸市とひたちなか市ですね、これに近い地区、具体的にいえば中台、津田地区ですね、那珂市でいうところのこの辺が区域指定されれば、地価が安くて通勤圏に近い、そちらに偏るということは非常に考えられます。こちら制御するというような策は何かございますでしょうか。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

指定要件、指定基準に基づき、これを満たす区域について指定を行います。地理的条件から区域指定ごとの開発許可件数にばらつきが出るのが想定されますが、それを抑制しなければならぬほど、急激に開発が進むことはないと考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） そこは逆に、私はできると思うんですよ。水戸市、ひたちなか市に近いですよ、中台、津田というのはですね。この辺には家がたくさんできると思うんですね。というのは、先ほど言いましたように、個人売買で土地が取引されるというのは余りないですね。そうすると、中間業者が入ります。住宅メーカーが中台のほうに宅地開発をします。市で行ったパブリックコメントでも既にそういうような意見が来ておりましたね。当社では開発をやりますというような意見が来ていたと思います。

行政は、基準に従って均一に平等に14区域を決めたとおっしゃっております。しかし、民間企業にしてみれば、これ利潤を追求するのは当たり前です。売れない土地は開発しません。逆に売れる土地は開発していきます。今回、区域指定において、私はそこが一番危惧しているところでございます。特に宅地を求めるという場合、一生住むことを考えますので、当然職場から近い、そういうところを選ぶというのは、非常に選ばれやすい場所になると思うんですね。営業に勧められて、宅地になっていけば、そこは人が多く流入してくるということは、大いに考えられると思います。

この区域指定によって、宅地が集中してくれば、当然インフラの整備ですとか、下水道ですとか、あと施設が欲しいとかですね、そういった要望が出てくるのが考えられます。これらを見捨てていくことが前提と考えてよろしいんですか。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

区域指定の目的は、既存集落の維持、保全であります。市街化調整区域において積極的に

宅地開発を誘導するものではありません。道路や排水設備など既設インフラを活動し得る集落を指定することから、宅地が集中することは想定しておりません。しかしながら、現状では区域内に幅員4メートル未満の狭隘な道路、下水道等の排水施設が未整備である地域もございます。このような中で、道路については、地区住民の要望を踏まえ、地域の実情に応じて整備し、公共下水道等の未整備地区につきましては、既定の整備計画に基づき順次整備を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 結構その辺が曖昧なんですよね。昨日の萩谷議員の質問の際もこの部分は、建設部長は曖昧にお答えになったというふうに、私は思いました。地区の実情に合わせて整備しますと。各地区の意向に応じて整備しますと。もう一度言いますね。ひたちなか市、水戸市、中台、地価の安いのは中台です。中台を住宅メーカーが整地開発したら住宅は間違いなく張りつきます。昨日の部長の答弁、業者はそのまま引用しますよ。購入を考えている方が将来道は整備されるんですかと、不動産会社に聞いたときに、地区の実情に合わせて整備されますよ。各地区の意向に応じて整備されますよと。うそではありません。議会で部長が答弁されておりますから、ですが、それは変に期待を持たせてしまうことにつながると、私は思っております。ここに行政として責任が持てるのかということでもあります。

先人は、何のために那珂市を線引きして、菅谷、瓜連を市街地としたのか、何のために多額の整備費用をかけてきたのか、これらを水泡に帰す政策だと言っても過言ではないと、私は思っております。

あと、これは危惧し過ぎなのかもしれないんですけども、やはり指定区域といえども、調整区域でございますので、住宅ローンを組む際、これ担保不足となり得る可能性もあるんじゃないかなというふうに考えておりますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、指定区域内は市街化調整区域でございます。開発を一部規制した区域でありますので、土地の担保価値につきましては、通常各市街化調整区域に住宅等を建てる際の考え方と同じでございます。したがって、区域指定の効果が左右されるということはないのではないかと考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） そうすると、同時に市街地の地価が下がるという懸念もあります。現在土地を担保に住宅ローンを組んでいる方というのもいらっしゃると思うんですけども、この人たちが担保不足になって、追加担保を銀行から要求されるというような懸念もあるのではないかと思います。この辺いかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えします。

市街地の拡散及び市街化区域への影響を考慮し、住居系市街化区域から1キロを超えた市街化を促進するおそれがない第12号区域を指定しますので、市街化区域内の土地の担保価値にまで影響を及ぼすことはないのではないかと考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 私は、議員になったときからずっと区域指定には反対してきてまいりました。まさか那珂市で具体的にこんな政策が出てくるとは思っていませんでしたが、それだけに今回は正直驚いております。しかも内容は12号だけを指定と言っておきながら、将来的には11号も検討していくという二枚舌的な補足をつけています。これは外でもなく、冒頭に申し上げました総論賛成、各論反対に対する議員への陽動であるということは明白だと思います。そうではないと執行部は言うでしょう、そうかもしれません、逆に本丸は11号かもしれません。

しかし、今回の議案がこのとおりに崩し的に11号も追加されたとき、先ほど申し上げましたような菅谷の地価下落は本当にやってきます。そして担保不足に陥る住宅ローン地獄というのに遭う若者も出てくるわけでございます。そうすると、そのような不安を与えていいのかと、そのような菅谷に家を買っていいのかというような不安が、これは風評のように広がっていくこともあり得なくはないというふうに思います。そういった意味では、この区域指定というものを私は賛成しかねるというのが意見であります。

そもそも農村部などの閉鎖的な地区に、市外から、都会から自治会に入るのも嫌だという若者が来てうまくやっていけるのかと、それは余計なお世話かもしれませんが、調整区域は確かに家を建てるのに規制は厳しいです。ですが、そこに育った人たちならなんら問題なく、家を建てるのが可能であります。流入人口ももちろん大事ですが、やはり那珂市で育った子供たち、また戻ってきてもらうということも非常に大事だと思います。

こちら区域指定要件もございませんので、区域指定に頼らないUターン対策と、こちらも力を入れるべきではないかと思うんですが、こちらいかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

本市から東京圏への転出は、就学や就職を理由とすることが多い現状でございます。これらを踏まえ、一度本市を離れた若い世代に対してUターンを促進するために、就職時における地元での雇用機会を確保するための支援が非常に重要であるというふうに考えてございます。

このようなことから、本市で初めての取り組みといたしまして、昨年12月に合同就職相談会を開催いたしました。また、今後も就職相談会がスムーズに実施できますよう、国の機関

との雇用に関する協定及び地元事業者でのインターンシップの受け入れについても検討を進めているところでございます。

また、医療や介護などで働く人材を育成するための奨学金制度の導入についても、国や県などの奨学金制度を活用しながら、本市独自でどのような支援ができるのか、検討を進めているところでございます。

さらに、就職活動の支援を目的として、市内での情報共有や関係機関との連携を図るため、本年4月から就職活動支援推進市内連絡会議を設けたいというふうに考えてございます。

これらの取り組みとあわせまして、平成29年4月、本年4月には政策企画課内に移住希望者への相談窓口を開設するとともに、本市の魅力向上、情報発信強化などを横断的に実施しまして、Uターン希望者に対しまして支援を強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 私の言いたいことは以上なんでございますが、本定例会におきまして、この議案につきましては産業建設委員会のほうで、もっと細かくいろいろ議論がされると思いますので、それを期待しまして、この件を終わりにしたいと思います。

続きまして、幼稚園の統合につきまして、一度立ちどまって考えるというところに移りたいと思います。

こちらも那珂市の将来に大きく影響する大きな問題でございます。端的に申しますと、現在ある公立幼稚園、菅谷、菅谷西、横堀、木崎、額田、五台、芳野、額田と横堀は一緒になっているんですかね。これらをスクラップして、菅谷に大きな幼稚園をつくろうというような計画と聞いております。

まず、お聞きいたします。現在市内の園児は何名いらっしゃいますか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

平成28年5月1日現在で申し上げます。市内幼稚園の入園者数につきましては、3歳児を含めまして、公立、私立を合わせまして615名となっております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） そのうち、公立に通っている園児は何名いらっしゃいますか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

こちら平成28年5月1日現在でございますけれども、253名となっております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） つまり現在公立に通う園児は約4割というところかと思えます。

今回の幼稚園の統合におきまして、新校舎を建てるということで、総事業費はいくらになりますか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えします。

用地費や本体工事費、そして周辺整備費などを含めまして、総事業費といたしまして約8億円を計画しているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 8億は高いのか、安いかわかりませんが、これ何平米建物があるんですか。

○教育部長（会沢 直君） 敷地面積といたしましては、9,500平米程度を予定しております、建屋につきましては1,500平米だったかと思えます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 1,500平米ですか。そうすると、約500坪ぐらい、500坪弱、そうすると坪単価でいうと170万円ぐらい、ちょっと高い気がしますけれども、周辺整備が入るといふことですので、それでもちょっと高いのかなという気はしますが、10年後、園児の数、予想何名でいらっしゃいますか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） 平成36年度で予想を立てておりますので、こちら的人数でいきますと170名程度を予想してございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 今から7年後、幼稚園開設予定が31年ですので、そこから5年後で170人になってしまうということですね。今より3割減ということですよ。とすると、こんなにかけてそんな大きな校舎をつくる必要があるのかという疑問がどうしても出てきてしまうわけです。そもそも今回、統合なんですけれども、何のための統合なのか、ちょっといまいよくわからないので教えていただきたいんですけれども。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えします。

現在の幼稚園の園舎につきましては、昭和47年から54年にかけて建てられたものでございまして、老朽化が著しく進んでございます。また、耐震性能も乏しいため、良好な教育環境の確保と園児の安全確保が必要でございます。さらに、近年の急激な少子化のため、現在の個別の園では、適正な集団教育が維持できなくなっているという状況でございます。特に幼児期におきましては、集団による社会性を学ぶことが将来の人間形成の上で最も重要なこ

とでございます。以上のようなことから、今回の統合を行うものでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 統合計画は、いつから進んでいましたか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えします。

まず、平成21年5月になりますけれども、公立幼稚園の再編の基本方針を作成しまして、当時7つございました幼稚園を4園、中学校区に1つと、三中と瓜連を1つということで、4園に再編するという計画を当時立てております。その後、東日本大震災の被害を受けまして、一部の幼稚園では仮設園舎で運営を行ってきたところでございます。こうした状況の変化を踏まえまして、平成27年3月に、那珂市公立幼稚園の再編計画を作成したところでございます。この計画におきましては、幼稚園を2園に再編を行う計画に見直しをしたところでございます。しかし、その後の入園者が想像以上の減少となったことにより、将来の園児数の見直しを行いまして、平成31年度予想園児数を217名、そして平成36年度の予想園児数を170名ということをもとに、公立幼稚園1園として整備することを平成28年2月、庁議において決定をしたところでございます。

また、額田幼稚園につきましては、園児数の減少から、先行して平成28年3月に横堀幼稚園と統合をしたところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 額田と芳野が一緒になって、芳野と木崎が一緒になるという話があったけれども、震災を受けてちょっと見直したということなんですかね。那珂三中学区で1個という最初案だったというふうにも聞いたんですけれども、その辺はどうなんですか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） 那珂三中学区で1つということではございません。最終的に公立幼稚園は1園にするという決定をしたことによりまして、建設場所について複数の候補地から選定を行ってきたところでございます。利用者の利便性や幼稚園対策協議会での意見を踏まえまして、庁内の建設準備委員会で協議を重ねまして、今回の場所に決定をしたものでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） どうしても疑問なのは、私立の幼稚園は今大体170名ぐらい預かっているわけですね。それで市で残りを全部預かるということなんですかね、8億円かけて、市の真ん中に大きいのをぼんとつくってやる必要が、市のほうであるのかなというふうな疑問がどうしても出てきてしまうんです。もっと民間に振り分けてもいいんじゃない

ないかなと、その分のお金をそっちに配分してもいいんじゃないかなと思うんですけども、それはいかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えします。

現在の民間幼稚園だけでは、現在公立に二百五、六十名の園児がおりますけれども、こちらを全て賄うことはできません。また、幼保小の連携や幼児教育全体の底上げなど、那珂市で考える幼児教育を推進する上で、基幹となる施設が必要と考えてございます。その役目を担うのが公立であるというふうに認識をしてございます。

さらに、発達に不安があるなどさまざまな支援が必要な園児についても、積極的に受け入れて、小学校へつないでいくというような大きな役割も担っていく必要があるというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 発達に不安があるお子さんですとか、市の幼稚園が担う役割というのは、当然あると思いますし、必要なものだと思います。ただ、もうちょっとコンパクトにいけないかなというふうに思っているわけでございます。

さらに、今地区、地区にある幼稚園を統合してしまって菅谷に1つ、でも送り迎えのバスは走らせませんよというふうに聞いております。幼稚園だとバスはつきものだと思うんですけども、バスを出さないという理由は何か具体的にございますか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

第一に、登園や降園の際に、担任者や外の保護者と直接対面することによりまして、その日の状況や幼稚園での内容を伝えることができなくなるということがございます。また、幼稚園においては、担任や親同士の顔が見える保育を実施することが重要であるというふうに考えてございます。

また、園バスを利用した場合、乗車時間が40分から50分程度になると想定がされます。園児に与える負担も大きくなるものと考えております。

また、園バスの運営に関しましては、応分の費用負担を保護者に求めることとなりますので、こうしたことから園と保護者の連携、そして園児や保護者の負担を考えましたところ、園バスの運営は、現在のところ考えていないというところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 通勤バスも今横堀小学校、ごめんなさい、本米崎小学校が廃止になったので、横堀小学校と芳野小学校というふうにバスを回しているかと思うんですけども、こちらの運行が年間1,000万円かかるというふうに聞いたんですね。学校の通学日が205日

ということで1日5万円かかっている、1台につきですね。それを幼稚園でも同じようにかかるのかなという疑問がまずあるのと、幼稚園バスの場合もうちょっと安くは抑えられるんじゃないかなと思っているのと、あと私立の幼稚園の園長さんに聞いたら、そこまではかからないというふうな話もありましたので、バスが回れば本米崎小学校を使うというような選択肢も出てくるのかと思うんです。

先日も私の所属しております総務生活常任委員会で廃校利用を考えるということで、本米崎小学校をどうしようかという話を、企画部長をはじめ皆さん頭を抱えている中、新たに8億円かけて新しい校舎を建てると。ちょっと一見するとちぐはぐなように感じるんですけども、本米崎小学校を利用して費用、コストを安くするというような選択はできないのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えします。

幼稚園が1園となった場合、市の中心部に整備をいたしまして、通園に係る利用者の不公平感を少なくする必要があります。こちらにつきましては保護者からの要望もあったところでございます。

ただいまの本米崎小学校につきましては、那珂市の北東にございます。ここに通園した場合、各地区によって通園時間に相当の格差が生じることが考えられます。また、校舎につきましても幼児に合った施設に改修をする大きな改修が必要になるということでございますので、本米崎小学校の跡地については考えていないというところでございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 企画部長だめみたいです。

じゃ、今公立に通っている園児が全てそっちに移ってくれるということ自体は、これ数字合わせのような気がしてならないんですね。行き先を失った園児というのは、当然出てくるんだと思うんです。親御さんが送り迎えできないので、そこまでは通わせられないという園児さん、これどうしますか、行き先がなくなった園児さんに関しては。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えします。

先ほどもご説明いたしましたけれども、平成31年度は210名程度を予想しております。また平成36年度では170名程度の園児数になるというような推計をしております。こうしたことから、現計画において園児数は充足できるものというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 数字上は、充足できるんだと思うんです。ただ、通えないという人は、やはり私立に流れざるを得ないと思うんですね。であれば、やはり私立の幼稚園ともうちょっと話をし、提携してやっていく、うまく力を合わせてやっていくということが大事なん

じゃないかなと思います。ましてや市のほうはバスを回さないということでございますので、菅谷から離れてしまった地区の親御さんたちからは、大分負担になるのではないかなというふうに、私は思います。

それで、菅谷に統合して1つにすると。その一方では、先ほど言ったように区域指定で人口を分散すると、この辺の一貫性のなさというのを感じざるを得ないんですけれども、この辺どうでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えします。

区域指定につきましては、市街化調整区域における既存集落の維持、保全を目的として導入をするものでございます。

今回の幼稚園の建設場所につきましては、利用者の利便性と保護者からの要望を最優先に考えまして、市の中心部である菅谷周辺地区に候補地を選定したところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） これから少子化でございますので、幼稚園の統合、しかも震災で校舎が傷んでしまっていると、これはいたし方ない問題ではあると思いますが、方法論として、もっと違ったやり方があったのではないかなというふうに思わざるを得ません。

しかも新校舎ができる平成31年には、公立と私立の幼稚園の月謝というのが同じになります。であれば、国や県から補助金も出る、私立にもっと依存して8億円までかけなくても、市の持ち出しをもうちょっと減らすということもできるのではないかなというふうに思う次第でございます。

これから建設ということでございますので、一度立ちどまって考えてみて頂けるとありがたいなと思います。

続きまして、「あまやプロジェクト」について考えるでございます。

一昨年、スーパー「あまや」さんが閉店いたしました。瓜連のまち中は何となく寂しさを増し、あまやの社長の背中も小さく見えました。でもさんざんお世話になってきたあまやさんに恩返しをしたいと、そういうみんなが集まり、もう一度瓜連ににぎわいを呼び込もうと始めました「あまやプロジェクト」でございます。

手法としましては、瓜連にある旧スーパーあまやさんの店舗跡を利用して映画館をつくって、そこでライブや寄席もできて、若者をはじめ子供からお年寄りまで集える文化拠点にしたいというものでございました。でもそんな話、最初は誰も本気にしません。瓜連に人なんか来ると、映画館なんかつくれるわけがないと、そういう批判を受けながら、アマチュア映画監督の大内 靖君を中心にメンバーは企画を組み立てていきました。実績として映画もつくって上映してきました。瓜連を舞台とした映画も作成しました。そんな若者たちの熱い思いに、あまやの社長もほされまして好きにやれと言ってくれました。そして茨城県の商店

街コンペ、前日まで不参加からの逆転入賞と、そしてインターネットを利用した資金集めのクラウドファンディングでは、全国219名の方々から何と353万5,000円の資金が集まりました。同時に、瓜連の方々のカンパも100万円を超し、瓜連商工会青年部の方々も手弁当で改装に協力してくれて、みんなが本気で瓜連に映画館をつくらうとしています。

旧商店街、空き店舗、地域おこし映画館、これらのワードだけでも地方創生の模範のような事業であります。しかし、私には危惧していることがあります。それは行政の協力です。

今回、瓜連に人を呼び込もうという試みではありますが、行政としては、これは静観していくという姿勢を貫くのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

瓜連でスーパーであった「あまや」が映画館としてリノベーションさせるという動きがあることは、新聞等、報道で知るところでございました。現在までのところ、市に対してお話というようなことはいただいております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） そうなんです。市に相談していないんです。相談できない、頼られない行政になってしまったんです。分裂してしまっているんですね。

しかし、実際、映画館をつくる、そんな簡単な話なわけではないんですよ。許認可非常に大変です。行政の協力なしにできる話じゃありません。しかも大手資本でもない、ただの一団体でございます。なのに、市役所に頼れない、それではやはり那珂市のためにやっているというみんなの努力が報われないのではないかというふうに思うんです。

ふだん市でもいろいろなイベントを、企画を立ててやっているかと思います。これ何のためにやっていますか。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

イベントやその内容、企画により、目的は違っております。例えば八重桜まつり、ひまわりフェスティバルなどにつきましては、地域の特色ある観光資源を活用して、観光客の誘致と地域振興を目的に開催しているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） ですよ。観光客の誘致と地域振興というところだと思うんです。その目的でいうと、やはりこういう動きを知名度アップ、集客アップに利用しないという理由はないと思うんです。行政として、これちょっとご協力いただけないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

決して拒否をしているというようなことではございません。「あまやプロジェクト」に關しましては、市では判断できる正確な情報を持っておりませんでした。まずは、どのような計画でどのようなことを行うのか、そういったところで判断できるような材料を確認することから、始めなければならないというように考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） ぜひ同じテーブルについていただいて、ちゃんと協力体制をつくってもらいたいと思うんです。那珂市に人を呼び込みたいという目的は一緒でございます。

それで、一緒によい方向に進めるという姿勢で臨んでいただくということは可能でしょうか。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

こういった分野については、商工観光課になると思います。イベントについても開催等をお話ししたところですが、商工会にそういったところを委ねているということもございます。

商工観光課といたしましても、随時相談窓口等ございますし、電話等での一般の方からの相談にも応じております。こういった大きなプロジェクトになりますと、我々ですぐ回答できないということもありますので、商工会、瓜連支部関係が一生懸命になって参加して、これまで進めたという先ほどお話がありました。そういった方々と連携しながら、お話し合いというようなことは、十分進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） みんな言っているんですね。一緒にやっていきたいと、仲よくやっていきたいと、那珂市のために盛り上げたいと。これ誰も私利私欲のためにやっているわけじゃありません。同じ目線で汗をかいていただいて、ぜひ市役所の職員にも打ち上げにまで参加してもらおうと。それで初めてわかり合えることもあるんじゃないかなというふうに思っております。よそのものだからだめだとか、カミスガだからだめだとかそういうことじゃなく、仲よくやっていってもらいたいと思います。それであるものを利用し、あるものに便乗すると、それによって相乗効果が得られれば、それが一番いいと思うんですが、いかがでございましょうか。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

瓜連のまちというところで、一昨年いろいろ調査をして、地域資源創造事業をやったところです。その中では、古い歴史のものとか、こういったあまやさんを含めての商店街、今ま

でにぎわいがあったというところについて、懐かしさとか今後どういうふうにしていったほうがいいのかというのを発信しているところです。そういった地域資源をいろいろブラッシュアップしながら、今後進めていこうというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） ぜひよろしく願いいたします。

それはそれで、これとは別件で、役所の措置として私がどうしても納得いかないことがございますので、この場でちょっとお聞きしたいと思います。

それは、平成27年9月定例会の一般質問で、上菅谷駅前市有地の有効活用について考えましようという話を私させていただきました。そのとき、建設部長、産業部長に利用を考えていきましよう旨の話をしまして、その後、カミスガプロジェクトからコンテナタウンの提案もあったかと思えます。

ところが、その土地が先日売却されてしまいました。那珂市の中心駅の目の前である上菅谷駅のいわゆる一等地でございます。

その際、今回は行政支援書は出せないが、調査を経てまた来年、補助金のほうの検討をしましようというふうに落ちついたと記憶しておりますが、結局それはほごにされまして、何の説明もなく、売却するという事になったことについて説明を求めたいと私は思います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

上菅谷駅前市有地の売却経緯でございますが、平成27年12月に商工会を通じまして、民間事業者が市有地を利用した中小企業庁地域商業自立促進事業の申請のため、市支援計画書の申し出が商工観光課にございました。

このことを受けまして、庁内関係各課からの意見の照会を行いました。期間が少なく、その概要等の確認ができないこと、また市としての土地利用方針が決まっていないことから、支援計画書への承認はできないと回答いたしました。

平成28年5月には、この市有地の今後の土地利用の方針につきまして庁議に諮りました。その結果としましては、先ほどの民間事業者から土地の貸し付け等の要望があった場合には、計画の内容等を精査しまして貸し付けてもいいのではないかと。

2つ目としましては、具体的に市事業で土地利用がないことから、処分も含めて検討しましようよというような結果が出ました。

その後、平成28年10月を過ぎても、先ほどの民間事業者等から、市有地の利用についての要望等がなかったことから、処分に至ったということでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） その売却額です。上菅谷駅前、目の前ですね。737平米、3,090万円、

坪単価13万8,000円です。総務部長、例の橋本ビル、更地にして売却予定額いくらとおっしゃっていたか、覚えていらっしゃいますか。いいです。1,000万円です。あのとき委員会で1,000万円で売却したいと、あくまで希望価格ですけれども、おっしゃってありました。ああいう悪条件の土地を市の概算では1,000万円、つまり坪単価にしますと12万5,000円です。これが駅前の一等地を13万8,000円で買ったと。これ買ったところはどこですか。総務部長。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 売ったところですね。

（「買った業者さんはどちらですか」と呼ぶ者あり）

○総務部長（川崎 薫君） 買った業者ですか。買った業者、お話ししていいのかどうか、ちょっとわからないので、個人情報に当る……

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 問題ないと思いますよ、私が言います。株式会社那珂ハウジング、不動産会社です。つまり転売目的ですね。それは仕事だからそれはそれで仕方ないです。ですけれども、市は余りにも無策じゃないかと、思わざるを得ないわけですよ。いわゆる不動産会社にぽんと売ってしまうと、駅前の一等地をです。入り口のところです。丸投げ、ポイ捨てですよ。大体あそこの駅前整備にいくらかかってきたというふうに試算されているのか、甚だ疑問であります。都市計画税でも使って、あそこを一生懸命整備して、利用価値がないから売っちゃいます。しかも何か目的があって売るわけじゃなくて、誰か何かに転売してくださいと、不動産会社に売ると、そういう感覚というのは、しかも底値で処分ですよ、これ。到底理解できません。どうしてこういうことになってしまったのか、産廃でも出ましたか。建設部長、もう1回お聞きしたいんですけども、急いで処分してしまった理由は何かありますか。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） 特に急いでということではございません。平成30年度に上菅谷駅前の土地区画整理事業が終了したいと今進めているところでございます。そういった中で、市での有効活用ができないことから公売にかけまして、土地利用を図っていただいて、土地区画整理事業の効果が早目にあらわれるような方策を、民間の事業も含めて活用していきたいというような考えから、公売したという経緯でございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 民間の活力とおっしゃいますけれども、やっていること丸投げですよ、これ。あとは野となれ花となれ、業者さんのほうで勝手にやってくださいということだと思えますよ、これ。こういうことが非常に私は納得がいかないんですね。しかも一般質問で、私があそこの利用についてと話をしたのに、それを何もなく、ぽんと売ってしまったというところに非常に憤りを覚えております。

今回これだけはどうしても言いたかったんですね。通告していませんでしたが、入れさせていただきました。

あまやプロジェクトとは直接関係ないんですけども、あまやプロジェクトにつきましては、ここで以上で終わりにして、続きまして、自治会の考察というほうに入っていきたいと思います。

このテーマも何度も何度もやってきまして、ついに今回解体というところまで私の話は来てしまいました。

まず、自治会というのはいかなど考えていきますと、そこに住んでいる人たちの組織なんですね。それなんですけど、住んでいる人たちから、加入していない人から、自治会はと言われちゃうわけなんです。過去何度も何度も活性化という一般質問をやってきました。しかし、最近もはや自治会組織そのものの変革が求められているのではないかと思わざるを得なくなってきました。

以前から、思ってきたことなんですけれども、自治会は市役所の下部組織ではないし、自治権を持った組織でもないのだということを前提に、きょうはお話をしていきます。

まず、自治会は誰のための組織になりますか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） 答えいたします。

市民にとりましては、行政が直接提供するサービスは、主に公平性の観点から全市一律の基準になることが多くなります。地域ならではの課題ですとか、生かしたい特性への対応ができなかったり、時間を要したりあるいは予算が不十分だったりといったことが考えられると思います。

そこで、地域コミュニティの自主運営体制を強化いたしまして、地域住民みずからの創意工夫による活動が促進されることにより、効果的に地域課題を解決することが可能になるというふうに考えてございます。

市といたしましては、協働のまちづくりの範囲を拡大することによりまして、地域の特性ですとか、多様化した住民ニーズに対応した事業を推進することができ、事業実施に伴う効果や成果が向上することが期待できるというふうに思います。

こうしたことによりまして、自治会というのは、行政と市民と両方のための組織であるというふうに言えるかというふうに考えております。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 市と市民のための組織ということでございますが、現実的には昨日、遠藤議員の質問でありましたように、加入率、これは市全体で70%強ということで3割はそれを求めていると。そして市民サービスを受けていないということになります。しかも5年前と比べると右肩下がりに下がっています。しかも昨日の話でもありましたように判例で加入の強制はできないということでございまして、これはもう自治会というものが限界に来

ているのではないかというふうに思わざるを得ない状況に感じます。

自治会に求めるもの、市の広報、議会だより、これはホームページで見られます。子育て情報、市の情報、ホームページで確認できます。ゴミを捨てる、袋さえ買えば誰でも捨てられます。道を直してほしいなどの要望、これも双方向型情報システムなどが完備されれば、受け取る情報だけでなく、市への要望も直接可能になってきます。そうすると、自治会に入ってくださいと言っても、実際入らなくても何も支障がないという状況がこれから起きてくるということになります。

それと、一方では、自治会活動や班活動にもう体力的に、例えば病気を持っているとか、独居老人の方ですとか、脱退されると、班長はもうできないので脱退しますという方もいらっしゃいます。

その辺も考えますと、自治会そのものを違う形にこれから考えていかなきゃいかざるを得ないと思います。

そして、会長のなり手不足、そして資金不足、そして末端では班長のなり手というところで、この辺を考えますと、どのように市のほうは考えているかお聞きしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

ご指摘のように、少子・高齢化と年金受給年齢の引き上げ等によりまして、退職しても再就職等で働かざるを得ないという状況から、会長の担い手が不足しているということは、事実として認識してございます。

会長のなり手不足というのは、担い手の絶対数が不足しているということもございしますが、会長の仕事がそもそも大変だということが大きな要因であるというふうに思われますので、会長に一手に仕事が集中しないよう、副会長ですとか、部会長等々に割り振れるようにすることが必要であろうかというふうに思っております。

また、資金不足につきましては、防犯灯の維持管理費を例えば未加入世帯から徴収しているといった自治会もございしますし、また企業から賛助金をいただいているといった自治会もございします。

また、班長につきましても、高齢で班長の仕事ができなくて、班を脱退するという方もいらっしゃいます。ですが、班によりましては年齢の要件を設けたりあるいは75歳以上は班長をやらなくてもよいですとか、あるいは班長ができないというような高齢の方を飛ばして回すとかをしている自治会もございします。

市としましても、このような創意工夫により運営している事例などを各自治会長あるいは自治会にも周知させていただきまして、市としてもできる限りのバックアップをしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君）　なので、これから実際はどうしていくかというのをちょっと駆け足で話をしたいと思います。

まず、回覧というものは、今後も先どうなっていくかと、これ維持していくのは難しいんだと思うんですね。やはりこういういわゆる市役所の下請的な作業、事務作業ですね、これが大きな負担になっていると思いますので、こういったものはいたしません。そして会長のなり手がいないと、これはひとえに会長は下からの突き上げがあります。自治会として決定しなきゃいけないことがありますけれども、決定したことに對して何でこうしたんだというような突き上げに遭うということが現実的にあるようでございます。そういったものを防ぐために、会長制ということではなく、いわゆる理事会制のような合議制にして、物事は多数決で決めるというような形にしていくということも大事なんじゃないかなというふうに私は思います。

そういったことを含めまして、今後自治会のほうを根本的に改編していくための調査チームというのを庁内につくるべきだと思いますが、いかがでございませうでしょうか。

○議長（中崎政長君）　市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君）　現在市民協働課の窓口におきまして会長のなり手あるいは資金不足、高齢化による班の脱退ですとか、加入促進の方法等々、いろいろな問題をお聞きしてございます。時に解決策と一緒に考え、アドバイスもさせていただいているところでございます。問題の解決について相談は多々ございますが、組織の改編についてまでのご相談は今のところないという状況でございます。

ただ、しかしながら、いずれ自治会組織の改編というものも含めた検討しなければいけない時期が来ると思いますので、まちづくり委員会や自治会も含めて一緒になって考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（中崎政長君）　小宅議員。

○7番（小宅清史君）　その辺の検討をぜひ真剣に考える時期に来ていると思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（中崎政長君）　以上で通告6番、小宅清史議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を11時15分といたします。

休憩　午前11時01分

再開　午前11時15分

○議長（中崎政長君）　再開をいたします。

◇ 花 島 進 君

○議長（中崎政長君） 通告7番、花島 進議員。

質問事項 1. インフラ整備計画について。2. 茨城租税債権管理機構について。3. 水戸市池上団地近くの中台地区の地盤損壊問題について。4. 工業団地に誘致した企業の中の労働条件等について。5. シルバー人材センターについて。6. 高齢などで体が不自由な人たちの交通手段について。7. 図書館の蔵書選択について。8. ソーラー発電所の問題について。9. 本米崎小学校跡の利用について。

花島 進議員、登壇願います。

花島 進議員。

〔3番 花島 進君 登壇〕

○3番（花島 進君） 議席番号3番、花島です。一般質問をさせていただきます。

質問通告では、9点について申請しましたが、3番目の水戸市池上団地近くの中台地区の地盤損壊問題については、一定の進展があるという話を聞きましたので、今回は時間の都合もあり、割愛させていただきます。

1番目から順番にお話しします。

まず、質問事項、質問内容ともに何を言っているかわからないと思う方もいらっしゃると思います。これは、話は比較的簡単といえば簡単な話です。

私は、議員になって1年前の3月議会からですね。下水道問題について関心を持ってまいりました。それでいろいろな質問もし、また意見も言ってきました。その続きでございます。

那珂市の中では、広域下水道建設計画があり、それで広域下水道が届くことを待っている声はたくさんあります。ですけれども、一方で、どうせ生きているうちには自分のところまで届かないだろうという声もあります。この下水道計画は、なぜ進展しないのかというと、話は簡単で、コストが非常にかかるというのが最大の要因かと思っています。

私の考えるところによれば、そもそも膨大な広域下水道計画を立てたこと自身が間違いだったと。1年前の議会の答弁をいただきまして、その時点から過去10年間の実績で、1人分の利用者をふやすのに大体134万円建設にかかっていたと。これは合併浄化槽の設置等を考えたらべらぼうな額ですね。それで、何年かかってもなかなか進まないという事態になっているんだと思っています。

広域下水道の設置というのは、宅地が密集しているところでは、効率がいくらかいいと思います。ですけれども、そういうところの整備がほぼ終わり、周辺地域に広がっていくと、今度は下水管の布設の長さ等も非常に長くなり、効率が非常に悪くなると考えています。そういうことがあるということで、現在の計画は無理があるということです。ですから、大規模な転換を図っていただきたいというのが趣旨です。

その際、考えなきゃならないことがいくつかあります。1つは、コストがかかるということ、2番目は、単に建設コストだけじゃなくて、将来維持のコストも考えなきゃならないということですね。

一方、合併浄化槽は、適切に管理、設置されれば、非常に快適なものになり得るというふうに言えます。さらに、宅地内の浸透処理も結構うまくいきます。単独浄化槽と生活排水を別に流しているのに比べたら格段の違いがあると、私は思っています。

ですから、広域下水道の計画を縮小し、かわりに合併浄化槽の受け持ち範囲を広げることが肝要かと思えます。

また、もう一つ、合併浄化槽のメリットは、下水道が来るのを待たなくていいということですね。すぐにといいくらい設置できるということです。

さらに、下水道だけじゃなくていろいろな問題がありまして、那珂市の中で生活するには雨水排水も困る場合があるわけですね。基本的に那珂市では、雨水を流す場所がないのが普通でして、何となく流れていっているか、浸透しているかというふうになっているというふうに思っています。

もとより、雨水排水は、全て排水路を完備して流すということは無理だし、やる価値もないとは思っていますが、とはいえ、そのままでもいいということでもないわけですね。排水が難しいところは、なんらかの水路を設けるなり、地下水位を下げるなりの方法を組み合わせていく必要があるかと思っています。

そういうことで、もう一つ考えなきゃならないのは、昔と違って建物がある程度ふえたりとか、それから草木を生やさずに裸の地にしたり、舗装みたいなものをつけてしまう人がふえているということで、こういうことで昔よりも排水を考えなきゃならない要素になっているということです。

そういうことで、下水処理と排水処理、それから言いませんでしたが、道路に対する要望等も考えながら総合的な施策が望ましいと考えています。

そうするために、具体的にいくつかの私の考えを述べますと、第一には広域下水道整備計画は縮小する、それから住宅等の密集している地区には、特に排水が悪いところに限って、そういうものは整備することにする。排水が悪いところも、できるだけなんらかの対策をして、広域下水道に頼らないようにしていく。かわりに合併浄化槽を中心にして十分な助成をします。現在は合併浄化槽のものには助成が結構あります。ですが、その後の浸透処理等には、余り助成がないと思っています。ちなみにもう一つ大事なものは、雨水の浸透処理と私言いましたが、町田市などでは最大1件当たり20万円の補助をしています、雨水浸透に対してですね。そういうことを那珂市はまだやっていません。

以上のことを進めるにあたって、1つは、基本的にどういう技術を使ったらどういうふうになるかというのを、これから家を建設する方あるいは設備を改修しようとする方に、示しながら指導していくということが必要かと思っています。それをするのに必要なデータとし

て、それぞれの土地の性質について、那珂市の地域ごとの状況調べあるいはデータを整理しておいて、適切なアドバイスをするということが必要かと思っています。そのためにはデータの整理、それから不足している部分には、場合によっては実地調査等をするということが肝要かと思っています。

そのようなことに排水路整備など足りない分については、的確にやっていくということが必要かなと思っています。

以上について、どうお考えでしょうか。

○議長（中崎政長君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石井 亨君） お答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、公共下水道につきましては、多額の費用を要して現在進めているところでございます。そのために整備率としましては、全体として40%未満と、通常より低い値で、なおかつ未整備地区が存在しているところでございます。

今議員ご指摘のようなかなり公共下水道にはコストがかかるということで、合併浄化槽等への変換をというお考えでございましょうが、現在私ども28年度の公共下水道審議会において、公共下水道ばかりでなく、また合併処理浄化槽についてもそういう整備手法を検討して、計画の見直し案を進めて、検討を整理、進めていただいているところでございます。

この件に関しては、今後さらに審議を重ねていただき、早期に方向性を見出していききたいという考えでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 基本的な考えは理解していただいたと思っています。ですが、この問題のもう一つの難しいところは、市民の中には、まだ広域下水道に対する神話というんですか、渴望が非常にあって、大きな計画の見直しをすると、これまで広域下水道がいつかは来るよと言ったところにつくりませんという話をしなきゃならないんですね。そのところで、なかなか言いにくい話をやらなきゃならないので、単に審議会に投げただけでは、なかなか進まないと思っています。

それで、市の行政推進を合理的にかつ効率よくするためには、やはりそこは市民に抵抗は若干あっても、本当のよさを訴えて、積極的に進めることが必要かと思っています。その点でトップの意気込みというんですか、考えが大事かと思しますので、市長にその辺の考えをお聞きしたい。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

下水道の整備完成及び雨水排水処理に関する要望は非常に多く、関心の度合いも非常に高いものと感じております。

整備のおくれ、それから未整備地区の整備計画につきましては、現在公共下水道審議会で

公共下水道だけではなく、合併処理浄化槽、これは災害に非常に強くて、私もいい方法だと思っております。そういったものを含めて見直し案について整理、検討していただいているところでございますので、その方向性が決まるように、その回答を待っているところであります。

以上です。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。

2番目、茨城租税債権管理機構について話を伺います。

茨城租税債権管理機構というのは、市町村ありますが、債権取り立てに難渋している債権のある分を委託して、取り立ててもらおうという組織かと思っています。それだけでしたら特に何ということはないのかもしれませんが、このところ私の属する共産党の県議団などにいろいろ苦情が来ています。

1つの例では、結城市での未納債権を取り立てるために神奈川県に行き、そのこと自身は別に当たり前で構わないんですが、そこで未納者を雇用している人をおどしてまで徴収を図るという訴えがありました。私も訴えの電子メールを見ましたし、おどされた、納税者じゃなくて、未納者を雇っている人が訴えるビデオも見ました。やくざまがいの言動、それから営業妨害的な行動もあったそうです。明らかにこんなのは違法行為ですよ。

国税庁は徴収の文書があって、滞納整理にあたっての基本方針というのがあるようです。それを見ますと、滞納者の個々の実情に即しつつ法令等に基づき適切に処理するということになっていますね。納税に対する誠意が認められないといった滞納者には、差し押さえなどにより厳正に対処する。要するに真面目に対応しない人には、差し押さえ等をやれと書いてありますが、雇用者をおどせとか、そんなことまで書いていないですよ。

それから、滞納者の実態の把握ということが書いてありまして、納付折衝の際は納付能力調査を中心として、滞納者の実情を十分に聴取するというふうに書いてあります。これはもっともなことだと私は思うんですね。周りの人間をおどかしてとか、そういうことはあってはならないと思っています。これは明らかに行き過ぎで、何か仕組み的に間違っているんじゃないかと思うんですね。本来は那珂市の中でやるべきことを面倒くさいものをよそに預けて、それでやりづらいことをやらせているというふうにとれなくもないということで、租税債権管理機構ですか、から、手を引くべきだと思っています。市のほうではどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

茨城租税債権管理機構の職員が法令違反をしているとは思えませんが、議員からそのような趣旨のご質問があったことは、機構にお伝えしたいと考えております。

また、厳しい財政状況が続く中、自主財源である市税等の徴収率向上と滞納額の縮減は、重要な課題であり、きちんと納税していただいている方々との税負担の公平性を確保する観点からも、大口滞納案件や徴収困難案件につきましては、今後も機構を活用する必要があると考えております。

なお、移管している案件につきましては、市で手を尽くした結果、徴収が困難と判断したものや専門機関である機構に移管することで、効果的、効率的に整理が進むと見込める案件を厳正に選定しており、安易に移管しているものではないことをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 安易に移管しているのではないでしょうけれども、結果的にそういうような形になりかねない分があるということを考えていただきたいと思います。

急に手を引けと言われて、はい、わかりましたという答えにならないのはわかりませんが、こういうことが一切ないように、よく言ってください。

どうもさる何がしという方は、租税管理機構の同じような業種に対して同じようなやり方をやっているらしいですね、訴えのあった件だけじゃなくて。そういうことがないように重々言ってください。

本来は、那珂市の職員をふやしてでも市内でやるべきことだと考えています。那珂市はそんなに多くないといっても、5万人を超える人口の市ですから、それなりのことは自分でやれなくはないはずだと思っていますので、最後に意見を添えて、この件を終わりにいたします。

次の工業団地に誘致した企業の中の労働条件についてお伺いします。

那珂市に工業団地がありまして、そこでいくつかの企業が活動しております。それに対して、そこで勤めていた方から、訴えが寄せられています。

まず、お聞きしたいのは、那珂市の工業団地にどれだけの企業が入っていて、どれだけの法人税とか固定資産税等々、市に納入はございますでしょうか。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 那珂西部工業団地でございますけれども、6社でございます。法人市民税と固定資産税及び都市計画税で約1億9,000万円でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 1億9,000万円の市に収入があると。一方で市内からのその工業団地内への企業への雇用というのはどうなっていますでしょうか。特にさる企業の雇用、労働条件が非常に悪くて何とかしてほしいという訴えがありましたので、このことをお伺いしています。できれば、各企業ごとにどれぐらいの最低賃金とか聞きたいんですが、できる範囲で

答えてください。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

那珂整備工業団地内で働く従業員の給与などの労働条件につきましては、民間企業の経営にかかわることですので、市としては承知をいたしておらないところでございます。

団地内に勤務する従業員の数につきましては、昨年4月1日現在でございます。正規、非正規を合わせて全体で990人だというふうに報告を受けております。うち、市内居住者でございますけれども、174人であるということでございます。

正規、非正規、それから派遣、パート等の職種につきましては、各企業によって考え方が違ってまいりますので、こちらについては数字上、お答えができないということでございますので、ご了解をいただきたいというふうに思います。

今後でございますけれども、雇用等の労働条件に関しましては、那珂西部工業団地連絡協議会が組織されております。協議会の場におきまして、できる限り市民をより安定した雇用条件の整った正規社員として雇用していただけるよう、今後とも継続して働きかけをしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 本当はもっと細かいデータが欲しくて、企業ごとにどういう職種なり処遇で、どういう金額かみたいなことも知りたいんですが、なかなかそういうのを公にできないあるいはデータをつかんでいないということがありますので、今回はこの質問にとどめますが、訴えの内容は、準社員みたいないわゆる本当の短期雇用じゃない形なのに、生活保護のレベルぐらいしかないという話なんですよね。市内で工業団地に限りませんが、企業が活動してもらおうというのはありがたいことでもあるし、望ましいことなんですけれども、余りひどい処遇では、単に那珂市の市民を安い労働力として使うだけでは価値がないと、私は思っています。那珂市なりに質のいい労働者がいて、それでそこでそういう人たちを使いたいあるいは那珂市の地理的な条件、その他の条件がいいからやるという、ある意味でそれが私は健全な企業活動だと思っています。そういうふうにぜひ誘導していただきたい。

それと、処遇をなるべくよくしてくれと、言ってくれるという話なんですけど、那珂市自身が雇用している非正規の処遇が非常に悪ければ、そんなこと大きな声で言えませんよね。その辺も私はたびたび言ってきました。その辺も含めて検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に移っていいですか。

シルバー人材センターについていくつかお伺ひします。

シルバー人材センターはいろいろ活躍していると思ひますが、登録している方からいくつか疑問の声が上がってきました。

1つは、シルバー人材センターでどういうふうに仕事を配分しているのか、それをちょっと疑問に思う声がありまして、その点、現状はどうなっているかをお伺いします。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

那珂市シルバー人材センターでは、会員として入会の際に、本人が希望する仕事の職種を登録していただいているということでございます。そこで、その希望する職種の仕事を受注した場合に、依頼者の要望に対応できる会員の中から、できるだけ多くの方に仕事を提供できるよう配慮しながら配分をしているというふうに聞いてございます。

しかし、会員が希望する仕事の職種と依頼される仕事の職種が必ずしも一致するということもございませんので、できるだけ多くの会員に仕事が配分できるよう、仕事を依頼いただける事業者の開拓や新規サービスのメニューの開発にも努めていると聞いております。

また、今年4月、平成29年からは、那珂市ふるさとづくり寄附謝礼品としまして、お墓の掃除や実家の部屋の掃除を行うなど、親孝行代行サービスという内容のものを設けて、この開始に向けて準備を進めているというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） いろいろな職種というんですか、仕事の中身を開発してもらうというのは大変ありがたいことです。

ただ、シルバー人材ということは、つまり高齢の方ということですよ。そうすると、体調に変化がある方なども多いので、あるときは仕事ができるけれども、あるときはできないとか、結構普通の若い人よりは、細かく変わり得るので、小まめな要望調査というか把握をしながら、ぜひともやっていただきたいと思っています。

それはよろしいでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

小まめな調査ということでございますが、会員の方が基本的には先ほど答弁したように、会員の要望を聞いた中で、それに合った形でなるべく仕事の配分ですか、当然場合によっては車が運転できないとかいろいろあると思います。そういう中では、できればそういう方は身近でできるような仕事の受注があった場合には、配分できるような形で努めているというふうには聞いてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 次に聞こうと思った、車の運転できない人のこともついでに答えていただいたみたいなんですけれども、老人になると後で扱う問題にも絡むんですけれども、車を運転できないあるいは免許証を持っていても基本的にはできるんですけども、自分自身で

心もとなくなる人もいます。そういう点の配慮をしていただけないかということを知りたかったんですが、先ほどの話で、もうそれは今のところはできないと。ただ、車で移動しないでもいいような近くの仕事を優先的に割り振るといって対応していただくということなんで、それはお伺いしておきます。

ただ、できれば、将来その公共交通機関の問題とも絡んでいるのですが、将来の課題として頭の隅に入れておいていただきたいと思います。

次に、移ります。

今の課題と関連しています。私の周辺には、高齢などで体が不自由な人たちが交通に難を来しているという話があります。ある人が私に言うには、何か停留所だとかどこかまで行くのに800メートル歩かなきゃいけない、大変だと言うんですね。私なんか、800メートルで大変と思うんですが、年をとるとそういうことなんでしょうね。那珂市は障害者などに対してはタクシー料金の補助とかされているのは、私は承知しています。ですけれども、中間的な部分については余り強くない。循環バスとかありますが、どうも利用も少ない。利用が少ないから需要も全くないのかということ、それもそうではない。それは、理由は、1つは利便性とか何か、問題があるから余り使えないんじゃないかなと思っています。非常に残念ながら下水道の問題なんかは比べて私からこうしたらいいという案が出せないんです、現時点では。ですが、問題を認識していただきたいと思います。

那珂市の地域交通連携計画というのが先日までパブリックコメントの募集に付されたものがありまして、見てみたんですがやはり問題の認識していただいているというふうには、私は思っています。ですが、じゃ、さて、どうやってくれるのかというところがなかなか見えない、これから考えなきゃならないということなんでしょうが、その点どう取り組んでいくのか、聞きたいと思っています。

それで、1つ不便だということの理由が、那珂市内の利用でしか循環バスとかタクシーがないということで、その点、周辺地域の市町村、村も入っていますよ。連携とかを考えていただきたいと思います。現状のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

議員からただいまお話がありましたように、本年2月に策定しました那珂市地域公共交通連携計画（改訂版）におきましては、市民アンケートでの要望が高かった市外への運行について、近隣市町村との公共交通体系の連携について検討することを新たに施策に追加しており、今後、茨城県央地域定住自立圏の協議の中で、域外運行などについて具体的に協議を続けてまいることとなっております。

また、デマンドタクシーの利用促進を図るため利用券の助成の検討をすることや障害者差別解消法の趣旨に沿って、高齢者や障害者などの交通弱者を含め誰もが利用しやすい公共交通について検討することを加えるなど、見直しを行ったところでございます。

高齢者が日常生活を営む上で、移動手段を確保することは、市の重要な課題の一つでありますので、事業者や利用者、関係機関で構成する那珂市地域公共交通会議での意見や利用状況等を踏まえまして、持続可能で利便性の高い地域公共交通の実現にさらに努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） ありがとうございます。よろしくご検討いただきたい。

その外、私の質問内容の中に思い切った考え方の転換が必要なのかとちょっと書きました。これはどういう意味かという、今の那珂市がつくっている補助的な交通手段というのは、高齢者とか体の不自由な人とか、ある意味でいえば限られた人に、登録した人が使えるとか、それではひょっとして利用者もふえず、それで利用者がふえないから利便性も悪くなり、利便性が悪いからさらに利便性が悪くなるという悪循環になるおそれがあるかなと思っています。

これは実は簡単なことじゃないんですが、普通の人もほいほい使えるものにするというのが一つの手段かなと考えています。今すぐどうするということで回答を求めませんが、そういう考え方もあるということを入れていただきたいと思います。

次の課題に移ります。

那珂市立図書館の選択についてお伺いします。

市立図書館へ図書を寄附しようとしたら断われて、その理由がわからないという方がいました。別の方は何冊か持って行って、一部は寄附に受け取ってもらえて、残りはだめだったという声なんです。全て断られているというふうには思っていません。

それで、断られた人が私に言うには、断られた理由がわからないということなんです。寄附の受け付け基準、または断る場合はどうなっているのかということと、断る場合にはきちんと理由を話しているかどうか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えします。

寄贈の申し出があった場合、原則全ての資料を受け入れているところでございます。こちらにつきましては、那珂市立図書館寄贈資料の受領に関する取扱要領というものがございます。これによりまして、場合によっては寄贈をお断りさせていただく場合もございます。

この要領におきまして、お断りをするものとしたしまして、那珂市立図書館資料収集方針に準拠しない資料あるいは記述内容が古いもの、また破損、変色、かび等が発生しているなど、利用に耐えない資料、そして既に蔵書として登録しているものなどを規定してございます。

また、寄贈する方からすれば、思い入れや感銘を受けたための理由があると思えますけれども、お断りする際には、きちんと説明をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） きちんと説明しているというお話なんで、私が聞いた話と若干違う部分があるんですが、場合によっては断る理由を言いつらい内容なのかどうかわかりませんが、きちんと話をするというのをぜひやっていただきたいと思います。

ちなみに、那珂市立図書館資料収集方針というのを私は見まして、そうかなと思ったんですね。例えば宗教的なものは所蔵しないというのがありますよね。だから、そういうさらに高度な学術書、専門書、受験参考書、各種試験問題集は入れないということになっているので、そういうものには具体的に何に差しさわるといえるのか、かかって受け入れないかということをごきちんと説明していただきたいと思います。

もう一つ、所蔵の方針というんでしょうか、所蔵図書を選択についてお伺いします。

私は本が大好きで文書にしろばんばん買って読んじゃうんですけども、そうはいってもそんなに頻繁に買えない本だってもちろんあるんですよ。それはどういう本かという、比較的高い本です。図書館を見ましたら、私の趣味の領域の本なんかを見ると、本は関連する分野の本があるんですけども、高度な本が少ないんです。単純に言えば2,000円以下ぐらいの本はたくさんあるんですよ。だけれども、もうちょっとしっかりいろいろなことが書いてあるちょっと高い本は非常に少ないというふうに感じました。最近打ち合せの段階で聞いて、市立図書館はまだ発展途上ということで、蔵書もまだまだふやしていかなきゃならないという中で、そういうところまで手が回らないかもしれませんが、将来はそういうものをふやしていけたらなと思っています。

それについては、まずどういう本を選ぶかという問題がありますね。図書館の要因だけではいろいろな分野あるいは非常に広い範囲にわたる要望に対してどの本を選ぶ、書籍を選ぶかというのを選び切れないと思っているんです。それでリクエストというのがあるわけですが、そのリクエストの本をインターネットから見ましたら、要するにこの本が読みたいとしか書く欄ないんですよ。これこれの本ですという著者名とか書名とか出版社名、書くところがありますが、そもそもどういう本でそれで蔵書として置いてほしいんだという要望をかく欄がなかったと思います。それはぜひ入れてもらいたいと思うんですね。外の図書館と連携で取り寄せたりできるというのもわかります。ですけども、やはり置いてほしい、手軽に時々見に行きたいということもありますので、やはりリクエストというのを受け付けるというのは大事だと思うんですよ。ぜひそのリクエストのシートに、どのような書籍かを記述する欄が欲しいということと、将来でもいいですが、少し高くても高度な本を入れる努力もしていただきたいということ、2点お願いしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

まず、リクエストでございますけれども、こちらにつきましては現在どのような内容なの

かということに記載する欄は設けてごさいません。現在の用紙につきましては、本のタイトル、そして著者名、出版社、発行年、価格を記載していただいて、その内容については職員や司書が確認作業を行っているところでございます。

このため、今のところその内容まで記載する欄は必要ないのではないかとこのように考えてございます。

また、高度な学術書等ということでございますけれども、那珂市立図書館におきましては、図書館の資料収集方針というものがございまして、こちらにつきましては図書館として購入する一般図書や児童図書、参考図書、地域資料などとしてどのような本を収集していくかというものを定めたものでございます。

また、例えば一般図書であれば、新刊書であったり、日常生活あるいは趣味や娯楽関係として幅広く、そして一方で収集から除外する資料ということで、先ほどございましたのは高度な学術書、こちらについては専門的な特定の方が利用するというので、購入はしていないというところでございます。こちらにつきましては那珂市ではございませぬけれども、外の図書館等で所有している場合には、貸借ということもできますので、そういった利用サービスも受けていただければなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 私の言い方が悪かったのか、若干誤解があったようで、私が高度など言ったのは学術書じゃないんです。例えば私木工なんかを趣味にしているんですけれども、このくらいの厚さで1,500円とか2,000円ぐらいでいろいろなやり方が書いてある本がたくさん置いてありました。だけれども、もうちょっと例えばどういうふうな工具にしる、どういうふうな種類のものをどういうふうに調整するかとか、そういうちょっとランクが上のものが少ないんですよ。そういうことを言っているんであって、高度な学術書ではないです。その辺言うだけでわかっていただけると思うんですが、誤解ないようにお願いしたいと思います。

蔵書のリクエストのシートに書籍の内容を書く必要がないとおっしゃっているんですが、それはリクエストがあったらほぼ蔵書とするということの意味しているんですか。つまり、取捨選択があるわけですね、要求があっても普通は。だから、それがどういう本かどうか、図書館の方が理解するためには、やはりどうやったらそれを入手できるか、いくらかというだけじゃなくてどんな本かというのが必要かと思うんですが、現在のところ希望をほぼかなえていますと言うなら、内容を書く必要はないと思うんですけれども、その点どうでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） リクエストにその本の内容の記載ということでございますけれども、先ほどご答弁いたしましたように、著者名とか出版社等がわかれば、その内容等にリク

エストの中に記載をしなくても、図書館の職員のほうで必要としている本のほうは確認ができるというところで、あえて1つ利用者の方に記入していただく手間を入れる必要がないのかなというところで、お答えをしたところでございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 少しわかりました。ですが、ちょっと違うと思うのは、私はたくさん本を買うんですけども、どういう本かというのは非常に大事で、書店へ行けばばらと見られればいいんですが、田舎に住んでいて忙しいと、それもなかなかかかないませんので、インターネットをたくさん使っています。それでやはりどういう本かと、書いてあるかどうか全然違うんですよ。

例えばアマゾンをよく使っているんですけども、日本国内のアマゾンc o . j pでは余り記述がないです。だけれども、外国のアマゾン・ドットコムの方へ行くと結構記述されていますね。だから、そういう場合日本市内で余り記述がない場合は、ユーザーのコメントみたいなものが参考になるわけですけども、我々と違って図書館の要員には書名がどれだかわかったら内容まで詳しくわかる手段を持っているのでしょうか。例えば我々が日常的に知り得る以上のデータにすぐアクセスできるのかどうか、お伺いしたい。

○議長（中崎政長君） 答弁求めます。

教育部長。

○教育部長（会沢 直君） 先ほどと同じ回答になるかと思えますけれども、リクエストの際に著者、出版名とか発行年、価格等々があれば、利用者、求めている方の内容に沿ったものがこちらとしては把握ができるものというふうに考えてございます。

また、どうしても例えば似たようなものがあるということであれば、その際に窓口のほうでこういった内容ですよということを口頭でお伝えいただければ、それに沿った形での確認はできるのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） わかりました。口頭で補足していいということですね。そのように受けとめます。

私は、リクエストのときに必ず書かなきゃならないようにしろと言うつもりはないんですよ。それだけは最後につけ加えておきます。

次の課題に移ります。

ソーラー発電所の問題についてですが、これは外の議員もこれまでいくつか取り上げてされてきました。私自身も問題に思う部分が最近出てきまして、今回取り上げたわけです。

私は、景観については余り今のところ問題は感じていないんですけども、いくつかの問題は、1つは、ソーラー発電というのは山林を切り開いてつくられることが多いですね。そうすると、それまであった植物がなくなるわけですから、土地に雨水の保水力がなくなると

ということが懸念されます。

また、規制が余りしっかりしていないと、ぞんざいな用地造成で適当にがっつ削って、低いところに泥入れて、そこにぺろぺろと並べてというようなことまで過去には起きていたというふうに聞いていまして、土砂崩れを起こすこともあるのではないかと。実際に過去に土砂崩れを起こした場所を私の知人に指摘されて見に行ったこともあります。これについて適切な規制をして、市民が受け入れやすい形で太陽光発電をさせるようにしていただきたいと思うんですが、考えをお伺いします。

○議長（中崎政長君） 時間でありませけれども、少し延長してあれしますので、よろしくお願ひします。

市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

太陽光発電につきましては、茨城県で昨年9月に太陽光発電施設を設置しようとしている事業者が、市町村や地域の理解を得ながら施設の適正な設置及び管理を行うためのガイドラインでございます太陽光発電施設の適正な設置、管理に関するガイドラインというものを策定しまして、10月から施行されております。

市におきましては、このガイドラインに基づきまして、法令別の相談窓口一覧表といったものを作成しまして、市内での連携を密にしているところでございます。それに基づいて設置を予定する事業者に対しましては、施工にあたって配慮すべき事項ですとか、生活環境、景観、それから防災、安全、市街地等に設置する場合の配慮、そういったものをまた設置後の適正な維持管理について説明をいたしまして、理解を得るように指導、助言を行っているところでございます。

なお、県のガイドラインでございますが、これは50キロワット以上の施設が対象となっているものでございますが、それ以外の10キロワット以上50キロワット未満のものにつきましても、ガイドラインの趣旨を踏まえて対応させていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） ガイドラインを私もざっと見せてもらいました。いろいろなことをちゃんと検討しているかなと思います。

当面はそれで規制と言っていいんですか、指導ですか、ガイドラインですから。していただくのはよいとして、将来、これは強制力が弱いですね。ですから、将来問題が生じたら条例の制定なども考えなきゃならないということをお心にとめながら指導していただきたいと思ひます。

最後に、本米崎小学校跡の利用についてお伺ひします。

本米崎地区の住民のある方から、本米崎小学校の跡を公民館として使いたいという声があ

がっていました。地元からそういうふうにした1つは、今公民館があるんですけども、頼りがなくて何かあったときに避難場所に使うつもりは全くないと言うんですよね。耐震性だの、何だのと問題なんですか、そういうことがありますので、本米崎小学校跡の利用計画がどうなっているのか。

それから、公民館として使うという考えに対してどうお考えかをお伺いします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

本米崎小学校跡の利活用につきましては、昨年7月に地元自治会役員会に状況の説明をいたしておりますが、地域の活性化につながるような利活用をしてほしい。それから避難場所の機能を残してほしい、グラウンドを地域の活動で利用したいというお話がございましたけれども、公民館というご意見につきましては、直接的にはお聞きしなかったということでございます。

利活用にあたりましては、これまで文部科学省の「みんなの廃校プロジェクト」に登録を行いました。具体的で実現性の高いものはなく、また市内の学校跡地利活用方針市内検討委員会においても協議してまいりましたが、利活用の方向性が見出せていないというような状況でございます。

これらの状況を踏まえまして、今回、本米崎小学校跡地利活用に係る事業提案公募実施要綱を定めまして、今定例会の総務生活常任委員会のほうにご説明をする予定になっておりますが、それによりまして早期に地域の活性化につながる利活用を図ってまいりたいというふうに考えております。

なお、利活用の提案の決定にあたりましては、地元の皆様のご意見ですね。先ほど議員のほうからございました公民館等々についてのご意見があるかもしれませんので、そういったご意見を踏まえながら、十分協議をして決定をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） よい答弁ありがとうございます。

答弁どおりよろしく申し上げますということを再度述べまして、私の一般質問を終わります。

○議長（中崎政長君） 以上で通告7番、花島 進議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時00分

○議長（中崎政長君） 再開いたします。

---

◇ 寺 門 厚 君

○議長（中崎政長君） 通告8番、寺門 厚議員。

質問事項 1. 高齢運転者への対応について。 2. 平成29年度施政方針について。

寺門 厚議員、登壇願います。

寺門議員。

〔6番 寺門 厚君 登壇〕

○6番（寺門 厚君） 議席番号6番、寺門 厚でございます。通告に従いまして、一般質問をいたします。

最初の質問ですが、高齢運転者への対応について。

この件につきましては、昨年12月、最後の定例会で通告をしておりましたけれども、残念ながらインフルエンザにかかってしまい、できませんでしたことをまずおわびを申し上げておきます。改めて今回、取り上げさせていただいて質問してまいりたいと思います。

最近、高齢運転者による交通事故がふえております。例を挙げれば、高齢運転者の車が通学途上の児童の登校班に突っ込んだり、あるいは庭先で孫をひいてしまったりなど、痛ましい死亡事故がふえております。また、アクセルとブレーキの踏み間違いや、高速道路での逆走などによる事故が今後さらに増大していくことは、大変憂慮すべき事態であるというふうに思います。

高齢運転者のこういった痛ましい事故の理由としては、加齢に伴う運動機能や視覚機能の低下が指摘されております。外には、認知症が疑われるケースも挙げられております。高齢運転者の死亡事故を減らすこと、高齢者の安全運転をどう確保すべきなのか。公共交通機関が少ない地方では、高齢者の移動をどのように支えていくのか、特に、本市においては、車がなければ買い物にも行けない、病院に行けないなど、数多くの障害があり、生活をどう支えていくのかということについても早急に対応策を策定し、講じていかなければならないと考えます。

交通事故の防止策ということでは、まずは車両側、これは最近、アクセルとブレーキ一体型の踏み間違い防止ペダルというのも、もう既に販売をされております。あるいは、今後は自動運転化というのも間もなく実現されようとしております。こういった開発はどんどんされていくということで、まずこれが1点。それから次は、国の改正道路交通法等の遵守ですね。法律を守る。3つ目が自分で気をつけるということ、そして、最近では運転免許自主返納という制度ができておりますので、これらを利用すると。いくつかありますけれども、今回

は高齢者の免許返納に関係するところを主にお聞きしていきたいと思えます。

ではまず、本市における高齢運転者における現状と今後の対策について伺うんですが、初めは、本市の高齢運転者による交通事故の現状について、特に75歳以上の運転者による事故の件数、交通事故の総件数、全体での割合、死亡者数、主な原因について伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） 答弁させていただきます。

那珂警察署に確認しましたところ、平成28年中の高齢者の事故件数は24件ということでございました。全体で280件ございましたので、割合としましては8.6%となっております。そのうち死亡者数は1人でございます。主な事故原因としましては、やはり前方不注意、あるいは安全不確認という原因だということでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 残念なことに、死亡者が1人出てしまっているということでございますが、では、本市において、高齢運転者の事故防止策、これについて実施していることは何ですか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

本市で実施している事故防止策ということでございます。

まずは、認識能力の低下に対しまして、まず自覚を持っていただくということ、それから、知識の向上ということを図ってもらうために、出前講座というものを実施しているところでございます。さらに、警察をはじめとしました市内の交通関係団体と連携いたしまして、各季節ごとにキャンペーンや立哨活動を実施しております。そうした中で、高齢運転者の事故防止啓発を実施しているところでございます。

なお、キャンペーンにつきましては、年に4回、那珂警察署の前と総合センターらぼーるの前の交差点で行っております。さらに、立哨活動につきましては、年8回、市内の主要交差点の4カ所において交通事故防止を呼びかけているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 出前講座や各季キャンペーン、これによる事故発生防止、これについては継続をお願いしたいと思います。

次に、今度は、高齢運転者のご本人みずからが実施すべき対策というのはどういう点か伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

高齢運転者みずからが実施すべきことということでございますが、まず、運転免許センタ

一ですとか最寄りの自動車学校では、高齢者運転講習というものをやっておりますので、こういったものを受講していただくですとか、さらには、自分の運転を過信せず、安全な運転をみずから考えて行動していただくといったことが一番大切なのではないかというふうに考えております。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 対象者の方への告知や高齢者講習受講のさらなる啓蒙をお願いしたいと思えます。

先ほど、交通事故防止ということで、法令遵守ということでお話をしましたけれども、来週3月12日に改正道路交通法が施行されます。これがそのチラシですけれども、ここで大きく変わる点がございます。免許更新時の認知機能検査で、認知症のおそれがあると判定された人全員に医師の診断書提出が義務づけられることになりました。それから、逆走など認知機能の低下が起りやすい違反をした場合も同様の検査、診断が行われます。医師に認知症と診断されれば、運転免許の取り消し、または停止処分になるということになります。

今、申し上げました中で、認知症のおそれと判定されたという方は、これは一昨年データになりますけれども、1年間で全国で5万3,815人、医師の診断を受けた方は1,650人だそうでございます。これは読売新聞の調査です。昨年はずっとふえまして、6万5,000人がその対象になるというふうに報道もされております。

高齢運転者の事故削減には、認知症運転者を重点に対策を講じていく必要があります。本市においては、地域包括ケアシステムの中で、高齢者の認知症対策について重点的にフォローしていくということをお聞きしておりますけれども、まず、認知症高齢運転者はどのくらいいるのか、予備群の方も含めて数をお聞きいたします。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

平成28年4月1日現在でございますが、介護認定を受けている65歳以上の認知症高齢者数は1,733人となっております。年代別に見ますと、65歳から74歳までの方が182人、75歳以上の方は1,551人となっております。

しかし、認知症高齢運転者の人数、また、その他予備群の人数については把握はできておりません。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 認知症高齢者の方は1,733人、75歳以上は1,551人ということで、認知症高齢運転者の数はわからないということですね。こちらについてはこれからの調査になるというふうに思いますので、ぜひ調査のほうもお願いしたいと思います。

認知症の方は、当然、2025年、団塊の世代が75歳を迎えるとき、これはどんどんふえていきますね。間違いなくふえてまいります。ということになりますと、数はわかりませんけ

れども、かなりの方がいらっしゃるだろうというふうに想定されますので、認知症高齢運転者予備群の方も含めて、このような方々に対して現状どのような対応ができるのか、また、今後どのような対策を講じていくのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

現在、地域包括支援センターが認知症の相談機関として重要な役割を担っております。平成28年度の認知症関連の相談件数でございますが、平成29年1月末現在で延べ209件となっております。しかし、その相談件数のうち、高齢者の運転や免許証返納に関する相談件数につきましては、把握してございません。今年度は、広報や市ホームページで地域包括支援センターを紹介しておりますし、また、医療機関、自治会、高齢者クラブ、商店、郵便局などを訪問しまして、市民から相談が寄せられるように、地域包括支援センターの周知に努めてきたところでございます。

次年度も引き続き、地域包括支援センターの周知に努めるとともに、認知症高齢者の相談における運転や免許証返納に関する件数につきましても、相談があれば調査をしまして、今後の相談業務に生かしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 29年度から具体的な検討が始まるということでございますので、ぜひとも実施に向けた講習会等も予定されているということでございますので、充実した支援となるよう期待をしております。

また、高齢者クラブ等を対象にした交通事故防止の安全教育、講習会の内容も充実して強化を図っていくべきではないか。そこで提案ですけれども、例えば認知症高齢者の自動車運転を考える家族介護者のための支援マニュアルというのが、もう既に、こういったものができております。これは、国立長寿医療研究センター長寿政策科学研究部の荒井由美子先生が執筆したものでございます。内容は、高齢運転者が認知症になったとき、運転者やご本人やその家族の中にはどのように対応してよいかかわからず、地域での生活に困難を抱えている方の救済マニュアルというものがこの内容になっております。ですから、これもぜひ活用してみたいかがでしょうか。伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

市内の高齢者、さらには家族向けに交通事故防止の啓発及び加齢に伴う運転判断能力の低下の観点から、高齢者の運転時の危険性や免許返納の必要性等の認識を深めていただくことは、大変重要であろうと思っております。そうしたことから、警察ですとか運転免許センター等にも働きかけまして、講習会等の開催を依頼してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） ぜひとも講習会を開催され、高齢者とその家族の方の理解を深めていただき、運転免許自主返納者がふえていくことを期待したいと思います。

次に、自動車運転免許返納についてですけれども、死亡事故を防ぐ対策としては大変有効な施策でありまして、返納制度というものがございます。茨城県においては、平成28年1年間で2,798の方が自主返納をしております。75歳以上の返納率は、一昨年で1.65%の方、これは全国で見ますと、三重県とか岐阜県に続いてワースト5だかに入っております。非常に低いということですね。理由は、皆さんもうご承知だと思いますけれども、車がないと生活に支障を来す環境にあると、本市においては特に強い傾向でございます。

では、本市において、免許返納者は何人ぐらいいますか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

那珂警察署に確認させていただきましたところ、運転免許証の自主返納者ですが、平成26年に41名、平成27年には68名、平成28年は106名と年々増加しているということでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 年々増加しているということでございますので、今後もふえるのは間違いないことだと思います。運転免許証を自主返納しますと、当然、返納した方は、今まで身分証明書として使えましたんですけれども、なくなってしまうと、何か自分が心のよりどころがなくなって不安になるといった方がふえているということがあります。そういうことで、自主返納した場合には、警察のほうから運転経歴証明書というものが発行されております。これが実物大のコピーです。これはもちろん有料になりますけれども、これによって身分証明書のかわりになるという使い方がございます。

本市においては、何回も出てきておりますけれども、車がないと生活ができない事情があるということなので、どうしても自主免許返納を決断する際には、みずから進んで、もういいやと、やめたという方は非常に少ないのではないかと思います。どうしてもご家族の方の勧めが必要になるというふうに思います。

こういう免許返納についても、高齢運転者に対して相談をしたり、運転を卒業するよう家族の方が説得をしますけれども、大変苦勞していると聞きますので、家族のための支援や対応など、相談できる場所はありますか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） まず、市の相談窓口としましては、市民相談室へご相談いただければと思います。内容に応じまして、それぞれの担当部署へご案内させていただくとい

うことになかろうかと思えます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 窓口は市民相談室ということになるということですのでございますね。そこから各関係部署へ振り分けられるということですのでございます。そうしますと、これ、気をつけていただきたいのは、数カ所を電話で回されるということになりますので、例えば、住所氏名を最初の窓口、次の窓口でも同じことを聞くと、こういったことがないように、相談者への配慮をぜひとも徹底をお願いしたいと思います。また、免許返納のご相談は市民相談室までというPRも、ホームページやお知らせ等で徹底を図っていただきたいというふうに思っています。

高齢者の交通事故に詳しい筑波大の市川政雄教授によりますと、運転をやめると、社会との関係が希薄になり、鬱病など健康を害するという研究データが出ているということで、指摘がされております。この指摘に対する予防策として、免許返納予定者の心のケア、つまり生きがいですとか趣味の継続、あるいはひきこもりの防止等々、相談に乗れる、そして免許返納後のフォローについてどのように対応していくのかお伺いします。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

まず、心のケアということですが、市では、福祉部局のほうで、地域の高齢者が身近な場所で健康づくりや生きがい活動ができる場所としまして、ふれあいいいききサロンといったものを提供して、趣味の継続ですとかひきこもり等の防止を図っているということですのでございます。また、免許返納後の足となります公共交通の利便性向上等がございまして、こういったことにつきましては、関係部署とよく連携して検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 生きがい活動は継続してできるということは、とてもよいことだと思います。参加できる足の確保も、あわせてぜひとも実現してほしいと思います。

それから、警察署や運転免許センターでの相談体制はどのようになっているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

那珂警察署と、それから運転免許センターのほうに確認させていただきましたが、免許返納のための専用の相談窓口として、そういった窓口を設置しているというわけではございませんが、免許更新時におきまして、本人ですとか家族から相談や問い合わせがあれば、個々に対応を行っているということですのでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 過日、私も那珂市の交通課にはお邪魔して事情を伺っております。

そうしましたら、交通課の方からも、ぜひとも気軽に相談にお越しく下さいということがございましたので、ぜひご利用いただきたいと思います。また、県警によりますと、今年1月から交番や駐在所でも返納手続きができるようになりましたということで発表されておりますので、こちらでもご利用いただきたいと思います。

免許返納については警察や運転免許センター、地域包括ケアセンター、そして医師との連携と相談体制、こちらが大変重要になってくるかと思えます。この相談体制を構築すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えさせていただきます。

まず、交通安全に関しましては、警察や運転免許センター、それと市の防災課とが連携して取り組んでいるところでございます。また、高齢者の医療や福祉に関しましては、地域包括支援センター、それから医師等と市の福祉部局が連携して当っているところでございます。今後、高齢者の安全運転及び免許返納対策につきましては、それぞれの関係機関が情報共有を図るなどいたしまして、相互の連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） ぜひとも相互連携を深めて、よりよい対応体制をつくってほしいと思います。

次に、先ほど来、本市は、公共交通の環境も悪く、車がないと生活が非常に困ってしまうと、もっと言えば、生きていけないような、そんな状態になるということも事実でございます。今、自主免許返納について見てきましたけれども、いくら自主返納しなさいよと、事故を起こしたら終わりだよというふうに説明しましても、足がないよと、どうしてくれるんだと言われると、やっぱりきちっと体制を整備していく必要があるということでございますので、高齢運転者の返納後の生活が困らないような環境が整備されているのかどうか、いくつかの行政サービスについて聞いてまいります。

まず、免許取り消しや返納後の生活支援についてでございますけれども、現在、市民の足としてひまわりバス、デマンドタクシーが使われております。こちらの直近の3年間の利用実績と課題について伺います。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

デマンドタクシー、いわゆるひまわりタクシーの利用者数でございますけれども、平成26年度が延べ1万4,549人ございまして、1日当たり59.6人でございます。平成27年度が延べ1万4,897人、1日当たり61.3人でございます。平成28年度につきましては、本年1月末現在

の実績となりますが、延べ1万1,683人、1日当たり58.1人となっております。また、登録者数につきましては、こちらにつきましても本年1月末現在でございますが、延べ2,014人になってございます。

次に、ひまわりバスの利用者数でございますけれども、平成26年度が延べ1万1,855人、1日当たり48.6人でございます。平成27年度が延べ1万2,416人、1日当たり51.1人でございます。平成28年度は本年1月末現在の実績でございますけれども、延べ8,557人、1日当たり42.6人となっております。

現状の課題でございますが、ひまわりタクシーにつきましては、利用者から休日の運行や市外の運行について要望があり、今後の課題として捉えております。ひまわりバスにつきましては、利用者にとりましてはなくてはならない交通手段でございますけれども、利用者が昨年度に比べて減少してきていることが課題として認識をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） ひまわりタクシーは、休日の運行や市外への運行というのが課題であると、ひまわりバスについては利用者減ということが挙げられております。今後、運転免許がなく、生活不便者への利便性向上のため、ひまわりバスやデマンドタクシーの増車、または増経路、利用料の改定等を考えておりますか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

平成28年度は那珂市地域公共交通連携計画の見直しの年となっております。市民のご意見を聞くため、昨年8月に市民アンケート調査を実施しております。先ほど、課題として申し上げました休日や市外への運行の外、議員からご提案、ご指摘のございました増便等につきましても、以前から市民のご要望があります。ひまわりタクシーの12時の便、それから午後5時の便の新設などは、利便性の向上につながるものと認識をいたしているところでございます。利用料金につきましては、ひまわりバスが1回100円、ひまわりタクシーが1回300円となっております。高齢者にとりまして、比較的 low 料金で利用していただけないというふうに思っておりますので、現時点におきましては、現行の運行形態を継続していきたいというふうに考えてございます。

なお、今後、運行形態、利用料金等を見直す場合には、今回実施したアンケート調査の結果とともに、市及び利用者の費用負担割合の問題、タクシー利用助成など、市が行っている他の公共交通施策も一体的に考えまして、持続的な地域公共交通施策について、交通事業者や利用者、関係機関などで構成する那珂市地域公共交通会議の意見を踏まえながら検討する必要があるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 運行ルートもきめ細かな対応ができるよう、しっかりと検討願いたいと思います。

先月まで、水戸市では、国土交通省のタクシー革新プラン2016ということで、このテスト地区ということで、今年度1月から2月まで、高齢者に対し1回1,000円でタクシーが使えるシステムをテスト実施をしておりました。こういったサービスもあわせてぜひ検討いただきたいと思います。

免許自主返納者に対しては、自治体によって公共交通機関の割引など特典を設けております。ひたちなか市はコミュニティバスの1年間無料乗車券、パスを交付、笠間市は路線バスやタクシーの利用券1万2,000円分を贈呈している、あるいは牛久市は、平成27年、コミュニティバスの回数券を支給しているという状況があります。こういった補助は外に日立市や城里町など9市町村が特典を設けてございます。

本市においてもぜひ足の確保はなくてはならないものでございますので、本市独自の支援及び広域でできるサービスを検討すべきと考えますが、いかがですか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

高齢化社会が一段と進む中、免許を返納された方の日常生活における移動手段を確保することは重要な課題であると認識をいたしているところでございます。市で運行する公共交通手段といたしましては、ひまわりバスとひまわりタクシーがございますけれども、特に利便性の高いドア・ツー・ドアで乗降できるひまわりタクシーについては、高齢者をはじめ移動手段を持たない市民の方にとりまして非常に重要でございますので、利用促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

今年度策定いたしました那珂市地域公共交通連携計画改訂版におきましては、ひまわりタクシーの利用者の拡充のため、利用券の助成等について検討することといたしているところでございます。したがって、運転免許を自主返納し、公共交通機関を利用した日常生活をしていくためにも、大変利便性の高いひまわりタクシーは有効な交通手段でありますので、利用促進を図るとともに、利用料金の助成を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

市外運行など広域的なサービスにつきましては、県内で実施しております市町村の動向を今後とも注視していくとともに、茨城県央地域定住自立圏の9市町村間においても共通課題として捉え、引き続き協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） ひまわりタクシーの利用料金補助を検討いただきまして、早急なる実現を要望しておきたいと思います。

しかし、免許取り消し処分の対象者には、運転経歴証明書が発行されません。ということ

になりますと、各自治体で支援が受けられない可能性が出てきます。この点についても、ぜひとも考慮に入れて対応を検討していただきたいと思います。

広域サービスについてですけれども、水戸市やひたちなか市への相互利活用を早急に実現すべきと考えます。水戸市を中心とした茨城県央地域定住自立圏域での検討は進んでいるのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

昨年7月に協定の締結をいたしました水戸市を中心とする茨城県央地域定住自立圏におきましては、結びつきやネットワークの強化に係る施策として、市町村域を越えた地域公共交通の運行や地域の実情に応じた効果的な施策に取り組むことといたしておりまして、今年度につきましては、各市町村が実施している公共交通施策の現状や課題整理の共有を行ってきたところでございます。平成29年度からは各市町村の要望を踏まえ、具体的にどのような連携が可能なのか、担当者間で協議を進めていくことといたしているところでございます。

那珂市といたしましては、市外への運行により、病院への通院など、市民の日常生活にしましてさらに利便性を高めることができることから、市外運行の早期実現に向けて協議をさらに進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 早期に実現していただきますよう、協議の進行を加速していただきたいと思っております。

一方的に免許返納ばかり進めましても、那珂市は車がないと生きていけない環境にあると。生活支援の対応を進めていかなくはなりませんし、また、ボランティアなどによる自家用車を使った有償運送などによる民業圧迫という懸念も予想されます。等々、極めて難しい問題ではありますが、住みやすい本市の発展のためにも、那珂市地域公共交通連携計画の中でどのようにこういった事情を考えていくのか伺います。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

先ほどもご答弁申し上げましたが、現行の那珂市地域公共交通連携計画につきましては、計画期間満了に伴い今年度見直しを行いまして、本年2月に改訂版を策定いたしましたところでございます。高齢者に対する主な内容、施策といたしましては、日常生活の移動手段として有効なデマンドタクシーの利用促進策として、利用券の助成の検討をするとともに、まちづくり出前講座などを利用して、高齢者クラブや各自治会などに出向き、制度の説明を行い、登録促進に努めてまいります。また、ひまわりバスやひまわりタクシーを利用する高齢者の利用の状況の把握に努めまして、医療機関や商業施設など、要望の多い乗降場所の設定について見直しを行い、新たに追加を行うとともに、近隣市町村への移動に対する施策といたし

まして、公共交通の広域連携を検討することを追加いたしましたところでございます。

都市部のように、那珂市におきましては公共交通機関が発達しておりませんので、公共交通施策は議員のご指摘のとおり、非常に重要な課題であると認識をいたしておるところでございます。今年度策定いたしました那珂市地域公共交通連携計画改訂版の実施に当りましては、事業者や利用者、関係機関で構成する那珂市地域公共交通会議の意見を踏まえ、検証による見直しを行いながら、持続可能で利便性の高い地域公共交通の実現に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 傍聴の皆様をお願いいたします。

携帯電話にご配慮をいただきたい。それから、会場内脱帽の上、お願いします。ご協力ありがとうございます。

寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 公共連携を進めながら、また、住民ニーズを十分反映した地域公共交通の実現をぜひともお願いしたいと思います。

最後に、高齢運転者の引き起こす悲惨な交通事故を未然に防ぐためにも、認知症のおそれのある人、家族が見て、これ以上運転させるのは危険とみなされる方の運転免許返納をこれから進めていかななくてはなりません。同時に、高齢運転卒業者の生活環境支援をしっかりと整備、確保していかなければなりません。本市の交通行政においてどう対応していくのか、市長の見解を伺います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） かけがえのない市民の命を守るために、警察や運転免許センター及び各種交通団体と綿密な連携をしながら、交通事故のない安全で住みよいまちづくりを進めてまいりたいと思います。また、免許を返上しても生活に不便を来さないように、先ほど部長が答弁しましたようなさまざまな施策を講じまして、高齢者が安心して免許を返納できるような環境整備に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

2025年問題はあと8年後と迫ってまいりました。高齢化率が最高潮に達する前に、運転免許を保有する高齢者の心身への負担をできるだけ軽減できるようなケア策、そして支援策を講じていただけますよう切にお願いいたしまして、この項を終わりにいたします。

次に、平成29年度施政方針について伺います。

施政方針の中で、活力がありにぎわいのあるまちづくりについて見解が出されておりますけれども、どうもこの中には、活力がありにぎわいのあるまちづくり、その施策が入っていないというような、一番重要な部分が抜けているんじゃないかなということで、それは農工

商連携による販売拠点と農業振興、これは非常に大変重要な取り組み施策ではなかろうかというふうに考えておりますので、お伺いしてまいりたいと思います。

まず最初に、農工商連携、道の駅にかわる販売拠点についてでございます。

こちらは、平成27年の第3回定例会での一般質問で、道の駅にかわる構想についてお聞きをしております。そのときの回答は、特産品のブランド化や6次産業化などの支援による市産業の活性化を図るなど、ソフト面を優先していくということで、道の駅にかわる新たな販売施策等についての回答はありませんでした。

それ以後、2年以上経過しておりますけれども、那珂市を取り巻く販売環境は大きく変化されております。特に、常陸大宮市や常陸太田市の道の駅のオープンですね。それから昨年ありました茨城県北芸術祭、開催されておりますけれども、県北の玄関口である那珂市は、それぞれ観光客が素通りをするだけということ、それから、那珂市のブランド認証品取組店はあるんですけれども、まだまだ市内でブランド認証品の購入先、どこで買ったらいいかわからないよという方が多くいらっしゃいます。そして、商工会会員店さんからも、アンテナショップであるナカマロちゃんの店の移転、拡大要請も聞いております。やはり、目に見える、立ち寄って手にとって買えるアンテナショップ機能も含め、地産地消も推進できる新たな販売施設の必要性を痛切に感じているのは私だけではないと思います。

そこで、本市にも、ブランド品や6次産業化と同時進行で、那珂市のブランド認証品を含めた農産品、特産品を販売する新たな施設を開設すべきではないでしょうか。市長にお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 販売施設の必要性については十分認識しております。施設については、担当部署に改めて指示をしていきたいと思っております。施設の候補としては、JA常陸の本部立地計画とあわせたものもあると考えておりますので、JAに提案をしていきたいと思っております。

いずれにしても、総合的に判断して進めたいと考えております。内容やスケジュールについては、これから進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） ぜひとも、前向きに取り組んでいただけるということなので、進めていってほしいと思っております。

あわせまして、販売施設も重要でございますけれども、この那珂市内に来た方にお金を那珂市内に落とさせていただける仕組み、現在、これがないので素通りをしていってしまうという現象もありますし、なかなか地元が活性化しないという現状もございますので、地域内プレミアム商品券やひまわり通貨等の発行と市内使用特典等を設けた販売ツールですね。那珂市に来ました観光客に那珂市内のお店に必ずお金を落としてもらえようような仕組みづくりをすべきではないかということで、市長にお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 販売施設の開設の件でしたか。じゃなくて、

○6番（寺門 厚君） 開設は先ほどやっていますよということで答弁をいただいております。それと同様に、那珂市内にお金を落としてもらえる仕組みが現在今ないんですね。これはしっかりとつくるべきではないでしょうかという質問でございます。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 魅力づくりですけれども、まち・ひと・しごと創生総合戦略において各施策等それぞれ着手して、確実に進めていきたいというふうに考えています。その中で、にぎわいのあるまちづくりの取り組みを実施して新たな仕組みづくりが必要となりますので、同時並行で進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） しっかりと進めて行ってほしいと思います。

次にまいります。

農業振興策、小口農業推進と地域農業振興会社についてでございます。

那珂市の農業は、国の施策であります農地集積による経営規模の拡大が中心で、今、進められておりますけれども、本当に拡大ばかりでいいのでしょうか。那珂市の特性、何でも栽培できる地域特性を生かした営農も必要ではないのか。それを担うのが認定農家以外の多数あります兼業農家でございます。いわゆる小口農家への支援が認定農家同様に受けられない現実が今ございます。那珂市の農業を支えているのは、この小規模兼業農家の貢献も大きいと言えるのではないのでしょうか。

農業の振興策は農地集約による大規模経営ばかりではなく、大型の農機等は使わず、野菜や花卉、果物など女性が個人でもできる、いわゆるかあちゃん農業、これは前中庭議員も提案しておりましたけれども、全く同感なので、もう一度使わせていただきます。つまり、小口営農者確保と支援体制などの仕組みをつくるべきと考えるのがいかがでしょうか。伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

議員のご指摘のとおり、本市の農業振興を図る上では、中核となる大規模農業形態でございます。また一方、小中規模の農業者も重要な担い手であるというふうに捉えております。このようなことから、中小規模農家の方の支援といたしましては、J A常陸の営農講習会や小規模農家の方の重要な花の一つであります市内の直売所の活性化に取り組んでいるところです。J A常陸の営農講習会につきましては、平成27年度は23回の開催でございます。直売所の活性化といたしましては、今年度、水戸市内のホテルレストランで那珂野菜によるサラダバーの実施とか、那珂市の農作物の直売所PRを行うというようなことの一つとして、芳野直売所での那珂野菜クッキング講座の開催などに取り組んできたところです。また、昨

年11月には、マッチングフェアという形での開催、農家の規模にかかわらず、新たな販路開拓につながる機会の提供を進めております。直売所とかJAさんとか地元商工会とそういった機会につきましては、いろいろ相談しながら進めているところです。

また一方で、本年度、市の土地改良事業補助金を拡充いたしました。農家負担の軽減を図るとともに、国の多面的機能支払交付金を活用するなどして、地域農業基盤の維持改善に係る各種活動を通して、小口の方への農業振興を図っているというような状況です。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） ただいまは農業振興のための種々の事業に取り組みをされているというのはよくわかりました。ただ、認定農業者に対する種々の取り組みといった施策がまだまだ多くなっております。兼業農家への後継者確保を含めた小口営農施策及び支援体制構築については、やっと半歩ぐらい踏み出たかなというところではないでしょうか。今後、さらに小口営農者への支援及びフォロー体制をきちっと打ち出し、強化を図るよう、強く要望しておきたいと思います。

次に、平成27年第3回の一般質問のときに、地域農業振興会社設置についてという質問をしております。当時の回答は、先進自治体の取り組みを調査研究しながら、慎重かつ着実に検討を進めていくとありました。では、その後、どのような調査を行い、どのような進捗状況なのか伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

先進自治体に係る調査につきましては、昨年度から県内4カ所、県外2カ所、主に農業公社につきまして、農政課のほうで直接訪問という形で実施しております。その調査しました公社につきましては、それぞれ法人形態や事業内容について特色があります。初期投資や運営に係る自治体の人的、財政的支援が必要となっているようでございます。その中で、今後継続させていくために課題を抱えているような状況という内容の結果となっております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 先進自治体の調査ということで回答がありましたけれども、具体的にはどこの市町村なのか、どういう状況なのか、伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

茨城県内は水戸市、笠間市、牛久市、茨城町に訪問しております。また、県外につきましては埼玉県に加須市、栃木県の鹿沼市の2カ所でございます。

その公社の運営につきましては、イニシャルコストとして、農業用機械や農業用施設の整備にかかる経費、ランニングコストといたしまして、自治体職員の派遣や運営経費の負担と

いったように、内容の多い少ないはございますが、自治体からの支援が継続されているというような内容でございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 調査した市町村においては、いわゆる自治体での公社経営というのは課題が非常に多いということと、なおかつ、自治体の財布から持ち出しが出ているという内容だったということで、公社については思わしくないんじゃないかなという回答ですよね。調査した中でということなので、地域農業振興公社編成推進については、地域農業振興推進プロジェクトをつくって推進していったほうがいいですよということも、前回の質問のときに質問をしております。

こちらについても、これは本来、地域農業公社をつくるよといっても、なかなか進まなかった経緯がありまして、それであれば、地域農業振興推進プロジェクトチームをつくって、いろんな角度からできるように検討すべきじゃないかという意味で、提案をしておりました。これも回答は、先進事例等の調査研究を進め、しかるべきときに有識者を交えた検討組織を立ち上げるという回答だったと思います。では、その後、推進プロジェクト体制はできたのかどうか伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

現時点の状況といたしましては、地域振興公社を立ち上げるには課題が多いというようなところがございます。今、お話のありました推進プロジェクト等を設置して検討するという段階には、まだ至っていないというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 課題が多いということがございますが、多角的に多視的に地域農業振興ができる方策を総点検する意味で、地域農業振興推進プロジェクトチームを編成すべきであると設立を要請しておりましたので、再度、設置されていないのはなぜ、今後はどう展開していくのか、市長にお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

地域振興公社については、先ほど産業部長が答弁したように、先進自治体を調査する中で、人的、財政的に課題があるのも事実だというふうに報告を受けております。一方、昨年JA常陸においては、主に農作業受託等を常陸太田市や常陸大宮市で取り組んでいる株式会社JA常陸アグリサポートが今後、那珂市での活動に取り組んでいくというふうに伺っております。地域振興公社につきましては、市が主体となって設置するという考えもございますが、市の財政状況を鑑みただけでは、民間の活力、民間の力を活用し、JA常陸と連携しながらこ

それを支援することで、公約としました地域振興公社のねらいの達成に結びつける方法もあるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 当然、民間活用、J A常陸さんとの連携は進めていってほしいと私も思います。しかし、市長、これ、市長の公約ですよ。地域農業振興公社設置というのは。ぜひ実現すべきではないですか。しかも任期はまだあと2年もあるんじゃないですか。那珂市の農業の振興のためにも、那珂市として独自の地域特性に合った地域農業振興会社設立についてどうしていくのか、再度お伺いします。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 私が公約に掲げた地域振興公社のねらいとしましては、那珂市の農地が荒れている、そう感じたわけで、その荒れた農地を担うには新たな担い手をつくらなければならない。そこで地域振興公社という方向性を掲げたわけでございます。畑はやっぱり日本人の食料の生産基地ということでございますので、大変重要な位置づけになります。当面は、先ほどお話ししましたように、J A常陸とかJ A常陸アグリサポートの那珂市での取り組みを見守って、それから方向性を定めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） ぜひ進めていってほしいと思います。

本市においては、やはり活力がありにぎわいのあるまちづくりには、基幹産業である農業が元気にならなければなりません。そのためにも、本市には4,500ヘクタール以上の耕作地があります。これらの農地の生産性を上げ、もうかる農業ができるように、地域農業振興策のさらなる促進がされますよう切に要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（中崎政長君） 以上で通告8番、寺門 厚議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開を14時15分といたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時15分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

お寒い中、傍聴ありがとうございます。携帯電話にはご配慮のほどよろしく願いいたします。

◇ 笹 島 猛 君

○議長（中崎政長君） 通告9番、笹島 猛議員。

質問事項 1. 有害鳥獣被害対策について。2. 平成29年度予算の特徴と今後の財政状況について。

笹島 猛議員、登壇願います。

笹島議員。

〔13番 笹島 猛君 登壇〕

○13番（笹島 猛君） 議席番号13番、笹島 猛です。通告に従いまして、一般質問させていただきます。

まず、有害鳥獣被害対策について伺ってまいります。

昨日、2人の議員さんが同じくイノシシ対策問題についてほとんどやってしまったので、私はちょっと残り物しかないんですけども、切り口を変えて頑張りたいと思います。2人の議員さんには本当に心から御礼申し上げます。ありがとうございます。

まず、イノシシの被害対策について伺ってまいります。

茨城県の調査によると、ここ数年の捕獲数の推移は、平成23年度が2,758頭でしたが、平成27年度は6,069頭となっており、年々増加しております。そこで、本市における捕獲頭数の推移について伺います。また、近隣市町村における捕獲状況についても伺ってまいります。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

那珂市のイノシシの捕獲頭数の推移につきましては、平成25年度が131頭、26年度142頭、27年度133頭、平成28年度今年度につきましては162頭となっております。全てわな猟でございます。

近隣市町村の捕獲状況でございますが、平成27年度の有害鳥獣捕獲隊による捕獲頭数は、常陸太田市が327頭、常陸大宮市が237頭となっております。また、狩猟期間における捕獲頭数につきましては、常陸太田市が624頭、常陸大宮市が471頭となっております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 次に、有害鳥獣捕獲隊について伺ってまいります。

現在、市でお願いしている捕獲隊はどのような方々にお願いしているのか、人数や年齢等についても伺います。また、新たな担い手の育成が大きな課題だと思いますが、本市では、一人でも多くの担い手を確保するためにどのような対策を考えているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

まず、イノシシの捕獲につきましては、茨城県猟友会那珂支部に委託して、那珂支部長が隊長となっております。支部会員からの選出ということでございます。現在の隊員数は17名で、平均年齢は69歳となっております。その編成につきましては、茨城県猟友会那珂支部の協力をいただいております。猟友会と連携しながら対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） イノシシの捕獲にかかわる助成金についてですが、1頭当たり8,000円が国が交付されることになっております。さらに、捕獲隊の組織に対しては、業務委託料を支出しておりますが、これはいくらくらいですか、また捕獲隊の何名分か伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

委託料につきましては120万円を支出ということでございますが、平成28年度の捕獲隊員数は17名でございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） この120万円は捕獲に関する費用の一式等が含まれていると思います。捕獲隊の方々は、ボランティア精神でやっている、しかし、何かと活動費がかかり過ぎる、助成金の増額をしてほしいという声が多く聞こえてきます。そこで、近隣市町村での捕獲委託料はどのくらいか伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

有害鳥獣捕獲隊に対する委託料でございますが、近隣市町村の実績といたしましては、平成27年度常陸太田市が340万円、常陸大宮市が500万円となっております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） せめて委託料が200万円にさせていただいて、1人当たり約10万円ぐらいの補助をしてあげないと、新たな担い手育成もつながらず、イノシシの被害は深刻化してしまいます。待遇の悪さが捕獲隊の意欲の低下につながりかねません。

市長、何とかこれはお願いできないでしょうか。伺います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 有害鳥獣捕獲隊に対する委託料は、近隣市町村を調査するなどした上で、平成28年に50万円から120万円に増額しております。委託料については、引き続き近隣市町村の考え方を参考に、同等の内容について積算していく考えでおりますが、将来的に必要な見直しは行ってまいりたいと思います。なお、1人当たりの補助料はほぼ同じでございます。

す。外は面積が広いので、額が多いと言うことですね。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） そうすると、市長、前は120万円だから大体17名だと、大体7万円、今は大体200万円とすると、10万円強ぐらいですよ。それはともかく、市長、今後少しずつふやして行って、捕獲の意欲を高めて行って、1頭でも多く捕獲してもらって、被害を最小限に食いとめるということで、やはりもう少しやはり捕獲隊の方を大事にしてあげたいということが将来的に育成にもつながると思うんですけれども、再度。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） よく見直しを行って、必要であれば増額するということになるかと思えます。いずれにしても、検討させていただくということですね。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 捕獲したイノシシの焼却施設への運搬、あるいは焼却証明書の取得を条件としておりますが、イノシシを山の中に運び出して、静の焼却場へ持っていき、焼却の証明をもらうのが大変で、まして清掃センターが休みに当たる日に捕獲した場合の処分については、捕獲隊の皆さんは大変苦勞されると聞いております。何か方策がありますか。伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

捕獲隊の皆様には、大変ご苦勞されております。大変感謝しているところでございます。焼却の手続書類につきましては、捕獲確認時に交付しております。それを手続がスムーズに進めるように努めているところでございます。また、休日に捕獲されたイノシシの処分に際しましては、処分までに時間を要することから、捕獲したイノシシを入れるための大型ビニール袋を隊員の方々に配布するなど、対応しているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 捕獲隊の方もだんだん高齢化していきまして、特に夏場の8月、ここは非常に大変きつという話も聞いております。お盆というのは静の清掃センターも休みですから、やはりこの期間中は、皆さんが熱中症にかからないためにも、二、三週間くらい休みをとって、そのような配慮というのはしてあげたほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、どうでしょうか、部長。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えします。

夏場、雨のところとかやっぱりそういったところ、暑いというところもございます。冬は冬で霜とかそういう危険もございます。年間通して、いずれにいたしましても、安全に捕獲活動ができるようにということで、また新年度、改めてそのような日程につきましては、捕

獲隊とお話をしながら進めていきたいと、議員提案のことでお話をしたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 常陸大宮市では申請書を提出する際には、イノシシの写真を添付して、あわせて捕獲個体、切り離れたしっぽを確認しております。本市でも申請手続の簡素化に向けた具体的な検討をお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか、部長。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

国の補助等を使っているという関係もございますので、現行ベースでということでは考えておりますが、今お話がありました簡略化できるものについては、そのように対応していきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 国は、平成20年度に鳥獣被害防止措置法に基づき、市町村に鳥獣被害対策実施隊の設置を可能としました。これは、市として捕獲に従事する隊員の狩猟税が2分の1になること、民間の隊員には公務災害が適用されること、活動経費の8割が特別交付措置されること、一定の要件を満たす隊員は猟銃所持許可などの更新などにおける技能講習が免除されることなど、多くのメリットが措置されております。大変使い勝手がよいものとなっております。本市では、この鳥獣被害対策実施隊の設置について、どのような考えを持っているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

議員ご承知のとおり、どうしても国の鳥獣被害特措法に基づくものでございます。捕獲のみならず、被害防止に向けた緩衝帯の設置、農業者への指導など、幅広い活動ができるというような内容でございます。市といたしましては、今後、先進市町村の調査や既存捕獲隊との活動内容等を整理した上で考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 被害防止の取り組みとして電気柵やフェンスで農地を囲めば、そこは確かに電気ショックがあるから、イノシシは来ません。ただ、そこは来ないけれども、外のところへ行って、また荒らす。被害が外の農地や地域に分散してだけで、余り効果がないようなので、何か地域ぐるみの取り組みをしなければなりません。例えば、地域ぐるみの防止対策として、イノシシを寄せつけないための自衛防衛として、防止対策等の講習会を開催したりとか、被害防止策の支援にどのように取り組んでいるのか伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

そういった内容につきましては、地元からお話をいただければ、自治会等を通してご説明するとか、そういった対応をしているところです。今後も、捕獲隊等からとか自治会からとかお話があれば、そういったものに参加していこうというふうな考えでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 続きまして、多面的機能支払交付金制度について伺ってまいります。

多面的機能支払交付金制度というのは、エリアの中の農地維持のための農地法面、水路、農道等の草刈り、泥上げ等行い、保全をする活動でございます。交付金の内訳は国が50%、県が25%で、市も4分の1の負担をして取り組んでいると思っておりますが、平成27年、28年度で取り組んでいる地区と面積はどのくらいで、交付金はどのくらいか、伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

年度ごとの地区数、面積、交付金額をお答えいたします。平成27年度ですが、11地区、392.5ヘクタール、1,846万円です。また、今年度平成28年度ですが、20地区、717.6ヘクタール、2,914万4,000円となります。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） この活動は、担い手不足や高齢化等により耕作放棄地が増加している中で、耕作放棄地解消の取り組みを実施しながら、農村地域の維持管理に取り組んでいるのか伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

地域によっては、耕作放棄地がイノシシのすみかとなっている話や耕作放棄地の隣接者も困っているというような話を聞いております。この多面的機能支払交付金では、このような耕作放棄地の取り組みも可能でございます。そういったことで、活動エリアに加えていると、農地周りの道路排水の草刈りばかりじゃなくて、そういった活動も行っているというように聞いております。平成27年度の実績では、耕作放棄地として19.24ヘクタールが解消されたというような実績でございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 那珂市は、春夏秋冬美しい景色があります。その美しい郷土を後世に残していかなければなりません。しかし、そういうところが最近では荒れ放題になっております。獣害や耕作放棄地の拡大に伴って、農村の生態系も大きく変化している状況でありま

す。本市では、どのような現状を認識しているのか、また、なんらかの対策が必要だと思われるが、そういった対策について伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

市では、平成28年度より新たに農業委員会で農地集積適正化推進委員を選任して、耕作放棄地の再生利用などを目的として、地域の現状確認を行っておるところです。

農地の保全につきましては、市内どの地域においても、深刻な問題であるというふうに認識しております。そこで、農業を離れる方に加え、イノシシによる被害等による耕作できなくなったという農地につきましては、地域農業の中心となっております担い手の農地集積を図るということと、農地を守る地域への共同活動への支援と農作物への被害軽減対策を通じまして、農地利用と保全管理を推進しているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） ちょっと、部長、ちょっと関連した余談になっているんですけども、ちょっと、農業者が農道か市道かわからないんですけども、ここ10年近くボランティアで草刈りや側溝の泥上げ、そういうものを行っているんですけども、なかなか高齢になってしまって、これから先、続けられる自信はないと、不安を感じているということで、何か行政で、こういう方たちに対して手助けする策というのはあるんですか。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

地域地域の実情によって違うということもあるとは思いますが、幹線排水路等については、市のほうで土砂払い等を行っているということもあります。それと並行いたしまして、多面的機能、先ほど議員さんからお話がありました点で、ボランティアというところもありますし、あとはこの交付金を使いながら、皆さんで活動すると、高齢者の方以外にも地域住民の方が参加していただけると、地域を見直すというきっかけにもなっていると思いますので、こういった多面的機能を活用していただけるようにPRしていきたいというふうに考えております。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 次に、平成29年度予算の特徴と今後の財政状況について伺ってまいります。

平成29年度の一般会計予算は、前年度比1.6%増の186億8,000万円で、特別会計は154億8,900万円で、合計341億6,900万円です。これは、災害復旧として下水道整備を計上した2015年当初予算に次いで、過去2番目の規模とのことです。茨城新聞の記事によりますと、海野市長は、普通地方交付税の大幅な減収が見込まれるが、経済は緩やかな回復基調が続く見込みで、市税は増収基調にある。財政調整基金などの繰入金を増額して、市民の要望に応

える攻めの予算を組んだと強調しております。

そこで、平成29年度予算編成にあたってどのような景気判断をしたのか、また、将来を見据えた長期的な那珂市財政歳入の中心策はどういった点があるのか伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

次年度の予算編成にあたっては、今年度の景気の状態や国が取り組む経済対策やその影響による景気の見通しなどを考慮しております。平成29年度の見通しにつきましては、今年度の調定額の伸び状況や国の毎月勤労統計調査をもとにした所得の状況、月例経済報告、経済見通しなどにより、緩やか改善を見込んでおります。また、長期的な歳入といたしましては、大きなウェートを占める税及び地方交付税についての見込みでございますが、地方交付税につきましては、合併算定替の縮減により、平成31年度までは交付額が減少してまいります。市税につきましては、市民税については大きな増収は見込めないものの、固定資産税については、那珂核融合研究所における設備改修により、償却資産の大幅な増収を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） これはそうすると、部長、最後に言ったこの固定資産税の那珂研のあれですね。設備改修によって償却資産が大幅に増収するということですが、これは、JT-60SAが平成30年ごろ後半に完成するから、平成31年から32年かわかりませんが、そのころ増収が見込めるということでしょうか。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） はい、そのとおりでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 最大の問題は、GDP国内総生産の6割近くを占める個人消費は低迷しており、特に、子育て世帯や60歳前半の世帯で節約志向が強く、背景には、社会保障などの将来不安があると言われております。賃上げの公益を受けているのは、大手企業や自動車、電気関係のみで、パートタイム、労働者の名目賃金は昨年度比0.1%減っていて、賃上げの広がりには欠けております。賃金が多少上がったところで、将来の不安が大きく、中間層の消費はしばらく戻らないと言われております。円安になれば、株高になる。それは企業の経営者や投資家のためにはなるでしょう。しかし、企業の従業員や消費者のためにはなりません。

一般会計の歳入ですが、市税が国の経済対策による雇用、所得環境の改善等に伴う個人市民税の増や、家屋の新築、償却資産の増加により固定資産税の増により増収が見込まれることから、前年度比2.5%増の69億9,769万円を見込んでおります。個人市民税の今後の動向

については、少子高齢化の進展に伴い給与所得者の年金所得への移行が増大していくこと及び生産年齢人口が減少することによる市民税の税収減が見込める気がします。市民の高齢化している現状などを見据えた分析をしておるのか伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

那珂市においても、少子高齢化が進んでいる状況となっておりますが、次年度の予算編成におきましては、本年度の市民税に係る調定や納税義務者数などの実績、所得の伸び率などをもとに算出しております。今後、長期的には、生産人口の減少により、市民税も減収に向かっていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 歳入の37%となる市税の中で、固定資産税は本市にとって重要な財源です。今回、固定資産税は前年度比4.3%の増収を見込んでおりますが、これは設備投資等による償却資産分の増や収納率向上による増収を見込んでいるのか、また、固定資産税の見込みについては過大な見積りではないのか、その根拠についてと、土地家屋償却資産の内訳を伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

固定資産税の増分といたしましては、一番の伸びは償却資産でございます。これは、大手企業の設備投資の増加によるものと、新規事業者の増加によるものがございまして、今年度も、今回、補正予算で8,200万円ほどの増額計上をしているところでございます。平成29年度につきましても、今年度の増加分の影響を考慮しまして、平成28年度当初予算より7,600万円ほど増額計上をしております。

次に伸びが大きいのは家屋でございますが、こちらは、平成28年度中の新築家屋についての新規課税分の増分や新築時の課税の軽減期間満了による増などにより、5,100万円ほどの増額計上をしております。

最後に土地でございますが、近年、太陽光発電が増加しておりますが、その施設用地への転用により、税額の増加がございまして、今年度も今回、補正予算で800万円ほど増額計上をしているところでございます。平成29年度につきましても、これ以上の伸びは見込めないため、今年度の増加分の影響を考慮し、800万円ほどの増額計上としております。

いずれの項目につきましても、今年度の実績等による見込みでございますので、過大な見積りではないと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 部長、今の答弁の中で、大手企業の設備が増加とか新規事業者の増

加と、これは何なんですか。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

今年度から、新たに増収となった設備で大きいものは2つございます。1つは、東京ガスによるガスパイプライン設備関係でございます。2つ目が水戸ニュータウンメガソーラーパークによる地中ケーブル関係となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） あと、伸び率が多いのは家屋ということをお願いいたしたんですけども、これは大体予想の金額ですか。見込み金額と件数というのはわかるんですか。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

今年度の新築家屋が310棟余りでございますが、金額にしますと、2,700万円ほどを見込んでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） あと、太陽光発電が増加していると、これは単なる地目変更によるものですか。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

そのとおりでございます。農地等から雑種地への変更による増加でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 過大な見積りではないことが多少は理解はしましたけれども、やっぱり、今後も継続的な税収を得るような方策というのは考えているんですか。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

今後も、工業団地への企業誘致活動を継続していくとともに、地方創生総合戦略に基づいた施策等の推進により、移住定住を促進してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 部長、それ何回も聞いているんですよね。やっぱり企業誘致の促進とか定住移住というのはね。もう何十回と聞いているんですけども、何か新しい収入源を得る、拡大をするような推進することは何か考えているんですか、目新しいものは。同じことばかり聞いていて、私も耳が痛いんですけども、すみません。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 新たな収入源を得る方策でございますが、そう言われると、なかなか難しいところがございますが、今後も安定した財政運営のため、その点も模索してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 要するに、生産年齢人口を上げることとか、未利用地の財産活用とか売却とか、市税率アップですか、要するに滞納している方のアップするということとか、あとはいろんなところで手数料、利用料というのは、これもばかにならないですから、やっぱりそういうものを目玉にしていって、やはり先ほど言っていた、先ほど誰でしたか議員さんが固定資産税、法人税、西部工業団地、6社あるということで1億9,000万円、1社につき3,000万円ぐらいですよ。大きいですよ。それはわかりますけれども、そんなうまい話はないですから、簡単に。だからやはり、ちまちましたところから取っていかなければならない、でも新たな収入源も見つけてこなきゃいけないという、やはり両輪でやってこなきゃいけないという。

ちょっと今、収入未了の件で、私、思い出したんですけれども、12月の一般質問で、旧歯科医院の課税保留の件、部長に話した、その後、どうですか。アクションを起こしているのかな。まだそんなにたっていないじゃないですか。1月、2月……。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 課税すべきものについては課税しております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） じゃ、もうこれから準備はしたのかなということで聞いたの。思い出しましたか。まあいいや、時間がないからちょっと早く言ってください。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） もう課税しております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） じゃ、次に、財政調整基金について伺ってまいります。

財政調整基金は、年度によって生じる財源の不均衡を調整するために、財源に余裕ある年度に積み立てておくもので、いわば貯金に当るふうと思っております。経済不況等による大幅な税収減によって収入が不足したり、災害の発生による多額の経費の支出が必要になるなど、不測の事態に備え、財政調整基金として積み立てるものです。今回の基金の取り崩しは、前年度比41.7%増の9億6,940万2千円ですが、大丈夫なんでしょうか。また、年度間の財源不足に対応するため、決算剰余金などを積み立て、財源不足をする年度に活用する目的の

基金ですから、年度間の財政調整を行い、財政調整基金の積み立てを行っているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、平成29年度の当初予算の基金繰入金は、平成28年度に比べ2億8,600万円ほど多く繰り入れております。これにつきましては、公共施設の整備や老朽化の改修などへ充てる公共施設整備基金から3億円ほど繰り入れしているためでございます。予算執行段階におきましては、予算編成時の見積りにこだわらず、最少の経費で同等の成果を得るように努め、また、契約差金においては不用額とするなど、歳出の削減を図るとともに、さらなる歳入の確保に努めてまいります。また、財源不足を調整する財政調整基金の積み立てにつきましては、先ほども申しましたとおり、予算執行の段階で歳出削減、歳入の確保に努め、決算余剰金の積み立てを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） この財政調整基金の過去5年間の推移と、近隣市町村の財政調整基金の積立額はいかがか、また、標準財源規模との比率である財調比率について伺います。また、同基金の適正なる積み立て目標額はいかほどと考えるのか伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

財政調整基金の過去5年間の年度末残高の推移でございますが、平成23年度、16億4,800万円、平成24年、17億7,200万円、平成25年、18億7,200万円、平成26年、20億500万円、平成27年度、21億400万円となっております。

近隣市町村の平成27年度末残高でございますが、ひたちなか市が52億9,100万円でございます。常陸太田市、55億2,300万円でございます。常陸大宮市、56億9,700万円となっております。

標準財源規模との比率でございますが、那珂市は17.4%、ひたちなか市が18.1%、常陸太田市が34.3%、常陸大宮市が38.9%となっております。近隣と比較しますと、低い状況でございます。また、適正な積み立て目標額につきましては、難しいところでございますが、どこの市町村においても、道路などのインフラ整備や老朽化が進む施設の更新に係る経費等を見据え、基金積立額をふやしている状況となっており、県内の類似団体の積立額を参考にしますと、標準財源規模の約25%程度が1つのめやすになるかなと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 今の標準財源規模の25%、大体金額はどのくらいかというのをちょっとお知らせいただいて、また、この標準財源規模を勘案しても、本市の積立額は多いと思

わない状況なんですけれども、どうなのでしょう。2点伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

標準財源規模の25%でございますけれども、約30億円になります。また、県内の類似団体の平均は28.6%となっており、また、近隣市町村の平均もそれ以上となっておりますので、現在の本市の基金残高は多くないと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） こつこつとためてください。よろしく申し上げます。

次に、歳出について伺ってまいります。

まず、創業支援ですね。本市でも、産業競争力強化法による創業支援計画に基づき、市と民間の事業者が連携を強化し、開業率の向上と雇用の確保を目指すと言っておられますが、具体的にはどのような取り組みをされるのか、伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

平成29年度より創業者支援事業計画に基づきまして、融資を受けて創業する個人や法人に対して融資に係る利子の一部を補助金として補給する予定で進めております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 本市でも、平成28年度からよろず相談事業として、ひたちテクノセンターの起業コーディネーターを配置して、地域企業を対象とした技術経営力の向上や産業支援団体等の連携、交流機会の創出を図る活動に取り組んでおります。平成29年度予算の中でも540万5,000円の事業費が計上されておりますが、これは人件費ですか。また、この事業はどのような取り組みをされているのか、企業訪問件数と相談件数と、何か具体的な成果があったのか伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

よろず相談事業は、業務委託料となっております。また、主な事業内容といたしましては、技術相談及び指導業務、企業訪問による課題解決、また、商工観光課に起業コーディネーターを配置いたしまして、ワンストップの相談窓口を設けております。1月末現在の企業訪問件数は、延べですけれども289件、相談件数は307件となっております。企業のものづくり補助金申請の支援とか販路拡大のための支援など、いくつかの具体的な成果が上がっております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 訪問件数とか相談件数はわかりました。成果も上がっていることはわかりました。あとはもう早目に、目に見える実績をつなげていってください。よろしくお願いいたします。

次に、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、地元で働く事業者に活気をもたらすことは非常に重要です。新たに起業したいと考えている方も多いと思いますが、いざやってみようとしても、何から手をつけていいかわからない。何をどうしていいかわからない方が非常に多いのが現状です。起業するに当たり、補助金や助成金があることは非常に魅力的ですが、補助金等を支給される期間が終了したら、もう廃業してしまう、そんな短期的な事業者ではなく、この那珂市で継続して安定的に事業を行う企業をふやしていかないと発展していきません。そのためには、経営者としてのマインドのあり方、マーケティングの強化、経営の知識等が必要となります。そこで、本市では、行政と商工会が連携して企業家を育成する場をつくり、経営のサポートを行うという施策はありますか。伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

その1つといたしまして、ひたちなか市の商工会議所と東海村、那珂市商工会の共催による創業支援スクールの実施、市と同様に相談窓口を設けていただくなど、商工会をはじめとする関係機関による創業支援ネットワークを構築するというところで、創業支援に取り組んでまいる予定でございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 次に、県南のほうの市町村で、新しい取り組み、平成29年度の事業としてビジネス企業支援という、そういうことに取り組むということで、ちょっとこれを質問してみたいと思います。

ビジネスインキュベーションというんですけれども、新しく起業した、もしくはこれから起業する人に対して、経営技術、また金銭、人材などを提供することでサポートするいわゆるビジネスの卵、こういったものを育てふ化する、こういった取り組みをインキュベーターの支援を、龍ヶ崎市が平成29年度の新規事業として、市街地活力センターの一部を改修して創業に伴う会社経営、運営などのサポート体制を重ねたインキュベーションオフィスを開設します。また、取手市と連携して、広域的な創業支援を構築し、創業塾の開催など、ソフト、ハード両面で創業支援を行います。この事業の財源は、国からの補助金1,327万円、市の負担金1,328万円を計上しております。そこで、本市では、こういったビジネスインキュベーションの取り組みを行う考えはありますか。伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

新たに創業される方に対してのインキュベーション施設の必要は感じてはおります。現在

市では、そのような施設は保有しておりません。しかしながら、民間の空き店舗などの紹介等につきましては、商工会とか関係機関と連携しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 今、部長が言っていた商工会と連携しながら進めていきたいということですが、この商工会は、市からの運営補助金は年間1,300万円だと思いませんか。これ、他と比較しまして、特に県北ブロックですか、その市町村の補助条件を見ると、商業者1人当たり6,656円で、会員1人当たり1万1,775円と、県北ブロック内では最低のランクなんです。ちなみに、県北ブロックの平均が2万6,293円と4万2,253円ですから、かなりの開きがあるんです。

市から商工会へ委託しているのは、ひまわりフェスティバルとか八重桜まつりとか婚活事業とか商品開発補助事業としては米ゲル活用産品開発とか七運物語ブランド化推進事業等があります。市からの委託は年々ふえていると聞いております。ですから、運営補助金もふやしてあげべきと思うんですが、いかがでしょうか。伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

議員ご指摘の各種事業に関しましては、商工会への運営補助金とは別に、事業ごとに補助金が手当されているところです。商工会に対する運営補助金に関しましては、来年度より事業費補助ということで切りかえて、予算をしております。積極的に事業に取り組んでいただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 回答は、積極的に事業に取り組んでくれればというのが回答ですか。それで終わっちゃうの。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） 積極的に事業に取り組んでいただければということでの事業費補助に切りかえておりますので、そういったものを展開することによって運営費が生まれてくるというように考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 次、静峰ふるさと公園魅力向上事業について伺ってまいります。

日本桜名所百選に選ばれている静峰ふるさと公園は、4月中旬から5月中旬に開催される八重桜まつりの期間中だけ入園者が多いというのももったいないような気がします。できれば1年中利用していただけるような魅力的な公園であってほしいです。そこで、今ある公園

をより魅力あるものにするために、新規事業として、静峰ふるさと公園魅力向上事業に、平成29年度当初予算は8,106万9,000円を計上しておりますが、これは合併特例債事業であって、具体的にはどのような事業内容なのか伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

日本桜名所百選や新日本歩く道紀行百選、うりづらロマン・ロードに認定されております市の観光資源である静峰ふるさと公園につきましては、四季を通じた魅力向上と地域交流の拠点となるように、多世代が集える場を新たに設けて、交流人口の増加による地方創生を目指した事業を実施しております。平成29年度当初予算案といたしましては、今回上程しております複合遊具や多目的トイレなどの整備を行っていくというふうな内容でございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 平成28年度の補正予算は1億8,270万円の事業規模だと思います。

そこで、地方創生絡みの交付金はどのくらいあるのか、また具体的にはどのような事業内容なのか伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

平成28年度、国の補正予算である地方創生拠点整備交付金を活用いたしまして、9,350万円が交付金となります。整備内容につきましては、多世代交流エリアといたしまして、児童用の運動施設や親水施設、健康施設や多世代のための見守り施設の整備を行う予定です。また、展望施設の新設や健康増進施設として園内を周遊するノルディックウォーキングコースの整備を行うというような内容で、今回の3月議会のほうの補正ということで、上程させていただいております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 本当に入園料をとってもおかしくないほど立派な公園が整備されることがわかりました。それはいいんですけども、リニューアル後、宝の持ち腐れにならないように、本市ではどのようなメリットある運営を考えているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

静峰ふるさと公園の特徴でもあります八重桜まつりをはじめとする桜やツツジの更新ということで、四季折々の植栽を行うというような考えです。また、子供向け運動施設や高齢者向けの健康施設、親水施設などをそろえた多世代交流エリアを新たに設けることによりまして、多世代にわたる方々に来園していただけるような整備を行おうという内容です。また、

定期的にイベントを開催するなど、那珂市のブランド認証品、地元の野菜の販売、また、いい那珂暮らし応援団に向けてのキックオフイベントなど、静峰ふるさと公園を含む観光ツアーの実施によりまして、さらなる公園の魅力向上を図っていこうというようなことで進めております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 平成26年3月にしどりの湯が閉館いたしました。まだまだこの施設の復活を期待している市民は多くいると思います。この施設の維持管理は年間約400万円ぐらいかかっていると思われませんが、今後、旧しどりの湯の利活用はどのようなことを考えているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

旧しどりの湯につきましては、静峰ふるさと公園と一体的に考えた中で、休憩所機能など公園の魅力向上に資する機能を持たせた形で利活用を図りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） このしどりの湯は農林水産省補助対策施設であるため、縛りというんですか、それは6年くらい残っていると思うんですよね。なかなか残っているがゆえに思い切った利活用ができないというのは理解できます。しかし、この6年後に、この公園内のメイン施設として魅力的な施設を構築していただきたいと思うんですけれども、そのためには、市の直営ではなく指定管理者制度を取り入れて、広く公募をされたらいかがでしょうか。伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

旧しどりの湯につきましては、速やかに利活用を図るべく、市直営による再開というふうに考えております。しかし、再開後の施設の利活用の状況を踏まえた中で、いろいろ運営につきましては、経験等も必要ということもあります。指定管理者制度、議員からお話がありました管理などや施設利活用、内容拡充などにつきましては、今後考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 次に、地域おこし協力隊制度について伺ってまいります。

総務省の制度で、人口減少とか高齢化進行が著しい地域で、地域外の人材を積極的に誘致して、その定住、定着により意欲ある都市住民のニーズに応えながら地域力の維持強化を図

っていくということが目的としております。本市で地域おこし協力隊をつくった場合に、特別交付税措置があるのか、また取り組みについての具体的な活動を伺います。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

地域おこし協力隊は、派遣期間最大で3年間というふうになってございます。本市におきまして地域おこし協力隊を導入した場合には、隊員の活動に要する経費としまして、上限で400万円、隊員に対する報償費等で200万円、その他の活動費として200万円が特別交付税として措置がされます。また、地域おこし協力隊の募集等に要する経費といたしまして、上限でやはり特別交付税で200万円の措置がされております。

また、地域おこし協力隊の具体的な取り組みでございますが、一定期間地域に居住し、これは、当該居住するところに住民票を移さなければならないという条件がついております。住所を移しまして、地域ブランドや地場製品の開発、販売、PR等の地域おこしの支援、それから農林水産業への従事等をしたりで、住民生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への人口の定住、定着を図ることが目的となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 地域おこし協力隊は、助成金をもとにいか稼げる仕組みをつくっていくか、つまり地域がいか目立っていくかという発想がないと、その事業年度が終わったら、次の助成金、足りなくなったら、次の助成金になってしまいます。結局、稼げなくても誰も困らない。企画が甘くなってしまう。そこで地域おこし協力隊は、一般にいう文化祭レベルと言われないような、本市としても、マネジメントの重要性についてはどのように考えているか伺います。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

地域おこし協力隊を募集するにあたっては、議員ご指摘のように、その場だけではなく、そのときだけの活動にならないよう、那珂市にとってどのような地域協力活動が有効なのか、また、支援が必要な活動は何なのか、今後、関係各課と調整をする必要性があるというふうに考えてございます。

地域おこし協力隊には、自身の能力を生かした活動、それから理想とする暮らしや生きがいを発見していただきまして、よその、若者の目線で、地域を活性化する活動を推進してもらおうということにならうかというふうに思っております。

那珂市のよさを知ってもらい、最終的には那珂市に定住し、自立して生活をしてもらって、市民とともに地域活性化の活動をしていただくことが重要なことだというふうに考えており、そのためには、市としてフォローアップや支援が欠かせないものであるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 次に、シティプロモーションについて伺ってまいります。

本市が実施するシティプロモーションの行き方として、いい那珂暮らし応援団を今年1月に設立いたしました。来年度から活動開始に向け、団員募集が開始されました。それを実行するために、専門職の選任とか、あるいは専門部署の設置はしたのですか。伺います。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

本市の情報を統括し、コンセプトに沿った魅力ある発信を展開する上で、専門部署や専門職の設置は非常に有効であると考えております。また、昨年3月に策定しました那珂市シティプロモーション指針におきましても、戦略統括部門の設置を方針の1つに掲げているところでございます。専門部署につきましては、本年4月に設置の予定はありませんけれども、まずは、庁内の組織横断的な推進体制として、各課の代表職員から成るいい那珂暮らし応援プロジェクトチームを組織したところでございます。今後、那珂市のシティプロモーションの取り組みを具体的に進めていく中で、専門部署等の必要性につきましては、引き続き関係課と協議をしてみたいというふうと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 那珂市の独自の地域資源の発掘ですとか、今までないものを創出していくとか、今あるものをさらに磨いていくとかと、そういうことを通じて、本市の付加価値を高めながら、積極的にまた戦略的にこのシティプロモーションを展開していくと思うんですけれども、平成29年度は具体的にどのような構想を持って成果を上げていくつもりなのか伺います。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

シティプロモーションを具体的に実行していくために、本年度、那珂市シティプロモーション行動計画を策定しております。平成29年度はその初年度に当たりますので、計画に上げました3つの方向性に基づいて進めてまいりたいというふうに考えてございます。

1つ目は、情報媒体を活用し、那珂市の認知度を内外に広めていく活動、取り組みでございます。PR動画の作成、ラッピングバスなど、いい那珂暮らしのロゴマークの活用、いい那珂暮らし応援団の設立とウェブマガジンの構築により那珂市の住みよさを積極的にアピールしてまいりたいというふうに考えてございます。

2つ目でございますが、子育て支援や教育等における本市の独自の取り組みについては、住みよさの重要な要素でございます。それらの行政の取り組みを市ホームページはもとより、プッシュ型で情報を提供する情報メール一斉配信サービス等を効果的に活用いたしまして、

積極的に情報の発信をしてまいります。

3つ目でございますが、那珂市の魅力や地域資源を先ほど議員のほうからもございましたように、ブラッシュアップするとともに、新たな資源を創出し、特に観光やグルメとして発信していくような取り組みをしてまいりたいと思います。これらの取り組みは、行政だけではなく市民や地域の活動団体、さらには民間企業や大学などとの連携が特に重要でございます。今後、これらの行動計画に掲げた具体的な取り組みを着実に実施し、那珂市の魅力と認知度の向上をさらに図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 部長、やっぱりどこの市町村も同じようなことをやるものですから、似たり寄つたりの金太郎あめになってしまうんですけども、どこの市町村でも独自の方法でやると、同じようなことを言っているんですね。やはりそのすき間なんですね。同じことをやっているところにすき間的なところを見つけていく発想、そこをアクションを起こしてやっていくという、そのすき間がなかなか見つからない。なぜかという、やはりこういう補助金とか助成金があるものに対しては頼り切りですから、やはりそれにおんぶにだっこだと発想がわからない。やはりそういうものに対して頭の中がいっぱいになる。じゃ、どういう発想とかというふうじゃなく、助成金を得る仕事をしようという職員たちの体質がもうなれ切ってしまうている、何年も、何年も。

やはりそのすき間の細かい部分というのは何かないだろうかと、外の市町村ではないものを見つけて、皆さんで見つけなければ、今言っていたどんな原石でも磨けばあれですけども、その原石を見つけてきて磨いてくるということまでがまだされていない。ですから、そこがいち早く見つけて取り組んだほうが勝ちなんですけれども、そういう面はどういうふうを考えていらっしゃるでしょうか。最後ですけども。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） 議員がおっしゃるように、行政の仕事をする際に、補助金ありきであって、事業ありきではないというような発想があるということも、当然、財源の問題がありますので、当然そういった視点というのもあるかと思います。ただ、シティプロモーションについては、やはりターゲットを絞って統一したロゴやキャッチコピーを使って、いわゆる露出度を高めて戦略的に取り組んでいくということが手法として最も大事なことのかなというふうに思っています。那珂市民の方には郷土への誇りとか愛着を持ってもらう、市外の方には那珂市を知ってもらう、そして那珂市を訪れてもらう、関心を示してもらう、そして、交流人口の増、ひいては移住定住につなげていくというような戦略的な取り組みが必要なかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、本年度、いい那珂暮らし応援団、これは那珂市独自に考え出したものでございますけれども、現在、もう団体含めて三十数人の方に応募いただいております。

こちらの方に当然専用のサイトがございます。フェイスブックを使って、那珂市のよさを、いわゆる情報をいろんな発見をしていただいて発信していただく、それによって、那珂市のよさの情報を拡散していくというような手法も考えてございますので、そういったものを生かしながら、議員ご指摘のような戦略的に特徴ある取り組みを進めていきたい、継続的に進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） わかりました。我々議員も見させていただきますので、我々も協力することは協力いたしますので、一緒になって頑張っていきたいと思えます。

以上で私の一般質問を終わりにさせていただきます。

○議長（中崎政長君） 以上で通告9番、笹島 猛議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開を15時30分といたします。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時30分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

---

#### ◇ 古 川 洋 一 君

○議長（中崎政長君） 通告10番、古川洋一議員。

質問事項 1. 認知症対策について。 2. 救命について。 3. ペーパーレス会議について。  
4. 教育環境の整備について。 5. 職員の仕事について。

古川洋一議員、登壇願います。

古川議員。

〔10番 古川洋一君 登壇〕

○10番（古川洋一君） 議席番号10番、古川洋一でございます。

今回も那珂市を住みたい、住んでよかった、ずっと住み続けたいと思えるまちにするため、市民の代弁者として一般質問をさせていただきます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、最初の質問、認知症対策についてでございます。

平成27年12月10日に、議会教育厚生常任委員会の前委員長名で、執行部に対して本市の

認知症対策に関する要望書が提出をされております。ちなみに、私は当委員会の副委員長でございましたけれども、要望書を提出するまでには、先進地視察だけでなく、地元那珂市医師会の先生方との意見交換も行った上で、那珂市でもできるであろうということを考えて、要望書を提出していると思います。

その要望書の冒頭には、本市においても要介護者及び認知症患者の数は年々増加してきていますが、認知症の方を家族で見るとには限界があり、地域の協力が必要とされてきています。今後は、地域の高齢者を地域で見られるようにすることを理想とし、地域のきずな、生きがいのある故郷づくりを目指して、地域の活動を広げていくために下記事項について要望しますと記されております。

教育厚生常任委員会のみならず、各委員会が先進地視察等を通して調査研究をし、本市として取り組むべきこととして提出される要望書でございますが、委員会での質疑や一般質問についてはその都度ご答弁をいただきますが、要望書については、出したら出しっぱなしになってしまいがちであります。現在の教育厚生常任委員会でも、先日、委員長である私の名前で子育て支援について要望書を提出したところでありますが、我々はそういった要望に対して、その後、執行部がどのような検討または判断をし取り組んでいるのか、または検討すらしていないのか、そういったことまでをしっかりと確認すべきであると思っています。そこで、今回は、冒頭お話しした認知症対策に関する要望書の内容も含めて、現在、執行部においては、本市の認知症対策としてどのような取り組みをしているのか、また、今後の方向性についてお伺いしてまいります。

まず、現在の市の認知症対策についてお伺いいたしますが、最初に、27年12月に提出された要望書の内容を確認したいと思いますので、保健福祉部長にお伺いします。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

ただいま議員からございました平成27年12月に教育厚生常任委員会にていただきました要望でございますが、3点ございまして、1つ目は、認知症の早期発見・早期対応のための認知症初期集中支援チーム体制を構築すること、2つ目でございますが、行政が地域連携の中心となり、高齢者を支える地域包括ケアシステムを推進すること、そして、3つ目でございますが、住みなれた地域で安心して生活できる環境づくりの認知症カフェの開設運営及びサポートセンター構想の展開と、この3つについて要望をいただいております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 大きく分けて3つの要望があったということでございます。その3つ、一つ一つ具体的にお話ししないとなかなかわかりづらいかと思うんですが、きょうはちょっと時間の関係で割愛させていただきますけれども、では、それらの要望事項について、現在の取り組み状況をお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

要望を受けたもの、これまでの取り組みでございますが、認知症初期集中支援チーム体制につきましては、平成28年4月に医師、歯科医師、薬剤師、地域包括支援センター職員などの介護と医療の専門職で組織をしまして那珂市在宅医療・介護連携、認知症対策検討委員会を設置しております、認知症対策を検討してきたところでございます。その中で、今年度でございますが、認知症を知る月間にあわせまして、平成28年9月に、那珂市認知症相談医療機関ガイドを作成し、全戸配布をしたというところでございます。

次に、地域包括ケアシステムの推進についてでございますが、平成28年1月に、まちづくり委員会、民生委員、介護事業所の代表及び社会福祉協議会、地域包括支援センター、市の職員などで組織しました那珂市介護予防・生活支援サービス推進協議会を設置しまして、暮らしやすい地域づくりを目指し、検討を重ねております。今年度は、地域づくり研修や課題の抽出、平成29年4月の介護保険総合事業の実施に向けた検討を行ってまいりました。

最後に、認知症カフェの開設運営につきましては、推進協議会の中で検討を行い、高齢者の居場所の必要性が最優先課題として提案されました。しかし、サポートセンター構想につきましては、優先して取り組む課題とはされませんでした。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。優先して取り組む課題とはされなかったサポートセンター構想、これがみんな、視察した議員は感動していたんですよ。これはいいねと。なので、ちょっと残念ではありますが、それ以外の要望に関しましては、検討委員会とか推進協議会を立ち上げて検討を重ねて、優先順位もある中で、できることから取り組みを始めているということで理解させていただきます。それに対しては評価いたしますとともに、感謝申し上げたいというふうに思います。

では、今後どのような方向性をもってどのような取り組みをしていくのかということでございますけれども、ご答弁をいただく前に、他市町村の取り組みについて、今年に入ってから、毎日のようにというところちょっと語弊があるんですけども、茨城新聞による報道がいくつもございましたので、ご紹介したいと思います。

まず、本年1月25日付では、認知症の行方不明者の早期発見への対策として、東海村など23市町村が徘徊SOSネットワークを構築、龍ヶ崎市など26市町村がGPS機器やPHSの活用、取手市と土浦市は登録番号入り見守りキーホルダーを交付、笠間市と神栖市が製薬会社と認知症に関するまちづくり連携協定を締結、笠間市が警備会社と共同で小型発信器を活用、守谷市が登録番号入り見守りシールを配布といった事例を紹介しています。

次に、2月9日付、認知症患者らが徘徊して行方不明になった際の早期発見につなげようと、取手市医師会と取手警察署が相互に連携、認知症と診断された人の名前や身体的特徴な

どを記入したカードを医師が作成し、行方不明になったときに捜索活動に当る警察が照会できるようにするとのことで、これは全国初の取り組みだそうです。

次に、2月18日付、認知症施策に本人の声という見出しで、認知症の人が互いに本音を打ち明けられる機会として必要な支援を話し合う場があるとしたのは、回答があった自治体の56.4%、自治体の外、本人や家族の自助グループ、介護事業所、医療機関などが設置しているということでもあります。

最後に、2月23日付、大子町は4月から町内の郵便局と連携し、ひとり暮らし高齢者の安否を確認する見守り訪問事業として、郵便局の担当者が毎日電話で体調などを確認する外、月1回訪問して実施に面会するというもので、自治体単位での導入は、東京都の檜原村に次いで全国2カ所目だそうです。

こういった多くの施策を取り入れている自治体があるということですが、つまり、それだけの自治体においても認知症対策は切実な問題であり、地域及び関係機関との連携が必要と認識されているものということだと思います。

では、本市での今後の方向性及び取り組みについて、委員会からの要望以外も含めてお伺いをしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

今後の取り組みでございますが、認知症初期集中支援チームにつきましては、平成30年4月の設置に向けて、支援チームの設置場所、それから認知症サポート医、認知症地域支援委員の選定につきましても、方向性が決まってきたというところでございます。これからは支援が必要な事例の検討や実例をもとに行うプレ訪問を経て、サポート医を含めたチーム委員会議などの実践活動を積み重ね、市民から信頼される認知症初期集中支援チームとして稼働できるよう万全の準備をしていきたいと考えているところでございます。

認知症初期集中支援チーム以外の取り組みでございますが、社会福祉協議会が実施するふれあいいきいきサロンに多くの高齢者が参加できるよう、移送手段の検討を行い、ひきこもりから認知症への移行を予防できるように努めてまいりたいと考えております。

また、認知症の知識普及や理解を深めるために認知症サポーター養成講座も対象者を拡大し、認知症の方が暮らしやすい地域づくりに努めるとともに、徘徊が見られる状態になった場合には、徘徊GPSの貸し出し、これは現在事業としてやっておりますが、それから市内事業所との見守り協定、警察、消防、地域包括支援センター、民生委員等との連携による徘徊高齢者の早期発見に引き続き取り組んでまいりたいと思います。

それから、地域包括ケアシステムの構築につきましては、平成29年度的那珂市介護予防生活支援サービス推進協議会におきまして、多様な高齢者が集う居場所づくりや移送支援の検討、人材育成のための地域介護ヘルパー養成講習会、運転ボランティア講習会などを計画しているところでございます。今後も地域包括ケアシステムの構築に向け、推進協議会におい

て地域の代表や関係機関と連携しながら、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。  
以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 認知症対策ということではないんでしょうけれども、このたび防災課のほうでも、ひとり暮らしの要行動支援者等に対して自治会、自主防災組織、民生委員さん、そういった方々を中心に支援していくというようなお話もお聞きいたしましたけれども、そういった地域及び関係機関との連携がこれからますます必要になってくるのかなというふうに思いますので、その連携を主眼に、これからも、今既にいろんなことはやってはいただいていますけれども、その対策を早急に構築、進めていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、次の質問、救命についてに移ります。

毎年12月でしょうか、消防の若手職員による意見発表会が行われます。私も可能な限り出席し、拝見、拝聴させていただいております。この発表会は、全国消防職員意見発表茨城県大会に出場する職員の予選会も兼ねているということですが、論旨が明確か、業務に対する先見性や発展性があるか、発表態度及び発表力があるかといった事項について審査をされるわけですが、私が注目する点は、審査という観点ではなく、那珂市消防の若手職員が日ごろの業務に対してどれだけ熱い思いを抱いているか、またはどんな悩みや心配を抱いているのかということを知りたいなという点であります。

この各人の思いというのは、審査項目による評価が高い、低いを問わず伝わってくるものでありまして、まだ知識や経験が浅い若手職員とはいえ、消防職員が市民の生命財産を守るんだという強い使命感や責任感を持って、ときには自身を危険にさらしながら業務を遂行していることに、改めて敬意と感謝の気持ちを新たにしているところがございます。今回は、意見発表会の中で、若手職員が口をそろえて訴えていらっしゃる命を守るということの大変さ、救命について質問をしたいと思います。

まず、救命講習について伺います。

突然のけがや病気に襲われた場合、救急車の到着前に家庭や職場において1分1秒でも早い応急手当を行うことで命を救える可能性、確率が高まることは言うまでもございませんが、その救命措置の方法を知っているか否か、実際に措置ができるか否かということがとても重要でありまして、そのために必要になってくるのが救命講習を受講するということだと思います。

そこで、まずは救命講習にはどのようなものがあるのか、消防長にお伺ひいたします。

○議長（中崎政長君） 消防長。

○消防長（寺門 忠君） お答え申し上げます。

普通救命講習会1と3、救急入門コース、応急手当等のコースがございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） では、それら講習会は、それぞれどのような内容なのか、ちょっと具体的にお伺いしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 消防長。

○消防長（寺門 忠君） お答え申し上げます。

普通救命講習会1は、主に成人の心肺蘇生法、AEDの取り扱いを主体とした約3時間の講習会です。普通救命講習会3は、普通救命講習会1に小児、乳児を含んだ心肺蘇生法、AEDの取り扱いを主体とした3時間の講習会です。救命入門コースは、胸骨圧迫の方法からAEDの取り扱い方法を学ぶ主に学生対象の45分コースと一般向けの90分コースがございます。応急手当講習会につきましては、時間や内容にとらわれずさまざまなニーズに合わせた救急に関する講習で、3時間未満の講習会となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） では、それら講習会のそれぞれの受講者数について、平成27年と平成28年の比較、また、どのような方が受講されていらっしゃるのかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 消防長。

○消防長（寺門 忠君） お答え申し上げます。

平成27年につきましては、普通救命講習会が815名、救命入門コースが710名、応急手当講習会が121名の合計1,646名の方が受講しております。また、平成28年につきましては、普通救命講習会が832名、救命入門コースが861名、応急手当講習会が56名の合計1,749名の方が受講しております。両年ともに各事業所、各自治会、消防団員、学生の方が受講いたしております。比較としまして、100名の増加になっているものでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。受講者数はふえているということであります。受講者は、各事業所、各自治会、消防団員、学生ということですが、事前にいただいた資料によりますと、救命入門コースでは、市内のいくつかの小学校や中学校の児童生徒も受講してくれているということであります。その受講により、一時救命措置である心肺蘇生法やAEDによる救命措置の方法、仕方を学んでいただいたということであります。

では、このAEDなんですけれども、一般財団法人救急振興財団の応急手当講習テキストによりますと、突然の心停止のうち、救急隊が到着するまで電気ショックが行われなかった場合の1カ月後の社会復帰率は18.9%ですが、救急隊が到着するまでに電気ショックを行った場合は約2.3倍の43.3%だったと書かれております。つまり、AEDが身近にあれば、救えなかった命も救えた可能性があるということであります。そこで、市内におけるAEDの設置状況をお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 消防長。

○消防長（寺門 忠君） お答え申し上げます。AEDの設置状況につきましては、市41の公共施設に44台、県の7公共施設に13台、医療機関20施設に20台、一般事業所45施設に51台、合計113施設に128台が設置されております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 市内には、医療機関や一般事業所も含めて113施設に128台が設置、うち市の公共施設については、41施設に44台設置しているということであります。一見たくさんあるように思えるんですけども、では、市の公共施設、41施設44台あるということですが、市の公共施設での使用実績はございますか。お伺いたします。

○議長（中崎政長君） 消防長。

○消防長（寺門 忠君） お答え申し上げます。

使用実績につきましては、市公共施設での使用実績はございません。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 外の、市以外には何件ありますか。

○議長（中崎政長君） 消防長。

○消防長（寺門 忠君） お答え申し上げます。

一般事業所で、平成27年につきましては2施設で2回、平成28年につきましては同じく2施設で2回の使用実績がございます。また、消防本部としましては、平成27年の2,063件の救急出場で12件、平成28年の2,126件の救急出場で5件のAED使用実績がございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 市の公共施設では使用したことはないということであります。事前にお伺いしましたところ、設置してある公共施設に、その中ではなくて、外から貸して欲れと、住民が飛び込んできたこともないというふうにお聞きしました。使用する機会がなくて本当によかったですねと申し上げるべきなのでしょうけれども、しかし、今、ご答弁がありましたとおり、一般事業所においては27年、28年ともに2回ほどあったと。そして、消防本部にあっては、救急出場で27年には12件、28年には5件の使用実績があったということであります。この現状から、皆さんはどう考えるかということなんです。

消防の救急出場で何度か使用したということですが、先ほど、救急隊到着前に電気ショックを行った場合の社会復帰率は、行わなかった場合の約2.3倍と申し上げましたが、消防の皆さんは、家庭にもAEDがあれば助かったかもしれないのと思われたこともあったのではないかというふうに思います。そして、公共施設にあったとしても、近くのコンビニエンスストアにあったとしても、貸してくださいと飛び込んでいく時間的、また精神的余裕があ

るとは思えません。

公共施設も含めて、どこの誰だかわからない人が貸してくれと飛び込んで来て、本当に何も聞かずに貸してくれますでしょうか。住民からすれば、名前とか住所とか連絡先とか伝えている精神的な余裕、時間的な余裕もないと思います。どうして、どうなったのなんて聞かれた日にはもういいよと、助からなかったら一生恨んでやるからなどと、そんな気持ちにもなりますよね。結局は、ただただ救急隊の1分でも1秒でも早い到着を祈りながら待つばかりというのが現実ではないでしょうか。

そういうことを考えますと、やはり理想は各家庭一家に1台ではないでしょうか。防災無線のように、行政が設置してくだされば本当にありがたいですが、それを市に要望しても無理でしょう。そして仮に設置したとしても、その後のメンテナンス費用も必要なんですよね。ですから、全額ではなく一部補助ということでもいいと思いますので、まず、これはご答弁は結構ですけれども、要望としてお伝えしておきたいというふうに思います。

では、消防職員の思いも含めて、市民の願いをかなえることはなかなか難しいとは思いますが、AEDの普及啓発について、消防本部としてはどうお考えになっておりますでしょうか。お伺いします。

○議長（中崎政長君） 消防長。

○消防長（寺門 忠君） お答え申し上げます。

消防本部としましては、平成28年の救急出場件数が2,126件ありますので、現場到着までの平均時間は8.5分かかっております。救急隊が到着するまでの空白の時間にできる心肺蘇生法と、1分1秒でも早い電気ショックを行うことが重要でありますので、市民等に広報紙やホームページ等で救命講習会の受講を呼びかけております。さらに、AEDの必要性と取り扱い、心肺蘇生法、止血法を普通救命講習会等を通して普及啓発を図っております。

AEDを身近なところにより多く設置することが望ましいと思いますが、財政面や設置場所等を考慮しなければなりません。AEDは市公共施設等の限られた場所に設置されているのが現状でありますので、まずは、講習会を通して正確な心肺蘇生法を習得することが最重要であります。救急現場などの不測の事態に遭遇したときに、機械に頼ることなく対応できる市民を1人でも多く育てていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。確かにそのとおりだと思います。機械に頼るのではなく誰でもどこでもできる対応というものをまず身につけることが大切だということです。しかし、私はあくまでも一家に1台を念頭に、今後要望をしてまいりたいと考えております。

では、次の質問、ペーパーレス会議についてに移ります。

過去に、何年前だったでしょうか、現議長の中崎議員が議会への配付資料を風呂敷に包んで、この場に持参され、このペーパー資料、何とかならないですかということで一般質問さ

れた経緯がございます。議員の中には、長くされている方は特にそうかもしれません、お宅の一部屋を潰すほどの量の会議資料を保存しているという方もいらっしゃるのではないかと  
いうふうに思います。私も議事録や予算書など、過去の分を見直すことが多々ございますので、処分するにもなかなかできないという現状にあります。

議会においては、一刻も早くペーパーレス会議を導入したいと多くの議員が考えていること  
と思います。そのような中、先月2月15日、16日と、議長それから各委員長の皆様ととも  
に、友好都市の秋田県横手市を訪問させていただきました。横手市の姉妹都市であります  
神奈川県厚木市の議会のご一行もいらしておりました。その際、横手市も厚木市も議会で  
のペーパーレス会議を既に導入済みであるということを知り、少しですが、恥ずかしい思い  
をいたしました。議会改革の一つとして、議会におけるペーパーレス会議、つまりタブレッ  
ト化ということになります。その導入については議会内で検討すればよいことでもあります  
から、今後、議会運営委員会を中心に話が進められていく、進めていただきたいというふう  
に考えております。

したがって、本日は、議会で導入されることを見越して、執行部においても同時に導入で  
きるよう検討を開始してはいかがかということで質問させていただきます。ちなみに、横手  
市においては、昨年議会が先行導入いたしましたけれども、執行部においては平成29年  
度予算に計上しているということでもあります。

それでは、ペーパーレス会議システム及びタブレットの導入についてですが、まず、ペー  
パーレス会議システムとはどういうものか、誰もがご承知のこととは思いますが、一言で申  
せば、配付資料つまり紙の資料をデータ化して、タブレット端末で見られるようにするとい  
うことでもあります。これにより、どのような効果があるかと申しますと、まずは、紙資源と  
事務コストの削減、つまりお金と手間を減らせるということ、そして、次第にたまっていく  
膨大なデータが保存でき、データをキーワードで横断検索することにより、過去のデータを  
瞬時に表示することが可能となると。これまでの重い紙資料の携帯や整理も不要となる。こ  
ういった文書管理機能に加えて、資料のカラー化により資料が見やすくなる。データ化され  
た資料に手書きでメモを記入することもできるそうです。会議資料の事前配付、送信によっ  
て、準備して会議に臨めるなど、会議運営機能としても向上をいたします。

このようにコストだけでなく、コスト、お金にあらわれない効果が大きいということであ  
ります。また、横手市さんのお話になりますが、議会で導入したことに伴い、紙資源は導入  
後66.5%削減、コストでいうと、今後、完全ペーパーレス化が実施されれば、紙資料郵送  
費、人件費等でまだ導入して間もないのであくまでも見込みとのことですが、年150万円以  
上の削減になるだろうということでもあります。

簡単な説明で恐縮でございますが、このようなペーパーレス会議システム、タブレット化  
ですが、執行部では、現時点でペーパーレス化による会議システムを導入するお考えがある  
か、総務部長にお伺いします。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

現在、執行部内では、タブレット端末による会議のペーパーレス化を実施する予定はございません。ペーパーレス化という点においては、市役所内の内部文書や回覧についてはパソコンのグループウェアを通して配信することで、紙の文書を削減しております。また、会議においては、基本的に資料を印刷配付して実施しております。今後、議会がペーパーレス化で会議を実施するという方針がまとまれば、執行部におきましても、それらに対応できるように考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） では、例えば、執行部が作成して議会に提出する資料というのもあるかと思うんですけども、その配付資料をペーパーレス化した場合、どの程度の紙資源や費用などの節減、削減効果があるのかお伺いします。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

議会の定例会で議員に提出する資料といたしましては、議案書や常任委員会資料等がございます。これを今回の3月定例会を基本にして議員1人当りの1年間分を算出すると、約1,600枚になります。金額にすると、紙代、印刷機のインク代、予算書等の印刷製本代を含めまして年間約7,300円となります。したがって、ペーパーレス化にすると概算ではございますが、議員1人当り年間約7,300円の削減効果になると思われれます。また、その外、資料の印刷製本に係る業務は、時間と手間のかかる作業であります。ペーパーレス化により議案書等の印刷製本作業がなくなれば、業務に対する効果は大きいものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 1人当り年間7,300円ということなんですが、本当かなという気はいたしますけれども、それはそれで結構です。

ですから、そのコストの削減を大きいと考えるのか否かというご判断も必要でしょうけれども、議員1人当りの年間約1,600枚の紙資料ということを考えてだけでも、私、目が回ります。先ほども申し上げましたが、コストだけでなく印刷製本にかかる業務の時間と手間など、お金にあらわれない効果も大きいとご認識されているということはわかりましたので、きょうはこの程度にさせていただきます。

いずれにいたしましても、いつまでの紙資料に頼っている時代じゃないよということだけは、申し上げておきたいなというふうに思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、教育環境の整備についてでございます。

まず、学校用務員の配置についてお伺いいたします。私、小・中学校で長年PTAの役員をやらせていただきましたけれども、校長先生や教頭先生に用事があって学校に出向くことがたびたびございましたが、その際、先に目を向けるのは、学校のグラウンドなんです。それはなぜだと思いますか。校長先生や教頭先生がグラウンドにいる可能性が極めて高いからなんです。また、お電話をさせていただく場合もありますけれども、電話をとってくださった方から、ただいま校長、または教頭はグラウンドにおりますので、呼んでまいりますと言われることが何度もありました。つまり、校長先生や教頭先生はグラウンドや校舎周辺で刈払機等をおつかいで除草作業をしたり、ゴミ拾いなどをされていることが多いということなんです。

そんなときに、私自身、そういえば、自分が子供のころは用務員さんという方が学校にいて、そういった作業をしていたななんていうことを思い出し、なぜ今の小・中学校には用務員さんがいないんだろうなんていうことをちょっと考えたりしたこともございました。本市では小・中一貫教育が導入され、先生方の負担も増大することを重々承知の上で、私は、今後先生方には、ますます子供たちと向き合っていただく時間が必要であるというふうに訴えてまいりました。

今定例会中の教育厚生常任委員会において、教育委員会から小・中学校における土曜日等授業の実施についてのご報告があるようですけれども、事前にいただいた資料を拝見いたしますと、その目的の1つとして、教師が児童生徒と向き合う時間を確保すると記されております。つまり、教育委員会でも、その必要性を十分ご認識いただいているものと考えます。そのためにも、小・中学校に用務員を配置していただき、校長先生や教頭先生にも児童生徒と向き合い、接する時間をふやしていただきたいというふうに思うわけであります。

まず、現状確認として、市内の小・中学校に用務員は配置されているのか、また、他の市町村には用務員が配置されているところがあるというお話もお聞きしましたので、県内の学校用務員の配置状況について、あわせて教育部長にお伺いします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

那珂市の各小・中学校におきましては、現在、用務員を配置してございません。また、県内の用務員の配置状況でございますが、平成28年度において、配置を行っていない市町村は、那珂市を含めまして4自治体となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 那珂市では配置していない。県内で配置していないのは、那珂市を含めて4自治体しかないということで、驚きであります。では、本市では、用務員が担う仕事というのがあるかと思うんですけれども、どなたがやっというらっしゃるんでしょうか。冒頭、私からお話ししましたから、聞くまでもないんですけれども、念のためお伺いいたしま

す。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えします。

給食の配膳に関しましては、給食配膳員が行っておりますけれども、先ほどの日常的に発生する業務につきましては、学校長、あるいは教頭が中心になって行っているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ということで、やっていないのは那珂市を含めて4自治体のみということですから、本市では、用務員を雇う予定はございませんか。お伺いたします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えします。

用務員に関しましては、教育委員会としても必要性を認識しているところでございます。ここ2年間、予算要望をしているところでございますけれども、予算総枠の関係で、確保ができなかったというところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） なるほど。教育委員会としては昨年度と今年度の予算でしょうか。予算要求において計上したけれども、予算枠の関係で確保できなかったということでもあります。確認なんです、学校用務員さんは全校各校に1人いらっしゃるの理想かもしれませんが、現状は、那珂市には5つの学園があるわけですから、学園ごとに1名いらっしゃればいいんじゃないかなというふうに思っていますけれども、教育委員会としては何名の配置を要望、予算要求されていらっしゃるんですか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） まずは各学園に1人ということで、5名の要望をしたところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。では、この件に関しましては、後ほど行政サイドのほうにもお伺いしたいと思っております。

学校敷地内の管理は学校長に責任があるのはわかります。校長先生や教頭先生が、また、年に何度かは保護者の皆さんが奉仕作業として草刈りなどを行っておりますけれども、私はそういう姿を子供たちに見せることによって、子供たちに校長先生や教頭先生が、また、お父さんやお母さんが私たちのためにきれいにしてくれているということを学ばせるということも必要かなと私は思います。

ですが、そもそも、じゃ、草刈りとかそういうのは誰の仕事なのか、本来の管理職の方の仕事なのかということがちょっと疑問ですので、そもそも草刈りなどは小・中学校の管理職が行う本来の仕事なのか、子供たちと直接向き合う時間のほうが大切なのではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えします。

小・中学校の管理職につきましては、学校運営の根幹の担うことや対外的な部分に係る職務を行うものであるというふうに考えてございます。議員のおっしゃるとおり、子供たちと向き合う時間、ふれあいの時間を大切にする事で、円滑な学校運営、そして子供たちとの成長にもつながっていくというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） そうですね。本来の仕事ではない。でも、やらないわけにはいかないというのが現実であります。ちなみに、私は決して先生方を楽しめたいと思ってこのお話をしているわけではございません。小・中一貫教育導入の際にも、いじめ問題等についても先生方はお忙しいだろうけれども、もっと児童生徒と向き合う時間を持ってくださいとお願いしてきたつもりであります。それは、決して担任の先生ばかりではなく、管理職であっても同じだと思います。先ほど、土曜日授業の目的について少し触れましたけれども、学校も教育委員会もその辺はご認識いただいていることと思います。

では、管理職であっても、先生方が子供たちと触れ合う時間を確保するために、教育委員会として何かできることはございませんか。お伺いします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えします。

先ほども申し上げましたとおり、学校用務員を雇用できることが理想ではございますけれども、校長先生や教頭先生の負担軽減を図るために、今年度より、各学校の緑化管理に係る予算につきまして、増額をしたところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 昨年度から緑化管理の委託費を増額したと。でも、まだ校長先生や教頭先生、やっていますよ。増額したとはいえ、十分な額ではないということがわかります。では、先ほどの用務員の配置を予算要求で計上したが、予算枠の関係で確保できなかったとのご答弁に関して、行政サイドの総務部長にお伺いいたします。私は、これまで再三、部署ごとに予算枠があるのはおかしい、全体の総予算が決まっているとしても、その年、その年で必要などころには増額し、必要がないところは減額して当然だというふうに申し上げてまいりましたけれども、その都度、枠はあるけれどないとか、ないけれどあるとか、私にはよ

く理解できないちよつとご説明、ごめんなさい、私はそう思ったということですよ。というようなご説明で、結局私は、現時点では、部署ごとの予算枠はないというふうに理解をしているんです。改めて今回お伺いします。実際には、予算要求の限度額があるんじゃないですか。お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

毎年度の予算編成に当りましては、編成作業の前段として、実施計画策定の段階において次年度以降の計上事業について検討を開始しており、その実施計画策定要領で予算要求額については、原則として前年度当初予算額を限度とするとしております。しかし、新規事業や増額要求となる事業なども当然ございますので、市全体の要求額は、初期段階では前年度より大きく超過いたします。そのため、各部において事業の必要性、緊急性、費用対効果などについて精査し、要求事業や事業費の絞り込みなどを行い、一定程度絞り込んだ後に、予算編成に流れる形となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 前年度当初予算額を限度額としていると、しかし、新規事業や増額要求、そういうものもあって、市全体の要求額が大きく膨れ上がることから、各部においてまずは絞り込みをさせた上で予算編成に入るというご答弁ですよ。ですから、部ごとの要求の限度額はあるということですよ。あるということが改めてわかりました。教育委員会も予算要求している、私も学校用務員の配置が必要だと思いますが、予算化について前向きにご検討いただきたいというふうに思いますけれども、総務部長にお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

学校用務員の必要性については認識しているところでございますが、全体の予算は限られておりますので、教育事業の中での必要性、緊急性や優先度などを検討し、予算計上をさせていただいております。次年度以降も各教育関係の事業について内容を精査し、優先度なども考慮して予算計上してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 皆さんも多分言われたことがあると思うんですが、多くの市民の方は、子供たちの教育には金かけるべきだとおっしゃっていますよね。私もそう思います。ただ、それは教育予算については無制限だとか外の予算は必要ないとか、そういうことを言っているわけでは決してない。それはわかっていただけたと思います。ただ、部内、いわゆる教育委員会という部内での優先順位ではなくて、外の部署の事業と比較検討し、必要性や優

先順位が高いというふうに判断すれば、私はその予算措置をすべきだということを申し上げているんですね。行政サイドとしては、あくまでも教育予算の範囲内で事業を検討しろというご答弁ですから、であれば、それはそれで立場はよくわかります。であれば、あとは市長の政治判断に委ねるしかないのかなというふうに考えるわけであります。

ということで、市長にお尋ねいたしますけれども、本市の次代を担う子供たちの教育に対する思いを予算配分も含めてお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） これからますます進展する少子化時代を担っていく子供たちに対する教育はますます重要になっていくと認識しておりますが、同時に高齢者、高齢化も進展していきますので、両方の面でバランスをとりながら必要な予算はふえていくことが予想されます。私としてもどちらにも十分な予算をかけていきたいという思いは持っていますが、厳しい財政事情もございますので、先ほど総務部長がお答えしましたように、各事業を精査して、必要な事業に必要な予算を最少の経費で最大の効果を得られるよう、教育面にも十分配慮して予算を配分していきたいと考えております。

私は、この用務員の必要性とか、そういったものは聞いたことがなかった。今初めて聞いたわけですよ。本当に必要だったら教育委員会は執行部に、これ、どうしても必要なんだということを言わなくちゃいけない。それを私の耳に入ってきたのは、この質問が入って初めてでありますから、そういったことをまずやるのが職員の責務だというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。教育に対する思いというのは、そこに今あったのかなという気はしてしまいますけれども、では1つ、財政状況によって予算措置ができないんだというご答弁が総務部長からございましたけれども、では、ちょっと1つ提案をさせていただきたいと思っております。財源をつくりましょう。市役所の職員も市民に向き合う必要性があるということで、清掃員だとか周辺の除草作業、あるかどうかわかりませんが、委託しているんだと思うんです。じゃ、それを学校に対しては財政状況を理由に同じようにできないということであれば、市長や副市長、部課長中心に市役所の職員も清掃や除草作業しませんか。その浮いた金で学校に回してくださいよ。どうでしょうか。提案ということで、お話をしておきます。この件については以上にします。

次に、障害児の介助についてお伺いいたします。私、障害児という言い方は余り好きではありません。障害がある普通の子です。その介助についてお伺いいたします。一言で障害といいますが、多種多様な障害がございますが、全ての子供たち一人一人にきめ細かい教育を行うには、その障害に応じた支援も必要不可欠になってくるはずで。そこで、障害児の介助支援について、現状と対応についてお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えします。

障害が認められる園児や児童生徒に対しましては、きめ細かな支援が必要となることから、障害児学習指導員や生活指導員を必要に応じて配置をしているところでございます。平成28年度は、障害児の学習指導員を小・中学校に9名、生活指導員を幼稚園に8名、そして、小・中学校に9名配置をしてございます。平成29年度につきましては、生活指導員を1名増員をする予定でございます。また、年度途中におきましても、配置が必要となった場合には、財政部局と協議をいたしましてスムーズな配置がとれるように対応を図っているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 平成29年度には生活指導員1名の増員を予算措置したと、また、今後、年度途中で配置が必要となった場合でもスムーズな配置がとれるようにするということがあります。この件については優先的に考えてくださっているようですので、安心いたしましたので、この件については以上といたします。

次に、スズメバチ対策についてお伺いしたいんですが、ちょっとお時間が迫っておりますので、最後の質問事項、職員の仕事についてを先にお伺いして、時間がありませんでしたら、またスズメバチ対策についてお伺いしたいと思います。

私たち議員は、先進事例の調査研究として他の自治体の取り組みを視察させていただく機会が多々ございます。そのときに必ずといっていいほど感じることは、その自治体は何をしているか、つまり、事業内容はもちろん重要でございますが、その事業担当者の思いや熱意があったからこそ成功しているんだろうなと、市民も協力してくれるんだろうなということを感じます。何をするかから誰がするかへということなんですが、やはり全ては人だということであり、成功には何をやるかだけでなく、誰がやるかということがとても重要な要素になっていると、私だけでなく、一緒に視察した議員の各位もそう感じたということをおっしゃいます。

ここで、市長にお尋ねしたいんですが、市長は常々、行政は地域最大のサービス産業であるということもおっしゃっているかと思いますが、地域最大のサービス産業とはどのような意味でおっしゃっているのか、改めてお伺いしたいと思います。また、実際に行政サービスを行っている職員がどのような姿勢で業務に取り組んでいるとお考えなのか、あわせてお伺いします。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 地域最大のサービス産業であるというのは、ひなの論理というのがあります。これ細川さんと岩国哲人さんが書いた本があるんですけども、その中に出てくるキャッチフレーズと申しますか、その言葉でございます。行政は市民生活のさまざまな分

野に関連しておりますので、市民が安心・安全で暮らせる生活環境を整備して、公共の福祉の向上を目的として業務を実施していることから、地域最大のサービス産業であると言えます。その中で、職員は那珂市役所という組織で、さまざまな行政分野で職責や職務に応じて担任する事務を実施しております。

全体の奉仕者として、全力で業務に取り組んでいるというふうに私は考えております。特に東日本大震災がありました。そのとき職員は、発災後から着の身着のまま、家にも帰らず家庭も顧みず、一生懸命復興作業に従事してくれました。したがって、その姿を見ておりますので、特に強くそう思うところでございます。実直に業務を遂行することを信頼したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 最高、トップとしてはそう思わなきゃいけないですよ。逆にね。それはよくわかります。ただ、今のご答弁について、ちょっととても大事なことになるので、1点確認させていただきますが、市民生活のさまざまな分野に関連していろんなことをやっているから、最大のサービス産業ということだけなのか、それとも、最後におっしゃいましたが、サービス精神とかそういったものも含めてサービス産業だというふうにお考えになっているということよろしいですか。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） そういうことですね。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。では、地域最大のサービス産業とおっしゃるのであれば、サービス精神、熱意、誠意など、民間の模範となるべき職員となる人材を育てることが必要だと私は思います。

では、今回は、その職員のうち再任用職員についてお尋ねいたします。まず、再任用職員とはどのような身分の職員なのか、また再任用職員には何を期待して、どこに配属をしているのか、あわせて伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

再任用職員とは、高齢社会の到来に対応し、高齢者の知識、経験を社会において活用し、年金の支給開始年齢の引き上げに合せて雇用と年金の両面から支えていくことを目的として、地方公務員法に制度化されたものでございます。当市でも条例を制定して、再任用制度を導入し、定年退職者を職員として活用しているところでございます。

再任用職員には、長年培ってきた知識や経験を生かして、職員の育成や専門的知識を必要とする職務などの方面で活躍いただきたいと考えております。主な配属先といたしましては、コミュニティセンターや那珂聖苑などの出先機関の管理者、それから正職員と同じ職場など、

知識や経験を生かせる部署に配属しております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 長年培ってきた知識や経験を生かして、職員の育成や専門的知識を必要とする職務などの方面で活躍してほしいというふうに考えて、配属先も決めているということでもあります。ということは、逆に再任用される側の職員ご自身も、市は自分に何を求めているかを理解した上でその立場になることを望んだものというふうに考えてよいということですね。ところが、現実には、一部の再任用職員においては、これ誤解のないように、あくまでも一部、皆さんの名誉ももちろんおありでしょうから、お断りしておきますけれども、あくまでも一部ですけれども、自分に求められた職務や職責を自覚しておらず、自分が何をすべきなのかご認識がないと思われる方がいらっしゃるということでもあります。

市長は先ほど、全職員が全力で取り組んでいると考えているとおっしゃいましたけれども、であれば、実際のところはちょっとわかっていない、知らないということになります。これは私が感じているだけではなく、一般市民の方々、さらには、その職員の職場で一緒に働いている職員も言っているんですよ。大変失礼な言い方で恐縮ですけれども、年金をもらうまでの隠居生活のつもりですかと聞きたくなるということです。あの程度の仕事なら、一生懸命ばりばり働いてくれる若い職員を2人採用したほうが良いというようなこともおっしゃっています。でも、その職場の職員がもし思っているという場合は特に、本人に向かっては言えないですね。ついこの前まで管理職だった大先輩ですから。そういう方がいるから、職員の職場の士気が下がるんですよ。

私が思うに、例えばその方が現役中、部長職にあったとします。私が、今度こういう質問をしますよとか、こんなことを提案したいんですけどもというお話をしますと、先ほど申し上げたような道をたどる方は、それは私がやめてからにしてくれませんかと言うんですよ。まだ私たちに言うならまだましです。そんなことを日ごろから部下に対しておっしゃっているとすれば、その部下の将来を考えるとぞっとします。若手職員がああはなりたくないとそのときは思ったとしても、そういう環境で何十年も仕事をしていくうちに、いつしか自分もそういう人間になってしまうんです。今定例会初日に配付された平成29年度施政方針の中で、職員研修とか人事評価制度についても述べられておりますけれども、人は研修や評価で変える、育てるのではなく、背中を見せて育てることが大切なんではないでしょうか。

このような現状についてどう思いますかというような質問も考えたんですが、多分、指導とか注意しますということなんだと思いますけれども、多分それはでも無理ですよ。できますか。

ですから、そこで、この件の私なりの結論は、この場にいらっしゃる現在再任用職にある方々へではなく、この場にいらっしゃる執行部の皆様に申し上げます。ご自身がそのような立場になったときには、市民や部下の目は厳しいということ、そして、市が何を期待し

何をしてほしいのかを自覚して職務にあたられることで、市長のおっしゃる地域最大のサービス産業になり得るということを覚えておいていただきたいというふうに思います。

3月に退職される方もいらっしゃると思いますので、皆様へのエールということで、今後のご活躍を祈念したいと思います。長年、本当にお疲れさまでございました。また、まだ数年あるよという方へは、先ほど申し上げたように、今できることは先延ばしするんじゃなくて、在職中にやってしまうんだという気持ちで、今後取り組んでいただきたいというふうに思います。それが優秀な後輩、人材をつくるということに必ずつながるはずです。よろしくお願ひしたいと思います。

お時間もないので、先ほどのスズメバチ対策については割愛させていただきます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中崎政長君） 以上で通告10番、古川洋一議員の質問を終わります。

---

#### ◎議案の質疑

○議長（中崎政長君） 日程第2、議案等の質疑を行います。

議案第1号から議案第33号までの以上33件を一括議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

---

#### ◎議案等の委員会付託

○議長（中崎政長君） 日程第3、議案等の委員会付託を行います。

議案第1号から議案第33号までの以上33件につきまして、お手元に配付しました議案等委員会付託表のとおり所管の常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

---

#### ◎請願陳情の委員会付託

○議長（中崎政長君） 日程第4、請願の委員会付託を行います。

今期定例会におきまして受理しました請願はお手元に配付いたしました請願（陳情）文書

表のとおり会議規則第141条第1項の規定により所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

つきましては、当該常任委員会におきまして審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

---

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中崎政長君） 日程第5、発議第1号 那珂市議会基本条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会、君嶋寿男委員長、登壇願います。

〔15番 君嶋寿男君 登壇〕

○15番（君嶋寿男君） 発議第1号 那珂市議会基本条例の一部を改正する条例。

上記の発議を別紙のとおり提出する。

平成29年3月8日。

那珂市議会、議会運営委員会委員長 君嶋寿男。

提案理由として、議会基本条例第24条に基づき、議会改選後に議会運営委員会において条例の内容を検討した結果、前文の修正及び用語の定義を新たに追加して、よりわかりやすい内容とするものです。

なお、改正条文につきましては、別紙のとおりでございますので、よろしく願います。

○議長（中崎政長君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 討論を終結いたします。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決いたしました。

---

◎選任第1号について

○議長（中崎政長君） 日程第6、選任第1号 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

念のため申し上げます。議会運営委員会委員の選任は、委員の欠員があるため補充するものです。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については那珂市議会委員会条例第8条第1項の規定により木野広宣議員を指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、木野広宣議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

---

◎選挙第1号の上程、採決

○議長（中崎政長君） 日程第7、選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙を行います。

選出する議員は1名であります。

お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） ご異議なしと認めます。

よって、指名の方法については、議長において指名することに決定をいたしました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に古川洋一議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました古川洋一議員を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました古川洋一議員が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に  
当選されました。

当選されました古川洋一議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の  
規定により告知いたします。

連絡事項がございます。今期定例会において開催予定の各常任委員会の開催通知文は各議  
員の文書区分箱に配付しておきますので、ご確認願います。

---

### ◎散会の宣告

○議長（中崎政長君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午後 4時37分

平成29年第1回定例会

# 那珂市議会会議録

第4号（3月23日）

## 平成29年第1回那珂市議会定例会

### 議事日程(第4号)

平成29年3月23日(木曜日)

- 日程第 1 災害対応調査特別委員会調査事項
- 日程第 2 議案第 1号 那珂市公文書開示・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
- 議案第 2号 那珂市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 3号 那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 4号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 5号 那珂市税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第 6号 那珂市税条例等の一部を改正する条例
- 議案第 7号 那珂市地区交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 8号 那珂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 9号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 那珂市公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 那珂市空き家等の適正管理に関する条例
- 議案第12号 那珂市障害支援区分認定審査会条例
- 議案第13号 那珂市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例
- 議案第14号 那珂市水道事業の剰余金の処分等に関する条例
- 議案第15号 平成28年度那珂市一般会計補正予算(第10号)
- 議案第16号 平成28年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)
- 議案第17号 平成28年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第18号 平成28年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第19号 平成28年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第4号)
- 議案第20号 平成28年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補

正予算（第2号）

- 議案第21号 平成28年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議案第22号 平成29年度那珂市一般会計予算  
議案第23号 平成29年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算  
議案第24号 平成29年度那珂市下水道事業特別会計予算  
議案第25号 平成29年度那珂市公園墓地事業特別会計予算  
議案第26号 平成29年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計予算  
議案第27号 平成29年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算  
議案第28号 平成29年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計予算  
議案第29号 平成29年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第30号 平成29年度那珂市水道事業会計予算  
議案第31号 公の施設の広域利用に関する協議について  
議案第32号 市道路線の認定について  
議案第33号 市道路線の変更について  
請願第1号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の提出を求める請願

- 日程第3 議案第34号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任について  
日程第4 議案第35号 那珂市政治倫理審査会委員の委嘱について  
日程第5 議案第36号 那珂市教育委員会委員の任命について  
日程第6 議案第37号 那珂市教育委員会教育長の任命について  
日程第7 委員会の閉会中の継続調査申出について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員（17名）

- |     |     |     |   |     |    |    |   |
|-----|-----|-----|---|-----|----|----|---|
| 1番  | 大和田 | 和男  | 君 | 2番  | 富山 | 豪  | 君 |
| 3番  | 花島  | 進   | 君 | 4番  | 中崎 | 政長 | 君 |
| 5番  | 筒井  | かよ子 | 君 | 6番  | 寺門 | 厚  | 君 |
| 7番  | 小宅  | 清史  | 君 | 8番  | 綿引 | 孝光 | 君 |
| 9番  | 木野  | 広宣  | 君 | 10番 | 古川 | 洋一 | 君 |
| 11番 | 萩谷  | 俊行  | 君 | 12番 | 勝村 | 晃夫 | 君 |
| 13番 | 笹島  | 猛   | 君 | 14番 | 助川 | 則夫 | 君 |
| 15番 | 君嶋  | 寿男  | 君 | 16番 | 遠藤 | 実  | 君 |

17番 福田 耕四郎 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野 徹 君	副市長	宮本 俊美 君
教育長	秋山 和衛 君	企画部長	関根 芳則 君
総務部長	川崎 薫 君	市民生活部長	石川 透 君
保健福祉部長	大部 公男 君	産業部長	佐々木 恒行 君
建設部長	小泉 正之 君	上下水道部長	石井 亨 君
教育部長	会沢 直 君	消防長	寺門 忠 君
行財政改革 推進室長	大森 信之 君	危機管理監	小橋 洋司 君
農業委員会 事務局長	山田 甲一 君	総務部次長	川田 俊昭 君

---

議会事務局職員

事務局長	深谷 忍 君	事務局次長	寺山 修一 君
次長補佐	横山 明子 君	書記	小田部 信人 君
書記	萩谷 将司 君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（中崎政長君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員はおりません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（中崎政長君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場  
に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。

職務のため議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

---

◎災害対応調査特別委員会調査事項

○議長（中崎政長君） 日程第1、災害対応調査特別委員会調査事項を議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

災害対応調査特別委員会、萩谷俊行委員長、登壇願います。

〔災害対応調査特別委員会委員長 萩谷俊行君 登壇〕

○災害対応調査特別委員会委員長（萩谷俊行君） おはようございます。

災害対応調査特別委員会、ご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

1、付託事件。

調査事項として、1、市議会災害対応指針の策定に関する事項。

2、災害時の議員連絡体制の確立に関する事項。

3、災害時の市との連携体制の確立に関する事項の3点でございます。

2、結果。

継続調査とすべきもの。

3、経過と理由。

2月8日に委員会を開催し、那珂市議会災害対策会議設置要綱（案）及び災害対応指針（案）について協議いたしました。

委員からさまざまな意見が出されましたが、災害に迅速に対応するため、いち早く那珂市議会としての対応指針を定める必要があるという結論に達し、今回の委員会で那珂市議会災害対策会議設置要綱及び災害対応指針を決定し、今後さらに研究を重ね、必要がある場合は随時修正をしながら、よりよいものとしていくことを確認いたしました。

委員会では、災害対応について今後も調査研究を行うこととし、継続調査とすることを決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（中崎政長君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長報告に対する質疑の回数は、1人3回までといたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 質疑を終結いたします。

---

◎議案第1号～議案第33号及び請願第1号の各委員会審査報告、質疑、  
討論、採決

○議長（中崎政長君） 日程第2、議案第1号から議案第33号までの以上33件及び請願第1号を一括して議題といたします。

各常任委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務生活常任委員会、勝村晃夫委員長、登壇願います。

〔総務生活常任委員会委員長 勝村晃夫君 登壇〕

○総務生活常任委員会委員長（勝村晃夫君） それでは、総務生活常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第1号 那珂市公文書開示・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例外11件です。

次に、結果でございます。

全て全会一致で、原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第1号は、那珂市公文書開示・個人情報保護審査会条例第2条において、条ずれが生じたため、当該条例の一部を改正するものです。

議案第2号は、人事院規則が改正されたことに伴い、再度の配偶者同行休業の延長を可能とするため、当該条例の一部を改正するものです。

議案第3号は、児童福祉法の改正に伴い、文言等の修正のため、当該条例の一部を改正す

るものです。

議案第4号は、職務給の原則の徹底の事由に沿うよう高齢者給与制度を国、県に合わせる制度の改正を行うため、当該条例の一部を改正するものです。

議案第5号は、那珂市税外諸収入について、地方税の規定による延滞金の額との均衡を失わないよう国税及び地方税の延滞金の割合に合わせ、延滞金の割合を引き下げするため、当該条例の一部を改正するものです。

議案第6号は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が平成28年11月28日に交付されたことに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

議案第7号は、旧戸多小学校校舎の一部を改修し、戸多地区交流センターとして、平成29年4月1日から供用開始するため、那珂市地区交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものです。

議案第11号は、適正に管理がなされていない空き家等が年々増加している中、所有者等に対して空き家等の適正管理を促すとともに、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼさないよう安全で安心なまちづくりを推進することを目的として、条例を制定するものです。

議案第15号 平成28年度那珂市一般会計補正予算（第10号）の当委員会所管部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第22号 平成29年度那珂市一般会計予算の当委員会所管部分、議案第25号 平成29年度那珂市公園墓地事業特別会計予算は、特に問題なく妥当なものです。

議案第31号は、公の施設の広域利用に関する協定において、施設の削除及び変更に伴い、改めて協議し、協定を締結するために地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

以上、報告いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（中崎政長君） 続きまして、産業建設常任委員会、寺門 厚委員長、登壇願ひます。

〔産業建設常任委員会委員長 寺門 厚君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（寺門 厚君） それでは、産業建設常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件につきましては、会議規則第110条の規定により報告申し上げます。

まず、付託事件でございます。

執行部提出案件は、議案第10号 那珂市公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例外13件でございます。

次に、結果でございます。

議案第10号及び議案第14号から議案第33号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第13号は、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

理由でございます。

議案第10号は、国税及び地方税の延滞金の割合に合わせて、公共下水道事業受益者負担金の延滞金の割合を引き下げるための改正でございます。

議案第13号は、那珂市区域指定の実施に関するもので、都市計画法に基づき市街化調整区域内にあらかじめ指定する区域の指定基準やそこでの開発行為の内容について定めるため、条例の全部を改正するものでございます。

那珂市区域指定につきましては、主に既存集落のコミュニティの維持・保全を目的とし、市街化促進のおそれがない市街化区域からおおむね1キロメートル以上離れた地域を対象とする第12号区域の指定を行うもので、全14区域の指定が予定されております。

委員からは、新たな公共投資を必要としないことが指定の要件になっているにもかかわらずインフラの整備が完了していない地域が含まれていることを問題視する意見の外、都市計画税を納めている市街化区域の住民が不公平感を抱くおそれがあるという意見や市民に対する説明や議論が十分ではないという意見もありました。その上で、無秩序な開発につながるおそれがある制度を容認することができないとする反対討論、課題はありますけれども、既存集落の保全や人口減少抑制のための手段として実施すべきであると賛成討論がございました。採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

議案第14号は、これまで地方公営企業法に基づき行っておりました剰余金の処分及び欠損金の処理について、水道料金の減収や木崎浄水場の更新により生じると予想されます欠損金に備え、新たに条例を制定するものでございます。

議案第15号の当委員会所管部分及び議案第17号、議案第18号、議案第20号の補正予算は、特に問題なく妥当なものでございます。

議案第22号の当委員会所管部分及び議案第24号、議案第26号、議案第28号、議案第30号の新年度予算は、特に問題なく妥当なものでございます。

議案第32号及び議案第33号は、道路法の規定により市道路線5件を認定し、意見を変更するものでございます。

以上、ご報告いたします。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中崎政長君） 続きまして、教育厚生常任委員会、古川洋一委員長、登壇願います。

〔教育厚生常任委員会委員長 古川洋一君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（古川洋一君） それでは、教育厚生常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず付託事件でございます。

議案第8号 那珂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例外11件でございます。

次に、結果でございます。

付議された議案は、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

請願第1号は、全会一致で不採択とすべきものとなりました。

理由でございます。

議案第8号は、学校教育法の一部改正に伴い、放課後児童支援員資格研修受講要件に新たに義務教育学校の教育となる資格を有する者を加えるものであります。

議案第9号は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、介護認定審査会の委員の任期を2年から3年に変更するものであります。

議案第12号は、那珂市障害支援区分認定審査会の委員の任期を3年に変更するため、既存の那珂市障害支援区分認定審査会の委員の定数を定める条例を廃止し、新たに条例を制定するものであります。

議案第15号 平成28年度那珂市一般会計補正予算（第10号）、議案第22号 平成29年度那珂市一般会計予算は、当委員会所管の部分について特に問題なく妥当なものであります。

議案第16号 平成28年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）、議案第19号 平成28年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）、議案第21号 平成28年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第23号 平成29年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、議案第27号 平成29年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、議案第29号 平成29年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算は、特に問題なく妥当なものであります。

請願第1号は、高齢者が医療や介護の保険料負担や医療費負担の増大により経済的理由で必要な治療や検査を受けられない現状にあり、これ以上の負担増はさらに高齢者の生活を圧迫し、必要な医療を遠ざけることになるため、高額療養費、後期高齢者の窓口負担の見直しにあたり、現行制度の継続を求めるものであります。

委員からは、請願の趣旨は十分理解できるものの、最近では高齢者が複数の病院を受診し、重複して検査や薬の処方を受けることで医療費が増大しているという問題も多く報道されており、今後高齢者がますますふえることを考えると現役世代の負担がふえ、国の財政も維持できなくなることが考えられるため、国民全体で負担をし、国民皆保険制度を維持していくことが必要であるという意見が出され、採決の結果、全会一致で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、ご報告いたします。よろしく願いいたします。

○議長（中崎政長君） 以上で各委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 議案第13号 那珂市区域指定の実施に関連するものなんですけれど

も、一つ指定この14区域ですか、指定対象集落位置図を見てみますと、どうしても50戸以上の集落、家の周りをなぞってその集落についてだけ網をかけたように思えてとれないんですけれども、そうすると調整区域に土地を買って家を建てる人やそこに移住してくる人たちがこれでふえてくるのか、それに関連して指定から外された集落は、資産価値が目減りしてしまい不満を持ってしまい、住民間でのおつれきが出てしまうのではないかと、調整区域においては、昔からの集落が形成されています。このコミュニティの維持、形成として集落において何らかの手だてを受けないとコミュニティがまとまらず、新住民との摩擦が生じるなど何らかの問題が生じるのではないかということと、エリア指定を受けることにより居宅だけではその地域の活性化にはなりません。お店屋とか事務所等それを建築できるこの制度になっているのかどうか。

それから、この12号区域の集落は、新しい住民を受け入れられずコミュニティの維持も図れない農地だけを守っていく集落にするのか、または農地保全できずに農業経営を放棄して住宅用地に徹する集落にするのか、この二者選択に迫ると思うんですけれども、この制度を導入して農業振興と人口増を図って地域を活性するという事は、矛盾することが多々あるのではないかという点と、当制度を導入した場合、この市街化のスプロールという現象が発生すると思うんです。中心部がそうすると空洞化してしまい、このインフラ整備によって行政、12号地区のインフラ整備によって行政コストは増大してしまっていて、那珂市全体からしてみれば人口はふえないんだけど、消費には活発になっておらず、税収増にもつながっていかず、人口をふやすための施策が裏目に出るのではないかということ懸念されます。

最後に、区域指定を実施すればメリット、デメリットの両方部分が予想されます。この制度というのは重要な施策です。取り組みに当たっては、議会を含め多くの市民の方への情報公開、また法の趣旨説明をきめ細かくわかりやすく説明することが大事なことです。しかし、この制度に関する説明、議論が不十分なため、今回条例化するのは時期尚早というのではないかという点をお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 寺門委員長。

○産業建設常任委員会委員長（寺門 厚君） それでは、まず最初の調整区域のところ、そこにこの制度を導入すると果たして人口がふえていくのかという問いなんですけど、区域指定は道路や水路などの長狭物に囲まれた街区単位で設定化されています。また、集落を指定する要件の中に50戸連たんしているという条件、あるいはその敷地間が50メートル以下であるということ、これ集落性といいますけれども、これは今回については70メートル、最大限許容範囲のところまで見込んで決定をしております。さらに、宅地率30%以上ということが条件になっておりますので、宅地率の基準からすればまだまだ調整区域にも未利用地がたくさんあるということで、立地基準が緩和されますので、今後ともその制度、区域指定をして人口減少抑制という効果が得られるのではないかというふうに考えております。

それから、2つ目ですが、指定から外れた地域、地区、ところ、これについては、資産価

値が目減りするだろうということ、それによって不満が出て住民間のあつれきが出てくるのではないのかということなんですが、これ当然区域指定されない集落が当然出てきます。現行の都市計画法の基準に基づいた条件に合えば現在でも建築等の開発行爲というのは可能でございますので、家が建っている状況になっています。区域指定のいかんによって土地の目減り、資産価値が減るといふようなことはないというふうに考えております。

それから、3つ目ですが、コミュニティがまとまらず新住民とのあつれき、これも大変懸念されるのではないかとございませうけれども、今回のこの12号区域指定に当たっては、既存集落の維持保全を図るためこれが最大目標になっています。そういうことで、基本方針を定めており、その一つが営農環境への配慮と優良農地の保全ということも一つ重要なことにこれをやっていくということです。この方針については、集落において農家と非農家の混在による営農環境への影響を与えないよう配慮するとともに、農地上保全すべく区域を明確にして秩序ある集落の形成を図っていかうというものでございませう。そういう意味で、この基本方針を定め、区域指定を設定しております。

それから、4つ目ですけれども、この区域指定した場合に小規模な店舗、あるいは事務所の立地が可能なかどうかということございませうが、指定された土地の区域で許容される予定建築物等の用途につきましては、一戸建て専用住宅とこれをメインにしてございませうけれども、あわせて併用住宅200平米以下の事務所、あるいは作業所とこれも対象にしてございませう。これは開発区域及びその周辺の環境の保全上、支障がないものでありまして、集落を形成する上で必要と認められますことから、許可の対象になってございませう。

それから、5つ目です。農業振興です。農地の保全ができなくなって農業経営を放棄して住宅誘致に徹する集落ということ、二者択一が迫られるのではないかとございませうが、新しい方々が入ってくることに伴いまして、当然摩擦というのは予想されませう。そこで、12号区域指定の基本方針として営農環境の配慮と優良農地の保全を上げてございませう。市街地とは違いまして既存集落への緩やかな誘導を図っていくということで、さらにはアパート等の建築を制限するなど農業従事者にもご理解をいただけますよう地域コミュニティに悪影響を及ぼさないよう配慮をしているところございませう。

それから、6つ目ですけれども、市街化調整区域への区域指定ということで、市街化中心地域ですね、こちらがスプロール化が発生して中心部分が空洞化されるということ、そういう懸念があるということです。そして、インフラ投資が膨れ上がって人口がふえていかない、そうしますと消費はふえていかない、当然税収もつながらないということで、人口をふやすための政策が裏目に出るのではないかとご質問ですが、これにつきましては建築法第34条の11号区域というものがございませう。こちらについては創設当時の宅地事情などを背景に既存宅地制度の廃止に伴い設けられた制度でございませう。しかし、旧既存宅地制度と異なり指定区域内であれば住宅建築が可能となつてまいりませう。市街化区域から1キロメートル以内にある集落を指定した場合、人口増加が見込まれませうけれども、現在以上にインフラの整

備が必要になり、新たな公共投資をほとんど要しないという本来の趣旨に相反しまして、スプロール化が逆に進んでしまうということになってしまいます。そのため本市においては、現状を鑑みますとこのいわゆる11号区域ですね、市街化の隣1キロメートル以内というところについては、現状でも人口がふえておりますので、こちらについては問題ないということで、除外をしております。

一方でその建築法第34条12号区域いわゆる市街化調整区域でございますが、こちらは市街化を促進するおそれがない既存集落の維持保全を図るために設けられた制度でございます。区域を指定することによりまして、秩序ある集落が形成され、ライフスタイルの多様化に対応して郊外部の豊かな田園環境のもとでゆとりある居住が可能となるということでございます。

以上のことから本市におきましては、市街地の拡散や求心力の低下を未然に防ぎながら、既存集落のコミュニティの維持保全を図っていかうということで、市街化を促進するおそれのないこの12号地域に限って指定を行っていくということでございます。

最後になりましたけれども、住民への十分な説明がなされたのかということと議会での議論が十分であったのかと、それからその辺も含めまして、今の時期にその導入ということではなくて、時期が尚早ではないかというご質問ですけれども、説明につきましては、昨年10月に各まちづくり委員会単位で説明会を開催し、さまざまなご意見を頂戴いたしました。いただきましたご意見についての市の考え方を市のホームページや自治会への回覧にて周知をまいりました。さらにパブリックコメントの実施にあわせまして、1月に住民説明会を2回目ですけれども、通常住民説明会というのは大概の大きな事業でも1回しかやってございません。今回は特別にあえて常任委員会のほうから要請をして2回ということで実施をしております。その中でもさまざまなご意見を頂戴して、説明会でのご意見を反映した上で、市の考え方を示した今回の導入の方針と決定となりました。

また、当委員会におきましても、各住民説明会のその場に各委員が出席をして直接住民の皆様のご意見を聴取いたしました。委員会では当然議論を重ねてまいった次第でございます。さらに議会につきましては、全員協議会の中で説明を重ねてまいりました。

この導入する時期なぜ今なのかということなんですが、この三、四年の間に市街化調整区域、戸多地区、それから本米崎地区いずれも小学校が廃校となり、統合ということになってしまいました。やはりこれは人口減少が理由の一つにはなるんですけれども、今地域はこういう状況で危機的な状況でございます。当然その地域コミュニティの維持保全というのは、急務であることは紛れもない事実でございますし、喫緊の課題でもございます。それと、区域指定につきましては、人口減少抑止策の一つの有効なツールであるというふうに判断をしております。

また、先ほど市街化がスプロール化ということで、人口がふえていかないのではないかとということになりますけれども、そうではなく、このまま市街化調整区域をほうっておけば

然減少が急加速で減っていくと、増加していくということになりますので、その市全体における人口のバランスの確保が必要であるということも重要な点でございます。

それから、現在導入のこの時期にということにつきましては、地方創生の中でひと・まち・しごと総合戦略の地域活性化、特に定住促進の各事業が実施をされております。ですから導入のタイミングとしてはこの今ということが重要ではないかということで、判断をした次第でございます。

それから、今回のこの区域指定につきましては、当然我々常任委員会の中でも11号もあわせて指定すべきではないかという意見もありまして、これについてはこの12号区域を指定した後見直しを当然やっていくということで、フォローアップ体制も整っておりますので、その辺もよくご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 外に。

笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 今前半のほうは今言っていた12号区域から線引きが網が外れたものに対しては、多分既存宅地法によって救われるのではないかということの答弁だと思うんですけども、そうすると住民間の不公平感が出てくるのではないかということも結びつきますよね。

あともう一つ、最後のほうなんですけれども、これ産業常任委員会ではこの制度について何回くらい議論されたのか、また今言っていたまちづくり委員会ですか、14地区に説明したというんですけれども、この各自治会単位で各集落へのきめ細かい説明責任は果たされたのかどうか、これを伺います。

○議長（中崎政長君） 寺門委員長。

○産業建設常任委員会委員長（寺門 厚君） この12号区域の不公平感につきましては、11号、それから市街化の部分、当然市街化については、都市計画税で住民の皆さんは市街化の開発というのが当然行われるわけなんですけれども、今回はこの12号区域については、新たな投資は要しないということで、既存のインフラ状況で協議を進めていくと、もし投資が必要ということが発生するということにつきましては、当然この区域指定がなくても開発、インフラ整備については、調整区域も計画があって進められておりますので、それにのっかって進めていくということでございます。

住民の不公平感につきましては、調整区域の導入ではありますけれども、この菅谷地区の皆さんにも2回ほど説明会を開いてお話をしてまいった経緯でございます。

それから、産業建設常任委員会で何回議論したのかということでございますが、少なくとも5回は会合を開いて行っております。さらに我々委員のほうも各住民説明会にも参加をして、じかに住民の皆さんのご意見を拝聴いたしました。

それから、各まちづくり委員会8地区ございますが、その下の各集落単位での説明会とい

うことは、今回は残念ながらできておりません。まちづくり委員会のご案内で各8回以上、合計2回で、あとは決定事項につきましては、回覧のご案内をしたということでございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 最後の件なんですけれども、その今言っていた5回議論を尽くされたということなんですけれども、多分9月から始まったものだと思うんですけれども、余りにも議論尽くすあれが短か過ぎるということで、やはりこの施策というのはとても先ほど言ったように重要な案件であり、それを重視してある程度きめ細かい内容をこれからどういうことがあり得るかということ想定しながらやっていくという、これはもう20年も30年もこのまま続けていかなければいけない、各市町村今平成16、7年ごろから大体この制度が始まったんですけれども、今平成27年、8年あたりから各自治体縮小傾向にあるということで、今逆に言えば見直しをしているという時期であって、その各自治体からもヒアリング、そういうことをどのように本来だったら聞いていって、やはりある程度の年数をかけてじっくり議論を熟したということまでやっていただきたかったんですけれども、別にこれは質問とすることはないんですけれども、以上のようなことで最後によろしく願います。

○議長（中崎政長君） 外に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案等についての討論を行います。

討論の通告がありましたので、順次発言を許します。

討論の順序については、会議規則により反対者から発言することになっているため、議長において決定をいたします。

なお、発言の前に反対、賛成の立場を明確にしてから討論をお願いします。

まず、遠藤 実議員の発言を許します。

遠藤 実議員、自席でお願いをいたします。

○16番（遠藤 実君） まずこの議案第13号 那珂市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例について、反対の立場から討論を行います。

市は、区域指定の基準として新たな公共投資を要しない区域と定めておりますけれども、今回市が指定した都市計画法第34条第12号区域において道路や排水施設をこれから整備しないのかというと、全くそんなことはないとのこと、ほかの計画に沿って順次整備していくという答弁を何遍も聞きましたが、それではみずから指定した基準、つまり新たな公共投資を要しない区域とは全く違うではありませんか。それが大きな矛盾です。

私はこれらの地域の整備は必要ないと言っているわけではありません。順次必要な整備は進めていただきたいのですが、今回区域指定するに当たって、市がそういう指定基準とするならば、そこはまだ指定してはいけないのではないかと言いたくなる箇所が非常に多い、今回指定する12号区域のうち約3分の2が、これも答弁をいただいておりますけれども、3分

の2がこれから新たな公共投資を必要とするエリアです。公共下水や農業集落排水が整備されてから順次指定しても全く遅くはないのに、なぜ矛盾に満ちた指定の仕方をするのか理解できません。

また、今回区域指定する目的として、既存集落の維持保全を掲げられています。私もその必要性は大いに認めるところであります。今回都市計画法第34条第11号区域は指定しないようですが、これは県内では那珂市だけという特殊な指定の仕方になります。しかし、それならこの区域内にある既存集落はどうするのですか。ここの維持保全は必要ないのですか。これもこの今回の議案の大いなる矛盾です。

本来行政はどの集落も重要ですので、そこに差をつけてはいけません。ですから、県内の区域指定実施自治体は、ほとんど11号と12号の両方を指定しているのです。

また、そもそもこの区域指定制度自体コンパクトシティ構想との整合性をどうとるのか、市街化区域の方が目的税として徴収されている都市計画税は、今回指定された区域の方々には徴収されません。これに対する不満の声もまだ多くあります。まだまだこれらの議論が整理されていない、まだ議論が生煮えの状態ではないですか。

私は、今回この区域指定制度について県内全て、那珂市以外ですから43自治体の担当課に調査をさせていただき、多くの担当者のご意見をいただいております。その中のご意見として、人口増加に一定の役割を果たしているとするものもあれば、コンパクトシティ構想とは相入れない制度でもあるので、導入には慎重な検討が必要とするものも幾つもありました。私もそう感じています。

といいますのも昨年市が実施した市民への説明会にも私ほとんど出席させていただき、多くの方のご意見と反応を拝聴しました。市民の関心は高かったと思いますが、よく理解されているとはとても思えません。よくわからないというご意見が圧倒的に多かった、また12号区域の住民の方からもこの制度に反対とする声も幾つかお伺いをいたしました。都会から来た新住民が農業集落のコミュニティに本当になじめるのか、大いに疑問であるとの声でした。しかし、これに対する執行部の回答も具体的に納得のいく説明ではありませんでした。また、固定資産税は上がるのかといった素朴な疑問も数多く聞かれましたし、市民の生活に直結する制度の改正だけにより多くの皆さんのご理解をいただけるようさらに丁寧な説明と進め方が必要です。

さらに、この区域指定制度においては、所管の都市計画課と建築課だけが頑張っている雰囲気を感じます。確かにここまで進めてこられた担当部の皆様はご努力してこられたと思っておりますが、既存集落の維持保全はこの規制緩和だけでできるものではありません。行政内でそれこそ各部各課横断的に議論を積み重ね、各種施策のハード面とソフト面を融合させ、さらに市民と協働して進めてこそ成果が出てくるものです。しかしながら、常任委員会での質疑を含めて、現状の行政内でそういう雰囲気を感じることはできませんでしたし、特に市長からこの区域指定制度への見解や意気込みを直接伺うことはほとんどありませんでした。

とりあえずやるということでは安易過ぎます。

今回この議案を議決すれば、住民の方から私が今まで述べてきた疑問や課題に対して議員自身明確に答えることが必要になってくると思いますが、正直私自身いまだ明確に答えることができません。まだ執行部の答弁が不十分、私たち議会でも議論が不十分、さらに執行部として市民の理解をしっかりと得る努力がまだ不足しており、行政内部でも連携が十分にとれておらず、議論が未成熟であると考えますので、この制度実施は時期尚早であります。

以上の理由から今回の議案には反対をいたします。

以上です。

○議長（中崎政長君） 続きまして、花島 進議員に発言を許します。

花島議員、自席でお願いします。

○3番（花島 進君） 議案第13号 那珂市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

まず、那珂市の状況を考えなければなりません。那珂市では全体の人口減少の推移は微減にとどまっていますけれども、周辺地域では人口減少、特に子育て世帯の減少が進んでいます。それについては、単に我が国の人口の高齢化とか少子化が原因になっているだけではないんです。なぜかと考えますと、まず昔と働き方、住む場所の選び方の変化があるということです。これを考えなければなりません。昔よりも多くの方が遠いところに職を得てそのために遠くへ移住するようになっていきます。私自身もそうです。私は横浜の郊外で生まれ育ち、その後職をこちらに得て移ってきました。そういう人がふえているということです。

それともう一つは、産業全体の中での農業の重みが低下しているということ、那珂市がいくら農業を基幹産業としていても大事だという位置づけであって、それで食べていけるということではないです。それを大事にするということは大事なことです。ですけれども、それだけではならないということです。私の住む額田地区、少なくとも私の住む部落の周辺で見ても農業に登録している方はいますが、農業を主たる生業としている方はかなり少ないです。多くの方が勤め人を勤めというか、外部の職を得たり、自営の小さな商業とっていいのかわかりませんが、なんか農業以外のことで職をやっているということです。そういうことを考えますと、ほうっておけば市街化調整区域からどんどん人が減っていくのは当たり前のことなんです。これを忘れてはいけないと思っています。

都市計画法では、無限定な開発、それから農業環境の維持などとの理由から多分市街化調整区域という考えがつけられたと思います。ですが、その当時と今では社会のありようが変わっているということです。それで考え方を変えなければならないということです。

もう一つは、多くの方は都会の喧騒を好むは事実です。ですけれども、一方で都会の喧騒よりは若干の不便はあっても周辺地域の緑が多く住宅などの建て込んでいない環境を好む人もいます。私もその1人です。私も横浜といっても都会育ちではなくて田舎育ちです。ですから、そういう環境が好きでわざわざ勝田に土地を持っていたんですけれども、それを捨て

て額田を選びました。そういう人に周辺地域に入ってもらってそれで周辺集落の維持等を考えていきたいというのが私の考えです。

ですから、私は1年前に選挙に立つときから分散居住の推進ということでそれを訴えてきました。ただそのためには大事な観点が一つあります。それはそういうところに住む人に対して都会と同じような便利さを求めさせないということです。快適な文化的な生活はもちろん求めて当然のことですけれども、例えばアスファルト道路が細かく張りめぐらされているとか、公共下水道が張りめぐらされているとかいうことまでは求めてはならないというか、求めずに周辺地域の活性化、それから文化的な生活を図りたいというのが私の分散型居住の考え方です。

それでは、まず市の計画について私なりの考えを述べますと、幾つか不十分な点があります。まず私が今言ったような考え方に対して正面から認識がないです。単に人口減少とかそういうことを言っているだけ、現実に住んでいる周辺地域の問題について何とかしなければいけないという考え方から出てきています。そういう点では市が提案した区域割の区分ですか、そういうのは基本的には私は賛成できない、ただ県のガイドラインとか何とかそういう制約の中精いっぱい考えてくれたのかなとは思っています。不十分ではありますが、何もしないよりは私はいいと思っていまして、今回は賛成するつもりです。

ついでにいくつか意見を述べます。

周辺地域のインフラ整備についてです。インフラ整備に要しないという、言葉が新たな公共投資を要しないという言葉がネックになっていると思いますが、これはしないという意味ではないということもそうだし、要するというのは何のために要するかというので、文言上の混乱というんですか、わざと理解しないようにしているのかどうかわかりませんが、あると思います。意味としては、家を建てる基準として投資を必要としないということであって、しないという意味でももうできているという意味でも何でもないわけです。つまり今既に道があったり住んでいるところでもより便利にするために道が欲しい、あるいは下水道整備が欲しい、排水が欲しいというのは、市街化区域でもあります。そういうことに対してそういう要求に応えないということではなく、またこの要求、市街化区域指定をすることによってそれをやるということでもない、それとは別のことだということとしか言ってないと私は思っていますし、執行部の考えもそうだろうと思っています。

次に、11号区域の既存集落はどうかということに関しては、私は正直言ってよくわかりません。ただ執行部の提案も多少わかります。というのは11号というのは、まず市街化区域の中でアパート等に居住している方がそこそこいるわけです。そこの方が何年かそこに住めば周辺の隣の大字もですか、家を建てられて既存の制度の中で建てられるという枠組みがあります。ですから、一定程度の11号区域の新たな開発というのは可能だというふうに考えているというのが執行部の答弁でありました。私は当面はそれをよしとして受け入れたいと思っています。

もう一つは、コンパクトシティに絡んで矛盾するという話です。私は正直言ってコンパクトシティという概念そのものには賛成していません。ただし、先ほど言いましたように都会の便利さ、都会と同じようなことを望むんだったら確かにコンパクトにしなければいけない、ですけども、周辺地域にゆったりと暮らしたいという人も多くはないですけども、いるわけで、そういう人に目を向けていけばいいと思っています。

ですから、そういう観点で私は今回の議案第13号に賛成するということです。

那珂市の人口増加策になっていない意見もいろいろな場でありました。ただこれもたびたび話がありますが、単に那珂市の人口をふやすというのではなくて、それはそれでふえたほうがいいんですが、周辺地域のコミュニティの維持、活力の維持が第一の目的だというふうに私は捉えています。それで、無限定に人口をふやすようにしようということは考えなくてよいと私は思っています。

それから、新たに入ってくる住民とそのもとからいる方々との摩擦の問題についてですが、これは全くないとは言いきれません。ですが、そのための配慮をしつつこの政策を進めていけばよいのかなと思っています。それでも問題が全く出ないとは言いきれませんが、多少問題があってもこの政策を進める意義があると思っています。

私は額田地区に住んでいまして、議員になってからまちづくり委員会の方ともいろいろ話をする機会があるんですが、この13号については不満はあります。指定の区域がこんなところでいいのかとか、もっと広げるべきだとありますが、やるなという話はありません。額田地区では少なくとも新たな人に入ってきてもらいたいと思っています。そういう意味ではある程度私も歓迎されていると勝手に思っています。

以上、長くなりましたが、議案第13号に賛成の立場で意見を述べました。

以上。

○議長（中崎政長君） 請願第1号についても。

○3番（花島 進君） では、請願第1号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の提出を求める請願について、賛成の立場で意見を述べたいと思います。

簡単に読みます。

まず我が国では、憲法にもうたわれているように健康で文化的な生活を営むという権利が保障されています。ですが、それは100%できているわけではなく、いろいろな政策をもって順次補っていかなければならないというふうに考えています。それで、高齢者についていえば収入の少ない人が多い、それから高齢になって病気になる人が多いということがあり、医療費の負担が各家計に対する負担になっているというふうに私は考えています。

そういう点で、高齢者の医療費はできればほとんど無料に近くしてほしいというふうに思っています。それは高齢者の立場だけではなくて、親に高齢者を持つ子供の心配事を軽減することでもあると私は思っています。

そういう点で、現行の制度1割ですか、何か制度がいろいろごちゃごちゃ変わって年度ごとに変わることになっているので、なかなか難しいんですが、継続を私は求めたいと思っています。

反対意見にありました。若い人とのバランスが大事です。これはある程度大事なことで私は思っています。3歳程度の幼児は2割で普通の人は3割ですか、小さい子に対しては自治体等の補助は今あります。ですからかなり軽減されている、ですが、若い人、特に働き盛りと言っているような方々の負担が多いというのは事実です。さらにまずいことには、今非常に低収入の若い人がふえています。そういう点で若い人の負担を軽減しなければならないというのは確かです。ですけれども、それを高齢者の負担を重くして若い人の負担は軽くなるわけではないです。全体を変えれば若い人の負担こそさらに減らすべきだというのが私の考えです。

高齢者の負担をふやせば次はまた若い人の負担を増やしていく連鎖でやっていくに違いないと私は思っているんです。国の予算と国だけでなく自治体もそうですが、限りがあります。ですけれども、全くないわけではないです。今年度の予算について言えば、軍事費が毎年のように伸びています。それから、大企業減税なども当たり前かのように進められています。消費税が前に上げられたときに社会福祉に使うとやってやられたんですが、社会福祉に使ったものはわずかで、ほとんどが大企業への減税に金額にほぼ合っている金額で使われていました。ですから、この件は単にバランスの問題とかではなくて、全体の国だけでなく公共の資産をどのように使うかというせめぎ合いの問題でもあるわけです。

そういうことで、私はこの請願の趣旨に賛成し、意見書を出すべきだと考えます。

以上。

○議長（中崎政長君） 続きまして、小宅清史議員の発言を許します。

小宅議員、自席でお願いします。

○7番（小宅清史君） 議案第13号 那珂市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例に反対の立場から討論いたします。

今回のいわゆる区域指定につきましては、先日の私の一般質問でのやり取りでも申しあげましたように実際の人口がどのくらい動くかといったような試算の見通しもなされておられません。例えば田舎暮らしがしたいということで引っ越してくる人数であれば、非線引きの常陸大宮市では一体どのくらいの方が流入してきているのかというようなことの検証すらされていないわけでございます。一概に調整区域、そして50連たん、市街地から1キロ以上といったような条件だけで杓子どおりに切ってしまった場合、区域間の隔たりが出ることは明らかであります。当然勤務地から近い、つまり水戸市やひたちなか市に近いほうに集中して開発が行われる、つまり住む方は選ぶというよりは開発業者がそこを選ぶということが起こってしまい、住宅の集中が生まれてくるが大いに考えられるわけであります。

そういった中で、インフラの新たな整備はしないと言っておりますが、那珂市民となった

方々にそういうことをしないということが果たしていいのでしょうか。そして無責任に開発が起きてしまった責任を那珂市はその後とっていかなければなりません。下水道はいつ来るんだ、道路は広げてくれ、こちらにも目を向けてくれと聞きなれた言葉をまた不満が噴出して来る、またふえていくということが容易に予想されるわけでございます。

そして、その不満は旧住民の方からもわいてきます。どうしてあの地域だけ先に道路がきれいになるんだと、何であそこだけ下水が先に来たんだというような不満が出てくる、もしくは今これだけ自治会の加入率が低いということが問題になっている中で、あの人たちが引っ越してきたけれども、自治会に入ってくれないと、そういった不満が出てくることも容易に予想ができるわけでございます。しかも区域指定に人口をふやしていくと言っておりますけれども、既に幼稚園も小学校もなくなっていってしまうという地区に引っ越してきてくれ、子育てをしてくれと行政がそれを積極的に進められるのでしょうか。つまりこれは非常に計画がもう10年遅かったと言わざるを得ないと私は感じております。

今さらこの区域指定制度を行って得するのは、一部の開発業者だけでございます。このようなことを行って将来的に市街化区域の破壊にとどめを刺す11号区域への指定も検討するというような補足までつけております。このような将来に汚点を残すであろう施策に対して私は反対でございます。

以上の理由から本条例案には反対します。

以上です。

○議長（中崎政長君） 以上で討論を終結をいたします。

暫時休憩をいたします。

再開を11時15分といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

これより議案第1号 那珂市公文書開示・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例、議案第2号 那珂市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例、議案第3号 那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、議案第4号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第5号 那珂市税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例、議案第6号 那珂市税条例等の一部を改正する条例、議案第7号 那珂市地区交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第8号 那珂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第9号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例、議

案第10号 那珂市公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例、以上10件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第10号までの以上10件は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第11号 那珂市空き家等適正管理に関する条例について採決いたします。本案は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。議案第11号は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中崎政長君） 全員賛成であります。

よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第12号 那珂市障害支援区分認定審査会条例について採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第13号 那珂市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例について採決いたします。

本案は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。議案第13号は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中崎政長君） 起立多数であります。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第14号 那珂市水道事業の剰余金の処分等に関する条例、議案第15号 平成28年度那珂市一般会計補正予算（第10号）、議案第16号 平成28年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）、議案第17号 平成28年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議案第18号 平成28年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第4号）、議案第19号 平成28年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）、議案第20号 平成28年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画

整理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第21号 平成28年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第22号 平成29年度那珂市一般会計予算、議案第23号 平成29年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、議案第24号 平成29年度那珂市下水道事業特別会計予算、議案第25号 平成29年度那珂市公園墓地事業特別会計予算、議案第26号 平成29年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計予算、議案第27号 平成29年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、議案第28号 平成29年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計予算、議案第29号 平成29年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算、議案第30号 平成29年度那珂市水道事業会計予算、議案第31号 公の施設の広域利用に関する協議について、議案第32号 市道路線の認定について、議案第33号 市道路線の変更について、以上20件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号から議案第33号までの以上20件は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、請願第1号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

本件は起立による採決を行います。

採決の前に議員各位にあらかじめ申し上げます。

本件に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

念のため申し上げます。これから行いますこの請願第1号の採決は、委員長報告に対するものではなく、請願第1号を採択にするのか、不採択にするのかを問うものでございます。

お諮りいたします。この請願第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中崎政長君） 賛成少数であります。着席願います。

賛成少数であります。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第34号の上程、説明、採決

○議長（中崎政長君） 日程第3、議案第34号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 議案第34号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を那珂市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

那珂市南酒出373番地の6、高村和正、昭和28年10月6日生まれ。

平成29年3月23日提出。

提案理由につきましては、那珂市固定資産評価審査委員会の高村和正委員が、平成29年3月28日をもって任期満了となることから、再任をするものでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（中崎政長君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第34号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号については、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。これより議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号はこれに同意することに決定をいたしました。

---

### ◎議案第35号の上程、説明、採決

○議長（中崎政長君） 日程第4、議案第35号 那珂市政治倫理審査会委員の委嘱についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 議案第35号 那珂市政治倫理審査会委員の委嘱について。

下記の者を那珂市政治倫理審査会委員に委嘱したいから、那珂市政治倫理条例（平成16年那珂町条例第105号）第7条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

お1人目、那珂市菅谷2269番地の1、小田部啓文、昭和26年2月2日生まれ。

お2人目、那珂市菅谷4571番地の3、武井 登、昭和9年11月17日生まれ。

3人目、那珂市瓜連1225番地の1、綿引秀榮、昭和16年2月25日生まれ。  
4人目です。那珂市豊喰1108番地の10、川崎敏明、昭和19年6月14日生まれ。  
5人目です。那珂市瓜連1040番地の5、鈴木一三、昭和21年4月10日生まれ。  
6人目でございます。那珂市額田南郷305番地の4、庄司元次郎、昭和30年11月18日生まれ。

平成29年3月23日提出、那珂市長。

提案理由につきましては、那珂市政治倫理審査会委員の任期が平成29年3月31日をもって任期満了となることから、識見者3人及び公募者3人の計6人について、委員に委嘱するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中崎政長君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第35号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号については、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これより議案第35号について採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号、これに同意することに決定をいたしました。

---

### ◎議案第36号の上程、説明、採決

○議長（中崎政長君） 日程第5、議案第36号 那珂市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 議案第36号 那珂市教育委員会委員の任命について。

下記の者を那珂市教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

那珂市菅谷3089番地の2、中澤 明、昭和26年3月1日生まれ。

平成29年3月23日提出、那珂市長。

提案理由につきましては、那珂市教育委員会の中澤 明委員が平成29年4月9日をもって任期満了となることから、後任者について議会の同意を得て任命するものでございます。

なお、後任者については、再任とし、任期については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律附則第4条により、平成32年3月31日までとするものでございます。よろしくお願ひします。

○議長（中崎政長君） ただいまの議案第36号について、地元議員を代表して推薦を申し上げたいとの申し出がありましたので、これを許します。

13番、笹島 猛議員、登壇願ひします。

〔13番 笹島 猛君 登壇〕

○13番（笹島 猛君） ただいま市長から教育委員会に中澤 明さんを任命する提案がございましたが、議長のお許しをいただきましたので、僭越でございますが、地元議員を代表いたしまして推薦を申し上げたいと思います。

中澤 明さんは、昭和50年に明治大学工学部を卒業して、卒業後は教育者としての人生を歩んでこられました。

教育者としては、神奈川県の中学校を振り出しに、市内外の小中学校で教鞭をとられ、那珂市内では、木崎小学校教諭、菅谷小学校教諭、第三中学校校長を歴任した後、平成23年3月に菅谷東小学校校長を最後に定年退職されました。

平成24年4月には、横堀幼稚園及び額田幼稚園の園長として着任して、その後平成25年4月から那珂市教育委員としてご活躍されているところでございます。

これまでの教育委員の任期中において、長年にわたる教育現場において培ったすぐれた識見と豊富な知識や経験を生かし、さらには教育に対する熱意と高い志を持って、幼稚園、小学校の統廃合や小中一貫教育の推進などの重要な事案にも真摯に向かい合い、児童生徒の教育環境の充実に向けてご尽力いただいたところでございます。

清廉潔白、誠実、温厚で地域での人望も厚く、行動力と指導力を兼ね備えた方であり、引き続き那珂市教育委員として那珂市の教育の発展に寄与できる最適任者と確信しております。どうぞ皆様方のご同意のほどよろしくお願い申し上げます、推薦の言葉とさせていただきます。

○議長（中崎政長君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第36号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号については、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。これより議案第36号について採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号はこれに同意することに決定をいたしました。

---

◎議案第37号の上程、説明、採決

○議長（中崎政長君） 日程第6、議案第37号 那珂市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

市長から提案理由を説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 議案第37号 那珂市教育委員会教育長の任命について。

下記の者を那珂市教育委員会教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

那珂市菅谷1941番地の167、大縄久雄、昭和30年12月29日生まれ。

平成29年3月23日提出、那珂市長。

提案理由につきましては、那珂市教育委員会の秋山和衛教育長から平成29年3月31日をもって辞職することについての辞職願が提出され、平成29年3月13日に受領し、また同年3月15日に開催された教育委員会において辞職の同意を得たため、後任者について議会の同意を得て任命するものでございます。

なお、任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項により平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間とするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中崎政長君） ただいまの議案第37号については、地元議員を代表して推薦を申し上げますたいとの申し出がありましたので、これを許します。

16番、遠藤 実議員、登壇願います。

〔16番 遠藤 実君 登壇〕

○16番（遠藤 実君） ただいま市長から教育委員会教育長に大縄久雄さんを任命する提案がございましたが、議長のお許しをいただきましたので、僭越ではございますが、地元議員を代表いたしまして、推薦の言葉を申し上げますたいと思います。

大縄さんは、昭和30年に常陸太田市に生まれ、現在は菅谷にお住まいになっておられます。

経歴としましては、昭和49年に県立太田第一高等学校を卒業後、昭和54年に早稲田大学教育学部教育学科を卒業し、卒業後は教育者としての人生を歩んでこられました。

教育者として、大子町立大沢小学校を振り出しに、市内外の小中学校で教鞭をとられ、那珂市内では平成22年から第四中学校校長、平成25年からは第一中学校校長を歴任され、平

成28年3月に第一中学校校長を最後に定年退職されました。その後、平成28年4月からは茨城県水戸教育事務所学校教育課において後進の指導に邁進されているところでございます。この間、校長在職時には、那珂市学校校長会会長、茨城県学校長会評議員など各学校の調整に務め、市内関係につきましては、教育支援委員会委員長、地域福祉計画推進委員など学校教育だけにとどまらず幅広い分野において委員会等の委員としてご活躍いただいております。また、那珂市においていじめ問題調査委員会の立ち上げ当初からお力添えをいただき、現在では茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター相談員としてご尽力いただいているところであります。

温厚なお人柄で地域において信望も厚く、またこれまでの教員生活で培ったすぐれた識見と卓越した知識をお持ちになっており、行動力と指導力も兼ね備えた方でありますので、教育に対する期待や要望などがますます多様化しているところでありますが、教育長として那珂市の健全な教育行政のさらなる発展に寄与できる最適任者であると確信しております。

どうぞ皆様方のご同意のほどよろしくお願い申し上げまして、推薦の言葉とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中崎政長君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第37号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号については、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これより議案第37号について採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号はこれに同意することに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時40分

○議長（中崎政長君） 再開いたします。

ただいま教育長の選任について同意されましたので、新教育長予定者の大縄久雄さんをご紹介したい旨、市長より発言の申し出がありましたので、これを許します。

市長、登壇願います。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） ただいまは教育長の任命につきまして満場のご同意をいただきまことにありがとうございます。

本人が議場に来ておりますので、改めてご紹介を申し上げます。

新教育長の大縄久雄さんでございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、大縄久雄さんよりご挨拶を申し上げます。よろしくお願いたします。

〔新教育長 大縄久雄君 登壇〕

○新教育長（大縄久雄君） 貴重なお時間の中、ご挨拶の機会をいただきましたこと、心からお礼申し上げます。

ただいまは私の教育長就任にご同意を賜りまして、衷心より感謝申し上げます。まことにありがとうございます。今、この場に立ち、改めまして職責の重さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。

もとより浅学非才で未熟な私ではございますが、これから那珂市教育のさらなる充実と発展のため精いっぱい努力してまいる所存でございます。何とぞご支援、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げまして、簡単粗辞ではございますが、挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

---

#### ◎委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（中崎政長君） 日程第7、各委員会の閉会中の継続調査申し出の件を議題といたします。

会議規則第111条の規定によりお手元に配付しました申出書のとおり各委員長から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（中崎政長君） 以上で本会議に付託された案件は全部議了いたしました。

ここで、市長及び教育長から発言の許可を求められていますので、これを許します。

初めに、教育長。

〔教育長 秋山和衛君 登壇〕

○教育長（秋山和衛君） 議会閉会前の貴重な時間をいただきまして、教育長退任の挨拶をさせていただきます。

このたび平成29年3月31日をもって教育長を辞職させていただくことになりました。顧みますと、平成23年4月1日、市長より教育長の職を拝命し、重責を全うできるか身の引き締まる思いでございました。当時市長は、東日本大震災の復旧のため市長室に簡易ベッドを入れ、不眠不休の陣頭指揮をとっておられました。小中学校の体育館はもとより、社会教育施設等の被害は甚大でありましたけれども、子供たちの教育施設最優先ということで、早急の復旧をしていただきました。

就任して私の早々の仕事は、小中学校の適正規模化計画が策定されておりましたので、戸多小学校、本米崎小学校の統廃合でございました。各学校ごと説明会において市民の方々から学校教育に対する熱い思いやご意見をたくさんいただきました。その中で那珂市の子供たちにどのような教育がよいのかということを考えてときに、これからの教育は義務教育9年間を通したきめ細かな小中一貫教育を導入することであると考えました。そのため平成24年度から小中一貫教育の先進校視察や研究、試行を重ね、27年度から本格実施をいたしました。那珂市には小中一体型の学校はありませんので、小中学校の一体化を図るため、学園制を取り入れ、小学校、中学校との連携実施、小学校での2教科以上の教科担任制の導入、小中交流、地域と交流ということを考え、小中一貫教育の日を設定するなど子供たちの心身の健全な成長や学力向上を進めてまいりました。さらに、平成28年度には、幼児教育の重要性から幼保小連携の教育を始めたところでございます。

また、瓜連地区の地域の方々の協力を得て学校と地域で子供たちを育てるコミュニティスクールを導入いたしました。今後は各学校においても地域の方々の協力を得て、子供たちの教育を進めていかなければならないと思います。

ただ一つ残念でございましたのは、給食の異物混入であります。子供たちが楽しみにしている給食を安心して提供できなかったことがあったことは、大変申しわけなく思っております。今後このようなことが起こらぬよう最善を尽くしていただくようお願いをしていきます。

今、少子化が進んでおりますが、これは全庁的に取り組んでいく課題かと思えます。教育委員会におきましては、幼稚園の統合、小中一貫教育のさらなる充実、学習指導要領改訂による小学校での英語教育の教科化、情報機器を活用した授業の充実、かわまちづくり支援制度を活用によるグラウンドの整備、国民体育大会茨城大会の準備等々多くの課題が山積しておりますので、新教育長に引き継いでいきたいと思えます。

議員の皆様方には、各小中幼稚園の入学式、卒業式、運動会、教育研究会等の会合にご出席をいただき、多くのご指導、ご協力、ご支援をいただき、深く感謝申し上げます。特にコミュニティスクールの導入につきましては、教育厚生常任委員会で視察をしていただき、そ

の委員の方々から貴重なご意見、ご指導をいただき、瓜連地区において平成28年度に白鳥学園運営協議会を設置し、スタートしたところでございます。

最後になりますが、議員の皆様方のますますのご健勝とご多幸をご祈念申し上げますとともに、那珂市のますますの発展と市議会のさらなる発展をご祈念いたしまして、退任の挨拶といたします。

6年間という教育長の職にご指導、ご協力をいただきましてまことにありがとうございました。

○議長（中崎政長君） 続きまして、市長、お願いします。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 平成29年第1回那珂市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、平成29年度各種会計予算をはじめ総数37件の議案につきまして慎重なるご審議をいただきました。いずれも原案どおり議決いただき、厚く御礼を申し上げます。

また、各常任委員会におきましては、3日間にわたり新年度の当初予算や各種議案につきまして熱心にご審議をいただき、また貴重なご意見を多数頂戴いたしました。議員各位に対しましては、重ねて感謝を申し上げる次第でございます。

さて、いよいよ本年度も残すところわずかとなってまいりました。この1年市政の進展に向け職員ともども一丸となって精いっぱい取り組んできたところでございます。新年度を前に本日ここに議決されました新年度予算につきましては、議員各位からいただきましたご意見やご要望について留意しながら適切、迅速、明朗な事務事業の執行に努めるとともに、市民生活の安全、安心の確立のため、これまで以上に力を傾注すべく決意を新たにしているところでございます。

また、先ほどご挨拶がありましたが、来る3月31日付で本市の教育行政と市政発展のために6年にわたりご尽力をいただきました秋山教育長が退任いたします。先ほどもお話の中にもありましたが、思い返しますと東日本大震災後に就任されまして、被害甚大な教育施設の復旧、復興に力強く陣頭指揮をとられました。また、戸多小学校や本米崎小学校の閉校に伴い、小中一貫制度を確立し、また幼稚園の統合に奔走され、来年度よりその道筋を立てられるなど大きな実績を残されました。この場をおかりしましてその功績をたたえるとともに、心から感謝を申し上げる次第であります。

今後は長年培われました豊富な知識や経験、そして高邁な知見を惜しみなくお示しいたごき、那珂市の教育行政のためお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

議員の皆様にはご自愛の日々をお過ごしいただき、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げますとともに、引き続き市民の福利向上のためご尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

21日間ご苦勞さまでございました。そしてありがとうございました。

○議長（中崎政長君） 高いところからではございますが、一言お礼を申し上げます。

秋山教育長におかれましては、6年間にわたり那珂市の教育振興のためにご尽力を賜り、議会を代表いたしまして厚く感謝を申し上げます。これからも市民の一人として那珂市のために引き続きご指導、ご協力をお願いいたしましてお礼の挨拶といたします。ありがとうございました。

以上で平成29年第1回那珂市議会定例会を閉会いたします。21日間ご苦勞さまでした。ありがとうございます。

閉会 午前11時53分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

那珂市議会議長 中 崎 政 長

那珂市議会議員 君 嶋 寿 男

那珂市議会議員 遠 藤 実